

# 博士論文

民事司法における司法福祉の展開  
—法律事務所における支援実践の分析—

The Development of Forensic Social  
Work in Civil Justice: An Analysis of  
Support Strategies in Law Firms

2025年度

日本福祉大学大学院  
福祉社会開発研究科  
社会福祉学専攻博士課程

氏名: 宮田 千佳子

# 論文要旨

氏名： 宮田 千佳子

## ◆論文題目

民事司法における司法福祉の展開－法律事務所における支援実践の分析－

## ◆要旨

### 序章（本研究の背景と目的）

2000年以降、司法と福祉の連携は主に刑事司法分野で進展してきたが、市民にとってより身近な民事司法における福祉との連携はその必要性の指摘があるだけで（稲村 2016）、具体的な方法や効果に関する研究は不足している。

そこで本研究は、法律問題に伴う福祉的支援ニーズとそれらへの対応に注目し、民事司法の中核である法律事務所における福祉的支援の必要性を明らかにし、その具体的内容と問題解決に向けた司法福祉実践の可能性を探求することを目的とする。研究課題は、①民事司法における福祉的支援の必要性を社会福祉の理論を用いて明らかにする②法律事務所で行われている福祉的支援の実態を明らかにする③法律相談に含まれる福祉的支援ニーズの内容と必要な支援を明らかにする④司法福祉実践の可能性を探求し、その具体的な実践モデルを提示するの4点である。

本論文は序章、第1～5章、終章で構成され、各章で上記課題を順に検証し、最後に民事司法における司法福祉の展開に向けた試論を述べる。本研究は日本福祉大学倫理審査委員会の承認を受けて実施した（承認番号：20-013, 24-026）。

### 第1章 司法福祉研究における民事司法の位置づけと本研究の視点

心身の障害や生活上の課題に起因する法律問題の解決には、法律問題（規範的解決）だけでなく背景にある課題自体の解決・緩和（実体的解決）を視野に入れる必要があり、司法と福祉が一体となって支援する「司法福祉」の実践が求められている（山口 1994：7）。司法福祉の対象について、山口は民事を含む広い領域を対象としており、海外の司法福祉実践においても同様である。

民事司法は社会福祉との親和性が高く、法律事務所で行われる損害賠償、債務整理、相続などの民事相談にも福祉的支援が必要となる場合がある。しかし、日本の司法福祉研究では家事以外の民事司法に関する研究は乏しく、実践領域としても十分に位置づけられていない。

そこで本研究は、法律事務所で行う福祉的支援を行う筆者の立場からその実態を明らかにし、民事司法における司法福祉実践の必要性とその具体的な実践モデルを提示することを目的とする。

### 第2章 法律事務所における福祉的支援の実態と司法と福祉の連携のあり方

法律事務所における福祉的支援の実態と、その担い手の意識や課題を明らかにする目的で、愛知県内の法律事務所196箇所を対象にアンケート調査を実施した（2021年）。回答115箇所（58%）中、59箇所（51.3%）で社会福祉業務が行われ、この内34箇所（57.6%）で事務員が業務に関与していた。民事・家事・刑事事件の全てにおいて、程度の違いはあれ社会福祉業務が行われており、福祉的支援の体制として、①弁護士が中心となり対応し事務員が補助する「弁護士主導型」②弁護士と社会福祉の知識を有する事務員（以下、福祉職）が協働して対応する「協働型」があることがわかった。この他、一部地域では③社

会福祉士が中心となり対応する「社会福祉士主導型」の事務所も存在する。

次に、これら3形態の事務所で働く事務員2名と社会福祉士1名にインタビュー調査を実施した。結果、形態ごとに特徴と課題、求められるスキルに違いがあり、福祉職が弁護士の近くで事務員の立場から福祉的支援を行う「協働型」の場合、法的支援と福祉的支援の一体性が増し、相談者の抱える問題の実体的解決・緩和に寄与する可能性が示唆された。

### 第3章 法律相談から見いだせる福祉的支援ニーズ

筆者が勤務するX法律事務所の2022～2023年の相談事例398件を分析した。このうち福祉的支援を行ったのは97件（24.4%）で、個人相談の約4割が該当した。

本調査からは、福祉的支援を行った法律相談には、①相談者の能力の課題②相談者の生活環境に起因する課題③福祉制度の限界や運用上の課題という3つの主要課題が内在することが判明した。次に福祉的支援を行った相談の類型化を試みたところ、「後見制度の利用」「福祉機関の関与」「支援する家族」「本人の問題意識」の4項目が、福祉的支援の要否を判断する重要な指標であり、先の3つの主要課題とも関連していることがわかった。この4項目に基づき、①法的支援の過程で新たな福祉的支援ニーズが顕在化する「福祉の必要性後出型（以下、後出型）」②相談当初から福祉的支援ニーズが明確に認識される「福祉の必要性顕著型（以下、顕著型）」③実体的解決のためには潜在する福祉的支援ニーズを掘り起こす必要がある「福祉の必要性潜在型（以下、潜在型）」④法的支援の過程で福祉専門職の知見が活用される「専門知見協働型（以下、協働型）」の4類型に分類できることが確認できた。

### 第4章 法律事務所における司法福祉実践の試行的展開

法律相談に内在する福祉的支援の必要性について、弁護士が確認できる典型的内容は、相談者が法律問題の解決において必要とされる判断能力を持っていないことである。相談初期にこれを確認する手順があれば、福祉的支援の必要性を弁護士が早期に把握できる。そこで始めに相談初期に福祉的支援の要否、支援の方向性及び相談の類型を把握する目的で「福祉的支援の必要性を判断するフローチャート」を作成した（図-1）。

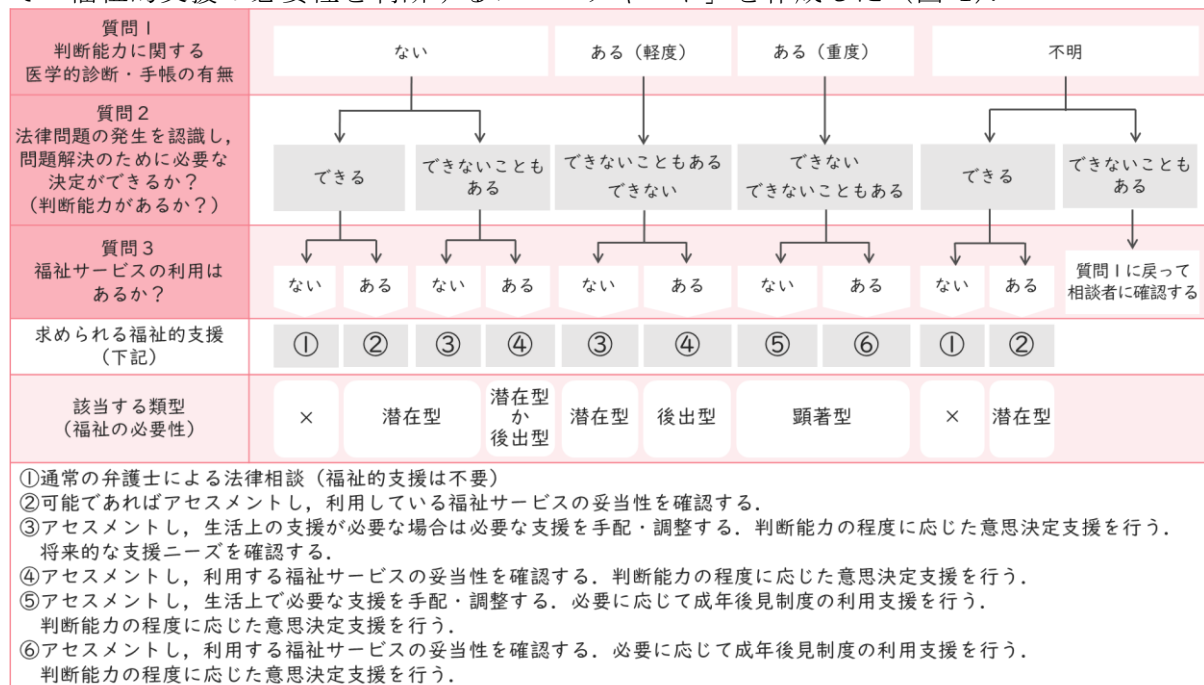


図-1 福祉的支援の必要性を判断するフローチャート

次に、類型ごとの特徴を踏まえ、X法律事務所における司法と福祉の協働による支援について行動仮説を設定した。そして、フローチャートを実際の法律相談に適用し、4類型に該当する相談を1例ずつ抽出し、仮説に基づく支援を行い、その内容を司法福祉の視点から分析し、仮説の精緻化を図った。結果、類型ごとに相談の特徴や支援で重視すべき点

に違いがあることがわかった。後出型では、相談者が法的支援を受容し主体的に問題解決に向かえるよう、生活状況や感情面に配慮した支援が求められる。顕著型では、生命の安全と生活の安定のため、本人の生活を支える福祉関係者と連携しながら支援を行うことが求められる。潜在型では、弁護士や福祉職が感じ取る微細な違和感を確実に福祉的アセスメントに結びつけることが、潜在する福祉的支援ニーズに気づく上で重要である。専門知見協働型では、相談内容が福祉の現場に深く関わるものであるため、福祉職は、弁護士が福祉現場の実情を理解し適切な解決策を提示できるよう支援する役割を担う。一方、複数の類型に共通する支援要素として、①課題の階層化と解決の優先順位づけ②信頼関係の構築③安心感の醸成などが見いだされた。

## 第5章 試論－民事司法における司法福祉の展開に向けて－

法律事務所における司法福祉実践の意義は、①従来の課題中心アプローチに基づく法律相談を、問題解決アプローチへと発展させること②問題の実体的解決のために福祉的支援が必要であるにも関わらず、従来の法律相談では対応不十分であった「潜在型」と「専門知見協働型」の相談に対し、福祉職との協働による支援を可能とすることである。そして司法福祉実践を成立させるには、弁護士の「法的支援」と福祉職の「相談支援・生活支援」を一体的に展開し、各支援間および相談者・弁護士・福祉職の三者間に多様な相互作用を生み出すことが不可欠である。実践においては、弁護士は相談者の判断能力から感じ取った違和感を福祉職による支援へと繋げる力が、福祉職はそれらの違和感をアセスメントにつなげる専門知見に加え、弁護士と協働するための民事司法に関する知識や理解という民事司法領域特有の司法福祉実践能力が必要である。そして、実践における福祉職の存在意義は、弁護士との協働によって法律相談を問題解決アプローチへと導き、さらにエンパワメント・アプローチへと発展させることで、相談者がパワーレスな状況から脱却し主体性を回復する契機をつくる点にある。また、相談者を取り巻く環境（家族等）を単なる解決の「資源」としてではなく、時に「支援を要する対象」と捉え直すことで、相談者の問題の実体的解決にも繋がる。もっとも、こうした複雑で多層的な支援を行う福祉職は、司法と福祉の狭間で倫理的葛藤に直面しやすい。それは、異なる論理が交錯する実践現場において避けがたい課題であり、むしろ、そのような状況において対話と相互調整によって妥協点や新たな解決策を見いだしていく過程こそが、司法福祉実践の本質的意義と考える。

## 終論 本研究の結論、意義と限界

本研究の意義は4点ある。①民事司法が司法福祉の重要な実践領域であることを理論的に確認し、その特有の意義を明らかにした②法律事務所での司法福祉実践では、支援間や相談者・実践者間の相互作用が重要であり、民事司法の知識を前提に、法律相談で感じ取る微細な違和感を確実にアセスメントに繋げる実践能力が求められることを明らかにした③福祉職の専門性が司法福祉実践を問題解決アプローチからエンパワメント・アプローチへと発展させる点を示した④法律事務所における司法福祉実践マニュアルを提示し、民事司法における司法福祉の実践を体系化した。

本研究の限界は、①実践モデルの検証が不十分②司法福祉実践能力や人材育成に関する理論的・政策的議論の不足③研究デザイン上の制約（選択バイアス）である。

今後の研究課題は、フローチャートやマニュアルを実際の法律相談で運用し、その有効性を実証的に検証することである。こうした検証と改善の積み重ねは、司法福祉実践の定着と普及に向けた重要な一歩となる。また、本実践の意義を法曹界へ広く共有し、実践ツールを法律事務所へ普及させることが求められる。そのためには、弁護士向け研修プログラムの開発や事例共有など、情報共有を促す取り組みが必要であり、これらを通じて担い手の養成と職域確立に向けた政策的研究を進めることが重要である。

（引用文献）稲村厚（2016）「民事司法における法律専門職と福祉分野の連携－発達障害事例からの考察」『司法福祉学研究』16, 35-48. 山口幸男（1994）「第1編 司法福祉の展開 第1章 司法福祉の発展」加藤幸雄・野田正人・赤羽忠之編『司法福祉の焦点－少年司法分野を中心として－』ミネルヴァ書房, 2-17.

# Abstract of Doctoral Dissertation

Surname, First name : Miyata, Chikako

【Title】

**The Development of Forensic Social Work in Civil Justice: An Analysis of Support Strategies in Law Firms**

【Abstract】

## **Introduction: Background and Objectives**

Since 2000, collaboration between the legal and social welfare sectors in Japan has advanced significantly, primarily within the criminal justice system. While the necessity of systematic collaboration in civil justice—a field closely related to citizens' daily lives—has been noted (Inamura, 2016), empirical research into specific methodologies and their efficacy remains sparse.

This study addresses this gap by examining the social welfare needs inherent in civil disputes and the interventions required to address them. The primary objective is to clarify the necessity of welfare support within law firms—the frontline of civil justice—and to explore the potential of forensic social work for effective, holistic problem-solving. To achieve this objective, the study addresses the following four research questions: (1) to establish the theoretical foundation for welfare support in civil justice through the lens of social work theory, (2) to identify the current landscape of welfare support practices within law firms, (3) to analyze the nature of welfare needs identified in legal consultations and the professional competencies required to address them, and (4) to propose a concrete practical model for forensic social work in this domain.

This dissertation consists of an introduction, five chapters, and a conclusion. Each chapter sequentially addresses these research questions, culminating in a preliminary theory for the development of forensic social work in civil justice. All research was conducted with the approval of the Nihon Fukushi University Ethics Committee (Approval Nos. 20-013 and 24-026).

## **Chapter 1: Civil Justice in Forensic Social Work: A Literature Review and Research Perspective**

Yamaguchi (1994) argues that the effective resolution of legal issues rooted in physical, mental, or socio-economic challenges requires more than "normative" (legal) outcomes; it demands the "substantive" resolution or mitigation of underlying life challenges. This perspective necessitates a forensic social work approach in which justice and welfare function in unison. Regarding the scope of forensic social work, Yamaguchi advocates for a broad domain that encompasses civil matters, a view mirrored in international practices. Civil justice has a high affinity with social welfare, and welfare support needs are often included in civil consultations handled by law firms, such as damages claims, debt restructuring, and inheritance. However, Japanese research has historically overlooked civil justice beyond family law, and it has not been sufficiently established as a field of practice.

Therefore, this study aims to clarify the welfare support needs inherent in legal consultations and the required interventions from the perspective of a practitioner-researcher within a law firm. The discussion culminates in a preliminary theory for the development of forensic social work in civil justice—a framework in which justice and welfare function in unison.

## **Chapter 2: Current Practices and Models of Welfare Collaboration within Law Firms**

To investigate the current state, practitioner perceptions, and professional challenges of welfare support within law firms, a survey was conducted in 2021 among 196 firms in Aichi Prefecture (achieving a 58% response rate). The data revealed that 51.3% of the responding firms (59 offices) engaged in social welfare-related tasks, with 57.6% of these involving clerical staff in the operations. Welfare interventions spanned civil, family, and criminal cases

to varying degrees. Based on these results, this study identifies three distinct structural models: (1) "Attorney-led," where staff assist the attorney; (2) "Collaborative," where attorneys work alongside support staff acting as both legal assistants and welfare professionals; and (3) "Social worker-led," an emerging model in certain regions where certified social workers take the lead.

Qualitative interviews suggested that the "Collaborative Model," by integrating welfare professionals directly into the firm's operations, enhances the cohesion between legal and welfare interventions, thereby contributing significantly to the substantive resolution and mitigation of client problems.

**Chapter 3: Identifying Welfare Needs in Legal Consultations**

An analysis of 398 cases (2022–2023) at "Law Firm X" revealed that welfare support was provided in 24.4% of all cases, accounting for 40% of individual consultations. The study identified three primary underlying challenges in these cases: (1) issues regarding client capacity, (2) environmental factors, and (3) limitations of the welfare system.

Building on these findings, the study determined that four specific factors—"utilization of the adult guardianship system," "involvement of social services," "presence of supportive family," and "the client's own problem awareness"—serve as critical indicators for assessing the necessity of welfare support. These four indicators are closely interlinked with the three primary challenges mentioned above. Based on these indicators, a four-fold typology was established: (1) Post-hoc Necessity, where needs emerge during the legal process; (2) Evident Necessity, where needs are clear from the outset; (3) Latent Necessity, where potential needs must be unearthed for substantive resolution; and (4) Specialized Expertise Collaboration, where welfare expertise is utilized to inform legal strategy.

**Chapter 4: Pilot Implementation of Forensic Social Work Practice in Law Firms**

This chapter explores the practical application of forensic social work within legal consultations. A primary indicator for attorneys to determine the necessity of welfare support is whether a client possesses the decision-making capacity required to resolve their legal issues. Since identifying this capacity is the most accessible entry point for attorneys, a "Welfare Support Needs Screening Flowchart" was developed (Figure 1). This tool serves as a practical guide for attorneys to identify the necessity, direction, and specific typology of support at the earliest stage of consultation.

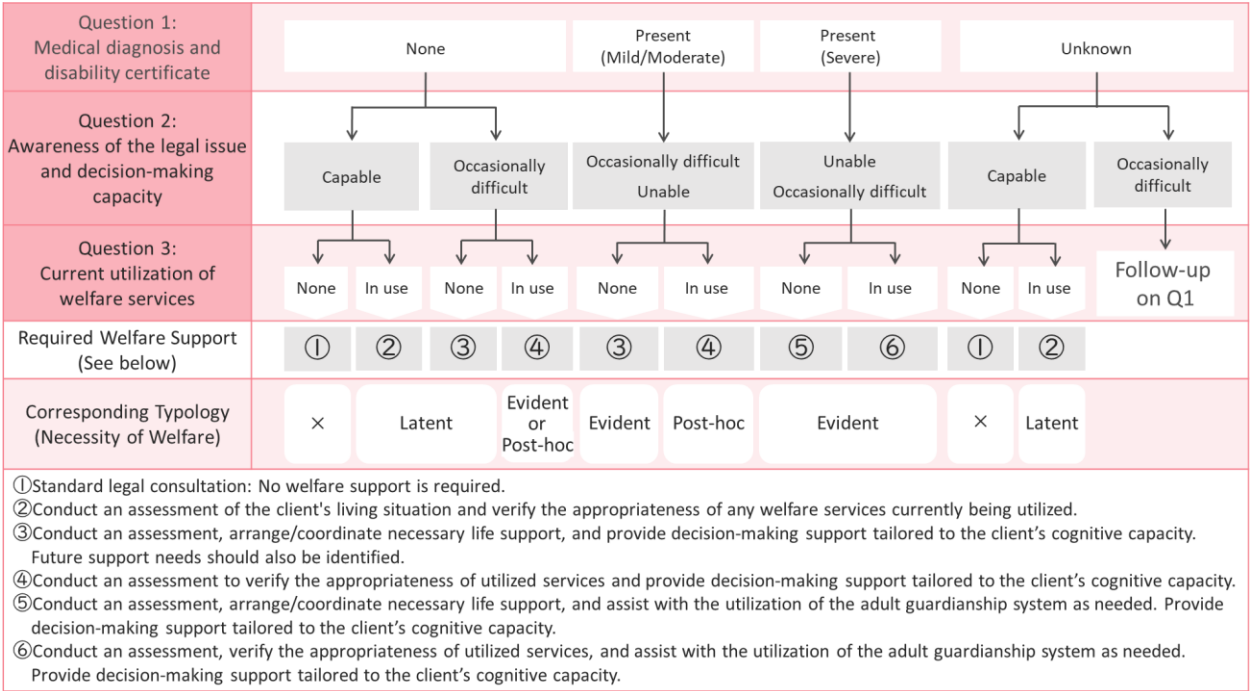


Figure 1: Welfare Support Needs Screening Flowchart

To evaluate this model, action hypotheses were established for legal-welfare collaboration at Law Firm X. Applying the screening flowchart to actual consultations, one case was selected from each of the four typologies. Following hypothesis-based interventions, these cases were analyzed from a forensic social work perspective to refine the hypotheses. The

results revealed distinct characteristics and priorities for each typology. For Post-hoc, support must prioritize the client's living environment and emotional state to ensure they can accept legal aid and engage proactively in problem-solving. In Evident cases, coordination with external welfare stakeholders is vital to secure the client's physical safety and daily stability. For Latent, the key lies in the professional's ability to link subtle discomfort (clinical intuition) to formal welfare assessments. In Specialized Expertise Collaboration, welfare professionals play a crucial role in helping attorneys understand the complexities of welfare settings to provide effective solutions.

Beyond these differences, the study identified essential support elements common to all typologies: (1) the hierarchization of complex issues and the prioritization of their resolution, (2) the deliberate building of a trusting relationship, and (3) fostering a sense of psychological security for the client.

## **Chapter 5: Discussion —Towards the Development of Forensic Social Work in Civil Justice**

The significance of practicing forensic social work within a law firm is twofold. First, it facilitates the evolution of legal consultations from a traditional "issue-centered approach" toward a more holistic "problem-solving approach." Second, it enables effective intervention for "Latent" and "Specialized Collaborative" cases—types that conventional legal frameworks often fail to address despite the clear necessity for substantive resolution through welfare support. Successfully operationalizing forensic social work requires integrating legal support with counseling and life support. This integration fosters multifaceted interactions within the triad of client, attorney, and welfare professional.

Attorneys must cultivate the ability to translate their clinical intuition regarding a client's decision-making into appropriate welfare referrals. Conversely, welfare professionals need the expertise to formalize these intuitive observations into systematic assessments, complemented by a specialized competency in civil justice to ensure effective collaboration with legal counsel. The professional value of welfare experts in this domain lies in transforming legal consultations from simple problem-solving into an "empowerment approach." This process provides a critical opportunity for clients to transcend their vulnerability and reclaim their autonomy. Furthermore, by re-conceptualizing the client's environment—such as family—not merely as a "resource" for resolution but as "subjects also entitled to support," practitioners can achieve a truly substantive and holistic resolution.

Admittedly, welfare professionals navigating these multi-layered systems often face ethical dilemmas where legal and welfare rationales diverge. However, such tensions are an inherent reality at the intersection of differing professional logics. Rather than viewing these dilemmas as barriers, the process of negotiating compromises and innovative solutions through dialogue is, in itself, the quintessence and core value of forensic social work.

## **Conclusion: Significance and Future Directions**

The significance of this study is distilled into four pillars. First, it theoretically establishes civil justice as a vital and distinct practical domain for forensic social work. Second, it highlights the competency to integrate legal knowledge with the clinical sensitivity to capture subtle cues during interactions and translate them into formal assessments. Third, it shows how welfare expertise shifts legal practice toward an empowerment-based approach, fostering client autonomy. Finally, it systematizes practice by proposing a manual and assessment flowchart tailored for the law firm environment.

Despite these contributions, several limitations remain. First, the proposed practice model requires further empirical verification through a larger number of cases. Second, there is a need for more robust theoretical and policy-level discourse regarding professional competencies and human resource development. Finally, methodological constraints, such as potential selection bias inherent in the research design, must be acknowledged.

Future research should prioritize the empirical validation of the flowchart and manual across diverse legal contexts. Such evidence is essential for the institutionalization of forensic social work. Furthermore, scaling these practices requires developing specialized training programs for attorneys and platforms for interprofessional case-sharing. Through these efforts, future policy research should aim to formalize professional training and establish forensic social work as a recognized, specialized domain within the civil justice system.

(References) Inamura, A. (2016) Minjishihō ni okeru horitsusenmonshoku to fukushibunya no renkei: Hattatsushogajirei kara no kosatsu, *Shihofukushigakukenkyū*, 16, 35-48. Yamaguchi, Y. (1994) *Dai 1 hen Shihofukushi no tenkai Dai 1 sho shihofukushi no hatten*, Kato, Y. and Noda, M., Akabane, T. eds., Shihofukushi no shoten: Shonenshihobunya wo chushin to shite, Minerva Shobo, 2-17.

## 目次

序章.....	1
第1節 研究の背景 .....	1
第2節 研究の目的と方法.....	2
第3節 倫理的配慮 .....	3
第4節 本研究における用語の説明.....	3
第5節 論文構成.....	4
<b>第1章 司法福祉研究における民事司法の位置づけと本研究の視点 .....</b>	<b>6</b>
第1節 テーマに関する司法福祉研究の動向.....	6
第2節 司法福祉研究における民事司法の位置づけ.....	13
第3節 本研究に反映すべき視点.....	25
<b>第2章 法律事務所における福祉的支援の実態と司法と福祉の連携のあり方 .....</b>	<b>28</b>
第1節 司法領域で働く福祉職の専門性と専門職アイデンティティに関する研究動向 ..	28
第2節 法律事務所における福祉的支援の実態とその担い手の意識や課題に関する調査	32
第3節 法律事務所における司法と福祉の連携のあり方 .....	39
本章の結論 .....	53
<b>第3章 法律相談から見いだせる福祉的支援ニーズ.....</b>	<b>54</b>
第1節 調査目的と方法 .....	54
第2節 結果①－法律相談の概要と福祉的支援を行った相談－ .....	56
第3節 結果②－福祉的支援を行った相談の類型化－ .....	60
第4節 考察 .....	66
本章の結論 .....	70
<b>第4章 法律事務所における司法福祉実践の試行的展開.....</b>	<b>72</b>
第1節 法律相談において福祉的支援の必要性を判断するフローチャートの策定.....	72
第2節 司法福祉実践モデルの仮説的提示 .....	75
第3節 事例分析を通じた実践モデルの精緻化.....	81
本章の結論 .....	117

<b>第5章 試論－民事司法における司法福祉の展開に向けて－</b> .....	<b>120</b>
第1節 法律事務所における司法福祉実践の意義と実践に必要な要素 .....	120
第2節 法律事務所における司法福祉実践マニュアルの提示 .....	126
本章の結論 .....	138
<b>終章 本研究の結論，意義と限界</b> .....	<b>140</b>
第1節 本研究の結論 .....	140
第2節 本研究の意義 .....	142
第3節 本研究の限界 .....	145
第4節 今後の研究課題 .....	146
<b>謝辞</b> .....	<b>147</b>
<b>文献</b> .....	<b>148</b>
<b>付録</b> .....	<b>158</b>

## 序章

本章では、研究の背景、目的と方法、用語の定義、論文構成について述べる。

### 第1節 研究の背景

2000年以降、司法と福祉の連携は大きく進んだ。特に刑事司法の分野では、罪を犯した高齢者や障害者を必要な福祉的支援につなげ、再犯することなく社会復帰させることが社会問題となるなかで、福祉の視点を取り入れた刑事政策が進められ、それに導かれるように両者の連携が進んだ。家事・民事の分野でも、2000年の介護保険制度と成年後見制度の開始、2003年の支援費制度の施行、2004～2011年の児童・高齢者・障害者の虐待防止法の制定等をきっかけとして、児童や高齢者、障害者等の権利擁護<sup>1)</sup>の場面で、福祉との連携が意識されるようになった(熊田2017, 羽生2024)。市民生活で起こる家事・民事紛争の相談窓口である法律事務所でも、法律相談のなかで福祉的支援の必要性が認識され始め、社会福祉士を雇用する事務所も増え始めている。心身の障害や生活上の困難・課題に起因する法律問題の解決においては、司法と福祉が別個に関わるのではなく、一体のものとして支援を展開していく司法福祉の実践が求められている(山口1994)。

筆者は、法律事務所に勤務する社会福祉士である。法律事務所に寄せられる法律相談にも、その根本的原因が相談者の生活上の課題や心身の特性と社会環境との相互作用にあり、法律問題を解決しただけでは生活の安定や新たな問題発生の予防には至らないケースがある。債務整理や消費者被害といった民事案件は、法律事務所に数多く寄せられる相談であるが、民事案件における福祉的支援に関する研究は、必要性の指摘が見られる程度であり(稲村2016, 平林2020)、司法福祉の視点からの踏み込んだ研究は行われていない。法律事務所の社会福祉士は司法の現場でソーシャルワークを行える立場にあり、司法による解決を求める問題に対して、法的支援と一体で福祉的支援を行うことで、問題の実体的解決・緩和を目指すことも可能である。このような重要な位置に存在するにも関わらず、民事司法で福祉業務を担っている者の実態はいまだ明らかにされておらず、法律事務所に寄せられる相談に内在する福祉的支援ニーズに対し、総合的に誰がどう関わっていくかを論じる研究は十分に行われていない。

そこで本研究では、司法福祉が課題とする法律問題に伴う福祉的支援ニーズとそれらへの対応に注目し、民事司法の中核である法律事務所において、司法と福祉がどのように連携し、いかなる支援を行えば、司法に提起された問題そのものが解決・緩和されるのかについて明らかにしたい。

## 第2節 研究の目的と方法

本研究では、民事司法における福祉的支援の必要性とその具体的内容を明らかにする。そして、問題の規範的解決と実体的解決・緩和に向けた司法福祉実践の可能性を探求することを目的とする。

研究課題は次の4点である。①民事司法における福祉的支援の必要性を、社会福祉の理論を用いて明らかにする、②民事司法の中核である法律事務所では、現在、どのような福祉的支援が、誰によって行われているかを明らかにする、③法律事務所に寄せられる法律相談に含まれる福祉的支援ニーズの内容と必要な支援について明らかにする、④民事司法における司法福祉の具体的な実践モデルを提示する。

この4点について、次の方法を用いて明らかにする。

①本研究の問題意識が司法福祉の概念にどう位置づくかについて文献を用いて検討する。本論文で用いる司法福祉の概念の整理を行い、司法福祉の研究動向について概要を踏まえ、本研究が焦点をあてる「民事司法」について、司法福祉研究におけるその位置づけを確認する。これらを踏まえ、本研究で焦点化する視点と内容について提示する。

②愛知県内の法律事務所を対象にしたアンケート調査と、法律事務所福祉的支援を担う事務員2名と社会福祉士1名に対してインタビュー調査を実施する。

③勤務先法律事務所を対象に量的調査を実施する。同事務所が所有するデータのうち、過去2年間に同事務所が受けたすべての法律相談について、相談者の基本属性、相談内容及び行った支援内容等を抽出して一覧表に整理し、類型化を試みる。分析方法は単純集計、クロス集計及びクラスター分析である。

④勤務先法律事務所ですらに福祉的支援が必要だと判断した法律相談の事例を用いて、ソーシャルワーク実践評価の方法である事例研究を実施する。法律事務所における司法福祉実践について、量的調査で明らかになった類型ごとの特徴を踏まえながら、弁護士と事務員（福祉職）がどのように連携・協働すれば司法福祉が重視する規範的解決と実体的解決・緩和を意識した支援ができるかについて仮説を立てる。次に、同事務所に実際に寄せられる法律相談から弁護士が研究対象となる法律相談（各類型に相当する相談）を選定し、相談者の同意を得た上で仮説に基づいた支援を実際に行う。そして、弁護士とともに行った支援の内容を振り返って検証し、相談者にも受けた支援についていかなる感想を抱いたかについてヒアリングを行う。

これらの調査を通して、民事司法における福祉的支援の必要性を明らかにし、その具体的内容と規範的解決と問題の実体的解決・緩和に向けた司法福祉実践の可能性について探求していく。

### 第3節 倫理的配慮

本研究では、「ヘルシンキ宣言」、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、「個人情報保護法」に則り、調査研究を実施した。第2章のアンケート調査とインタビュー調査、第3章の量的調査および第4章の事例研究は、日本福祉大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認を得た（承認番号 20-013, 24-026）。そのほか、「日本福祉大学大学院倫理ガイドライン」を遵守し、必要な倫理的配慮を行った。

### 第4節 本研究における用語の説明

#### 1. 司法福祉

「司法福祉」とは、問題の解決・緩和が司法の課題として提起されるとき、法による「規範的解決」が、社会的事実として生起している問題自体の解決・緩和、すなわち問題の「実体的解決」と一体なものとして展開されるよう、司法と福祉が一体となって問題の実体的解決を追求する具体的業務である（山口 1994 : 7）。

#### 2. 民事司法

「民事司法」とは、日常生活で起こる私人（個人や企業）間の権利義務に関する紛争を解決する司法手続きのことであり、代表的なものは契約トラブルや損害賠償、債務不履行などである。「家事」は民事司法の一部であり、代表的なものは離婚、養子縁組、相続などで、家庭裁判所での調停や審判など柔軟な手続きが用いられ、当事者の感情や福祉への配慮が重視される。

#### 3. 法律事務所

「法律事務所」とは、1名またはそれ以上の弁護士で構成され、法律事務を業として行う事業体を表す。弁護士の法律事務を補助する事務員もその構成員に含まれる。また、法人格のあるなしは問わない。

#### 4. 事務員

「事務員」とは、法律事務所で弁護士の法律事務を補助する者を表す。法律事務所の事務員の主な業務は、電話対応、来客対応、弁護士のスケジュール管理、裁判所提出書類等の作成・提出、その他法律事務の補佐であり、これらの業務を弁護士の指示に基づいて行う。

#### 5. 福祉職

本研究における「福祉職」とは、大学や専門学校等で社会福祉の専門教育を受けた者で、ソーシャルワークの視点による福祉的支援を業として行っている者を表す。社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者も含まれる。

## 6. 社会福祉業務

「社会福祉業務」という言葉は、第2章の調査において使用したものである。調査では、「社会福祉業務」について「児童，母子，心身障害者，高齢者など，社会生活を送る上で配慮を必要とする人々を対象に行う福祉や医療に関する支援業務」という内容であると説明した。本研究においても同様の意味で用いる。

## 7. 福祉的支援

本研究では「福祉的支援」という言葉を、「児童，母子，心身障害者，高齢者など，社会生活を営む上で特別な支援を必要とする人々を対象に行う，生活上の課題に対して行われる包括的な支援」という意味で用いる。

## 8. 判断能力

「判断能力」とは，民法において規定される「意思能力」と「事理弁識能力」の総称である。意思能力とは「法律関係を発生させる意思を形成し，それを行為の形で外部に発表して結果を予防，予測できる知的能力」であり，その有無は，画一的，形式的に判断されるのではなく，個々の法律行為に即して具体的に判断されるとされている（法令用語研究会編 2012：19）。したがって，財産行為を行うために必要とされる意思能力と婚姻・離婚・養子縁組などの身分行為を行うために必要とされる意思能力とは異なるものであり，また，同じ財産行為であっても，年金程度の管理を行う場合と，不動産や多額の預貯金の管理といった高度の財産管理では，求められる意思能力の程度は異なると考えられる（新井・赤沼・大貫編 2014：398）。一方，事理弁識能力とは，ものごとの意味あるいは自らの行為の意味を理解する精神的能力と定義されている（山野目編 2018：489）。

以上を踏まえ，本研究では，「判断能力」を「発生した法律問題を解決するために必要な手続きを理解し，単独で行うことができる，あるいはその実行を他者に依頼することができる能力」という意味で用いる。

## 第5節 論文構成

本論文は5つの章から構成される。序章では，研究の背景，目的と枠組みについて述べ，論文の構成と用語の定義を示す。

第1章では，本研究の問題意識が司法福祉の概念にどう位置づくかについて文献を用いて確認する。そして民事司法における福祉的支援の必要性やその実態に関する研究をレビューし，本研究で焦点化する視点と内容を明確にする。

第2章では，司法領域における福祉的支援について文献調査で研究動向を確認した上で，民事司法の中核である法律事務所における福祉的支援の実態とその担い手が抱く意識や課題をアンケート調査によって明らかにする。さらに，法律事務所における福祉的支援の内

容と司法福祉実践に向けた司法と福祉の連携のあり方をインタビュー調査によって明らかにする。

第3章では、法律事務所の相談の概要と福祉的支援を行った法律相談に共通する特徴や課題を量的な分析で明らかにする。

第4章では、法律事務所における司法福祉実践の可能性を、事例研究の手法を用いて探求する。

第5章では、これまでの調査結果を踏まえ、民事司法における司法福祉の展開に向けた試論を述べる。

終章では、本研究の結論、意義と限界、今後の研究課題について述べる。

[注]

- 1) 岩間（2007，2011）によると、権利擁護の中核は、各種の虐待や経済的被害、機会の剥奪や不当な扱い、差別や中傷等の「権利侵害からの保護」と衣食住等の「基本的ニーズの充足」にあるが（狭義の権利擁護）、真に目指すべきは、本人の主體的な生き方や自己実現を保障する「積極的権利擁護」である。本論文では、民事司法における権利回復を、この自己実現のプロセスを開始する起点と位置づける。したがって、本論文における「権利擁護」という用語は、権利回復と生活再建が進む「動的なプロセス」を意味するとともに、岩間の説く積極的権利擁護の視点、すなわち実質的な「権利保障」を具現化する過程が含まれている。

## 第1章 司法福祉研究における民事司法の位置づけと本研究の視点

本章では、本研究で論じる民事司法における司法福祉実践が司法福祉の概念にどう位置づくかについて検討する。第1節では、本研究に関する司法福祉研究の動向を確認する。第2節では、本研究が焦点をあてる「民事司法」について、司法福祉研究におけるその位置づけを確認する。以上をふまえ、第3節では本研究で焦点化する視点と内容について提示する。

### 第1節 テーマに関する司法福祉研究の動向

#### 1. 司法福祉の発展経緯－政策的動向－

司法領域の福祉的機能は、少年保護の施策として始まった。1883年に感化院（現在の児童自立支援施設）が設立され、非行少年に刑罰ではなく、保護して教育し、矯正する事業が開始された。1922年には旧少年法が制定され、非行少年を行政機関である少年審判所で審理し、感化院や矯正院（現在の少年院）、病院などに入院させるといった保護処分がなされるようになった。戦後は、非行少年に対して刑罰より福祉的処遇により立ち直りに関与することが期待されるようになり、1949年に家庭裁判所が設置され、家庭裁判所調査官を中心に福祉的視点を踏まえた教育的措置が行われるようになった。これら家庭裁判所調査官の実践を基礎として、司法福祉の概念が定義された。

一方、成人に対して保護観察制度が創設されたのは1936年施行の思想犯保護観察法によってであり、ここで初めて法律上「保護観察」という言葉が用いられた（藤本・生島・辰野2016：17）。しかし、一般の刑務所釈放者や執行猶予者に対しては、少年保護や思想犯保護と異なり、国の保護実施機関はなく、民間の慈善団体の活動に委ねられていた（藤本・生島・辰野2016：17）。1949年になってようやく犯罪者予防更生法が成立・施行し、成人に対する保護観察制度が創設された。この法は、2007年に更生保護法が制定されるまでわが国の更生保護制度の基本法であり続けた。

2000年以降になると、罪を犯し刑事手続きにかけられた人のうち、障害や高齢等の理由で支援を必要とする人たちをいかにして福祉的支援につなげ、再犯することなく社会復帰させるかが社会問題となった。その対応として、司法の中に福祉を取り込む形での連携が、医療観察制度の創設や更生保護制度の改正、刑務所の福祉職による社会復帰支援（出口支援）等の政策として進められるようになった。その対策を強化する形で、福祉的支援を必要とする起訴猶予や執行猶予で釈放見込みの被疑者・被告人について身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組み（検察庁での福祉専門職による入口支援）も始まった。2016年には再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、地方公共団体に、地域の再犯の防止等に関し、国と適切に役割分担しながら地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務があると規定され、自治体とそこに住む地域住民が一体となって再犯防止を推進することが期待されている。ただしこの点については、再犯防止に主眼を置いた福祉的支援が展開されることに対して、「福祉が本来的に期待される生活支援や権利擁護といった機能や役割を逸脱し、再犯防止を主目的とした監視・監督の機能を求められる、あるいは自ら進ん

でその役割を引き受けるようになる」という「福祉の司法化」を危惧する指摘がされている（水藤 2016：56）。

一方、民事司法のなかでも特に家事に関する領域では、2000年の介護保険制度と成年後見制度の開始、2003年の支援費制度の施行、2004～2011年の児童・高齢者・障害者の虐待防止法の制定等をきっかけとして、児童や高齢者、障害者等の権利擁護の場面で、司法側が福祉の専門的な関与の必要性を再認識するとともに、福祉側も権利擁護の実効化を図るために司法の知識や協働の必要性を強く意識するようになり、両者の連携が喫緊の課題として促進されてきた（熊田 2017、羽生 2024）。

## 2. 司法福祉の定義をめぐる議論

山口（1994：7）は、人間関係の成熟や人間発達に関わる課題を基底にもつ「問題」が顕著に広がりを見せる現代社会において、「こうした問題の解決・緩和が司法の課題として提起される時、司法は法の精神に則る法的『規範的解決』をすることを基本的任務としておりと同時に（当然のことながら『規範的解決』といっても抽象的な法文言の宣言で終わるものではない。それは国家の実力に基づいた現実的・常識的実効力を発揮するものである）、その『規範的解決』が社会的事実として生起している問題自体の解決・緩和、すなわち問題の『実体的解決』と一体なものとして展開されうるような柔軟な手続きを創出する。それは『実体的解決』を損なわないだけでなく、これを促進しかつ『実体的解決』が法の精神に沿ったものであることを担保するものでなければならない。その意味でも『規範的解決』は『実体的解決』と表裏一体のものであり、相互作用であると言えよう」と述べ、司法と福祉が別々に支援を行うのではなく、一体のものとして支援を展開していく「司法福祉」の実践を提起した。

司法福祉の実践については、2001年に設立された日本司法福祉学会の初代会長である山口（2005：17）が「国民の司法活用の権利を実質化し、司法を通じて一定の社会問題の個別的・実体的緩和・解決を追求する政策とその具体的業務」と説明している。

その後は多くの研究者によって司法福祉の定義が試みられ、行政機関や民間機関による実践を含むとする定義（廣井 2004、藤原 2006）や、権利擁護の視点を取り入れた定義（加藤 2017）がなされた。

直近では、水藤（2025：31-32）が、現代における司法福祉の方向性として、①司法と接触したものとその関係者を対象とすること、②社会福祉を基盤とすること、③個別的・実体的な問題解決を志向すること、④当事者の権利擁護や利益を重視すること、⑤施策や活動にあたっては司法・行政・民間各機関の連携、並びに社会福祉と関連分野との学際性を重んじること、の6点を提示し、この点を踏まえ、司法福祉を「司法と接触した当事者とその関係者の福利向上や権利擁護のために、心理・教育・社会福祉などの知見や方法を活用して、司法・行政・民間各機関の連携を通じた個別的・実体的な問題解決を志向する施策や実践」と定義している。さらに水藤（2025：32）は、ここでいう「司法」には刑事司法、少年司法のみならず民事司法も含まれるとし、「当事者とその関係者」には、犯罪・非

行の加害者や被害者、その家族や関係者に加え、民事手続きの当事者も含まれると説明している。

### 3. 司法福祉活動が求められる領域

家庭裁判所調査官による少年保護の実務展開や研究会活動の中で形成された司法福祉は、その活動領域を次第に、問題の実体的解決を求める家事事件や刑事事件の分野に拡げていった（加藤 2017：13）。その後、2000年代になると、福祉的支援で問題の解決・緩和を行う際に、司法の介入による決着があることが望ましい分野へと司法福祉の領域が広がったとして、司法福祉の領域は以下の3つのタイプに整理された（加藤 2007, 2017）。

- ① 法的決着により問題解決を行うものの、実体的問題解決が必要な領域（例：少年司法、家事審判・調停、人事訴訟、刑事司法における犯罪心理・社会鑑定）
- ② 法的決定に基づいてプロベーションなど教育的、福祉的処遇が行われている領域（例：更生保護・矯正、刑の執行猶予・仮釈放、補導委託、刑務所内外福祉事業（地域生活定着支援センター））
- ③ 実体的問題解決を行う際に、法的決着が課題となってきた領域（例：児童虐待、高齢者/障害者虐待、DV、地域福祉権利擁護（福祉サービス利用援助）、成年後見、被害者援護、修復的司法）

2000年代以降の拡がり領域③に該当し、児童虐待、高齢者・障害者問題、DV、権利擁護、成年後見、被害者援護及び修復的支援といったものが挙げられている（加藤 2017：14）。今後も日本社会の人口減少と少子高齢化が進むなかで、領域③に該当する領域の拡大が予想され、司法福祉の実践が求められる場面も増えるであろう。

地域の法的支援の最前線ともいえる法律事務所に最も多く寄せられる相談は、債務整理や消費者被害といった民事トラブルであるが、加藤の整理によれば、領域①に分類されるべきものである。しかし、加藤が示した例は「少年司法、家事審判・調停、人事訴訟、刑事司法における犯罪心理・社会鑑定」であり、民事司法は含まれていない。

一方、民事司法は海外において、司法福祉活動が求められる領域として捉えられているところもある。たとえばイギリスでは、1995年に中央ソーシャルワーク教育・研修協議会（CCETSW）が公式文書で初めて Forensic Social Work という言葉を用いた。それは「精神の障害により刑事司法制度に関わっているあるいは関わるおそれのある人を対象としたソーシャルワーク」という意味で使われていた（Department of Health 2016）。その後、イギリスでは Forensic Social Work ではなく Forensic Mental Health Social Work という用語が広く使われるようになり、これはのちに保健省でも採用されている（Department of Health 2016）。なお、この定義では刑事司法制度に関わる、という説明があるが、刑事司法に限定するのは狭義の定義であり、広義には、民事分野でのより複雑な任務（治療や賠償額の算定、被害回復のための裁判手続き支援）が含まれるとの指摘がある（Mullen 2000）。

その他、アメリカにおいても Forensic Social Work という言葉が用いられている。アメリカでは 20 世紀初頭、ソーシャルワークは多くの法的機能を担っており、現在のような健康や精神保健の領域よりも司法に近かった（Baker and Branson 2000）。1983年に全米

司法ソーシャルワーカー機構（NOFSW）が設立され、1985年に認定制度を開始したことで、Forensic Social Work がソーシャルワークの専門領域として認識されるようになった（Baker and Branson 2000）。Forensic Social Work については多様な視点からの定義があり、「精神保健と法の交差点で行われる」（Hughes and O’Neal 1983）、「犯罪被害者や加害者を対象とした専門知識と技術」（Roberts and Brownell 1999）、「法制度と福祉制度をつなぐ専門領域」（Barker and Branson 2000）などの説明がある。最も広義な定義は Barker (2003) の「刑事及び民事の法，法律問題及び訴訟（児童福祉，親権，離婚，非行，扶養義務，親族の責任，福祉の権利，強制治療，責任能力を含む）に焦点を当てたソーシャルワークの専門領域」であり，NOFSW もこの説明を用いている。全米ソーシャルワーク協議会（NASW）も倫理規定で民事・刑事分野での社会正義を促進する政策や法改正の提唱を呼びかけており，Forensic Social Worker には法制度と福祉機関の架け橋としての役割が期待されている（McLeod, Natale and Mapson eds. 2024）。

以上のことから，少なくともイギリスとアメリカでは，司法福祉の実践対象を必ずしも刑事司法に集中させてはおらず，民事領域も含まれていると考えることができる。

#### 4. 司法福祉の担い手と専門性

藤原（2017：201）は，司法福祉実践の担い手について，前述の司法福祉の3領域ごとに以下のように整理した。

- ① 司法機関に雇用された司法福祉専門職（家庭裁判所調査官，精神保健参与員等）
- ② 司法機関の決定にかかる業務を行う行政機関や民間機関において活動する司法福祉専門職（法務教官，保護観察官，社会復帰調整官，刑事施設や検察庁の福祉専門職，児童自立支援専門員等）
- ③ 実体的問題解決を行う際に，法的決着が課題となってきた領域に関わる司法福祉専門職  
ここでは以下の2つに分けられる。
  - ・本来は社会福祉業務であるが，問題解決のために法律介入が要求される場合がある分野（児童福祉司，ケースワーカー，社会福祉協議会職員等）
  - ・本来実体的解決を目指す活動領域であり，社会福祉専門職の支援が求められるが，現状は法律専門職が中心的な役割を果たしている分野（成年後見，犯罪被害者援護，修復的司法等）

2007年度から社会福祉士の試験科目に「更生保護制度」と「権利擁護と成年後見制度」という項目が加えられ，ソーシャルワークと法との関連の理解が社会福祉士の基礎知識となった。藤原（2017：205）は，「司法過程において司法とともに，そして司法と異なる方法により，問題解決を図ること」を司法ソーシャルワークと定義し，「その実践はときに司法機関の決定そのものに大きく影響する」と述べた。

社会福祉と司法が重なる領域が広がる一方で，野田（2017：199）は，多くの福祉関係者は司法を，社会防衛的で規律に基づき指示命令をだす自分の活動とは「異質なもの」としか理解しておらず，「司法福祉と関連の深い，あるいはその担い手と考えることができる人々が，自分の仕事が司法福祉に関わるという自覚に至っていない」と指摘する。藤原

(2017:208)は、司法ソーシャルワークは社会福祉の倫理と異なる司法機関の法的手続きと密接不可分であり、その狭間で葛藤を繰り返す倫理的ジレンマが起りうることを指摘する。また、木下(2018)は、司法機関で働く司法福祉の担い手が再犯防止を目指すあまり福祉の本来の目的を見失い、パターンリスティックになりかねないと述べる。これらの指摘は、司法福祉の担い手の教育制度の必要性を示しているが、実践学としての傾向の強いこの分野は研究者の養成が困難で、その結果、教育機関での後継者養成が難しくなる傾向にあると指摘されている(野田2004:213)。

法律事務所で働く社会福祉士等の福祉職は、本来であれば、領域①に含まれるべきであるが、①の担い手は、司法機関に雇用される司法福祉専門職に限定されている。

なお、司法領域の福祉職の業務と求められる専門性について、厚生労働省(2009)、三澤(2009)、原田(2018)、朴(2018)及び日本司法支援センター法テラス公式ホームページ(2025)をもとに整理すると図表1-1の内容となる。

この整理から、司法領域の有資格福祉職(社会福祉士または精神保健福祉士)に共通して必要とされる専門性は、①所属機関の機能に関する知識、②法律知識、③社会福祉あるいは精神保健福祉に関する専門的知識とソーシャルワークの援助技術、④社会情勢に応じて変化する法律や制度を継続的に学ぶ意欲、の4点にまとめられる。つまり、司法福祉の担い手に求められる専門性は、法律の枠組みのなかでソーシャルワークを実践できる能力及び、ソーシャルワークの過程で適時に法律の力を使うことができる能力である。

ただし、ソーシャルワークの理念や原則は、所属する機関が検察庁、刑務所、少年院、保護観察所等の場合、あるいは協働する相手が弁護士の場合等、その組織や他専門職の論理と矛盾し対立することもあり、その違いを理解し許容することが重要との指摘もなされている(千葉県社会福祉士会・千葉県弁護士会編2018:7)。それぞれが所属する機関や活動する分野の司法の知識と機能を理解したうえで、ソーシャルワーカーとしての実践を行うことが求められる。

図表 1-1 司法領域の福祉職の業務内容と求められる専門性

名称	業務内容	求められる専門性
精神保健参与員	医療観察制度の対象となった人の審判において、対象者の通院処遇におけるケアマネジメント等「社会復帰要因」に関わる評価を中心に、その専門的知識や意見述べる（三澤 2009）	精神保健福祉士や精神保健福祉分野の保健師等、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術
地域生活定着支援センター職員	保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して高齢又は障害のため福祉的支援を必要とする矯正退所予定者及び退所者に対して、特別調整 <sup>1)</sup> 等以下の業務を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの確認と受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等の申請支援等コーディネート業務</li> <li>・受け入れた社会福祉施設等に対して必要な助言等フォローアップ業務</li> <li>・福祉サービス等についての相談支援業務（厚生労働省 2009）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士又は精神保健福祉士資格またはこれらの者と同等の業務ができること（1名以上）</li> <li>・利用者の意思や主体性を最大限に尊重できること</li> <li>・十分なアセスメント能力</li> <li>・アセスメント内容に応じた計画・実施能力</li> <li>・犯罪歴、非行歴等、利用者及び関係者の個人情報適切な管理</li> <li>・公正かつ中立的な姿勢</li> <li>・利用者が、地域において福祉的支援が受けられる環境整備と既存の福祉的支援との連携強化の推進（厚生労働省 2009）</li> </ul>
矯正施設（刑務所、少年刑務所、少年院）の福祉職（福祉専門官(常勤)、社会福祉士又は精神保健福祉士(非常勤))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別調整に関わる業務</li> <li>・一般調整（独自調整）に関わる業務</li> <li>・労役場留置者<sup>2)</sup>に対する社会復帰支援（具体例：帰宅先の調整、所内部署間および外部機関との調整、住所設定、障害者手帳取得、介護保険、年金関連の各種手続き支援等）</li> <li>・一部の矯正指導（薬物離脱指導等）や刑務所職員や受刑者に対する福祉関連情報の提供（朴 2018：256-258）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉的支援（ソーシャルワーク）に関する専門的知識</li> <li>・福祉的支援を得ることに対して、対象者の希望と同意を引き出す根気強い働きかけ</li> <li>・社会復帰を見据えて、施設内外の様々な関係者によるフォーマル・インフォーマルな支援ネットワークを構築する技術（朴 2018：258-266）</li> </ul>
検察庁の社会福祉アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事手続きにおいて、起訴猶予（不起訴）や執行猶予で釈放見込みの被疑者・被告人につき、福祉的支援の必要性の検討（原田 2018：239）</li> <li>・福祉的支援が必要な高齢者、障害者、ホームレス等被疑者等に対して、面談等により、福祉サービス活用の提案や相談支援機関の紹介等の助言（鷺野 2020：86）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた短い時間で、対象者と面接を重ね、地域生活復帰を見据えた長期的な支援体制が構築できること</li> <li>・本人が自ら自立更生を決意できるような意思決定支援</li> <li>・対象者に対し権威となることなく、本人中心と自己決定の尊重を自身の基本的な在り方とすること（原田 2018）</li> </ul>
日本司法支援センター法テラス <sup>3)</sup> の情報提供専門職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話や面談で相談者の話を聴き、問題の解決に役立つ法制度を案内したり、法テラスが行う弁護士・司法書士による法律相談に繋げたり、福祉機関等の相談窓口繋げる</li> <li>・上記の業務を円滑に行えるよう、情報収集や関係機関とのネットワーク構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関等の相談員としての経験、社会福祉士または精神保健福祉士の資格、消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタントのいずれかの資格</li> </ul>

## 5. 考察

司法領域における福祉的支援は、非行少年の健全育成を図る中で刑罰ではなく、福祉的措置によって更生させようとする取り組みから始まり、次第に成人の罪を犯した人にその対象を広げてきた。非行や犯罪といった結果だけを見るのではなく、それが起こるに至った事情が考慮されるようになり、さらには、犯罪に至った原因が必ずしも本人の問題だけではなく、本人の置かれた社会や環境の問題でもあるとの認識が広がるにつれて、それに呼応する形で刑事司法における福祉的支援が政策的に発展してきた。その後、この視点が民事の領域まで拡がり、司法福祉の対象領域が拡大していったことがわかる。

司法福祉の3領域ごとの先行研究を概観すると、領域①法的決着により問題解決を行うものの、実体的問題解決が必要な領域については、刑事司法あるいは家事審判・調停の手続きのなかで行われる実践として、主に家庭裁判所調査官の専門性、それも技術的な側面から研究が進められてきた(野田 1994, 廣井 2009, 飯田 2010, 廣井 2015 など)。廣井(2012)は、家庭裁判所には法的思考(法的基準をもとに、過去の事実を法的観点から認定し、「白か黒か」の二分的判断を下すための、論理的で分析的な思考法で過去指向性を持つ)と臨床的思考(対象の個別的性質に基づき、事実を多面的に認識し、灰色の領域を重視しながら問題解決を目指す、ら旋的で全体的な思考法で未来志向性を持つ)が求められ、家庭裁判所調査官の役割である「司法臨床」は、この二つの交差点に位置づけられると述べた。

領域②法的決定に基づいてプロベーションなど教育的、福祉的処遇が行われている領域については、刑事司法の担い手である、検察庁や矯正施設、地域生活定着支援センター等の行政機関で働く社会福祉士または精神保健福祉士資格を有する福祉専門職などのソーシャルワークに関する研究が蓄積されている。これらの先行研究については、第2章第1節で詳しく確認するが、特に法律の枠組みの中で司法による制限を受けながらソーシャルワークを実践する困難さや課題に関する研究が多く(佐藤 2006, 廣井 2012, 伊豆丸 2014, 桑原 2016, 松永 2018, 朴 2018, 垣内 2020, 中村 2021a など)、克服に向けた研修やガイドラインの必要性などが提起されている(桑原 2016, 鷲野 2018, 垣内 2020, 中村 2020b)。

領域③実体的問題解決を行う際に、法的決着が課題となってきた領域は、主に2000年以降、福祉の現場において司法との連携が問われてきた領域である。成年後見の対象者、虐待やDV等によりパワーレスな状態に置かれた人などに対する司法と福祉の連携が論じられてきた(正木 2008, 田部 2011, 斎藤 2015)。自発的に法的支援を求めることが難しい高齢者、障害者、生活困窮者、虐待の被害者等に対して、弁護士が福祉・医療関係者と連携して総合的な生活支援を継続的に行う「司法ソーシャルワーク」の必要性(太田 2013, 村山 2015, 濱野 2016)や、地域での弁護士と福祉機関や福祉職との連携(佐藤 2017, 田中・望月・渡邊・ほか 2018, 森 2018)など、この領域に関する研究は数多く行われている。

このように、刑事や家事において司法と福祉の協働に関する研究が進められてきた一方で、山口が述べた司法福祉の実践から抜け落ちたまま、研究が進んでいない領域が存在する。それは民事司法のうち、家事を除いた部分に関してである。法律事務所が扱う債務整

理や消費者被害といった民事トラブルは、本来、領域①法的決着が必要だが、その決着の効果を上げるために福祉的視点による支援が必要なものに分類されるべきものである。しかし、領域①には、そもそも民事司法は含まれておらず、その後の司法福祉研究においても、債務整理等の民事司法における法的支援の初期の段階での福祉的視点によるアセスメントの必要性（稲村 2016：42）や、福祉的な支援の必要性（平林 2020）などの指摘は見られるものの、民事司法のうち、特に家事を除いた部分に関する司法福祉の研究はほとんどなされていない状況である。

民事司法の中核である法律事務所に寄せられる法律相談のなかには、相談者の生活上の課題や、個人の特性と社会環境との相互作用に起因する課題が含まれることがある。このような事例の場合、司法により顕在化した問題を解決しただけでは、生活の安定や新たな問題発生の予防には至らない。法律事務所の社会福祉士は司法の現場でソーシャルワークを行える立場にあり、司法による解決を求める問題に対して、法的支援と一体で福祉的支援を行うことで、問題の実体的解決・緩和を目指すことも可能である。このような重要な位置に存在するにも関わらず、民事司法で福祉業務を担っている者の実態はいまだ明らかにされておらず、実践においてどのような専門性が求められるのかについても明確に示されているわけではない。

日本社会の更なる高齢化の進展とともに、生活のための資産がない、あっても管理できない、身の回りのことができない、支援してくれる家族がいない等の問題をかかえる高齢者が増えることが予想される中で<sup>4)</sup>、生活の中で、法的支援とともに福祉的支援を必要とする人が増えることは明らかである。社会課題の解決の取り組みとして、民事司法における福祉との連携・協働を考えていくことが求められている。そこで次節では、司法福祉研究における民事司法の位置づけについて明らかにしたい。

## 第2節 司法福祉研究における民事司法の位置づけ

### 1. 本研究が対象とする「民事司法」とは何か

本研究を進めるにあたり、研究対象とする民事司法について、日本の①司法における位置づけと本研究における定義、②社会福祉と民事司法の関係、の2点を確認する。

#### （1）司法における民事司法の位置づけと本研究における定義

司法とは、法に基づいて、公正な手続で権利の救済をすることや、ルール違反に対処することによって、社会秩序を維持して人々の権利や自由を守ることをいう。司法の根拠である「法」は、いくつかの観点から分類できるが、実定法の基本的区分として「刑事法」と「民事法」に区分でき、これは裁判が民事裁判と刑事裁判に区分されていることに対応している（神野・岡田・横大道編 2022：26）。民事法は、私人間の関係に関するトラブル（損害賠償、慰謝料請求、債務整理、相続等）が発生した場面で機能する私人間の関係を規律する法であり、民法、商法、民事訴訟法などが属する（田中 2023：26）。民事法の内

容を実現させる働きを「民事司法」といい、人々の社会生活や経済活動において起こる私人間の法律問題を、民事法に基づいた公正な手続きで解決する営みのことを指す。このうち一般市民のもっとも身近にあるのが、「民法」に基づく民事司法である。

民法は、人の生活全般を法的に規律する法律であり、「財産法」と「身分法（家族法）」で構成されている。財産法とは、我々の財産の所有と取引（契約）に関するすべての法律関係を規律する法律である。民法には、13種類の典型的な契約が定められており、財産法は、これらに関する取り決めを規定している。身分法（家族法）とは、夫婦や親子や親族の相互間の身分関係や法律関係を規律する法律である。家族法は、夫婦や親子、親族関係にある人々の相互の権利義務関係を規定することで、家族のあるべき姿や家族紛争が生じた時の解決の基準を示している。家族法が対象とする家族紛争は、財産法が対象とする民事紛争とは質が異なり、人格的利益や感情的要素が強く作用し、子どもや高齢者など脆弱な主体を含む場合があるため、特別の配慮を要する。そのため、家族紛争について裁判所手続きを利用して解決を図ろうとする場合、まずは、人間関係の調整に配慮する仕組みを持った家庭裁判所で、家裁調査官等の専門スタッフと医学・社会学・心理学の諸科学の知見を活用し、福祉的な視点を伴いながら解決が図られるという特徴がある。

## （２）社会福祉と民事司法の関係

社会福祉と民事司法の関わりについては、自発的に法的支援を求めることが難しい高齢者や障害者等をいかに発見するかという研究（太田 2013, 村山 2015, 濱野 2016）や、連携の必要性の指摘（稲村 2016, 平林 2020）があるだけで、その具体的な方法や効果に関する研究はみられない。

しかし社会福祉とは、人が社会的に生きる中で直面する生活問題に対するマクロ（社会政策）とミクロ（法制度）の対応であり、このうちミクロの現場での直接的な支援が、社会福祉の実体概念であり研究対象である（真田 1982, 一番ヶ瀬 1994, 孝橋 2009）。少子高齢化や家族形態の変化等により社会のあり方が変わるなかで、生活者が直面する困難や課題が多様化、複雑化し、支援においてはその人の総合的な生活状況の把握が不可欠である（一番ヶ瀬 2007）。社会制度と協力して生活者の社会関係の主体的側面の困難に着目した支援が必要である一方で、専門分業化された制度で取り扱われることで、生活者の全体的・主体的側面が見えなくなるという限界も指摘されている（岡村 1983）。

山口（2005：158）は、司法福祉が対象とする問題は、社会福祉のそれと同様に、自体の実体的解決・緩和を必要とする社会問題のうち、法律による解決が必要な問題であると述べ、司法福祉は社会福祉の一分野であるとの考えを示した<sup>5)</sup>。

社会福祉が対象とする生活問題と民事司法が対象とする生活上で起こる法律問題は、いずれも日常生活で起こる問題という点で重なっている。生活問題の一部で法による解決が必要な場合があると整理できる。日常生活で直面する問題への対応という意味で、社会福祉と民事司法の営みは同じだと言える。つまり、顕在化した法律問題だけを切り離して解決しても、縦割り制度による支援の限界と同様に、相談者が感じる困難や課題の解消には至らない場合がある。法律問題の発生に至った相談者の生活を総合的に把握し、根本的の

因を突き止め、法律問題の解決が相談者の抱える困難や課題の解消につながるような支援が求められる。

人は日常生活の中で無意識のうちに様々な契約（売買、賃貸、雇用、預金、お年玉など）を結び、契約に基づいて権利を得て義務を負う。民法では、人は自らの意思で自由に権利義務関係を決定することができる（私的自治の原則）ことが前提とされているが、意思決定には法律行為の内容と効果を理解できるだけの判断能力（意思能力）が必要である。判断能力が不十分な人や判断能力があっても社会的に弱い立場に置かれた人は契約上、一方的に不利な立場に置かれる可能性が高く、詐欺や不公平な契約などの民事トラブルに巻き込まれることもある。このため、日本の社会福祉が措置から契約へと転換したことに合わせ、2000年の民法改正で成年後見制度が規定された。これが司法と福祉の交わる大きな領域を生み出し（藤原 2024）、民事司法においても福祉との連携・協働が意識されるようになった。民事司法の中核とも言える法律事務所でも、成年後見を中心に福祉的支援の必要性が認識され、社会福祉士を雇用する事務所が増え始めており、民事司法と福祉の連携は今後ますます進むであろう。このように民事司法は社会福祉と親和性が高く、社会福祉の発展において重要な役割を担ってきた。今後も民事司法と社会福祉が重なる領域において実践の定着と展開に向けた具体的方法論を確立していくことが求められている。

## 2. 司法福祉研究における民事司法の位置づけに関する調査

司法福祉研究における民事司法の位置づけについて、次の2種類の文献調査を行い、明らかにする。

調査方法について、はじめに日本司法福祉学会（以下、「学会」という）の研究動向について先行研究を調べた後、学会大会の分科会テーマ<sup>6)</sup>をもとに把握を試みる（調査1）。次に学会が発行した学会誌に掲載された自由研究（論文）について、民事司法に関連する研究動向を確認する（調査2）。なお倫理的配慮について、本研究は公開された論文と分科会タイトルを研究対象としており、人を対象とする倫理的配慮は生じないが、日本福祉大学大学院倫理ガイドラインを遵守して研究を実施した。

次に分析方法について、調査1では学会ホームページの記録をもとに大会分科会テーマを調べ、一覧表にまとめ、これらの分科会が何を明らかにしようとしたのかに主眼をおき質的内容分析（Riffe2013, 有馬 2021）を行った。分析にあたっては、分科会の意図を示すキーワードを抽出し、共通のキーワードをもとに領域に分類した。調査2では、学会が毎年発行する学会誌「司法福祉学研究」を用い、掲載された論文タイトルを一覧表にまとめ、その論文が何を明らかにしようとしたのかに主眼をおき質的内容分析を行った。さらに論文の意図が、調査1で示されたどのキーワードに該当するかを確認し、領域に分類した。その上で、直近10年間（2014年以降）について、司法福祉研究における民事司法の位置づけについて考察した。

本研究は、分科会テーマと論文タイトルを質的内容分析の対象としており、実際に議論された内容そのものが分析の対象ではないという限界がある。ただし、本研究が対象とす

る民事司法領域に属する論文については、論文の内容（本文）についても確認した上で分析を行った。

### 3. 結果

#### (1) 日本司法福祉学会の研究動向

学会の研究動向については、藤原（2006）や湯原（2016）により整理がなされている。藤原（2006：79）は、2002～2005年の「司法福祉学研究」誌に掲載された論文と大会の分科会テーマから、少年保護を中心として、子どもや家族の福祉、さらには高齢者福祉へと研究テーマが広がっており、分科会ではその拡大が特に顕著であることを指摘し、「司法福祉の対象領域の拡大は拡散傾向を生むため、今こそ司法福祉学とは何かを追求する試みが重要」と述べた。そして、司法福祉学は「社会福祉の目標である『幸せな状態』に向かって、司法機関の果たす役割、行政・民間機関と司法機関との協働のあり方を研究対象とする学」であり、司法過程だけではなく、行政や民間で行われる社会福祉実践に司法の視点を導入し、法令遵守を行き渡らせることを目指すものであると論じた（藤原 2006：81）。

湯原（2016）は、2002～2016年に行われた学会大会の分科会テーマについて整理・分析を行っている。その結果、2007年に社会福祉士の試験科目に「更生保護」が加わり、矯正施設等に社会福祉士が配置されるようになったことで、学会における議論の中心が非行や子ども福祉から多様なテーマへと拡散し、福祉分野を中心に会員が大幅に増えたことが示された。そして、多様な研究報告は学際的な広がりがある一方で、学会として司法福祉学として何を追求していくのかという共通理解が得られていないことを指摘し、「司法」と「福祉」ではなく「司法福祉」、つまり規範的解決と実体的解決・緩和という視点で研究全体を俯瞰することが重要と述べている。

これらの研究からは、学会設立当初は加藤の整理による領域①と②について、少年司法や子ども福祉を中心に研究が報告されていたが、徐々に領域③へと研究テーマが広がることとなり、2007年以降は、法制度の改正に伴い、領域②のうち特に刑事司法の社会福祉実践に関する多様な研究が報告されるようになったことがわかる。

#### (2) 調査1 学会大会分科会テーマに見られる研究動向

学会では、毎年1回開催される全国大会において複数の分科会が設けられ、テーマごとに深い議論が行われている。

2017～2024年の大会で開催された分科会は55件（理論1、方法論6、非行8、受刑者5、社会的弱者の加害11、被害者支援2、更生保護2、子ども福祉8、DV6、家庭内紛争5、その他1）ある（図表1-2）。キーワードは理論、方法論、判決前調査、受刑者（家族、施設処遇）、社会的弱者の加害（治療・処遇、入口支援、連携、家族）、社会復帰支援、修復的司法、被害者支援、更生保護、家事（学校、DV、家庭内紛争、成年後見）、それ以外（権利擁護・紛争解決、法律相談）、非行（法制度、処遇、施設処遇、連携、家族、歴史）、子ども福祉（児童養護施設、児童自立支援施設、児童養護施設・児童自立支援施設、機関間連携、虐待、児童養護）、その他である。司法福祉学会領域としては、①理論・方法論、②刑事司法、③民事司法、④少年司法と子ども福祉、⑤その他、という5つに分類することができる（図表

1-3). このうち③民事司法に分類される分科会は、2017年以降は、家事の「DV」と「家庭内紛争」のみに限られている。2017年より前だと、家事の「成年後見」（「成年後見制度の課題」、「法人後見の現状と課題」）とそれ以外の「権利擁護・紛争解決」（「社会福祉サービスにおける権利擁護について」、「福祉サービス利用者の権利擁護と司法、福祉の連携」、「福祉サービスと権利擁護事業」、「ブラインドアビューズ」、「社会福祉サービスの契約」、「精神障害者と権利擁護」、「精神障がい者の人権は守られているのか」、「権利擁護の領域における司法福祉実践」、「精神障害者の人権は守られているのか（Part2）」）というテーマの分科会が開催された。

### **（3）調査2 学会誌「司法福祉学研究」の研究動向**

2001～2023年の学会誌に掲載された論文は114編ある。これをキーワードと司法領域で整理した結果が図表1-4である。もっとも数が多かったのは「少年司法と子ども福祉」51編で、「刑事司法」40編、民事司法12編（家事8編、それ以外4編）、「理論・方法論」9編、「その他」2編と続く。2014年以降で見ると（46編）、その順番は「刑事司法」31編、「少年司法と子ども福祉」9編、「理論・方法論」3編、「民事司法」3編（家事2編、それ以外1編）、「その他」0となる。

そのうち民事司法のそれ以外（4編）は「権利擁護・紛争解決」に関する論文が3編、「法律相談」に関する論文が1編である。「権利擁護・紛争解決」に関する論文3編のうち2編（2006、2011）は社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会の職員による介護保険サービスの利用契約の実態と課題及び紛争解決の手段に関する調査研究であり、残り1編（2002）は児童福祉法における子どもの権利に関するものである。学会では、家事以外の民事司法については、権利擁護や紛争解決の観点から研究が行われていたが、それも2011年を最後に報告が途絶えた。

「法律相談」についての研究はさらに少なく、2016年に論文が1編投稿されたのみである。これは、法律専門職の立場から法律相談の背景にしばしば「発達障害による社会不応」があることを指摘し、3つの事例のもと、法による解決がクライアントの苦しみの解消につながるためには、法律職が問題の背景にある福祉課題に取り組むことが必要であると述べたものである（稲村2016）。

図表 1-2 司法福祉学会大会 分科会テーマの動向（2002-2024）

理論／方法論		2006(5), 2012(3), 2012(5), 2012(9)/2007(1), 2008(2), 2015(9), <b>2017(7), 2017(11), 2022(1), 2022(6), 2023(7), 2024(3), 2024(5)</b>
非行	法制度	2002(5), 2004(4), 2005(2), 2006(6), 2007(2), 2008(3), 2010(3), 2015(5), <b>2022(4)</b>
	処遇/施設処遇	2011(4), 2012(10), 2015(4), <b>2017(5), 2017(8)</b> /2003(4), 2010(1), 2012(2), 2013(4), 2014(5), <b>2017(1), 2018(8), 2023(3), 2023(8)</b>
	連携	2002(10), 2011(3), 2012(4), <b>2018(7)</b>
	家族	2002(6), 2008(5)
判決前調査		2009(6), 2013(3), 2013(5), 2013(6), 2014(3)
受刑者	家族	2016(4), 2016(5), <b>2017(2), 2018(5), 2019(5), 2022(5)</b>
	施設処遇	2013(7), 2015(3), <b>2018(4)</b>
社会的弱者の加害		2003(5), 2009(2), 2014(2), 2016(2), <b>2017(4), 2018(1), 2019(1), 2019(2), 2019(3), 2023(5), 2023(10), 2023(11), 2024(4), 2024(7), 2024(10)</b>
社会復帰支援		2006(2), 2008(6), 2011(6), 2012(1), 2012(11), 2015(1), 2015(2)
修復的司法		2002(2), 2003(2), 2005(1), 2008(4), 2009(8), 2010(2)
被害者支援		2009(1), 2009(5), 2012(7), <b>2024(1), 2024(9)</b>
更生保護		2008(8), 2008(9), <b>2018(2), 2019(4)</b>
子ども福祉	児童養護施設	2013(2), 2015(7), 2016(1)
	児童自立支援施設	2002(4), 2003(1), 2004(1), 2005(3), 2006(4), 2007(3), 2008(1), 2009(3), 2009(4), 2010(4), 2015(6), <b>2019(8), 2023(4)</b>
	児童養護施設・児童自立支援施設	2011(2), 2012(8), 2014(1), <b>2017(9), 2018(3), 2022(3), 2024(8)</b>
	機関間連携	2014(6), 2015(8), 2016(3), 2016(6), <b>2019(6)</b>
	虐待	2002(3), 2004(2), 2006(3), 2009(7), <b>2023(2)</b>
	児童養護	2002(8)
学校		2004(6), 2007(4), 2008(7), 2014(7)
D V		2002(7), 2003(3), 2007(5), 2011(5), 2014(4), <b>2018(6), 2019(7), 2021, 2022(2), 2023(6), 2024(6)</b>
家庭内紛争		2004(5), 2005(5), <b>2017(3), 2017(6), 2017(10), 2023(1), 2024(2)</b>
成年後見		2002(1), 2010(5)
権利擁護		2002(9), 2003(6), 2004(3), 2005(4), 2005(6), 2006(1), 2011(1), 2012(6), 2013(1)
その他		2007(6), <b>2023(9)</b>

注：（行われた年）（分科会番号）の順に記載。太字が2017年移行に開催されたもの。

図表 1-3 日本司法福祉学会大会分科会の開催年（分科会番号）とタイトル（主題のみ）

① 理論・方法論	理論	2006(5) 2012(3) 2012(5) 2012(9) 2024(5)	福祉と司法の連携を考える ケアに応答する正義 司法から教育へ ケアにおける関係としての正義 「司法」がかかわることで「福祉」の分野の何が変わったか 司法福祉学をどうするか
	方法論	2007(1) 2008(2) 2015(9) 2017(7) 2017(11) 2022(1) 2022(6) 2023(7) 2024(3)	司法福祉の方法と技術をめぐって 司法福祉の方法と技術 司法福祉分野における事例研究による人材育成の意義 我が国における臨床心理士及びソーシャルワーカーの司法実践(Forensic Practice) 司法面接の多様性と実務の課題 「刑事司法と福祉」をどう教えるか 児童虐待死亡事例について裁判記録等を用いた事例研究による人材育成について 児童虐待事例について裁判記録等を用いて事例研究を実施した人材育成 組織におけるハラスメント対応
② 刑事司法	判決前調査	2009(6) 2013(3) 2013(5) 2013(6) 2014(3)	犯罪心理鑑定を学ぶ 少年の成長発達可能性を発見する社会調査のあり方 裁判員裁判制度と判決前調査 司法福祉の方法論 情状鑑定の現状と課題
	受刑者 家族	2016(4) 2016(5) 2017(2) 2018(5) 2019(5) 2022(5)	受刑者を親にもつ子どもへの法的支援 犯罪加害者家族支援の現状と課題 加害者家族支援の意義と展望 再犯防止と加害者家族支援 交通事故加害者家族の現状と支援 受刑者を親にもつ子どものためにできること
	受刑者 施設処遇	2013(7) 2015(3) 2018(4)	刑事施設における性犯罪再犯防止指導の現状と展望 女子刑事施設の現状と課題 受刑者の性別、家族の関係から考える再犯防止
	社会的弱者の加害 治療・処遇	2003(5) 2009(2) 2014(2) 2016(2) 2019(2) 2024(4)	触法精神障害者の処遇を考える 司法福祉の方法と技術 性加害行為のある知的障がい者への支援 司法と福祉の支援のギャップを洗い出す 触法精神障害者の地域生活支援に向けたアプローチ ケアとしての視点
	社会的弱者の加害 入口支援	2015(1) 2018(1) 2019(1) 2023(10)	入口支援における弁護士（会）と社会福祉士（会）の連携 『再犯防止』に向けた入口支援の現状と課題～愛知の取り組みから見えてくること 刑事被告人への入口支援 地域生活定着支援センターによる被疑者等支援業務の現状と課題
	社会的弱者の加害 連携	2017(4) 2019(3) 2023(5) 2023(11) 2024(7) 2024(10)	更生支援を当事者はどう見ているか 性加害行為があった知的障害者の地域生活を支えるための、当事者との協働のあり方と ソーシャルワーク実践に求められること 高齢者や障害のある被疑者被告人支援における弁護士とソーシャルワーカーの協働を促 進するワークショップ 社会福祉士会における刑事司法福祉の活動・更生支援計画書から見える協働のかたち 被疑者・被告人段階での更生支援における倫理とジレンマ 障害のある矯正施設退所者の出所後の地域移行支援の在り方を考える
	社会的弱者の加害 家族		
	社会復帰支援	2006(2) 2008(6) 2011(6) 2012(1) 2012(11) 2015(2)	すべての薬物依存者に回復のチャンス 加害者の社会再統合 犯罪者の社会復帰支援 満期出所者の社会復帰に向けた福祉的支援の現状と課題 刑事事件における司法と福祉の連携事例をめぐって 地域生活定着促進事業の現状と課題
	修復的司法	2002(2) 2003(2) 2005(1) 2008(4) 2009(8) 2010(2)	修復的司法の課題 修復的司法を考える 少年司法の動向と被害者加害者対話 少年矯正における被害者加害者の対話・対峙の可能性と課題 家族再統合へ向けてのファミリーグループカンファレンス(FGC)導入の可能性 加害-被害の対立をこえて
	被害者支援	2009(1) 2009(5) 2012(7) 2024(1) 2024(9)	刑事弁護人による被害者対応とアメリカにおける DIVO 実践 少年保護機関における被害者情報の共有、連携、協働について 先進諸国の性暴力被害者支援から学ぶ 総合的・包括的な性暴力被害者支援に向けて 司法福祉における被害者支援の重要性
	更生保護	2008(8) 2008(9) 2018(2) 2019(4)	更生保護制度改革の司法福祉論からの検討 日韓比較更生保護制度 薬物事犯者の再犯を防ぐソーシャルワークとは 自立更生促進センターにおける処遇とソーシャルワーク

図表 1-3 日本司法福祉学会大会分科会の開催年（分科会番号）とタイトル（主題のみ）（続き）

③ 民事司法	家事 学校	2004(6) 2007(4) 2008(7) 2014(7)	学校の連携を考える 学校事故・安全関連 学校事故・事件を語る 学校における紛争解決教育
	家事 DV	2002(7) 2003(3) 2007(5) 2011(5) 2014(4) 2018(6) 2019(7) 2021 2022(2) 2023(6) 2024(6)	DV に対する警察側の対策に関する考察 DV 被害者に対する法的・心理的援助の実情と課題 ドメスティック・バイオレンスに対する法と福祉の対応 ドメスティック・バイオレンスに対する司法・行政の役割 DV 被害者支援における子どもの視点と家族支援のあり方 DV の再加害を防止するために何が必要か ソーシャルワーク機能の再検討及び当事者支援の在り方 加害者対応と被害者支援の交錯 DV 加害者プログラムを現行制度の中でどう位置付けるか 被害者・加害者双方の視点から再被害・再加害防止のあり方を考える 総合的な DV 施策を目指して
	家事 家庭内紛争	2004(5) 2005(5) 2017(3) 2017(6) 2017(10) 2023(1) 2024(2)	家事審判の今日的課題 離婚と子どもの権利保障 親権者決定と面会交流 家族紛争解決手段の多様化とその課題 性の多様性、家族・親子の多様性 子ども向け法教育プログラムの意義と可能性 離婚家庭の親/子ども向け法教育プログラム(家族が変わる時)教材化を巡る諸課題
	家事 成年後見	2002(1) 2010(5)	成年後見制度の課題 法人後見の現状と課題
	それ以外 権利擁護・ 紛争解決	2002(9) 2003(6) 2004(3) 2005(4) 2005(6) 2006(1) 2011(1) 2012(6) 2013(1)	社会福祉サービスにおける権利擁護について 福祉サービス利用者の権利擁護と司法、福祉の連携 福祉サービスと権利擁護事業 ブラインドアビューズ 社会福祉サービスの契約 精神障害者と権利擁護 精神障がい者の人権は守られているのか 権利擁護の領域における司法福祉実践 精神障害者の人権は守られているのか(Part2)
	それ以外 法律相談		
	④ 少年司法と子ども福祉	非行 法制度	2002(5) 2004(4) 2005(2) 2006(6) 2007(2) 2008(3) 2010(3) 2015(4) 2015(5) 2022(4)
非行 処遇		2011(4) 2012(10) 2015(4) 2017(5) 2017(8)	非行態様別指導（暴力）ワークショップ いわゆる「処遇困難少年」にどう向き合い、あるいはどう寄り添うべきか 少年矯正施設において“暴力”に対してどう向き合っているか 非行少年の社会復帰について考える 少年の再非行をどのように防ぐのか
非行 施設処遇		2003(4) 2010(1) 2012(2) 2013(4) 2014(5) 2017(1) 2018(8) 2023(3) 2023(8)	原則逆送と少年院処遇 児童自立支援施設及び少年院における児童・少年の人権保護 発達障害者の少年と矯正教育 少年矯正施設(HPM級施設)における環境調整困難事例等から見た司法福祉の課題 何が非行に追い立て、何が立ち直る力になるのか 年長少年の非行と特性及び社会復帰上の問題について 再犯防止 最善の利益」からとらえるオセアニアと日本の青少年支援 特定少年に対する支援
非行 連携		2002(10) 2011(3) 2012(4) 2018(7)	学校における初期非行への対応と警察・児童相談所との連携について 非行少年に対する学校の役割 少年矯正施設における福祉士の活動 『少年非行』厳罰化に抗するために、今、あたらためて『つながり』から支援を考える
非行 家族		2002(6) 2008(5)	家裁の保護的措置と保護者に対する措置 非行の子を持つ親たちの、自助グループのあり方を考える
非行 歴史			
非行 歴史			

図表 1-3 日本司法福祉学会大会分科会の開催年（分科会番号）とタイトル（主題のみ）（続き）

④ 少年司法と子ども福祉（続き）	子ども福祉 児童養護施設	2013(2) 2015(7) 2016(1)	児童養護施設における被虐待児の非行化への対応 児童福祉施設から自立する子ども達に必要なこと 児童養護施設における児童間性暴力対応プロトコルに関する研究
	子ども福祉 児童自立支援 施設	2002(4) 2003(1) 2004(1) 2005(3) 2006(4) 2007(3) 2008(1) 2009(3) 2009(4) 2010(4) 2015(6) 2019(8) 2023(4)	児童自立支援施設の現状と課題 児童自立支援施設の将来 触法少年の処遇と児童自立支援施設 児童自立支援施設と学校教育 児童自立支援施設の在り方を問う 児童自立支援施設のあり方関連 児童自立支援施設のあり方 児童自立支援施設出身者への自立支援 児童自立支援施設を元気にする 児童自立支援施設の公設民営化について 児童自立支援施設における自立支援の現状と課題 子どものための司法福祉実践とソーシャルワーク 児童自立支援施設における中卒児処遇とアフターケア
	子ども福祉 児童養護施設・ 児童自立支援 施設	2011(2) 2012(8) 2014(1) 2017(9) 2018(3) 2022(3)  2024(8)	社会的養護における児童養護施設と児童自立支援施設の役割分担 児童自立支援施設・児童養護施設における性加害・被害児の対応と課題 児童福祉施設における『児童間暴力』を考える 児童福祉施設における『性的問題』の現状と対応について 児童養護施設入所型児童福祉施設における児童同士の性暴力に関する取り組みについて 児童養護施設等入所型児童福祉施設における児童間性暴力の予防・早期発見・効果的な介入に関する実践モデル開発に関する研究報告 児童養護施設等から児童自立支援施設へ措置変更された児童への切れ目ない支援のための実践モデル開発
	子ども福祉 機関間連携	2014(6) 2015(8) 2016(3) 2016(6) 2019(6)	児童福祉施設と学校との連携 子どもシェルターの現状と課題 学校、児童相談所、児童福祉施設は何ができるのか 子どもを地域社会で支える取り組み 少年の尊厳と主体性
	子ども福祉 虐待	2002(3) 2004(2) 2006(3) 2009(7) 2023(2)	児童虐待ケースにおける警察と児童相談所との協力関係について 児童虐待防止 子どもの虐待をめぐる法的諸問題 児童相談所の苦悩とみらい 児童虐待被害者に対する法的支援
	子ども福祉 児童養護	2002(8)	児童養護をめぐる課題について
⑤ その他		2007(6) 2023(9)	ターミナルケアと安楽死関連 支援という営みの中にあるポジショナリティ

図表 1-4 日本司法福祉学会学会誌「司法福祉学研究」自由研究の発行年と論文タイトル(主題のみ)

① 理論・方法論	理論	2007	司法福祉と市民活動		
	方法論	2002 2003 2009 2009 2010 2015 2021 2022	介護殺人の裁判「事例」研究 裁判「事例」研究の方法 ソーシャルワーカー養成におけるハラスメント教育の現状と課題 被害者の司法参加により、加害少年の面接は変わるのか 家裁の調査面接における「事実をとらえていく技術」 裁判記録等を用いた児童虐待の事例検討について 家庭裁判所調査官補の実習過程の分析 更生保護施設等入所者への生活保護の適用に関する一考察		
② 刑事司法	判決前調査				
	受刑者 家族	2019	犯罪加害者家族に対するサポート・グループ活動の意義と課題		
	受刑者 施設処遇	2010 2014 2014 2014 2017 2023	ドイツにおける高齢受刑者の処遇について 社会復帰を控えた生命犯に対する更生プログラムの研究 望ましい刑事施設のあり方に係る一考察 福祉支援を希望しない高齢受刑者の特徴 刑事施設の取り組みに対する一般国民の認識に係る一考察(第二報告) 10代で母親になった女性受刑者の脆弱性と支援ニーズ		
		社会的弱者の加害 治療・処遇	2011 2016 2017 2018 2019	生きる術としての支援の獲得体験 性加害行為のある知的障がい者に対する支援者の意識と今後の支援方法に関する一考察 犯罪を起こした知的障がい者へのインタビューにもとづく犯罪行動傾向の関連要因に関する研究 性加害行為のあった知的障害者への福祉事業所における支援 性加害行為のあった知的障害者への地域生活支援における治療教育プログラムに基づく介入に関する研究	
			2022	反社会的行為のあった知的障害者の対人関係のための認知行動療法による支援方法の導入過程における支援者への影響	
			2023	生活支援を基盤とした認知行動療法による関係性構築支援に関する質的研究	
			2015 2018	島根県における触法障害者の「入口支援」の展開過程および課題の検討 元被疑者・被告人のサービス利用開始後における障害福祉サービス事業所による支援内容の検討	
	社会的弱者の加害 連携	2008 2010 2020	福祉的なケアを必要とする人を支えていくためのネットワークについて 知的障害者の地域生活支援における司法・更生領域との連携プロセス 犯罪を起こした知的障害者を受け入れる職場における管理者の意識		
	社会的弱者の加害 家族	2009 2009 2010	触法精神障害者家族が経験する医療観察法 触法精神障害者家族の経験について何を問うべきか 触法精神障害者家族が認識する社会の眼差し		
	社会復帰支援	2014 2015 2018 2018 2020 2020 2021 2021 2022 2023 2023	刑務所出所者の社会再参加に必要な変化と支援 矯正施設を退所した障害者の地域生活支援に関する研究 罪を犯した高齢者・障がい者のソーシャルワーク実践で直面する困難性 受刑者が社会内で孤立する要因に関する一考察 地域生活定着支援センター従事者の労働環境 罪を犯した高齢者・障がい者ソーシャルワークで直面する困難性対処に関する研究 社会内での居場所感が再犯に与える影響について 矯正施設における高齢者・障がい者ソーシャルワークの困難性対処に関する研究 刑事司法領域のソーシャルワークで直面する困難性への対処プロセス 刑事施設出所後の支援に関する用語についてのレビュー 矯正施設を退所した障害のある人への就労支援の実態とあり方に関する研究		
		修復的司法			
		被害者支援	2007 2019 2023	殺人事件における被害者遺族の支援に関する一考察 犯罪被害者遺族からみた加害少年の贖罪の意味に関する研究 精神保健福祉の視点から見た更生保護における犯罪被害者支援の現状と課題	
			更生保護	2013 2020 2021 2023	戦前日本の方面委員、司法保護委員に期待された「民間性」に関する一考察 保護観察所におけるソーシャルワークの現状と課題 大阪府による性犯罪者への治療的介入 薬物事犯保護観察対象者の回復を促進又は阻害する保護観察官の関わりに関する探索的研究
				家事 学校	2007
		家事 DV			2003 2003 2009 2021 2022
				家事 家庭内紛争	
	家事 成年後見		2011 2012	成年被後見人等の多問題生活に対するソーシャルワーカーと司法書士の共同支援 社会福祉士が担う成年後見人等の交渉力	
それ以外 権利擁護・ 紛争解決	2002 2006 2011		児童福祉法と子どもの権利 介護保険サービス契約の実態と課題 「運営適正化委員会の苦情解決」における「紛争解決」機能の展開可能性		
それ以外 法律相談	2016		民事司法における法律専門職と福祉分野の連携		

図表 1-4 日本司法福祉学会学会誌「司法福祉学研究」自由研究の発行年と論文タイトル(主  
題のみ)(続き)

④ 少年司法と子ども福祉	非行 法制度	2002	21世紀の家庭裁判所の制度設計
		2005	非行問題に対応する児童福祉サービスのあり方に関する調査研究
		2006	非行法制はいかにあるべきか
		2006	児童相談所から見た「少年法改正」
		2007	スコットランドのチルドレンズ・ヒアリング制度
	2007	憲法と少年法・児童福祉法	
	非行 処遇	2002	バイク無免許少年Lの処遇
		2004	非行克服論再考
		2005	触法少年の人権
		2005	佐世保小学6年生女児殺害事件における加害女児の心理についての考察
		2008	処遇困難な青少年の自立支援に関する一考察
		2009	「教護理論」再考
		2012	環境調整命令事例に見る非行化のプロセスと立ち直り支援
		2013	重大触法事件に関する実証的研究
		2018	「立ち直り」支援において地域の持つ意味
		2020	家庭裁判所の試験観察における身柄付き補導委託の特性と課題
2021	児童・思春期における性問題行動への治療的介入の現状と課題		
非行 施設処遇	2006	非行少年の加害者性と被疑者性との統一を促す生活指導	
	2011	非行臨床におけるライフストーリーワークの可能性	
	2012	発達障害が疑われる非行少年へのかかわりについての分析	
	2013	特殊教育課程の少年院収容者に対する社会復帰支援の展望	
	2019	非行少年の「復学」のプロセス	
非行 連携	2009	非行少年自立支援「学生ボランティア」活動の学際的研究にむけて	
	2009	非行少年自立支援「学生ボランティア」活動の意義と可能性	
	2009	学生ボランティア活動が学生にもたらす効果に関する一考察	
	2010	非行少年自立支援「学生ボランティア」の行動規範	
	2010	児童・少年の更生に対する学生ボランティアの効果	
2012	重大触法事件対応における児童相談所の役割と実務上の課題		
非行 家族	2001	非行少年家族の扶養負担	
	2004	家庭裁判所の調査における「保護者に対する措置」	
	2013	子の反社会的問題で悩む母親のイラショナル・ベリーフの変容過程	
非行 歴史	2001	少年教護院下(1934-1945年)の教護実践	
	2001	鑑別と判定の生成についての史的的研究	
	2009	非行児童保護における菊池俊諤の感化教育論	
	2010	日本植民地・占領下の台湾,朝鮮半島,中国東北部における少年犯罪の比較研究	
子ども福祉 児童養護施設	2012	児童養護施設に入所する子どもの非行化の発生率と関連要因の分析	
	2012	児童養護施設の「小規模化」「家庭的養護」に関する一考察	
子ども福祉 児童自立支援施設	2003	児童自立支援施設入所の状況と傾向(概要)	
	2008	児童自立支援施設における「枠のある生活」に関する一考察	
	2008	児童自立支援施設における性教育について	
	2010	児童自立支援施設における公教育導入の諸問題	
	2010	児童自立支援施設における農場の継承と変容	
	2010	児童自立支援施設における「学ボラ」活用可能性	
	2011	児童自立支援施設における食事	
2017	児童自立支援施設における子どもの適応要因に関する研究		
子ども福祉 児童養護施設・ 児童自立支援施設	2015	児童福祉施設におけるスモールステップによる支援のあり方に関する一考察	
	2016	教護院・養護施設における実践要領の形成過程と共通する援助原理	
子ども福祉 虐待	2004	児童虐待防止法とリスクアセスメント	
	2004	代理によるミュンヒハウゼン症候群	
	2022	児童相談所職員がDVと児童虐待が併存するケースに対応する際の支援課題と工夫	
子ども福祉 児童養護	2014	児童相談所一時保護所における子どもの行動変化と支援内容に関する研究	
⑤ その他	2006	「社会縁辺化」現象としてのニート問題	
	2007	青少年の薬物等に対する意識についての一考察	

#### 4. 考察

本研究は、司法福祉の研究動向を踏まえつつ、司法福祉研究における民事司法の位置づけについて考察することを目的とした。ここでは調査から明らかになった事項をもとに、司法福祉研究における民事司法の位置づけについて述べていきたい。

##### (1) 司法福祉の研究動向

分科会テーマをみる限り、司法福祉に関する理論的あるいは歴史的な議論が行われないまま、特に刑事司法の領域で、対象範囲を拡げながら議論が行われてきたことがわかる。これは、少年司法の実務家である家庭裁判所調査官の研究会を起源とし、会員に占める刑事司法関係者の割合が高く、日本犯罪関連学会ネットワークに加盟し犯罪系学会との交流が強いという学会の特徴によるものと考えられる。分科会は、時々の社会情勢や新たな法制度の利用において司法と福祉が交錯する場面を取り出し、そこでの取り組みを報告・評

価する場となっているが、今後は、意図的に司法福祉を学問として確立するために不可欠な理論的・歴史的な議論を展開していくことが重要と思われる。報告される多様な実践について、山口（1994）が述べる規範的解決と実体的解決の視点で捉え直し、導き出される知見を司法福祉の理論構築につなげていくことが必要であろう。

## （２）司法福祉研究における民事司法の位置づけ

家事を除く民事司法における司法福祉研究は、2014年までは、権利擁護・紛争解決というキーワードのもと、福祉サービス制度の利用上で発生する権利侵害や苦情解決において、司法をいかに活用していくかという視点で研究が行われていた。これは、介護保険制度や支援費制度、成年後見制度などの政策動向とそれに伴う人権意識の高まりによって、社会福祉領域で契約や権利侵害といった民事司法の知識が求められるようになり、司法福祉の対象と認識されたためだと考えられる。しかしこれは、制度利用の範囲で司法をどう活用していくかを論じているに過ぎず、生活全般で起こる生活問題としての法律問題の解決（民事司法）において、いかにして問題の実体的解決・緩和を図るかを論じる研究ではない。特に社会福祉領域では、利用者の財産被害や人権侵害が、虐待や介護などの家事との関連が強い社会問題として対応されてきた。これは、岡村（1983）も指摘する社会福祉の制度実務的体質や、社会福祉コストを抑えるために生活者の持つ家族的資源を活用する方策がとられてきたという歴史的背景（松村 2013）によるものであろう。しかし、本来であれば、社会福祉領域が人権や差別などへ対応する上で、民事司法とは連携して対応すべき問題なのである。

少子高齢化や核家族化、未婚化の進展により家族的資源の活用が困難になっている今、既存の制度による支援では、多様で複雑な社会課題の解決が困難になっている。その人の生活を総合的にアセスメントし、民事司法との連携による新たな支援のあり方を考えていくことが求められている。

法律相談の背景にある福祉課題とそれに対する専門的支援の必要性を指摘した稲村（2016）の研究は、民事司法の現場で福祉的なアセスメントや支援が必要であること示した点で、民事司法における司法福祉研究の転換点だったといえる。稲村の研究は、法律職の立場から、法律問題だけではなく相談者の生活全体へと視野を広げ、相談者の抱える問題の実体的解決・緩和のために法律職として何ができるかを追求した研究であり、筆者のように民事司法領域で働く福祉職にとって示唆に富む研究である。しかし、民事司法領域で司法福祉を実践するために、法律職と福祉職がどのように連携や協力を行えばよいかについては明らかにされていない。

司法福祉研究においては、民事司法は、司法福祉の対象として意識されてはいるものの、家事以外の部分では特に司法福祉の実践領域として明確に位置づけられているとは言い難く、規範的解決と実体的解決という司法福祉の視点で民事司法を論じる研究もほとんど行われていないのが現状である。国は、更なる高齢化に対応すべく、成年後見制度の見直しと司法と福祉の連携強化を目指して、民法と社会福祉法の改正を並行させ、権利擁護の包括的な充実を目指して議論を進めている（厚生労働省社会・援護局 2025）。今後は、民事司法は司法福祉実践の対象領域であるとともに、社会福祉の一部であることを認めた上で、

人々の抱える生活問題や社会課題の実体的解決・緩和に資する、民事司法における福祉との連携・協働の具体的な展開方法を探求していく研究が必要である。

### 第3節 本研究に反映すべき視点

第1節、第2節で検討を行った結果をもとに、本研究では次の2点を本研究を行う上で重要な視点と位置づけ、後々の分析に活かしていく。

#### 1. 司法福祉は本来、民事司法を対象領域としている

本研究では、民事司法を、人々の生活にもっとも関わりのある民法に基づく問題解決の働きという意味で用いている。山口（1994, 2005）は、心身の障害や生活上の困難・課題に起因する法律問題の解決においては、司法と福祉が別個に関わるのではなく、一体のものとして支援を展開していくことを司法福祉の実践と定義するが、この「心身の障害や生活上の困難・課題に起因する法律問題」には、犯罪や家庭内の紛争もあれば、社会生活で直面する金銭トラブルや詐欺などの問題もあり、広く司法全般にかかわる問題が含まれている。したがって、家事を含む民事司法全体が、司法福祉の概念上、当然に、その対象領域に含まれていると解することができる。最近の水藤（2025：32）の定義もそれを示している。海外の先行研究においても、司法福祉は刑事司法を主な対象としているものの、司法福祉の実践対象を刑事司法だけに集中させてはおらず、民事司法もその実践領域に含まれていることが示されている。

日本の社会福祉が措置から契約へと転換したことにより、社会福祉の現場で契約や権利侵害といった民事司法との連携が意識されるようになり、司法福祉研究においても、民事司法を対象領域とする流れが見られるようになった。民事司法は司法福祉の対象領域であることを認め、民事司法と福祉が一体となった支援により、問題の実体的解決・緩和を目指すことが求められている。

#### 2. 社会福祉と民事司法は親和性がある

司法福祉は社会福祉の一分野である（山口 2005）。このことは、司法福祉が対象とする民事司法も、社会福祉の射程に含まれることを示唆している。実際に、社会福祉が対象とする生活問題の一部に、民事司法が扱う生活上の法律問題が含まれていると言え、生活問題を解決するという目的においては、社会福祉と民事司法の営みは共通している。社会福祉領域においては、民事司法と連携して解決すべき財産被害や人権侵害などの民事紛争を、虐待や介護などの家事との関連が強い社会問題と読み替えて、制度の中で解決しようとしてきた歴史的経緯がある。人々が抱える問題が多様化・複雑化するなかで、国（厚生労働省社会・援護局 2025）が、成年後見制度の見直しと司法と福祉の連携強化を目指して、民法と社会福祉法の改正を並行させ、権利擁護の包括的な充実を目指して議論を進めている今こそ、民事司法と福祉の連携による新たな支援のあり方を考えて行く時期が来ている。民事司法が社会福祉の一部であることを鑑み、人々の抱える生活問題や社会問題の実体的解決・緩和に資する、民事司法における福祉との連携・協働の具体的な展開方法を明らかにすることが求められている。

### 3. 残された研究課題

本章の検討からは、司法福祉研究において民事司法のうち、家事を除いた領域は、対象領域として意識はされているものの、実践領域として明確に位置づけられてはならず、研究の視線が向けられていないことが明らかとなった。家事においても、近年、司法福祉学会、学会誌ともに取り上げられる頻度が減っている。しかしながら、民事司法全体が司法福祉の実践領域であるとともに、社会福祉の一分野でもある。そのことを踏まえた上で、本研究では、民事司法の中核である法律事務所で福祉的支援を実践する筆者の立場から、法律事務所における福祉的支援の現状を明らかにし、福祉的支援ニーズを包含する法律問題について、司法と福祉が一体となった支援により問題の実体的解決・緩和を目指すという司法福祉の視点で実証的研究を行い、民事司法における司法福祉実践の必要性とその具体的な実践モデルを示していきたい。そのための研究課題として、次の三点を設定した。

第一は、民事司法の中核である法律事務所では、現在いかなる福祉的支援が誰によって行われており、そこにはどのような課題があるのかを明らかにすることである。

第二は、法律事務所に寄せられる法律相談には、どのような福祉的支援ニーズがどの程度含まれており、それに対していかなる支援が求められるのかを明らかにすることである。

第三は、福祉的支援を要する法律相談を一般的な法律事務所で扱うには、司法（弁護士）と福祉（事務員（福祉職））がいかに連携し、どのような支援を行えば、問題の実体的解決・緩和を図ることができるのかについて検討することである。

これら三つの課題について、第2章から第4章において明らかにしていく。

#### [注]

- 1) 特別調整とは、矯正施設入所者のうち、高齢又は障害があり、出所後に帰住先がない者に対し、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等が中心となって行う帰住予定地確保、福祉サービスの利用支援等の生活環境の調整である（鷲野 2020）。
- 2) 労役場留置者とは、判決が確定したが、罰金、科料が完納できないため、刑務所で作業として労役をする人々のことをいう（朴 2018：257）。
- 3) 日本司法支援センター法テラスは、2004年5月に成立した総合法律支援法に基づき、民事・刑事を問わず、全国で法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して、2006年4月に設立され、同年10月より業務が開始された。法テラスの業務内容や求められる専門性については、法テラス公式ホームページ（<https://www.houterasu.or.jp/index.html>, 2026.1.3）を参考に整理した。
- 4) 総務省統計局（2025）によると、2025年3月1日現在の日本の総人口は1億2342万人で、このうち65歳以上の高齢者人口は3618万7000人（高齢化率29.3%）である。65歳以上の高齢者人口に占める単独世帯の割合は男女ともに増加傾向にあり、2020年には65歳以上の独居率は男性15%、女性22.1%となっている（総務省統計局 2021）。また、国立社会保障・人口問題研究所（2023）は、日本の将来推計人口は2045年1億880万人、2056年9965万人、2070年8700万人で、高齢化率は2038年に33.9%、2070年には38.7%に上昇すると推計する。65歳以上の独居率は、2050年に男性26.1%、女性29.3%に上昇すると推計されている（国立社会保障・人口問題研究所 2024）。した

がって、将来、総人口がさらに減少する中で、65歳以上の高齢者の割合は増加し、独居率も上昇することが予想される。二宮（2015）は、日本の65歳以上の認知症患者数は、2020年に約602万～631万人と推計されており、2040年には約800万～950万人に増加すると推計する。

- 5) 司法福祉を社会福祉の一分野とする考えに対し、桑原（1999：10）は、司法福祉は「社会福祉が解決し得なかった問題を、司法がインテークして、規範的解決を経て、問題の実体的解決を導くということである。この解決に向けての一連のプロセスは、司法機関においてのみなし得ることである。ゆえに司法が社会福祉の領域で起こる問題を包含するのである」とし、社会福祉の一分野との考えを否定した。この見解の相違についてはさらなる議論の深まりは見られず、2000年の日本社会福祉学会秋季大会で「司法福祉・更生保護」という分科会が開かれ、社会福祉学の一分野として司法福祉が取り扱われている。
- 6) 本研究では、大会のシンポジウムにおけるシンポジストの報告、自由研究報告等の個人報告やそれに基づく議論については、研究対象から除外している。

## 第2章 法律事務所における福祉的支援の実態と司法と福祉の連携のあり方

本章では、法律事務所における福祉的支援の実施状況と司法と福祉の連携のあり方について述べる。第1節では、司法領域における福祉的支援の研究動向について、特に支援の担い手である福祉職の専門性と専門職アイデンティティに焦点を当てて確認する。第2節では、法律事務所における福祉的支援の実態と、その担い手の意識や課題に関する調査について述べる。第3節では、調査結果を踏まえ、法律事務所における司法福祉実践に向けた司法と福祉の連携のあり方について論じる。

### 第1節 司法領域で働く福祉職の専門性と専門職アイデンティティに関する研究動向

先章では、司法福祉の担い手には、法律の枠組みのなかでソーシャルワークを実践できる能力及び、ソーシャルワークの過程で適時に法律の力を使うことができる能力が求められることが確認できた。そこで、本節では先行研究を調べ、①法律の枠組みのなかでソーシャルワークを実践できる能力、②刑事司法分野で働く福祉職のアイデンティティ、の2点について明らかにする。

#### 1. 調査方法

文献検索データベース CiNii (NII 学術情報ナビゲータ) および J-STAGE を用いて「家庭裁判所」「保護観察」「刑事」「刑務所」「地域生活定着支援センター」「検察」の各キーワードを、「福祉」「ソーシャルワーク」「ソーシャルワーカー」「専門性」「専門職」「アイデンティティ」の各検索キーワードと AND でつないで検索した結果、CiNii では1,233件、J-STAGE では13,041件が該当した。CiNii は分野横断的な学術情報を幅広く提供する国内有数の学術情報サービスである(日詰・逸村 2010)。この特性から、本研究でも検索データベースとして適用可能と判断した。これに加えて、補足的に Google Scholar と福祉関係図書と雑誌『司法福祉学研究』及び『刑政』を用いて文献を収集した。

以上の文献を概観し、重複している文献を除外し、表題、要約、本文から福祉職の専門性と専門職アイデンティティに関するものか否かを検討し、本研究を行う上で34件の先行研究を重要な文献と位置づけ、調査並びに分析において参照することにした。

以下、それぞれについて先行研究の内容と示された知見、今後の研究課題について整理する。

#### 2. 結果

##### (1) 法律の枠組みのなかでソーシャルワークを実践できる能力

藤原(2017)によれば、司法福祉実践とは、司法プロセスのなかでソーシャルワークを行うものであり、司法と目的を同じくしながらソーシャルワークを行うことによって問題の実体的解決・緩和を図ろうとする営みである。それは、社会福祉領域で行われるソーシャルワークとは異なり司法による様々な制約がある。ここでは、それらの制約に起因する特徴ごとに先行研究をまとめ、司法福祉の実践に必要なとされる能力について確認する。

### 1) 司法の決定によって支援を開始すること

司法プロセスにおいて福祉的支援を行う職種のうち、司法の決定によって支援が開始するものとして、家庭裁判所調査官、保護観察官、社会復帰調整官がある(廣井 2015, 中村 2018a, 2019)。司法の場でソーシャルワークを行う社会福祉士の場合も、支援の開始にあたり、司法の決定と切り離すことはできない。刑務所で働く福祉職について言えば、具体的な職務の発動は、上司や刑務官から、具体的事例を特定して調査し支援するよう職務命令が出されるシステムになっている(日本社会福祉士会 2009:5)。地域生活定着支援センターが行う「出口支援」も、保護観察所や刑務所からの命令・指示・依頼により、高齢や障害により支援を必要とする受刑者に対し、受刑中から様々な福祉の手立てを整えることになる(佐藤 2006:256, 伊豆丸 2014, 水藤 2024)。

### 2) 規範的解決を契機に問題の実体的解決・緩和を図ること

司法領域においては、必ずしも支援の対象とする者が支援を望んでいるとは限らない(中村 2018b, 2021a, 神垣・田中・佐藤 2024)。ただし、パールマン(Perlman, H.)の問題解決アプローチを基盤におく司法福祉では、司法への係属をきっかけに、支援の対象とする者が自らの問題に向き合い、克服への道を歩み出せるよう、心理的、社会環境的な側面に対しても多角的に働きかけることを求めている(佐藤 2006, 廣井 2015, 鷲野・渡邊・中村 2020, 水藤 2024)。このような支援を行うには、司法と福祉双方に関する専門的な知識が必要とされる(大塚 2022:50, 毛利 2024:58)。司法プロセスにおいて福祉的支援を行う職種としては、家庭裁判所調査官、保護観察官、社会復帰調整官がある(野田 1994, 2017, 廣井 2015, 佐藤 2006)。その他、司法の場でソーシャルワークを行う職種として、刑務所の社会福祉士、地域生活定着支援センターの社会福祉士が挙げられる(若狭 2010, 桑原 2016, 田畑 2016, 中村 2018b, 鷲野 2018)。

### 3) ソーシャルワークを行うにあたり環境的制約があること

受刑者を対象とした特別調整は、出所日より6~8ヶ月ほど前から支援が開始されるが、それでも時間が十分でない場合も多いという(熊上 2017:24)。処罰の場である刑務所内での面接は刑務官が立ち会い、面接時間も制限されるため、調整を担う福祉職には、限られた時間内で多面的、総合的に情報をとらえ、見極める力が必要である(松永 2018:45, 朴 2018:259, 森久 2018:486-487, 大塚 2022)。さらに、検察庁等で行われる入口支援では、最長23日という勾留期限の制約により、さらに短い時間内で情報収集や支援業務を行う難しさがある(伊豆丸 2014:28)。

また、刑務所収容中の受刑者は法律により他者との接触が制限され、自身のために開かれるカンファレンスの場に参加することが困難であるため、支援を担う福祉職は、受刑者本人の真意を見極め、本人の意思の代弁者・権利擁護者としての重要な役割を果たさねばならない(松永 2018:42)。

#### 4) 法による介入が必要なポイントの見極めが必要なこと

強権的・処遇的側面である指導監督の役割を担う保護観察官は、ソーシャルワークを行う中で、必要に応じて法の力を行使することが求められる（中村 2019：86）。司法の目的である、再犯防止を達成するために、保護司や地域の関係機関と連携して、再犯リスクに気づき、早期に介入することが重要とされている（鷺野・渡邊・中村 2020：37）。保護観察等の刑事処遇の目的や仕組みが十分に理解されないまま地域での連携を進めると、遵守事項違反が見逃され、保護観察所が適切な措置がとれず、対象者が再犯に至るなどといった事態も起こりうるとの指摘もされており（法務省保護局観察課 2016：8）、司法プロセスのなかで地域連携を行う場合は、担当するソーシャルワーカーは、法や制度を理解し、連携先に丁寧に説明する必要がある。一方で、地域連携においては、支援対象者が司法に係属した者であるという理由で、地域の支援者の理解や協力が得られにくいという難しさも指摘されている（中村 2018b, 篠崎 2020, 大塚 2022）。

なお、保護観察官や社会復帰調整官は、支援者との関係で言えば「『守るべき事項』を守らせる役割」と守るべき義務を負う者という関係である（佐藤 2006, 垣内 2020）。このような状況のもと、利用者と対等性に基づく信頼関係の構築ができるのかと疑問を呈する声も上がっている（佐藤 2006：257）。

### **（2）刑事司法分野で働く福祉職のアイデンティティ**

刑事司法領域で働く福祉職は、所属する機関の目的に強い影響を受け、能動的な活動に制限が課されており、司法と福祉の接合点に位置することから、司法からは福祉の実践を、福祉からは司法の実践を過度に期待されるという苦しい板挟み状態（倫理的ジレンマ）に置かれる（中村 2018b, 2020a, 2021a, 朴 2018, 鷺野 2018, 垣内 2020, 神垣・田中・佐藤 2024, 戸井 2024）。また、司法の他職種に対してソーシャルワーカーの役割や必要性を理解してもらい難しさを感じている（桑原 2016, 森久 2018, 朴 2018, 中村 2021a, 大塚 2022, 鶴飼 2024）。これらの専門職としての葛藤やアイデンティティの揺らぎを克服するには、個々の担い手の力量や熱意に頼るだけでなく（垣内 2020：7, 鶴飼 2024：50, 長野 2022：130）、研修やスーパービジョン、ガイドラインの作成が必要である（桑原 2016, 鷺野 2018, 垣内 2020, 中村 2020b, 2021b）。

藤原（2017：215）は、司法機関による権利の制限はソーシャルワークの目的、価値に反することであるが、司法福祉専門職は、その職務が法的機関の手続きと密接不可分であるため、否応なく権利の制限に加担せざるを得ない場面が出てくると述べる。司法という権力構造の中でソーシャルワークを行う倫理的ジレンマをいかに消化し、司法福祉の実践を行うかが、司法領域のソーシャルワーカーに求められる専門性であり、専門職アイデンティティの土台になるものと言えよう。

### 3. 考察—先行研究の到達点と今後の研究課題—

#### (1) 先行研究の到達点

司法領域のうち、とくに刑事司法分野で福祉的支援を担う者は、法律の枠組みの中で、司法による監視と制限を受けながらソーシャルワークを実践するという高度な専門性が求められている。しかし、一方では福祉の実践を、他方では司法の強制力の実行を求められるという位置づけは、司法領域で福祉的支援を担う者に専門性への疑いと葛藤（倫理的ジレンマ）をもたらす。

彼らの所属機関の本来の機能を担う裁判官、検察官、刑務官、法務教官といった他職種は、その機関の目的の最終責任者でもあり、権威性は強大なものである。福祉職は、そのような権威性の強い専門職に、自らの業務内容や存在の必要性について理解を得ることに大きな困難を抱えている。福祉職の本来の専門性とは関係のない事務的作業を余儀なくされる場合も多く、それは自らの専門性や専門職であることの揺らぎへとつながっている。さらに、所属機関の他職種による理解が不十分である場合、福祉職が支援が必要と考える対象者を選び、必要な支援を行おうとしても、上司からの反対や他職種からの反発等により実践できないこともあり、このような場合、福祉職は所属機関の機能とソーシャルワーカーとしての倫理観の狭間で倫理的ジレンマを抱えることになる。

このような課題への対処として、刑事司法領域の福祉職は、自らの役割や業務内容、活用方法を所属機関の他職種に説明する機会を設け、専門的アセスメントにより生活や環境上の問題を抱える困難ケースを発見し、福祉的支援により所属機関の本来の機能の達成を可能にした成果を重ねることで、その必要性と存在意義を客観的に示す取り組みを行っていた。そして、その取り組みには、ソーシャルワークに関する専門知識と技術だけでなく、所属機関や協働する他職種の役割と機能に関する知識を、経験年数に応じて段階的に学ぶ専門研修が必要であると指摘されている。また、これらの研修は、単に個人が知識や技術を習得するだけではなく、個々人の実践と獲得した専門性や方法論を共有し、それを継承していく場として機能させることが必要である。実践や研修を通して、自らが所属する領域・機関や支援対象者の特殊性において有効に機能する実践方法や働き方を開拓し、専門性に依拠した独自性を確立することが求められている。

これらのミクロレベルでの取り組みが所属機関内での専門的役割の獲得と存在意義の確立につながっていき、所属組織内での福祉専門職としての立場が確立し、それに伴い裁量が増えることによって、所属機関の外での活動が容易になるといえる。メゾレベルで、自らの役割と機能を社会に示しながら関係機関と連携・協働することで、所属機関の福祉専門職としての自覚と自信がさらに深められ、社会的に役割が認知されるだけでなく、専門職アイデンティティの獲得へとつながることが確認できた。

#### (2) 今後の研究課題

司法プロセスにおいて福祉的支援を行う職種のうち、司法の決定によって支援が開始する職種については、家庭裁判所調査官、保護観察官、社会復帰調整官、それから司法の場

でソーシャルワークを行う刑務所の福祉職、地域定着支援センター職員に関して言及がなされていた。しかし、法律事務所で福祉的支援を行う者についての研究は行われていない。

司法領域で働く福祉職は、病理現象として表れる問題の実体的解決・緩和を図ることができるよう、福祉的支援を司法と目的を同じくしながら、一体で提供することを役割としている。本研究で対象とする法律事務所で福祉的支援を担う者も、刑事司法の有する強制力を伴う権力ほどではないが、弁護士のもつ権威性と共に、またはそのなかでソーシャルワークを行うものである。そして司法による解決を求める問題に対して、法的支援と一体で福祉的支援を行うことで、問題の実体的解決・緩和を目指す役割を担っている。

よって、まだ萌芽期にある法律事務所の福祉職においても、先行研究で明らかにされた、法律の枠組みの中で、必要に応じて司法の力を求めつつ、司法と福祉の接合点に立ってソーシャルワークを実践する能力が必要であるとともに、福祉職としての成長過程における葛藤や課題があることが予想される。

実際に、本研究において量的調査の準備段階で、福祉的支援に携わる法律事務所事務員を対象にプレ調査を実施したところ、「生活支援業務に携わり、支援対象者の話をひたすら聞いても、その要望などを弁護士に伝えて判断をあおぐだけで、自分で決めることはない」との回答が見られた。相談支援の場で、相談のインテークを担う事務員が、福祉的視点によるアセスメントが必要であることを認識しないまま、弁護士の指示・命令を前提とした姿勢で業務を行っている実態が明らかとなった。野田(2017:199)は、司法福祉の担い手の課題として、「司法福祉と関連の深い、あるいはその担い手と考えることができる人々が、自分の仕事が司法福祉に関わるという自覚に至っていない」と指摘するが、法律事務所で司法福祉の担い手である事務員は、福祉職として雇われておらず、社会福祉の知識や技術も有しておらず、自分が社会福祉の担い手であると自覚していない者も少なくないのではないだろうか。この点を克服するために法律事務所が福祉的支援を行う意義や、実際の業務において何が必要であるかなどを明らかにすることも重要であろう。

## 第2節 法律事務所における福祉的支援の実態とその担い手の意識や課題に関する調査

### 1. 調査の目的

本調査は、司法領域、なかでも法律事務所に焦点を当て、民事司法も含め、法律事務所で行なわれている社会福祉業務の実態と社会福祉業務の一部または全部を担う事務員（弁護士以外の立場の者）の有無について調べ、法律事務所において社会福祉業務がどのような状況になっており、いかなる課題があるのかを明らかにすることを目的とする。

### 2. 調査の対象と方法

2021年2月～4月に、「法律事務所で行われている社会福祉業務の全体的な状況や傾向と、社会福祉業務を担う事務員が業務に関して抱いている意識や課題等」をテーマに量的調査を実施した。調査は2段階に分かれている。調査①で「法律事務所で行なわれている社会福祉業務の実態と関与する事務員の有無」を確認し、調査②で「社会福祉業務に関与

する事務員の業務の実態と、それに関して抱いている意識や課題等」について明らかにした。

なお、本調査では「社会福祉業務」について「児童、母子、心身障害者、高齢者など、社会生活を送る上で配慮を必要とする人々を対象に行う福祉や医療に関する支援業務」という内容であると説明した。それから、社会福祉業務の一部または全部を担うことを、社会福祉業務への「関与」と表現している。

### **(1) 調査対象**

調査①の対象は愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター運営委員会に所属する弁護士 206 名の勤務する法律事務所 196 箇所である。本調査は、弁護士に対して社会福祉業務について質問するという内容であり、法律事務所にとっては協力しづらい内容と考えられる。そのため、筆者の勤務先法律事務所の弁護士が所属しており、調査の趣旨について理解と協力を得やすい本委員会に調査対象を限定した。なお、法律事務所は通常、高齢者や障害者に限らず、児童や母子への支援も行なっているため、調査目的にかなう調査対象といえる。

調査②の対象は、調査①で、事務員が社会福祉業務に関与していると回答した法律事務所内で社会福祉業務を行っている事務員である。

### **(2) 調査方法**

調査方法は自記式質問紙調査である。

調査①は、この委員会のメーリングリストへのメール送信、郵送及び FAX 送信の方法で実施し、調査票は、各法律事務所に勤務する弁護士に記入を依頼し、メール、郵送または FAX により返送してもらった。2021 年 2 月 19 日にメーリングリストを利用して一斉送信し、3 週間後を期限として筆者あてに返信をお願いした。期限の 2 日前に開催された同委員会において、委員よりアンケート調査への協力の声掛けをしていただいた。期限内に返信のあった調査票は 10 枚（FAX 回答 2 枚、メール回答 8 枚）であった。その後、まだ回答が届いていない法律事務所所属の弁護士 165 名宛に、返信用封筒とともに調査票を郵送した。そして期限の前日に、まだ回答のない弁護士 92 名に再度 FAX にて調査票を送信し、回答への協力を求めた。結果、返送されてきた調査票は 115 枚（FAX 回答 72 枚、郵便回答 32 枚、メール回答 11 枚）で、有効回収率は 58%であった。

調査②は、調査①で事務員が社会福祉業務に関与していると回答した法律事務所宛に質問紙を郵送し、メール、郵送または FAX により返送してもらった。調査期間は 2021 年 2 月 19 日から 4 月 30 日までで、社会福祉業務を行っている法律事務所 34 箇所のうち、7 箇所（回答率 20.6%）で社会福祉業務に関与している事務員 10 名から回答が得られた。

### **(3) 調査内容**

調査①の調査内容は、自らの事務所で社会福祉業務を行っているかどうか、行っているなら「(民事・家事・刑事) どの事件において社会福祉業務を行っているか」及び「(民事・

家事・刑事) どの事件の社会福祉業務に事務員の関与があるか」であった。なお、民事・家事・刑事の各項目の末尾に備考欄を設け、関与がある場合は具体的な業務内容の記載を求めた。

調査②では、社会福祉業務を行っている事務員の基本属性、実際に担っている社会福祉業務、社会福祉業務に対して抱えている意識や課題について尋ねた(質問紙の様式は、巻末の付録1及び付録2に示した)。

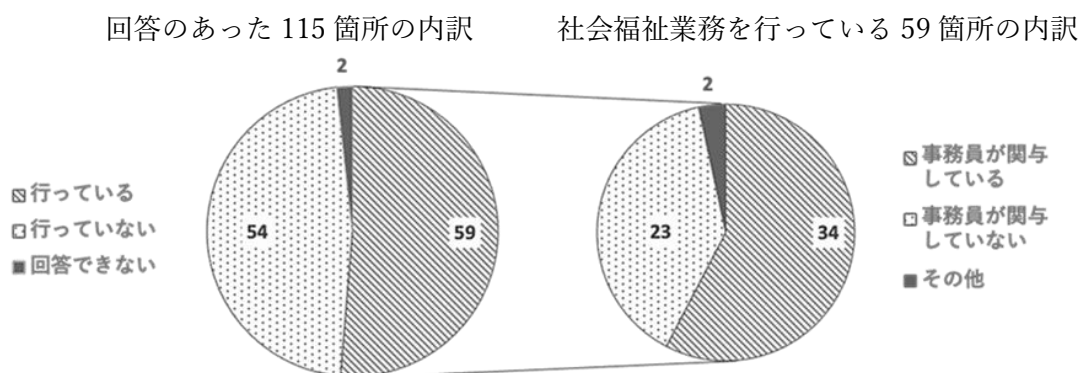
#### (4) 分析方法

調査①は、項目ごとに単純集計による分析を行った。調査②は二種類の方法によって分析を行った。第一は、単純集計による分析である。第二は合計値の算出による分析であり、質問項目における回答を点数化して、その合計値を算出したうえで比較を行った。

### 3. 結果

#### (1) 回答数とその内訳(図表 2-1)

回答のあった事務所は196箇所中115箇所、回収率は58%であった。そのうち、社会福祉業務を行っている事務所は59箇所(回答総数に対して51.3%)であり、そのうち34箇所(社会福祉業務を行っている事務所全体の57.6%)について、事務員が社会福祉業務に関与していた。



図表 2-1 回答数とその内訳

#### (2) 社会福祉業務が行われている事件の種類

社会福祉業務を行っていると回答した法律事務所59箇所のなかで、社会福祉業務が行われている件数(割合)は、刑事17~24件(28.8~40.7%)、家事2~54件(3.4~91.5%)、民事5~36件(8.5~61.0%)で、その割合は、刑事事件、家事事件、民事事件の順に多かった(図表 2-2)。標準偏差は刑事3.50、家事15.50、民事14.15であり、行われている社会福祉業務のばらつきは家事、民事で大きかった(図表 2-3)。

高い割合で社会福祉業務が行われていたのは家事事件の「成年後見」54件(91.5%)、民事事件の「債務整理・破産」36件(61.0%)、「遺言、死後事務、生前贈与」30件(50.8%)

であり、低い割合だったのは民事事件の「民事信託」5件（8.5%）、家事事件の「未成年後見」8件（13.6%）、「虐待（子ども）」10件（16.9%）であった。

ここからは、法律事務所で扱う民事・家事・刑事事件の全てにおいて、程度の違いはあれ、社会福祉業務が行われていること、特に「債務整理・破産」という法律事務所でよく扱う民事案件においても社会福祉業務がなされていることが確認できた。

### （3）社会福祉業務への事務員の関与の程度

次に社会福祉業務を行っているとは回答した事業所のうち、それぞれの事件で事務員が関与している件数と割合を確認したところ、民事・家事・刑事いずれにおいても半数を超えていることが示された。特に高い割合で事務員の関与があったのは家事事件の「虐待（子ども）」10件中9件（90.0%）、刑事事件の「成人」24件中20件（83.3%）、「少年」17件中14件（82.3%）であった（図表 2-2）。

図表 2-2 事件ごとの社会福祉業務を行っている事務所の件数（割合）と事務員が関与している件数（割合）

事件の種類		社会福祉業務を行っている事務所の件数（割合）	そのうち事務員が関与している件数（割合）
民事事件	債務整理・破産	36 (61.0%)	19 (52.8%)
	遺言、死後事務、生前贈与	30 (50.8%)	16 (53.3%)
	民事信託	5 (8.5%)	3 (60.0%)
	その他	5 (8.5%)	3 (60.0%)
家事事件	結婚、離婚	26 (44.1%)	17 (38.6%)
	相続	31 (52.5%)	17 (54.8%)
	親権	14 (23.7%)	11 (78.6%)
	虐待（高齢者、障害者）	24 (40.7%)	16 (66.7%)
	虐待（子ども）	10 (16.9%)	9 (90.0%)
	成年後見	54 (91.5%)	31 (57.4%)
	未成年後見	8 (13.6%)	4 (50.0%)
	その他	2 (3.4%)	2 (100%)
刑事事件	成人	24 (40.7%)	20 (83.3%)
	少年	17 (28.8%)	14 (82.3%)
ホームロイヤー、その他		18 (30.5%)	11 (61.1%)

図表 2-3 事件ごとの社会福祉業務を行っている事務所の件数（割合）の中央値・平均値・標準偏差

	中央値	平均値	標準偏差
民事事件	17.5 (29.7%)	19.0 (32.2%)	14.15
家事事件	19.0 (32.2%)	21.1 (35.6%)	15.50
刑事事件	20.5 (34.7%)	20.5 (34.7%)	3.50

#### (4) 社会福祉業務の内容

備考欄に記載された、弁護士あるいは事務員が行う社会福祉業務について内容を確認したところ、それぞれ3つのカテゴリーに分類することができた（備考欄に記載されたコメントは、巻末の付録3に示した）。

##### 1) 弁護士の業務内容

弁護士が行う具体的な業務内容は、次の3つのカテゴリーに分類できる。①福祉の対象者を当事者とする法律業務（「高齢者の自宅に居座った親族への明渡請求、後見人として支払督促や訴訟」「子どもの手続き代理人や子ども法律援助を利用した調停」「行政、社協、包括等と連携した困りごと相談」「財産管理」「担当医との面談、意見書取得」「死後事務」）、②福祉・医療へのつなぎ・橋渡し（「障害者基幹支援センターを紹介」「制度の利用のすすめや役所に同行」「障害年金手続き代行等の制度利用補助」「受診同行、児相や基幹相談との相談等」）、③福祉や医療に関する支援業務（「入院、入所等への対応」「虐待親からの自立支援」「刑事事件終了後の社会復帰支援」「障害を持った刑事被告人の生活の場確保」「少年院出院後の自立支援」「任意後見契約に基づく定期面談と助言」「任意後見開始までの医療対応、見守り契約等」）。

##### 2) 事務員の業務内容

事務員が行う具体的な業務内容は、次の3つのカテゴリーに分類できる。①書類の作成・管理業務（「事務は主に書類作成」「コピー、記録の管理、メール、発送業務」「成年後見事件の報告書の下書きや記録の整理等」）、②財産管理業務（「財産管理」「口座管理、施設料支払など」）、③弁護士と依頼者・福祉関係者との仲介業務（「成年後見の際の福祉関係者とのやりとり」「裁判所への報告書を出す際に親族後見人に対する指導」「ホームロイヤーにおいては電話における対応が大切な役割」）。

弁護士、事務員のいずれにおいても、③の業務で、福祉や医療の理解と知識が必要とされていた。

#### (5) 社会福祉業務を行うにあたっての課題

社会福祉業務を行っている法律事務所34箇所のうち、7箇所（回答率20.6%）で社会福祉業務に関与している事務員10名から回答が得られた。

図表 2-4 回答のあった事務員の基本属性

総数		10
性別	男性	2
	女性	8
年齢	40歳～49歳	7
	50歳～59歳	1
	無記入	2
最終学歴	高卒	2
	短大	1
	大学（法律系）	1
	大学（福祉系）	1
	大学（その他）	4
	大学院（福祉系以外）	1
保有資格 (複数回答あり)	社会福祉士	0
	精神保健福祉士	0
	その他	5
	なし	5
雇用形態	正規職員	5
	非正規職員	5
現職の就労年数	1年未満	0
	1～3年	1
	3～5年	2
	5～10年	3
	10年以上	4
事務員としての 経験年数	3～5年	2
	5～10年	3
	10年以上	5
事務所に所属する 弁護士数	1人	2
	2人	6
	3人	1
	4人	1
事務所で働く 弁護士以外の 従業員数	1人	2
	2人	3
	3人	0
	4人	4
	5人	0
	6人	1

### 1) 基本属性 (図表 2-4)

10名の事務員について、女性の割合が8割と高く、年齢は40歳以上が8割であった。社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する事務員はいなかった。8名が5年以上の事務員としての経験があり、現職の就労年数も5年以上が7名であった。事務所の規模は、弁護士が2名以下、弁護士以外の従業員が4名以下という、総数6名以下の小規模な事務所が8割を占めた。

### 2) 実際に担っている社会福祉業務

回答者が「担っている」と回答した業務内容は、民事事件の「債務整理・破産」(2名)「遺言・死後事務・生前贈与」(2名)、家事事件の「虐待(高齢者・障害者)」(2名)「成年後見」(7名)「未成年後見」(2名)、ホームロイヤー(1名)であった。そのうち、家事事件の「成年後見」については、多くの事務員が関与しており、財産管理業務に7名、定期報告書の作成業務に6名が関与していた。

### 3) 業務に対して抱いている意識や課題

社会福祉業務を担っていると自覚する事務員は3名おり、その全員が自らの「知識や経験の不足」を感じていた。その内2名は「専門性がよくわからない」「困ったときに相談できる人がいない」「自分と同じ役割や業務を担う人員の不足」を感じていた。そのなかの1名が「自分の業務範囲が不明確(事務員としての補助業務

と福祉職としての社会福祉業務等)」「自分の行う社会福祉業務に自信が持てない(これでよいのか不安を感じる)」「自分の行う社会福祉業務に対して他の事務員の理解が不足している」「社会福祉業務を行う際に、思うとおりにできないことがある」「時間

が足りない、業務量が多い」「自分の役割や業務について、周囲の認知度が低い」「自分の役割や業務について、周囲の理解が不足している」と感じていた。

#### 4. 考察

本研究では、法律事務所における社会福祉業務の現状と課題について明らかにすることを目的に調査を行った。ここでは法律事務所でのどのような社会福祉業務が行われていたのか、そこにはどのような課題が見いだされるのかについて、調査結果をもとに考察を試みる。

##### (1) 法律事務所における社会福祉業務の現状

本研究で対象とした法律事務所のうち、51.3%の事務所で社会福祉業務が行われていた。法律事務所では社会福祉業務が高い割合で行われているのは民事事件の「債務整理・破産」や「遺言、死後事務、生前贈与」、家事事件の「相続」や「成年後見」であることがわかった。これらの事件は、処理の過程で、当事者の日常生活の実態を把握する必要性があり、その結果、安定した生活の維持継続のために福祉的な支援が必要だと判断しうる場面が生まれ、社会福祉業務の実践につながりやすい。ただし、このうち40%強の事務所では法律職である弁護士のみによって社会福祉業務が行われていた。この状況をどのように捉えたらよいか。

弁護士の法的視点からの問題解決型アプローチ(浦崎 2020: 38)や、正解を知る法律専門職が決めた方針で解決する支援方法(稲村 2016: 45)などの指摘があるように、弁護士は、相談者の話を聞く際、法律で扱える問題がどこにあるかに意識を向けている。そのため通常は、法律問題とはいえない相談者の生活上の困難や課題に、弁護士があえて目を留めることはしない。社会福祉やその関連法の知識と経験のある弁護士は少なく(濱野 2016: 187)、弁護士が法律以外の支援の必要性に気づき、必要な支援を行うことも期待できない。

ただし、法律相談の背景に、しばしば福祉的な課題が存在していて、法律問題だけを取り出して解決しても、問題の本質的解決にはつながらないことは数多く指摘されてきている(山口 2005, 太田 2013, 濱野 2016, 稲村 2016, 平林 2020)。法律事務所においても、誰かがこの状況に気づき、適切な支援へとつなげることが重要である。先行研究では、法律職が福祉的な知識を学んだり(稲村 2016: 43)、弁護技術の精度を上げたりして(平林 2020: 7)、福祉的な課題の解決を行うことが必要と提起されている。しかしそれでは、法律相談における弁護士と相談者の指導する側・される側という一方的な関係性が維持されかねない。このような関係性は、相談者のパワーlessnessを助長させ、主体的に問題解決に取り組むことから遠ざけかねないという問題があると考えられる。

筆者は、ここに、法律事務所の弁護士以外の存在である事務員が社会福祉業務を行うことの意義があると考え、家事事件の「成年後見」においては、そもそも成年後見業務がひとりの人間の人生を丸ごと支援する業務、つまり財産管理という法的支援と身上保護という生活支援(福祉的支援)を義務として行う必要がある。今後、法律事務所において、法律相談の背景に存在する福祉的な課題を誰がどう扱うのか、相談者が抱える生活上の困

難や課題の根本的な解決に向け、法律事務所内でどのような支援を行なっていくとよいのかを検討していくことが重要であろう。

## **(2) 法律事務所における社会福祉業務の課題**

本研究からは、福祉的支援を行う法律事務所には、①弁護士が中心となり対応し、事務員は弁護士の補助をする「弁護士主導型」、②弁護士と社会福祉の知識を有する事務員が共同する「協働型」の2形態があることが明らかとなった。社会福祉業務を行っていると回答した事務員は、女性、かつ40代以上の割合が高かった。彼女たちが主に行っていることは、財産管理と書類作成という法律事務の延長線上の事務作業である。自分が社会福祉業務を行っていると自覚する事務員がわずか3名(30%)という結果からは、事務員の多くは、たとえ福祉や医療の知識を必要とする業務を担っていても、それは法律事務の一環であり社会福祉業務として捉えているわけではないことが分かる。しかし、法律相談の背景に存在する福祉的な課題に気づき、適切な支援につなげることは当事者の抱える問題の根本的な解決という点で重要であるため(山口2005, 太田2013, 濱野2016, 稲村2016, 平林2020)、法律事務所は社会福祉士等の有資格者を事務所の一員として雇用することが望ましいと考える。

法律事務所における社会福祉業務への取り組みはまだ萌芽期にあり、業務を担う者が少なく、知識を学んだり、経験や悩みを共有したりする場がないのが現状である。今後、業務で必要とされる知識や技術を体系的・段階的に学び、精神的サポートを受けられるような出会い・交流の場を創り出すことができれば、司法の現場で福祉的な課題の解決を担う者としての自覚が促され、法律事務所における社会福祉業務への取り組みがさらに発展するとともに、それは福祉職の新たな活躍の場となりうるであろう。

## **第3節 法律事務所における司法と福祉の連携のあり方**

### **1. 調査の目的**

先節では、福祉的支援を行う法律事務所には、弁護士が中心となり対応する「弁護士主導型」と、弁護士と社会福祉の知識を有する事務員が協働して対応する「協働型」の事務所があることがわかった。その他、一部の地域では、社会福祉士が中心となって対応する「社会福祉士主導型」の法律事務所の存在が知られている(西尾2015)。

本節では、これら3つの支援形態を統一的な視点から比較分析することで、法律事務所における司法福祉実践に向けた司法と福祉の連携のあり方を詳細に検証する。特に、福祉的支援の実践主体の違いが、同一案件に対する支援の内容・質にどのような影響を与えるのかを実証的に明らかにすることは、司法福祉実践の可能性を探る上で不可欠な知見になると言える。

本調査では、3形態の事務所を対象に、具体的な業務内容や対応プロセスを聴取・分析する質的調査を実施することで、法律事務所で行われる福祉的支援について、3つの形態の違いによって、同じ案件でも支援の内容にどのような差が生じるのかを明らかにする。

その結果に基づき、司法福祉の視点から法律事務所における司法と福祉の連携のあり方について論じる。

## 2. 調査の対象と方法

### (1) 調査対象

先章の量的調査の回答者のなかから、福祉的支援を行う3つの形態（弁護士主導型、協働型、社会福祉士主導型）の法律事務所に勤務する職員3名（事務員2名と社会福祉士1名）を選んだ（図表2-5）。

図表2-5 調査対象者のリスト

対象者	性別	年齢	経験年数	法律事務所の形態・概要
P1	女性	40代	10年以上	<b>弁護士主導型</b> 愛知県にある弁護士2名・事務員2名の事務所で、民事・家事事件を中心とした業務を取り扱う。
P2	女性	50代	10年以上	<b>協働型</b> 愛知県にある弁護士3名・事務員6名の事務所で、民事・家事・商事・刑事事件を幅広く取り扱う。
P3	男性	30代	10年以上	<b>社会福祉士主導型</b> 岡山県にある弁護士15名・社会福祉士13名・事務員50名の事務所で、事務所内に法人後見センターがあり、累計1000件以上の後見事件を受任し、社会福祉士が専門職として働いている。

#### (対象者の背景)

P1：文化系短大卒業後、複数の法律事務所に就職し、事務員としての勤務経験が10年以上のベテラン事務員である。

P2：保育士としての長い経験ののち、法律事務所に事務員として就職した。保育士の経験を生かして社会福祉業務に関わるようになり、勤務する法律事務所で唯一、福祉的支援を行う事務員である。仕事のかたわら、福祉系大学に通い研鑽を深めた。

P3：地域包括支援センターでの勤務、医療ソーシャルワーカーを経験したのちに法律事務所に就職し、法律事務所内の法人後見センターの福祉職として後見業務に携わる。現在は、法律事務所の管理職を務め、マネジメント業務も行っている。

### (2) 調査方法

調査方法は、インタビュー法とし、対象者に個別に半構造化面接を実施した。予めメールにて調査趣旨を説明し、協力の上で事前に調査依頼と質問内容をメールまた

は郵送で送付した。2021年5月～6月に、2名はZoomを利用してオンラインで、1名は対面で60分～90分程度のインタビューを実施した。その後、ICレコーダー等で録音した情報から逐語録を作成し、それを基に要点を箇条書きに整理した。

### (3) 調査内容

後見業務に専従する調査対象者もいることから、対象者に、法律事務所でよく扱う福祉的支援の例として、成年後見をテーマとした創作事例を示して、対応が必要な場面ごとに、対象者の事務所であればどのような支援が行われるかについて聞き取りを行った。

対象者に示したのは成年後見事案のうち、法律事務所または所属弁護士が補助人に選任された以下の事例である。

#### 事 例

弁護士（または法律事務所）が補助人に選任された被補助人（竹山章，60代，独身，資産家）は脳梗塞後遺症により右片麻痺（利き手）・車いす生活・失語を発症し，高血圧と糖尿病の薬を飲んでいる。後遺症により多額の財産を一人で管理することが難しいとのことで，補助人が選任された。我が強く，食に強いこだわりがある。要介護3で姉と同居しながら姉の介護を受けて生活してきたが，姉の持病が悪化したことで在宅生活が難しくなり，緊急でショートステイ入所をした。ショートステイ先（入所当初はロングショートで長く滞在可能といわれていた）では施設生活になじめず，施設の規則に反発し，食事と医療を拒否する状態が続いている。

この事例について，福祉的支援が必要となる出来事が起きた場合，対象者（この事例の担当事務員または担当ソーシャルワーカー（以下，「担当SW」という）が何に注目し，どう対応するかを尋ねた。

質問内容は，①被補助人の入所施設から，被補助人の身体的問題に関する電話が事務所にかかってきた場合の対応，②被補助人のケアマネジャーから次の居住先を見つけてほしいと電話がかかってきた場合の対応，③被補助人が，自身が所有する店舗物件に引っ越すことになった場合の対応，④毎月1回被補助人を尋ね，生活費を届けて生活状況の確認をすることが必要な場合の対応，⑤被補助人を支援する福祉関係者から被補助人の生活上の問題について電話がかかってきた場合の対応，⑥被補助人が人生の最終段階に向けているような準備をしたいと希望する場合の対応，の6点である。

### (4) 分析方法

#### 1) プレ調査

本研究では「同じ案件でも事務所の形態の違いによって職員の働き方にどのような違いが生じるのか」に焦点を当てた調査を行いたいと考えた。

そこでプレ調査として，①「社会福祉士主導型」の法律事務所の社会福祉士である本調査対象者 P3 が，日々どのように社会福祉業務を行い，事務所内の弁護士といか

に連携・協働しているかを確認するプレインタビュー調査, ②「協働型」の法律事務所  
で福祉的支援を行う筆者が業務内容と弁護士との連携・協働について確認した。そ  
れらの結果に基づき、本調査で明らかにすべき事柄を整理した。

### ① プレインタビュー調査

「社会福祉士主導型」の法律事務所では、社会福祉士資格を有する福祉専門職とし  
て雇用される者は法人後見センターに所属し、その主な仕事内容は法的支援（財産管  
理）と福祉的支援（身上監護）が同等に必要とされる後見業務であり、それが業務全  
体の95%を占めている。法律職と福祉職がそれぞれの専門性に依拠した裁量を持ちな  
がら、対等で独立的な専門職という立場で明確に役割分担して協働できる一方で、福  
祉職は法律事務に関与しないこと、つまり福祉職と事務員が別に存在することで、法  
律職と福祉職の間に事務員がいるような構図となり、一般の法律事務所の弁護士と事  
務員のような、業務のあらゆることを密に連携・共有しながら協働するというよう  
な関係性が、法律職と福祉職の間では見られないことが分かった。

### ② 筆者による確認

本事例のような成年後見事案では、筆者は、弁護士の補助業務を行う事務員として  
の役割と福祉的支援を行う福祉職としての役割、そして、補助人という本人の代理人  
（代弁者）としての視点と、本人とその関係者間や取り巻く環境への様々な働きかけ  
に主眼を置いたソーシャルワーカーとしての視点を、状況に合わせて自在に組み合わ  
せながら支援業務を行っている。しかし、支援の過程では、筆者は、自らがどの立場  
に立ち、どの視点から支援方法を選択しているのかを明確に意識しておらず、経験則  
に基づき無意識のうちにそれらを使い分け、裁量を得て支援を行っていることに気が  
ついた。そしてそれは自らの支援においてだけでなく、弁護士との連携・協働の場  
面においても、経験が長く、弁護士との関係性が密であるほどに、互いの考え方や行  
動様式を意識しないままに考慮して、あうんの呼吸で連携・協働を行っていること  
にも気がついた。その結果、調査対象者がいかなる思いや意図を持って業務を行っ  
ているのかを明らかにするためには、それらの意識しないままに行う選択や判断につ  
いて、意識化し、それを言語化しうるような問い掛けをすることが必要であるとの  
気づきを得た。

## 2) 本調査

プレ調査の結果に基づき、本調査で明らかにすべき事項として、①役割と視点（ど  
のような役割を担い、いかなる視点で支援を行っているか）、②裁量（裁量の範囲、法  
的支援の必要性の判断方法）、③弁護士との協働（連携・協働のためにいかなる工夫や  
取り決めをしているか）、④困難や課題（業務の中で感じる困難や課題）、の4点を設  
定した。この4点ごとに調査結果を示すという基礎的な分析を行った。

### 3. 結果

先述した4つの分析の視点ごとに結果をまとめる。結果に関連する対象者の発言を〈〉で表す。分析結果は図表2-6の通りである。

#### (1) 役割と視点

##### 1) 電話対応

事務所の形態によって、事務員の対応に違いがみられた。弁護士主導型では、弁護士が在席していれば、事務員は深く話を聞くことなくすぐに弁護士につなぎ、不在の場合は、緊急性を判断した上で、内容を弁護士に伝言する。協働型では、電話に出た事務員が、①緊急性、②福祉的支援を担う事務員と弁護士のどちらが担当すべき内容か（生活支援か法的支援か）を判断する。社会福祉士主導型では、さらに、自分（福祉職ではない事務員）で行うかどうか、を判断する〈(担当事務員に)即応してもらう〉。

##### 2) 支援の実施

弁護士主導型では、本人への直接的な働きかけを伴う支援は弁護士の役割である。P2とP3は直接本人の支援にあたるが、P2は本人との一対一の信頼関係の構築〈楽しいことを共有するとラポールが一番強く結べる〉と親族との助け合い、支援者の善意による支援を引き出すというインフォーマルな関係性の構築を重視している〈協力できる体制を作るのにケース検討会をして、うちはここまでやると。でもやれないこともある、この狭間はどうするの、誰がやるのって〉。P3は、本人と信頼関係を築いたうえでの一対一の支援というよりも、支援の調整や管理のような立場で福祉サービス事業者との会議での連携を図るなど、どちらかというところフォーマルな支援ネットワークによる支援を重視している〈基本的にはご本人を取り巻く支援チームでまず話し合いをする〉。

##### 3) 本人の意思決定や確認の場面

人生の最終段階に向けた生き方に関する本人の意思の決定や確認は、重大な意思決定支援場面であり、福祉職が行うとしても、法律職のバックアップが強く求められていた。P1はこのような支援に関与しない。P2は、弁護士の支援方針に従って聞き取りや意思決定支援を行い、支援開始当初から弁護士と密に連携する〈弁護士と相談しながら行う〉。P3は、事務所の方針として、社会福祉士が主導して〈SW中心で〉、決められた手順で人生の最終段階に向けた本人の意思確認を行い、その意思を複数名で確認して文書にまとめ、事務所内のチームで重要情報として共有する。また、死後の財産の帰属先の選択に関する支援も行う〈遺贈も、誰かにはやりとうねえというところから始まって〉。

## (2) 裁量

後見業務としての福祉的支援における事務員や社会福祉士の裁量には明確な違いが見られた。P1 は本人に対する福祉的支援の場面では、弁護士への取り次ぎが主な業務であり、支援の計画や実施に関わる裁量は与えられていない〈判断はない、それまでのつなぎ方とかそういう工夫して〉。電話対応という限られた業務のなかで受容や共感といった情緒的支援を求められている〈事務員には飴的なものを求めているのかな〉。P2 は、生活支援の場でアセスメントと支援計画を自らの判断で行っており、その範囲で裁量が与えられている。しかし、実際に支援を行う前に、弁護士の承認が必要である〈本人に会う前に弁護士に話して……いろいろ選択肢を選んでやるのは私〉〈判断がでたので、私が動ける〉。P3 の事務所では、後見業務を担うために社会福祉士が雇用されており、社会福祉士が主体となって支援が行われている。支援実施前の弁護士の承認は必要とせず、社会福祉士の裁量で支援が行われている〈我々基本的にこれのために雇われてる〉。

なお、支援の過程で法的支援の必要性が生じた場合、必要性の判断は P2 〈契約になったとき……先生に目を通して頂いて〉と P3 〈法的な支援が必要なポイントがあれば当然、そこは意識してる〉の裁量で行われている。

## (3) 弁護士との協働

P1 は弁護士の指示のもと、指示の範囲内で業務を行う。弁護士と事務員の間には明確な上下関係が存在する。事務員が弁護士への確実な情報提供を工夫する一方で、弁護士から事務員への情報共有は限られる〈情報の共有みたいなそういう場とかはない〉。P2 は、生活支援の前線に立ち、弁護士は助言者・監督者として P2 の後方で、P2 の報告から支援全体を監督し、求められた場合に助言や支援を行う〈弁護士ここで言うことは「本人それ承知してるの？」〉〈弁護士に相談すると、やらんほうがいいって〉。P3 は、本人の身近にいる福祉関係者と連携し支援を行う。弁護士は P3 から社会福祉士の判断と業務を尊重し、助言はしても支援全体の監督は行わない〈支援チームで……方向性がでたら、それに対してあだこうだ言うことはない〉〈絶えず弁護士が関わったほうがいいケースっていうのは数は限られている〉。

## (4) 困難や課題

P1 は自らの福祉に関する知識不足を不安に感じ、各制度が互いにどのように影響しあい、関連しているのかという体系的な理解を求めていた。P2 は事務所内で福祉的支援を担う事務員が自分ひとりであることに孤独や周囲の無理解を感じ、バーンアウトを危惧していた。P3 は所属部署や業務過多による活動範囲の制限や事務員に対する専門性の証明等、司法領域の福祉専門職としての専門性の確立に苦悩していた。

図表 2-6 調査対象者の逐語録要点

(1) 役割と視点	P1	<p><b>(1) 電話対応</b> その場に先生がいれば、もうそこでぱっと言って、電話がかかってくるっていうと、代わってしゃべってくれる、いなかったら聞いて、すぐに対応が必要なことだったらメールをすぐして、折り返しお願いしやすくて感じで取り次ぐ。深くは聞かないようにもする</p> <p><b>(2) 支援の実施</b> 会いに行ったりとか全部先生がやってる</p> <p><b>(3) 本人の意思決定や確認の場面</b> 葬儀のこととかも先生が、施設とかも調べたり。あと、施設の人が大きいよね、色々やってくれたりとか色んな助言をくれる。だからこれで（自分が）やることはない</p>
	P2	<p><b>(1) 電話対応</b> Bに代わりますって事務員が対応する。私と早く話ができる状態を事務は作る。命のこととか緊急なことがあったら、すぐ弁護士が出ることになる、ある程度簡単な内容は他の事務も聞く</p> <p><b>(2) 支援の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・楽しいことを共有するとラポールが一番強く結べると思うので、そこがすごく大事</li> <li>・（親族との）つながりははっきりもちつつ、お姉さんの心配事も私も共有できるので、お姉さんの次の生活の不安を、この人が兄弟である以上、お姉さんも誰か頼れなかったら、お姉さんの支援も必要になるじゃないですか。そこもつなげていけるので</li> <li>・協力できる体制を作るのにケース検討会をして、うちはここまでやると、でもやれないこともある、この狭間はどうするの、誰がやるのって</li> <li>・言葉の裏に隠れてる本当の主訴があるじゃないかと思う。一番ですね、そこが。そこを代弁してあげながら、その人たちのストレスをいかに軽減しながら協力してもらえかっていうのを作って巻き込んでいく</li> </ul> <p><b>(3) 本人の意思決定や確認の場面</b> 弁護士に相談して、そうやって本人望んでおられるんだけど、どうしていきましようかっていうところは一応意見を仰ぐんですけど、やれることをやってあげたい。聞き取りとか情報の整理とか、選択肢の提供みたいなどころは適宜、<u>弁護士と相談しながら行う</u></p>
	P3	<p><b>(1) 電話対応</b> 電話を取る確率が高いのは事務、担当の事務ですかね。ソーシャルワーカー（以下、「SW」という）が出たら、そうですか困りましたね、じゃ、本人と話をしましょうとかか、解決策の手立てを考えると、ケア会議をしましょうとか、そんな流れになる。例えばラバーシューズ買っていいですか、とか、靴買っていいですか、とかいうのは（担当事務員に）即応してもらうんですけど</p> <p><b>(2) 支援の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務員がお金を出してきて、SWが本人を訪問して、生活状況の確認、観察、対話、一般的な対人援助のことプラス後見人としてどういうことに気を掛けるのか、例えば支援者との関係性とか家の中の郵便物の状況とか、お金のことで困ったことがないとかか</li> <li>・色々な社会資源を活用しながら探す。基本的にはご本人を取り巻く支援チームでまず話し合いをする</li> <li>・でかいことだったら、そこには弁護士も来てもらって、関係者と本人と、みたいな形でミーティングを開く</li> </ul> <p><b>(3) 本人の意思決定や確認の場面</b> うちの事務所では積極的に最初からとる方針。特段の事情がない限り、65歳以上の人とか持病があったってとっておいた方が望ましい方にはこっちから聞いてます。医療のこと、延命のこと、葬儀のこと、死後のことは聞くようにしてる。SW中心で、どういう思いなのかっていうのを聞きますし、意思形成みたいなどころ、情報提供をするっていうところも含めて関わる。聞き取るまでは一人でやって、最後サイン。いっぺんでは決めない。2回ないしは3回目にはSWと定期訪問担当者とか、SWと施設職員とか、複数で。（共有ファイルの）トップに貼るときは。遺贈も、誰かにはやりとうねえというところから始まって、じゃあどうする、遺言書いておかんといってしまうよ、例えばこういうところとか、本人の価値観とか一通り知ってるじゃないですか</p>
(2) 裁量	P1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断はない。先生が全部判断してる。それまでのつなぎ方とかそういうの工夫してやらないかん。もし急に現金が必要になったりとかしたらケアマネさんとかそういう人に送ることはある</li> <li>・本人さんと話してるときに、あまり強く言わなくても大丈夫というか、状況見て私（弁護士）が言うときは言いますって感じで。責めるようなことはあんまり言ってほしくないんだなって。飴と鞭みたいな。事務員には飴的なものを求めているのかなと思って</li> </ul>
	P2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これは危ないなと私が判断したら、すぐにそこで（弁護士に）電話をして、……「じゃそれすぐにやって」と言われれば判断がでたので、私が動ける</li> <li>・本人に会う前に弁護士に話して、弁護士が何を言うかなっていうのを待ちつつも自分の中では答えを用意してあって、いろいろ選択肢を選んでやるのは私</li> <li>・契約になったときに、書面が出てきたときに、先生に目を通して頂いて</li> </ul>

注（ ）内は筆者補足

図表 2-6 調査対象者の逐語録要点（続き）

(2) 裁量 (続き)	P3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我々基本的にこれのために雇われてるので、これしないと何もすることがない</li> <li>・危険性が予見される可能性があるものについては尋ねますし、本人とやりとりをする、本人を囲む支援チームで決める</li> <li>・法的な支援が必要なポイントがあれば当然、そこは意識してる</li> <li>・支援者の見立てってというのはそうとうやっとなかないと、結局後見人のすべきことって他の支援で賄えないところがあるって側面もけっこう大きいので、自分のためにきちんと調べて根回しして頼みこんでやってもらう、連携がとりやすいところとか、いま言ったようなことは新人研修とか入ってきたときにできるだけ伝える</li> <li>・SW 内で、こんなことしてくれるヘルパーステーションありますか、とか、こういう人を受け入れてくれる施設ってどこありますかね、って会話はあります。グループスーパービジョンの中で、よほど迷ってるケースとかはやります。SW 全員に呼びかけて開催してるのは SW 会議と SW スーパービジョンと何でも相談会</li> </ul>
(3) 弁護士との 協働	P1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つ一つのケースが今こうでって情報の共有みたいなそういう場とかはないから、事務員が勝手に、見て、ああ今こういうふうなんだと。先生がしゃべる電話か FAX とかから判断するしかない</li> <li>・口調とかもそのまま書いたり、それで伝わる感じになればいいなと思って、言った感じを再現したりとか、でもそうやって感じたときはたまに括弧して（なんとかしてほしうでした）とかいうことも書いたりする</li> <li>・（弁護士は）すごいマメに掛けてくれる。すごいフットワーク軽い</li> </ul>
	P2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私じゃなく弁護士が補助人なんで、先生がちゃんと確認してくださいと、要所要所にいてくれないと、この人がいるから安心なんですよって、守られてますよって言いたいので、ここは立てないと、ここもつないでおかないといけない</li> <li>・弁護士ここで言うことは「本人それ承知してるの？」って言うと思うんですよ。「もちろんです」って、ご本人納得の上そういうふうを整えてるので、私が勝手にやってることじゃないです、っていう確認</li> <li>・弁護士さんて、福祉のことを学んだか学ばないかで全然違って、うちはたまたま弁護士さん学んだから、ここまで私がやれる</li> <li>・弁護士に相談すると、やらんほうがいいっていうふうに、やっぱり揉めごと、訴訟をやってる案件がいっぱいあるので</li> </ul>
	P3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士って存在に対して反応する人であれば、弁護士と一緒にいくっていう方法を使うっていう選択肢はある</li> <li>・本人の意思の尊重っていうところは、所属してる弁護士は基本的に持っているコンセプト、支援チームでこういうリスクはあるものやってみましょうっていう結論、方向性がでたら、それに対してああだこうだ言うことはない</li> <li>・マネジメント的にやっぱり要所要所には（弁護士に）参加をしてもらってっていうこと、最終的な責任は（弁護士にある）というところで、きちんと現場を見届けてもらうっていうところの重要性もある</li> <li>・直接（弁護士に）相談しなくても、こういうリスクはありつつも総合的にはこういうことなんで、これでいこうと思いますけどよろしいですかって、それでいってくださいと書き込みがあったらおしまい</li> <li>・絶えず弁護士が関わったほうがいいケースっていうのは数は限られているので、そこはマネジメント</li> </ul>
(4) 困難や 課題	P1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（福祉のことを）本当は知って勉強して、知りたいなとも思うけど、まず体系もわからないし、そこからちょっと詳しく教えてくれる人いないかなとか思う。（本人に）不利益になるよね</li> </ul>
	P2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の事務員さんも、ちょっとやってみようかなと興味を持ってきて、そこから拡がるのを私は期待してやってるんですけど、そこまで大変だと、逆にやりたくないって</li> <li>・話聞いてもらえたり、そこを受けとめてくれるだけでいいんですけど、そこがないとやられちゃう、そこだけがほしい。じゃないとバーンアウトになっちゃう</li> </ul>
	P3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事とかで、弁護士が、社会福祉士に入ってもらおうと思っただけでつないでくれないと関わる機会がない</li> <li>・（専門職であることは）純粋な福祉の現場にいるときより圧倒的に意識しますね。（協働相手が）高度な専門職であればあるほど、医師とか弁護士とか。あんたら何者なのっていう目で見てる事務員さんに（専門性を）きちんと示すっていうのは、むしろそっちのが感じるかもしれないですね</li> <li>・課題は収益性、効率性、持ち件数。（事務所の経営を）良くも悪くも支えちゃってるので、もっと密に関わりたとか、より丁寧に関わりたいっていう人にとってはストレス、ジレンマ</li> <li>・後見で日々追われまくっていると、勉強して試行的に取り組んで、各事件におけるソーシャルワークの機能を分析するとか実践を重ねるみたいなのができていないというのが、一番、課題というかジレンマ</li> <li>・こういうふうな SW の働き方をすれば事業性にも貢献できるんだっていうのがないとなかなか雇用もされない</li> </ul>

注（ ）内は筆者補足

#### 4. 考察

本調査の成果は、法律事務所における司法福祉実践に向けた司法と福祉の連携のあり方を明らかにするために、法律事務所での福祉的支援を行う事務員または社会福祉士の、①役割と視点（どのような役割を担い、いかなる視点で支援を行っているか）、②裁量（裁量の範囲、法的支援の必要性の判断方法）、③弁護士との協働（連携・協働のためにいかなる工夫や取り決めをしているか）、④困難や課題（業務の中で感じる困難や課題）、それらの一端を明らかにしたことである。本節では上記4点について法律事務所の形態別にみた特徴と課題を確認し、司法福祉の視点から法律事務所における司法と福祉の連携のあり方について考察する。

##### (1) 法律事務所の形態別にみた特徴と課題

###### 1) 弁護士主導型

弁護士主導型では、福祉的支援を担うのは弁護士であり、事務員はその補助にとどまる。事務員の主な役割は、クライアントから電話がかかってきた時に、弁護士の権威的な側面を補うような情緒的支援を意識しながら、弁護士への効果的な取り次ぎを工夫することである。弁護士は法律支援の延長線上で、自らの業務として福祉的支援を行っており、必要な支援がなされるかどうかは弁護士の力量に左右される。通常、法律事務所における弁護士と事務員の上位下達の関係性がそのまま福祉的支援の支援者と補助者の関係性に適用されるため、それが情報共有の不十分さ等、連携の障害になっている。法律職が単独で福祉的支援を行っていることが本形態の課題であるが、もし、事務員が社会福祉の知識や技術を習得できれば、弁護士とは違う福祉の視点から事案をアセスメントし、弁護士が見逃している課題や支援の必要性に対応することができ、弁護士と事務員の協働による多角的な視点での支援が可能になるであろう。

###### 2) 協働型

協働型の特徴は、事務員が社会福祉の知識を有することと、弁護士が福祉的支援の必要性和価値を理解していることである。この2点が揃うことで、弁護士と事務員（福祉職）の協働による支援が実現した。協働型では、社会福祉の知識を有する事務員が、福祉的支援の前線で、裁量を得てソーシャルワークを行い、それを弁護士が後方から監督する体制がとられている。この体制の強みは、①法律事務所では、法律職と福祉職が協働して福祉的支援が行える、②福祉的支援において、本人の代弁者の役割を發揮できる、③事務所の全ての相談で福祉的支援が実践できる、ことである。

しかし、福祉的支援を担う事務員は数が少なく（多くの場合、いたとしても職場に一人である）、①福祉的支援と法律事務の両業務がひとりに集中し、過重な負担がかかる、②福祉的支援を行うという専門性に対する周囲の理解と協力がなく孤独に苦しむ、③法律事務職員であることとソーシャルワーカーであることの狭間で感じる倫理的ジレンマ、という課題がある。

倫理的ジレンマについては、司法機関による権利の制限はソーシャルワークの目的、価値に反することがあり、司法福祉専門職は否応なく権利の制限に加担せざるを得ない場面が生じる（藤原 2017）。例えば、社会復帰調整官が官職としての職責とソーシャルワーカーとしての価値基準の板挟み状態に陥るような倫理的ジレンマに対しては、司法を活動領域とするソーシャルワーカーとしての倫理、価値、知識、技術を体系化して独自の専門性を継承し続けることや、支援の過程や気づきを振り返るスーパービジョンの仕組みを作ることが必要であると指摘されている（垣内 2020）。法律事務所で福祉的支援を担う事務員（福祉職）が、福祉職としての立場を確立し、自信を持って業務が行えるためには、司法福祉に基づく専門知識と技術を学び、法律事務所におけるソーシャルワーク独自の専門性を身につけ、支援過程や気づきを振り返るスーパービジョンの機会や自らの実践を共有できるような仲間との交流の場を持つことが必要である。

### 3) 社会福祉士主導型

この形態は、法律事務所内に法人後見センターを作り、社会福祉士を雇用する状況を作り出すことで実現した。法律事務所全体としては法律と福祉の専門職が対等な立場で協働する事務所と言えるが、実際は、各専門職は別々の部署で独立的に働いており、法的支援と福祉的支援は個別に行われている。本形態の強みは、①社会福祉士が福祉的支援を担っている、②専門性を発揮して業務が行える、③弁護士が最終責任者であることで、社会福祉士が安心して支援を行える、④社会福祉士同士の助け合いが充実している、ことである。

他方、本形態には、福祉的支援の担い手が社会福祉士であることに関連する課題が三点ある。第一は、後見業務において、後見人等の本来の役割である代弁者よりも、支援の調整役の立場に偏る恐れがあることである。福祉サービスの利用がクライアントの地域生活で重要な位置を占めるようになり、社会福祉士に対しても、総合的アセスメントに基づく複合的な介入援助（ジェネラリスト・アプローチ）が期待されている（副田 2005：155）。本形態の社会福祉士も、「法人後見センターの社会福祉士」に対して周囲が期待する調整役の役割を担わざるを得ず、結果、本人の代弁者の役割に徹することが困難になる場合がある。P3は、発生が予見される問題を見越した根回しや支援者の選定の必要性を述べるが、ここにも調整役の側面が強く表れている。ジェネラリスト・アプローチはクライアント本人やその生活を管理統制する立場につながりかねないとの批判があるように（副田 2005：154）、社会福祉士が後見業務を行う場合、その位置づけに期待される専門性を発揮することによって、後見人等の本来の役割（代弁者）から逸脱した支援になりかねない点に注意が必要である。この点については、スーパービジョンやケース会議等を利用して、第三者とともに実践を振り返り、自らの視点や立ち位置が、意識しないままに本人の権利を侵害するような、代弁者の役割を逸脱するものになっていないかを確認することが必要であろう。

第二は、社会福祉士は法人後見センターでの後見業務に専従し、弁護士とは部署をわけて働いているため、成年後見以外の事案に関与し難いことである。法律事務所が取り扱う相談全体において社会福祉が実践できないことは、本形態の最大の課題だといえる。法律相談の窓口では、応対する者は法律職であり、福祉的な課題が見逃されかねないという難しさがある。相談受付窓口に社会福祉士を配置する、総合受付窓口を作り法律と福祉の両部署を経験した事務員を配置する、事務所が受けた相談を全体で確認できる機会を設ける等、弁護士が担当する相談について、司法福祉の視点でアセスメントできる機会を設けることが必要である。

第三は、事務所の安定的経営のために、社会福祉士には成年後見の受任件数を増やすことが求められ、自らの実践の振り返りや、専門性を広げる活動に取り組む余裕がないことである。これに対しても、第一の課題と同様に、スーパービジョンやケース会議を実践の振り返りの場として意識的に活用することで、新たな活躍の方法や事業化のアイデアを話し合う等の専門性を広げる取り組みが可能になろう。

## **(2) 法律事務所における司法福祉実践に向けた司法と福祉の連携のあり方**

### **1) 業務形態による違いの整理（福祉的支援の担い手に求められる力）**

法律事務所の業務形態の違いは、①担い手が誰であるか、②その者の位置づけはいかなるものか、③裁量はどの程度か、という要因により生じる。その結果、業務形態の違いによって、必要とされる能力にも違いがみられる（図表 2-7）。

つまり、これらの形態の違いが生じる背景要因として主に二点が挙げられる。一つは、所属事務所の代表弁護士による福祉的支援に対する認識や位置づけ（福祉的支援を弁護士業務の補助業務と捉えるか、協働的な専門業務と捉えるか）である。二つ目は、弁護士以外の福祉的支援の担い手が有する専門性の程度である。この二つの要因の組み合わせによって、弁護士以外の福祉的支援の担い手の事務所内での位置づけが規定され、その結果として、先に述べた3形態が生じるのである。

弁護士主導型の場合、福祉的支援の担い手は弁護士であり、事務員は法律事務の延長で弁護士を補助するに過ぎないが、わずかな関与であっても、相談受付時の対応を相談者に寄り添うものにすることは可能である。これは、法的支援の場に臨む相談者をエンパワメントする結果へとつながっている。

協働型と社会福祉士主導型は、福祉的支援の担い手が社会福祉の知識と技術をもつ者であることから、行う業務や必要とする能力には重なる部分もあるが、同じ法律事務所で働くソーシャルワーカーであっても、その位置づけが事務員であるか福祉の専従職員であるかによって、求められる能力や課題に大きな差が生まれる。この差は、一方の注目すべき点が、反転して他方の課題となっていたりする。例えば、協働型の「司法と目的を同じくしながら福祉的支援が行える」という一体性を特長とする強みは、社会福祉士主導型では「福祉職が専従する成年後見の専門部署がある」「法律職と福祉職という2種類の専門職がいる」という独立性を特長とする強みとして表れている。また、協働型の「後見人等の代弁者の役割を發揮できる」という特長は、社会福

社士主導型では「後見人等の代弁者の役割からの逸脱」という課題となり、協働型の「法律事務所全体で司法福祉実践が可能」という特長も、社会福祉士主導型では「法律事務所全体での司法福祉実践の難しさ」という課題として表れている。協働型では司法領域で働く福祉職に見られる、他領域で働くことに起因する「倫理的ジレンマ」が課題となっているが、社会福祉士主導型ではそれが課題にあがっていないことも注目すべき点である。

このように、法律事務所における福祉的支援という範囲で捉える場合、福祉的支援を行う法律事務所は、事務所の方針や体制によって業務形態に違いがあり、それによって支援の方法が異なる。形態の違いは進化の程度の違いなのではなく、タイプを分けた発展の結果といえる。そのため、どの形態を選択するかによって、その事務所の福祉的支援をさらに発展させるために必要なことは異なってくる。形態が様々にあるということは、利用する側にとってはニーズや希望にあった支援を選択できるというメリットがあり、必ずしもひとつの形態に集約させる必要はなく、その業務形態ごとの強みと弱みを認識し、弱みを補いながら発展していくことが重要である。

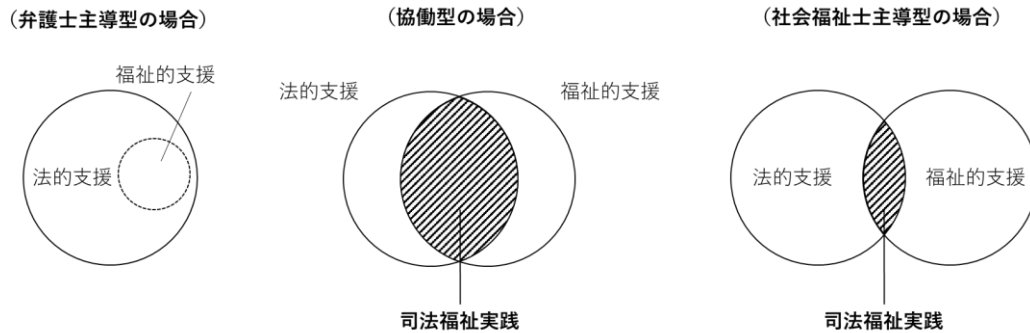
図表 2-7 業務形態別の業務内容と求められる力

形態	弁護士主導型	協働型	社会福祉士主導型
法律職以外の担い手	一般的な事務員	社会福祉の知識と技術を有する事務員	社会福祉士
位置づけ	法律事務の延長で福祉的支援を補助する	法律事務に加えて福祉的支援を行う	後見業務に専従する
福祉的支援の裁量の程度	ない	包括的にあるが、支援実施の前後に弁護士の承認が必要	包括的にある
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インテーク</li> <li>・ 弁護士からの指示を受けた雑事（入出金、物品購入、わかる範囲での書類作成）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後見業務を含む、福祉的支援全般</li> <li>・ 裁判所提出書類全般の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後見業務</li> <li>・ 後見業務における業務の采配</li> <li>・ 裁判所への提出書類のうち、福祉的支援部分の作成</li> <li>・ 社会福祉士ケース会議、研修、スーパービジョン等</li> </ul>
求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インテークスキル</li> <li>・ （できれば）社会福祉の知識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉の知識と技術</li> <li>・ 法律の知識と法的思考法、法の限界の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉の知識と技術</li> <li>・ 法律の知識と法的思考法、法の限界の理解</li> <li>・ 専門職としての教育的視点とソーシャルアクション</li> <li>・ 人材マネジメント能力</li> <li>・ 事務所経営への寄与</li> </ul>
特長（強み）	事務員と話すことで、相談者は自分の力で問題を整理することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>司法と目的を同じくしながら福祉支援が行える</u></li> <li>・ <u>後見人等の代弁者の役割を發揮できる。</u></li> <li>・ <u>法律事務所全体で司法福祉実践が可能</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>社会福祉士が専従する成年後見の専門部署がある。</u></li> <li>・ <u>法律職と福祉職という 2 種類の専門職がいる。</u></li> <li>・ 法的バックアップを受けた福祉的支援が行われる。</li> <li>・ <u>社会福祉士のバックアップ体制が充実</u></li> <li>・ 有機的な情報共有システムを利用</li> </ul>
課題（弱み）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律職が福祉的支援をする</li> <li>・ 支援者（弁護士）と補助者（事務員）の関係性（上意下達）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務員の業務過多</li> <li>・ <u>事務員の孤独と苦悩（同僚の無理解）</u></li> <li>・ 事務員の評価と報酬</li> <li>・ <u>倫理的ジレンマ</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>後見人等の代弁者の役割からの逸脱</u></li> <li>・ <u>法律事務所全体での司法福祉実践の難しさ</u></li> <li>・ 専門性を広げる活動のための時間的・精神的余裕の欠如</li> <li>・ 待遇の不十分さ</li> <li>・ 専門性の証明の必要性</li> <li>・ 事業性と社会性のバランス</li> </ul>

2) 法律事務所で司法福祉実践を実現するための連携のあり方－社会福祉士の役割と専門性－

法律事務所は法による問題解決（規範的解決）を目的とする場であるが、その解決によって問題を実体的に解決・緩和するためには司法福祉の実践、つまり法的支援と一体で福祉的支援がなされなければならない。そして法律事務所において司法福祉を実践する場合、福祉職の力が不可欠である。ここは重要な点である。本調査からは、法律事務所における福祉的支援の担い手には、法律事務を行うなかで、①弁護士が見逃しかねない生活上の困難や課題に気づき、福祉的支援へとつなげること、②多面的・多角的支援を行うこと、が求められていることが明らかとなった。福祉的支援の担い手には司法福祉の理解に加え、弁護士による法的支援に歩調を合わせながら、適切に福祉的支援を展開できる能力が問われている。

ここからは、司法福祉の実践という視点で法律事務所の支援形態ごとの違いを捉えたうえで（図表 2-8）、法律事務所における司法と福祉の連携のあり方について考察する。



図表 2-8 形態ごとの法的支援と福祉的支援の関係

弁護士主導型の場合、弁護士によって福祉的支援が行われているが、弁護士である以上、基本的に行われる支援は法的支援の枠を超えることはない。しかし、事務員などの法律職以外の者による福祉的支援への関与が増すと、福祉的支援の輪が法的支援の輪からはみ出ることになり、協働型へと発展する可能性がある。

協働型の場合、法的支援と福祉的支援は別の輪になっているが、大きく重なっている。これは、法律職と福祉職がそれぞれの専門性に基づき支援を行っているが、連携・協働の度合いが高まるほどに2つの輪の重なる部分が大きくなり、司法と福祉が一体となった支援が行える範囲が広がることを意味する。重なり部分が福祉の専門性を有する事務員の活動範囲だといえる。しかし、両方の輪を行き来することによって事務員は業務過多や孤独、倫理的ジレンマという課題を負う結果にもなっている。

社会福祉士主導型の場合、法律職と福祉職は同じ法律事務所にいるが、所属する部署は隔てられ、それぞれが独立的に働いているため、重なる部分が小さくなる。これは司法と福祉が一体となった支援が行える範囲が限定されており、かつ、両方の輪の行き来も活発でないことを意味する。福祉職は司法を意識することなく福祉的支援に専従できており、それは、社会福祉士主導型の課題に他領域で働くことに起因する倫理的ジレンマが表れていないことにも示されている。この重なり部分を拡大させるためには、福祉職が後見業務の範囲で専門性を深化させるだけでなく、それを越えた範囲に拡大させることが必要である。

法律事務所で法による「規範的解決」と一体で、問題の実体的解決・緩和を図るための福祉的支援（司法福祉の実践）を行う場合、協働型が、法的支援と福祉的支援の一体性が増し、司法と福祉の連携を最大限に機能させ得る可能性が高い。そしてこの場合、その担い手である事務員には、①弁護士が見逃しかねない生活上の困難や課題

に気づき、福祉的支援へとつなげる、②多面的・多角的支援を行う、というような、問題の実体的解決・緩和を図るための柔軟な手続きを創出する、という専門性が問われる。つまり、事務員には、それを行えるだけの社会福祉の専門知識と援助技術に加え、法や制度の理解が必要である。さらに、弁護士と事務員が上意下達の関係性を超えて対等に連携・協働するためには、事務員は専門職である社会福祉士であることが望ましい。加えて、その専門性と責任を踏まえると、雇用は正規雇用であることが望ましいと考えられる。

## 本章の結論

本章では、法律事務所における司法福祉実践に向けた司法と福祉の連携のあり方についての検討を行った。はじめに司法領域で働く福祉職に求められる専門性や課題を整理し、その上で、法律事務所における福祉的支援の現状を明らかにし、支援の形態ごとの連携の構造について確認した。

先行研究からは、司法領域のうち、特に刑事司法分野では、福祉専門職は、法律の枠組みの中でソーシャルワークを実践するという高度な専門性が求められる一方で、司法による強制力の実行と福祉の実践という相反する要求が、専門性への揺らぎや倫理的ジレンマといった葛藤を生み出すという課題を持つことが明らかとなった。

また、法律事務所に対する調査からは、法律事務所でも、成年後見事案を中心に、民事案件においても福祉的支援が行われていることが明らかになった。そして、福祉的支援を行う法律事務所は、①弁護士が中心となり対応し、事務員は弁護士の補助をする「弁護士主導型」、②弁護士と社会福祉の知識を有する事務員が協働して対応する「協働型」、③社会福祉士が中心となり対応する「社会福祉士主導型」の3形態が存在し、それぞれに特徴があることが確認できた。

法律事務所における福祉的支援は、法的決着を必要とする問題について、その決着の効果を高めるために行われるものである。そのためには、支援の担い手には、福祉的支援を司法と切り離して行うのではなく、司法と福祉の両視点を融合させた「一体の支援」（司法福祉実践）として展開していく力が求められる。

この「一体の支援」の実現には、法律職の身近で協働する福祉職の存在が不可欠である。3形態それぞれで福祉的支援は行われているが、本調査からは、特に協働型の法律事務所では、法や制度に通じた社会福祉士が働く場合、法的支援と福祉的支援の一体性が増し、問題の実体的解決・緩和に寄与する可能性が示唆された。

しかしながら、本章では、そもそも法律事務所に寄せられる法律相談に具体的にどのような福祉的支援ニーズがどの程度含まれているのか、また、それらに対していかなる支援が必要であるかを提示することはできなかった。

そこで、次章以降では、司法福祉が課題とする法律问题に伴う福祉的支援ニーズとそれらへの対応に注目し、法律事務所において、司法と福祉がどう連携し、いかなる支援を行えば問題の実体的解決・緩和を実現できるかについて検討する。

### 第3章 法律相談から見いだせる福祉的支援ニーズ

本章では、司法福祉が課題とする法律問題に伴う福祉的支援ニーズとそれらへの対応に注目し、法律事務所に寄せられる法律相談について、どのような福祉的支援ニーズがどの程度含まれているのか、それらに対していかなる支援が求められるかについて明らかにする。第1節では調査の目的と方法を示し、第2節では単純集計とクロス集計による分析結果を示す。第3節ではクラスター分析の結果を示し、最後に第4節において、法律相談に内在する福祉的支援ニーズの内容と求められる支援について考察する。

#### 第1節 調査目的と方法

##### 1. 調査の目的

先章では、法律事務所における福祉的支援の体制として、弁護士が中心となり対応する「弁護士主導型」、弁護士と事務員が協働して対応する「協働型」、社会福祉士が中心となり対応する「社会福祉士主導型」という3パターンがあることを示した。問題の実体的解決・緩和を図るという点からいえば、「協働型」の場合、他のパターンでは行えない、「法律問題の背景に潜む生活上の困難や課題を掘り起こし、福祉的支援が行える」という可能性を見いだしたことは特筆すべき知見である。しかし、そもそも法律事務所に持ち込まれる相談についてどれくらいの割合でどのような内容の福祉的支援ニーズを見いだすことができるのかについては明らかにされていない。

そこで、本調査では、一般的な法律事務所に寄せられる相談がどのようなものであり、そこには、どのような福祉的支援ニーズが含まれているのかについて確認する。

##### 2. 調査の対象と方法

###### (1) 調査対象

調査対象は、筆者の勤務先であるX法律事務所である。X法律事務所は政令都市に所在し、地域住民（個人）や団体（法人等）から、刑事・民事・家事などの分野にとらわれることなく幅広い法律相談を受けている、いわゆる「一般的な」法律事務所である。

筆者の勤務先であることから事例の内容について詳しく知ることが可能であるため、法律相談の背景に潜む福祉的支援ニーズをより浮かび上がらせることが可能であり、調査対象として適切であると考えた。

###### (2) 調査方法

調査方法は、X法律事務所が所有するデータのうち、過去2年間（2022年1月1日～2023年12月31日）にX法律事務所が受けたすべての法律相談を扱った。これらの法律相談から、相談者の基本属性、相談の内容及び行った支援内容等を抽出し、一覧表に整理した。

### (3) 調査内容

#### 1) 基本属性など

##### ・基本属性

相談者について、「氏名（または法人名）」、「（相談者が法人の場合の）法人の種類」、「年齢」、「性別」、「後見制度の利用があるか」、「認知症の有無」、「障害の有無・種類・程度」、「居住形態」、「相談者（本人）に問題意識があるか」、「家族はいるか」、「支援する家族はいるか」、「福祉機関と関わりがあるか（福祉サービスの利用があるか）」、「関わり（利用）がある福祉機関の種類（複数回答）」を確認した。

##### ・相談について

相談について、以下の3項目を確認した。

###### ① 受付時の状況

「相談日（委任契約締結日又は選任された日）」、「相談の方法」、「相談を受け付けた者」

###### ② 相談者の立場

「個人相談か法人等相談か」、「顧問契約等の有無」、「本人相談か代理相談か<sup>1)</sup>」、「代理相談者が福祉関係者の場合の機関の種類」

###### ③ 法律相談の内容

「法律問題の種類<sup>2)</sup>（複数回答）」、「法律問題が発生した場所」、「法的解決の方法<sup>3)</sup>」

#### 2) 福祉的支援の実施状況と事務員が行った業務内容

すべての相談や依頼について、福祉的支援を行ったかどうかと事務員が実際に行った業務内容を集計した。業務内容は福祉的支援（5項目）と法律事務（7項目）に分かれている。

##### ・福祉的支援

###### ① アセスメント

###### ② 意思決定支援

###### ③ 傾聴、受容

###### ④ 後見等業務

###### ⑤ 弁護士へ福祉的な助言

##### ・法律事務

###### ⑥ 本人や支援者への説明

###### ⑦ 書類作成・チェック

###### ⑧ 支援者との連携・協働

###### ⑨ 支援機関の紹介

###### ⑩ 弁護士と一緒に考える

###### ⑪ 制度利用や手続支援

###### ⑫ 弁護士の窓口

また、福祉的支援を行っている相談については、「事務員（福祉職）が支援を行っているか」、「支援を開始したタイミング」、「（途中から支援を開始した場合）支援の必要性を判断したのは誰か」を確認した。

### 3) 福祉的支援が必要と判断した状況

法律相談において福祉的支援が必要と判断される状況は3つある。それは、①相談者本人が自ら支援を求める、あるいは自らの状況の説明や理解ができない状況を示す「判断能力が不十分」、②生活上で必要とする支援を受けていない状況を示す「必要な生活上の支援を受けていない」、③福祉的支援を行うことで法律問題の解決を効果的に行うことができると判断した状況を示す「法律問題の解決に貢献できる」である。本調査では福祉的支援を行った相談が、このどれに該当するか確認した。なお、複数の状況が重複する場合は複数回答とした。

## （4）分析方法

本調査は、項目ごとに単純集計及びクロス集計による分析を行った。その後、クラスター分析（Ward法、階層クラスタリング）を用いて、相談がどのような特徴で分けられるのかについて確認した。分析にはSPSS Statistics 30.0.0.0を使用した。

## 第2節 結果①－法律相談の概要と福祉的支援を行った相談－

### 1. 相談総数と内訳（図表 3-1）

相談総数は398件である。このうち個人からの相談が212件（53.3%）で、法人等からの相談が186件（46.7%）である。これらの相談に含まれる法律問題の数は481件である。多い順に「民事その他（それ以外）」129件（相談総数の32.4%）、「家事相続」72件（18.1%）、「民事その他（会社法務）」63件（15.8%）、「家事成年後見」52件（13.1%）、「民事その他（訴訟）」36件（9.0%）である。

「民事その他（それ以外）」129件のうち93件（75.1%）がマンションの管理組合を相談者とする滞納住人への支払督促手続き（支払督促、強制執行等）である。残り36件は、個人からの不動産管理に関する相談や事業に関する相談などである。

法律問題のうち「民事その他（会社法務）」、「民事その他（労務）」、「民事その他（それ以外）」、「民事その他（訴訟）」の4項目は法人等相談が多いが、それ以外の事件は個人相談が多い。

図表3-1 法律問題の件数と、個人相談・法人相談および福祉的支援の有無の比較

( ) 内は割合

相談総数	398 (100)	個人相談		法人相談	
		212 (53.3)		186 (46.7)	
		福祉的支援 有 88 (41.5)	福祉的支援 無 124 (58.5)	福祉的支援 有 9 (4.8)	福祉的支援 無 177 (95.2)
刑事 成人	3 (0.8)	2 (2.3)	1 (0.8)	0	0
民事 債務整理	8 (2.0)	5 (5.7)	3 (2.4)	0	0
破産	5 (1.3)	1 (1.1)	3 (2.4)	0	1 (0.6)
遺言	17 (4.3)	9 (10.2)	8 (6.5)	0	0
死後事務	7 (1.8)	7 (8.0)	0	0	0
生前贈与・死因贈与	2 (0.5)	1 (1.1)	0	0	1 (0.6)
その他会社法務	63 (15.8)	0	1 (0.8)	6 (66.7)	56 (31.6)
その他労務	6 (1.5)	0	1 (0.8)	1 (11.1)	4 (2.3)
その他訴訟	36 (9.0)	4 (4.5)	10 (8.1)	1 (11.1)	21 (11.9)
その他調停	6 (1.5)	1 (1.1)	3 (2.4)	1 (11.1)	1 (0.6)
その他示談交渉	30 (7.5)	3 (3.4)	23 (18.5)	0	4 (2.3)
その他それ以外	129 (32.4)	4 (4.5)	29 (23.4)	0	96 (54.2)
家事 結婚	1 (0.3)	0	1 (0.8)	0	0
離婚	8 (2.0)	0	8 (6.5)	0	0
相続	72 (18.1)	40 (45.5)	32 (25.8)	0	0
親権 (停止, 喪失含む)	2 (0.5)	0	2 (1.6)	0	0
虐待 (高齢者・障害者)	5 (1.3)	5 (5.7)	0	0	0
虐待 (子ども)	1 (0.3)	0	1 (0.8)	0	0
成年後見	52 (13.1)	47 (53.4)	5 (4.0)	0	0
任意後見	6 (1.5)	4 (4.5)	2 (1.6)	0	0
その他	15 (3.8)	2 (2.3)	11 (8.9)	0	2 (1.1)
ホームロイヤー	7 (1.8)	5 (5.7)	2 (1.6)	0	0
<b>法律問題の数</b>	<b>481 (120.9)</b>	<b>140 (159.1)</b>	<b>146 (117.7)</b>	<b>9 (100)</b>	<b>186 (105.1)</b>

注 法律問題の割合は、相談総数、個人相談の福祉的支援有と無、法人相談の福祉的支援有と無の各件数に対する割合である。

## 2. 福祉的支援を行った相談

### (1) 相談の数と内訳

相談総数 398 件のうち、福祉的支援を行った相談は 97 件 (24.4%) である。このうち個人相談は 88 件 (90.7%) で法人等相談は 9 件 (9.3%) である。福祉的支援を行う相談の 9 割は個人からの相談である。

97 件の相談に含まれる法律問題の数は 149 件である。数が多かったのは「家事成年後見」47 件 (48.5%)、「家事相続」40 件 (41.2%)、「民事遺言」9 件 (9.3%)、「民事死後事

務」7件(7.2%)、「民事その他(会社法務)」6件(6.2%)である。「家事成年後見」からは、判断能力が不十分な相談者の権利擁護のための制度利用において福祉的支援が行われていることがわかる。「家事相続」、「民事遺言」、「民事死後事務」からは、財産に関する手続きを行う上で、福祉的支援が必要な状況が判明し、支援が行われていることがわかる。

福祉的支援を行う割合が高かった事件は、「民事死後事務」7件(100%)、「家事虐待(高齢者・障害者)」5件(100%)、「家事成年後見」47件(90.4%)、「ホームロイヤー」5件(71.4%)である。数が多かった「家事相続」(40件)は55.6%、「民事遺言」(9件)は52.9%と半数程度であり、「民事その他会社法務」は数は少ないものの、法人からの相談においても福祉的支援が行われていた。

## (2) 相談者の基本属性

### 1) 立場(本人相談か代理相談か)

97件中、相談者本人が相談に来たのは45件(46.4%)である。それ以外の52件(53.6%)は、親族からの代理相談11件、福祉関係者からの代理相談15件、本人が被後見人等(裁判所による選任)25件、その他1件である。「その他」とは、裁判所からの選任で相続財産清算人に就任した事案であった。

### 2) 年齢

個人相談88件の年齢は34~104歳とバラついており、平均値は68.6歳、中央値は70.5歳である。70歳以上が43件(48.9%)で、個人相談者の半数程度が70歳以上の高齢者である。

### 3) 性別

個人相談88件の性別は、男性34件(38.6%)、女性51件(58%)、その他3件(3.4%) (ひとつの相談に男女複数の相談者がいる)である。女性が半数以上を占めている。

### 4) 認知症及び障害の有無

相談者に障害があるのは97件中39件(40.2%)で、認知症があるのは25件(25.8%)である。全体の66.0%で心身の障害または認知症が見られる。

### 5) 居住形態

相談者の居住形態は、自宅(独居)が22件(22.7%)、自宅(同居)が28件(28.9%)、施設・病院が39件(40.2%)、対象外が8件(8.2%)である。対象外8件はすべて法人からの相談である。入所や入院をしている相談者が最も多かった。

### 6) 問題意識

97件中58件(59.8%)で、相談者は自分が法律問題を抱えていることを認識しており、39件(40.2%)で認識していない。4割の相談は、親族などの支援者が相談者

の問題に気がつき、法律相談に来ている。

#### 7) 家族の状況

97 件中 70 件 (72.2%) で相談者に家族がいる。そのうち支援してくれる家族がいるのは 51 件 (52.6%) である。19 件 (19.6%) は家族はいるが、その家族からの支援が得られない状況である。家族状況について、福祉的支援を行わなかった相談と比較してみると、福祉的支援を行わなかった相談では、家族状況が「不明」または「対象外」が 80% 近くを占めており、家族に関する確認がほとんど行われていない。

#### 8) 福祉機関の関与

97 件中 73 件 (75.3%) で、相談者がなんらかの理由で福祉機関と関わりを持っている。

#### 9) 後見制度の利用状況

97 件中 59 件 (60.8%) で、成年後見制度の利用がある。このうち損害賠償や相続などの法律問題の解決のために新たに制度利用が必要となったのが 59 件中 18 件 (30.5%) で、すでに成年後見制度が利用されているところで法律問題が発生したのが 41 件 (69.5%) である。

### (3) 福祉的支援を行った者

X 法律事務所で福祉的支援を行うのは弁護士ではなく事務員である。97 件中 82 件 (84.5%) で社会福祉士の事務員 (以下、単に「福祉職」という) が支援を行っており、15 件 (15.5%) は福祉職ではない一般の事務員が支援を行っていた。この 15 件はいずれも相談者の自己決定能力が高かったり、外部に福祉的支援を行う者がいる事案 (民事の破産 1・死後事務 1, 家事の相続 6・成年後見 8, ホームロイヤー 1) であった。

### (4) 福祉的支援を開始したタイミング

福祉的支援を開始するタイミングは、初回の法律相談からの場合 (以下、「最初から」という) と、法的支援が開始した後 (以下、「途中から」という) の場合がある。最初から福祉的支援を行った相談は 97 件中 59 件 (60.8%) で、途中からが 38 件 (39.2%) である。最初から支援を行った相談 59 件のうち 5 件 (8.5%) は相談受付 (インテーク) を福祉職がしている。途中から支援を開始した 38 件中 29 件 (76.3%) は弁護士からの要請で支援が開始されており、残り 9 件 (23.7%) は福祉職の判断で支援が開始された。また、途中から開始した 38 件中 37 件 (97.4%) は福祉職が支援を行っている。

### (5) 福祉的支援が必要と判断した状況

福祉的支援を行った 97 件について、支援が必要であると判断した状況は、「判断能力が不十分」が 55 件 (56.7%), 「必要な生活上の支援を受けていない」が 19 件 (19.6%), 「法

律問題の解決に貢献できる」が 97 件（100%）である。「必要な生活上の支援を受けていない」19 件はすべて、専門的な支援が必要であると判断されていて、福祉職によって支援が行われている。

途中から福祉的支援が必要であると判断された相談 38 件のうち、「判断能力が不十分」な状況が確認されたのは 15 件で、そのうち 13 件（86.7%）は弁護士がこの状況に気づいて支援を要請していた。一方、「必要な生活上の支援を受けていない」状況が確認された 8 件中 6 件（75%）は福祉職による気づきである。

#### **（6）事務員が行った業務内容**

福祉的支援を行った法律相談で、事務員が行った業務内容のうち、最も行われているのは①アセスメント 84 件（86.6%）で、これに⑦書類作成・チェック 82 件（84.5%）、⑫弁護士の窓口 73 件（75.3%）、⑧支援者との連携・協働 69 件（71.1%）、⑩制度利用や手続支援 66 件（68.0%）が続く。

福祉職が多く行っているのは①アセスメント 71 件（86.6%）である。福祉職ではない事務員は主に⑦書類作成・チェック 15 件（100%）、⑧支援者との連携・協働 14 件（93.3%）、⑫弁護士の窓口 14 件（93.3%）を行っている。⑤弁護士への助言と⑨支援機関の紹介は福祉職だけが行っている。福祉職ではない事務員の支援は、普通の法律事務である。

### **第 3 節 結果②－福祉的支援を行った相談の類型化－**

次に、福祉的支援を行った相談 97 件について、クラスター分析（Ward 法，階層クラスタリング）を行い，類型化の可能性を検討した。クラスター数の決定にあたっては，3～7 クラスターの範囲で複数の変数を用いた分類を試み，クラスター重心への距離の平均値や分散，各クラスターの該当件数などの統計的指標を参照した。これらの指標に加え，各クラスターの内容的整合性および解釈の容易性を総合的に勘案し，最終的に 4 クラスターを採用した（図表 3-2，3-3，3-4）。この類型化の基準となるものは「後見制度の利用」「福祉機関の関与」「支援する家族」「本人の問題意識」の 4 項目であった。

図表 3-2 各類型と、類型化の基準となった 4 項目および福祉的支援が必要と判断した状況との比較  
 ( ) 内は類型ごとの総数に対する割合

	全体 n=97 (100)	類型 1	類型 2		類型 3		類型 4	
		福祉の必要性 後出型 n=21 (21.6)	福祉の必要性 顕著型 n=34 (35.1)	類型 2-1 支援する 家族無 n=14 (14.4)	類型 2-2 支援する 家族有 n=20 (20.6)	類型 3-1 福祉機関との 関わり無・支 援する家族有 n=14 (14.4)	類型 3-2 福祉機関との 関わり有 n=16 (16.5)	専門知見 協働型 n=12 (12.4)
後見制度の利用	あり	59 (60.8)	21 (100)	14 (100)	20 (100)	0	0	4 (33.3)
法律問題の解決のため		18 (18.6)	10 (47.6)	0	7 (35)	0	0	1 (8.3)
利用中に法律問題が発生		41 (42.3)	11 (52.4)	14 (100)	13 (65)	0	0	3 (25)
	なし	38 (39.2)	0	0	0	14 (100)	16 (100)	8 (66.7)
福祉機関との関わり	あり	73 (75.3)	20 (95.2)	14 (100)	20 (100)	0 (0)	15 (93.8)	4 (33.3)
	なし	24 (24.7)	1 (4.8)	0	0	14 (100)	1 (6.3)	8 (66.7)
支援する家族	あり	51 (52.6)	10 (47.6)	0	20 (100)	14 (100)	7 (43.8)	0
	なし	34 (35.1)	11 (52.4)	14 (100)	0	0	9 (56.3)	0
	不明	4 (4.1)	0	0	0	0	0	4 (33.3)
	対象外	8 (8.2)	0	0	0	0	0	8 (66.7)
本人の問題意識	あり	58 (59.8)	21 (100)	0	0	14 (100)	12 (75)	11 (91.7)
	なし	39 (40.2)	0	14 (100)	20 (100)	0	4 (25)	1 (8.3)
支援の必要性を判断した状況(複数回答)								
	判断能力が不十分	55 (56.7)	13 (61.9)	14 (100)	19 (95)	3 (21.4)	5 (31.3)	1 (8.3)
	必要な生活上の支援を受けていない	19 (19.6)	7 (33.3)	0	4 (20)	1 (7.1)	7 (43.8)	0
	法律問題の解決に貢献できる	97 (100)	21 (100)	14 (100)	20 (100)	14 (100)	16 (100)	12 (100)

注 網掛け欄は、ほかと比較して特徴のある部分を示す。

図表 3-3 各類型と、相談者の基本属性との比較

( ) 内は割合

		全体 n=97 (100)	類型 1 福祉の必要性 後出型 n=21 (21.6)	類型 2 福祉の必要性 顕著型 n=34 (35.1)		類型 3 福祉の必要性 潜在型 n=30 (30.9)		類型 4 専門知見 協働型 n=12 (12.4)
				類型 2-1 支援する 家族無 n=14 (14.4)	類型 2-2 支援する 家族有 n=20 (20.6)	類型 3-1 福祉機関との 関わり無・支 援する家族有 n=14 (14.4)	類型 3-2 福祉機関と の関わり有 n=16 (16.5)	
相談者の立場								
	本人相談	45 (46.4)	9 (42.9)	0	1 (5)	13 (92.9)	11 (68.8)	11 (91.7)
	代理相談 (親族)	11 (11.3)	3 (14.3)	0	5 (25)	1 (7.1)	2 (12.5)	0
	(福祉関係者)	15 (15.5)	7 (33.3)	4 (28.6)	1 (5.0)	0	2 (12.5)	1 (8.3)
	(被後見人等)	25 (25.8)	2 (9.5)	10 (71.4)	13 (65)	0	0	0
	(その他)	1 (1.0)	0	0	0	0	1 (6.3)	0
相談者の形態								
	個人	88 (90.7)	21 (100)	14 (100)	20 (100)	14 (100)	13 (81.3)	6 (50)
	法人	9 (9.3)	0	0	0	0	3 (18.8)	6 (50)
年齢								
	不明または対象外	10 (10.3)	0	0	0	0	3 (18.8)	7 (58.3)
	30～39 歳	2 (2.1)	1 (4.8)	0	0	0	1 (6.3)	0
	40～49 歳	10 (10.3)	1 (4.8)	3 (21.4)	4 (20)	0	2 (12.5)	0
	50～59 歳	17 (17.5)	6 (28.6)	2 (14.3)	6 (30)	2 (14.3)	1 (6.3)	0
	60～69 歳	15 (15.5)	6 (28.6)	2 (14.3)	0	3 (21.4)	2 (12.5)	2 (16.7)
	70～79 歳	18 (18.6)	5 (23.8)	2 (14.3)	3 (15)	3 (21.4)	2 (12.5)	3 (25)
	80～89 歳	13 (13.4)	2 (9.5)	0	2 (10)	4 (28.6)	5 (31.3)	0
	90 歳以上	12 (12.4)	0	5 (35.7)	5 (25)	2 (14.3)	0	0
性別								
	男	34 (35.1)	6 (28.6)	7 (50)	12 (60)	4 (28.6)	3 (18.8)	2 (16.7)
	女	51 (52.6)	15 (71.4)	7 (50)	8 (40)	10 (71.4)	9 (56.3)	2 (16.7)
	その他	12 (12.4)	0	0	0	0	4 (25)	8 (66.7)
障害								
	あり	39 (40.2)	12 (57.1)	9 (64.3)	13 (65)	0	4 (25)	1 (8.3)
	なし	58 (59.8)	9 (42.9)	5 (35.7)	7 (35)	14 (100)	12 (75)	11 (91.7)
認知症								
	あり	25 (25.8)	1 (4.8)	5 (35.7)	9 (45)	4 (28.6)	6 (37.5)	0
	なし	72 (74.2)	20 (95.2)	9 (64.3)	11 (55)	10 (71.4)	10 (10.3)	12 (100)
居住形態								
	自宅 (独居)	22 (22.7)	7 (33.3)	2 (14.3)	3 (15)	7 (50)	3 (18.8)	0
	自宅 (同居)	28 (28.9)	7 (33.3)	0	2 (10)	7 (50)	7 (43.8)	5 (41.7)
	施設・病院	39 (40.2)	7 (33.3)	12 (85.7)	15 (75)	0	3 (18.8)	2 (16.7)
	対象外	8 (8.2)	0	0	0	0	3 (18.8)	5 (41.7)

注 網掛け欄は、ほかと比較して特徴のある部分を示す。

図表 3-4 各類型と、法律問題および事務員が行った業務内容との比較 ( )内は割合

	全体 n=97 (100)	類型 1 福祉の必要性 後出型 n=21 (21.6)	類型 2 福祉の必要性 顕著型 n=34 (35.1)		類型 3 福祉の必要性 潜在型 n=30 (30.9)		類型 4 専門知見 協働型 n=12 (12.4)
			類型 2-1 支援する 家族無 n=14 (14.4)	類型 2-2 支援する 家族有 n=20 (20.6)	類型 3-1 福祉機関との 関わり無・支 援する家族有 n=14 (14.4)	類型 3-2 福祉機関との 関わり有 n=16 (16.5)	
<b>法律問題 (複数回答)</b>							
刑事 成人	2 (2.1)	1 (4.8)	0	0	0	1 (6.3)	0
民事 債務整理	5 (5.2)	2 (9.5)	0	0	0	3 (18.8)	0
破産	1 (1.0)	0	0	0	1 (7.1)	0	0
遺言	9 (9.3)	0	0	0	3 (21.4)	6 (37.5)	0
死後事務	7 (7.2)	1 (4.8)	2 (14.3)	2 (10.0)	1 (7.1)	1 (6.3)	0
生前贈与・死因贈与	1 (1.0)	0	0	0	0	1 (6.3)	0
その他会社法務	6 (6.2)	0	0	0	0	2 (12.5)	4 (33.3)
その他労務	1 (1.0)	0	0	0	0	0	1 (8.3)
その他訴訟	5 (5.2)	2 (9.5)	0	1 (5.0)	0	1 (6.3)	1 (8.3)
その他調停	2 (2.1)	1 (4.8)	0	0	0	0	1 (8.3)
その他示談交渉	3 (3.1)	0	0	0	0	0	3 (3.1)
その他それ以外	4 (4.1)	0	0	2 (10.0)	1 (7.1)	0	1 (8.3)
家事 相続	40 (41.2)	13 (61.9)	5 (35.7)	3 (15)	9 (64.3)	6 (37.5)	4 (33.3)
虐待(高齢者・障害者)	5 (5.2)	0	0	1 (5.0)	0	4 (25.0)	0
成年後見	47 (48.5)	15 (71.4)	10 (71.4)	19 (95)	0	2 (12.5)	1 (8.3)
任意後見	4 (4.1)	1 (4.8)	0	1 (5.0)	2 (14.3)	0	0
その他	2 (2.1)	1 (4.8)	0	0	0	1 (6.3)	0
ホームロイヤー	5 (5.2)	1 (4.8)	0	0	2 (14.3)	2 (12.5)	0
<b>事務員が行った業務(複数回答)</b>							
①アセスメント	84 (86.6)	19 (90.5)	14 (100)	18 (90.0)	13 (92.9)	12 (75.0)	8 (66.7)
②意思決定支援	60 (61.9)	19 (90.5)	9 (64.3)	15 (75.0)	7 (50.0)	4 (25.0)	6 (50.0)
③傾聴, 受容	56 (57.7)	15 (71.4)	8 (57.1)	16 (80.0)	6 (42.9)	8 (50.0)	3 (25.0)
④後見等業務	30 (30.9)	4 (19.0)	10 (71.4)	16 (80.0)	0	0	0
⑤弁護士へ福祉的な助言	33 (34)	6 (28.6)	6 (42.9)	10 (50.0)	0	8 (50.0)	3 (25.0)
⑥本人や支援者への説明	50 (51.5)	12 (57.1)	10 (71.4)	15 (75.0)	7 (50.0)	3 (18.8)	3 (25.0)
⑦書類作成・チェック	82 (84.5)	18 (85.7)	14 (100)	20 (100)	13 (92.9)	10 (62.5)	7 (58.3)
⑧支援者との連携・協働	69 (71.1)	17 (81.0)	14 (100)	19 (95.0)	7 (50.0)	7 (43.8)	5 (41.7)
⑨支援機関の紹介	14 (14.4)	6 (28.6)	2 (14.3)	3 (15.0)	2 (14.3)	1 (6.3)	0
⑩弁護士と一緒に考える	53 (54.6)	16 (76.2)	12 (85.7)	16 (80.0)	3 (21.4)	30 (18.8)	3 (25.0)
⑪制度利用や手続支援	66 (68.0)	15 (71.4)	13 (95.9)	16 (80.0)	12 (85.7)	6 (37.5)	4 (33.3)
⑫弁護士の窓口	73 (75.3)	17 (81.0)	12 (85.7)	18 (90.0)	8 (57.1)	9 (56.3)	9 (75.0)

注 網掛け欄は、ほかと比較して特徴のある部分を示す。

## 1. 類型1について

類型1は、相談者は法律問題を認識できる程度の判断能力を維持しているものの、相談時にすでに何らかの理由で福祉との関わりがある相談群である。この類型は、法律問題の解決過程で新たな福祉的支援ニーズが顕在化する「福祉の必要性後出型」として位置づけられる。

97件中21件(21.6%)が該当し、全件で成年後見制度の利用があり、20件(95.2%)で福祉機関との関わりがある。相談者に支援する家族がいる場合が10件(47.6%)ある。

基本属性は、相談者本人が相談に来たものが9件(42.9%)、本人以外による代理相談が12件(58.1%)である。年齢は30～90歳以上と幅広く、女性が15件(71.4%)と多い。12件(57.1%)で相談者に障害があり、1件(4.8%)で認知症がある。居住形態は独居、同居、施設・病院が同程度の割合である。

福祉的支援が必要であると判断した状況は、「判断能力が不十分」が13件(61.9%)、「必要な生活上の支援を受けていない」が7件(33.3%)である。このどちらにも該当せず「法律問題の解決に貢献できる」相談が5件あり、このうち4件は成年後見制度利用者の家族からの相談で、1件は後見センターが補助人に選任された被補助人からの相談である。

行われた主な業務は、①アセスメント19件(90.5%)、②意思決定支援19件(90.5%)、⑦書類作成・チェック18件(85.7%)、⑧支援者との連携・協働17件(81.0%)、⑫弁護士との窓口17件(81.0%)である。類型1では、相談者の生活上で必要とする支援の調整はあまり行っていない。

法律問題の種類は、「家事成年後見」15件(71.4%)と「家事相続」13件(61.9%)が多く、数は少ないが刑事・民事・家事に広く問題の種類がばらついている。

関わりのある福祉機関は、多い順に障害事業所11件(52.4%)、後見センター7件(33.3%)、病院5件(23.8%)である。障害のある相談者はすでに生活上に必要な支援は受けている。

## 2. 類型2について

類型2は、相談者に法律問題を抱えているという認識がなく、生活上で抱えている問題が深刻な相談群である。この類型は、相談当初から福祉的支援ニーズが明確に認識される「福祉の必要性顕著型」として位置づけられる。

97件中34件(35.1%)が該当し、全件で福祉との関わりと成年後見制度の利用がある。法律問題の解決のために新たに成年後見制度を利用した相談が7件(20.6%)で、すでに制度利用している中で法律問題が発生した相談が27件(79.4%)である。類型2は、相談者の支援する家族の有無によってさらに二分できる。支援する家族がない場合(以下、「類型2-1」という)が14件(41.2%)で、支援する家族がいる場合(以下、「類型2-2」という)が20件(58.8%)である。

基本属性などは、類型2-2で本人相談が1件(2.9%)あるが、それ以外は全て代理相談である。弁護士が相談者の成年後見人等に就任している相談が23件(67.6%)ある。

年齢は40～90歳以上にばらついており、90歳以上が10件(29.4%)ある。相談者には障害か認知症があり、27件(79.4%)が施設・病院で生活している。基本属性からも生活上で手厚い支援が必要であることがわかる。

福祉的支援が必要であると判断した状況は、「判断能力が不十分」が34件中33件(97.1%)である。支援する家族がいて、福祉機関との関わりもある類型2-2で「必要な生活上の支援を受けていない」状況が確認されたものが4件ある。

行われた業務は、すべての業務が高い割合で行なわれている。

法律問題の種類は、「家事成年後見」が29件(85.3%)と多く、類型2-2では20件中19件(95%)が成年後見制度を利用している。それに「家事相続」8件(23.5%)、「民事死後事務」4件(11.8%)が続く。

関わりのある福祉機関は、最も多いのは障害事業所16件(47.1%)で、次が後見センター8件(23.5%)である。病院との関わりは、類型2-1が1件なのに対して、類型2-2では6件ある。

### 3. 類型3について

類型3は、法律問題に焦点化しては気づかない生活上の困難や課題がある相談群である。この類型は、実体的解決のためには潜在する福祉的支援ニーズを掘り起こす必要がある「福祉の必要性潜在型」として位置づけられる。

97件中30件(30.9%)が該当し、後見制度の利用はない。26件(86.7%)で相談者に法律問題を抱えている認識があり、21件(70%)で支援する家族がいる。類型3は、福祉機関との関わりと支援する家族の関連によってさらに二分できる。福祉機関との関わりがなく、支援する家族がいる場合(以下、「類型3-1」という)と、福祉機関との関わりがある場合(以下、「類型3-2」という)である。

基本属性などは、24件(80%)で相談者本人が相談に来ており、そのうち3件(10%)は法人からの相談で類型3-2に分類される。相談者の年齢は、類型3-1は50代以上で、類型3-2は30～40代もいる。相談者に障害ありが4件(13.3%、いずれも類型3-2)、認知症ありが10件(33.3%)である。

福祉的支援が必要であると判断した状況は、「判断能力が不十分」が8件(26.7%)、「必要な生活上の支援を受けていない」が8件(26.7%)である。類型3-1はこれらの件数が特に少なく、前者が14件中3件で、後者は14件中1件である。類型3-1は、相談者本人が相談に来ており、支援する家族もおり、福祉の支援も受けておらず、一見すると福祉的支援ニーズがないように見える相談である。これらの相談には、法律問題に焦点化した話には現れづらい、相談者の生活に潜在する困難や課題が見いだされたため「法律問題の解決に貢献できる」との判断がされている。

そして、行なっている業務にも偏りが見られる。多く行われているのは①アセスメント25件(83.3%)、⑦書類作成・チェック23件(76.7%)と⑩制度利用や手続支援

18件(60%)である。類型3-2のみで⑤弁護士への助言が行われている。法律事務をする中で福祉的なアセスメントが行われている。

法律問題の種類は、「家事相続」15件（50%）や「民事遺言」9件（30%）など、財産の管理や処分に関する法律問題が中心である。

福祉機関との関わりがある類型3-2では、関わりが多いのが、病院7件（43.8%）、社協6件（37.5%）、高齢者事業所6件（37.5%）である。

#### 4. 類型4について

類型4は、法律問題の解決のために福祉的視点からの助言が必要とされる相談群である。この類型は、法的支援の過程で福祉専門職の知見が活用される「専門知見協働型」として位置づけられる。

97件中12件（12.4%）が該当し、後見制度の利用と福祉機関との関わりが各4件（33.3%）に見られる。支援する家族は不明が4件（33.3%）、対象外が8件（66.7%）あるが、不明や対象外が確認されるのは類型4だけである。

基本属性などは、相談者本人からの相談が11件（91.7%）で、このうち6件が法人からの相談である。年齢は60～79歳で、相談者に認知症はなく、障害が1件ある（8.3%）。

福祉的支援が必要であると判断した状況は、「判断能力が不十分」が1件（1.0%）、「必要な生活上の支援を受けていない」は0件である。にもかかわらず「法律問題の解決に貢献できる」との判断がなされている。

類型4の相談の詳細を確認すると、相談内容としては、福祉サービスを提供する法人が事業運営中に直面したトラブルや、後見業務が終了した後に発生した相続に関する問題などである。前者はサービス利用者との間に起きたトラブルについて、福祉の現場に関する知識や視点を踏まえた助言や支援が求められた相談で、後者はもともと福祉的支援が行われていた事案が、後見終了後に法律事務（相続手続き）に移行した相談であり、福祉的支援から法的支援の連続性が見られる相談であった。

行なっている主な業務は、⑫弁護士の窓口9件（75.0%）と⑦書類作成・チェック7件（58.3%）、①アセスメント8件（66.7%）である。法律事務が中心的であり、弁護士の補助業務をするなかで必要な助言やサポートを行なっている。

法律問題の種類は、「民事その他（会社法務）」と「家事相続」が各4件（33.3%）と最も多いが、それ以外は民事トラブルなどの民事事件である。

関わりのある福祉機関は行政と社協が各2件（16.7%）ある程度で、関わりは少ない。

### 第4節 考察

#### 1. 一般的な法律事務所に寄せられる相談に内在する福祉的支援ニーズ

##### （1）X法律事務所に寄せられる相談の全体的傾向

相談総数398件のうち、個人相談は法人相談を26件上回るにとどまり、両者の比率に大きな差は見られなかった。このことから、X法律事務所は、個人と法人のいずれの法的支援ニーズにも対応可能な、幅広い分野の知識や経験、専門性を備えた総合型の法律事務所であり、地域の法的インフラの一翼を担っているものと評価できる。

法律問題の種類を見ると、法人相談の大多数(法律問題の総数 195 件中 193 件(97.5%)) は民事トラブルに関する相談であった。一方、個人相談では、法律問題の総数 286 件中 116 件 (40.6%) が民事で、160 件 (55.9%) が家事、3 件 (1%) が刑事、7 件 (2.5%) がホームロイヤーに関する相談であった。家事 160 件中 52 件は成年後見に関する相談であるが、このうち 6 件は民事と重複しており、民事トラブルの解決のために成年後見の利用が検討されていた。また、個人相談の 5 割強が家庭内のトラブルに関する相談であった。これらの結果からは、法律事務所に寄せられる相談の中心は民事司法であることが確認できる。

そして、これら法律相談のうち、福祉的支援が行われた相談は 97 件 (24.4%) であり、X 法律事務所が受ける相談の約 4 分の 1 (個人からの相談の 41.5%、法人等からの相談の 4.8%) に相当する。これはかなり高い数値と思われる。法律問題を抱える相談者には一定の割合で福祉的支援を要する状況にある人が含まれており、そのような状況が、法律問題として表に現れるという結果につながったと考えられる。そうである場合、表面化した法律問題を解決するだけでは相談者の抱える課題の解決には不十分である。法律問題の背景に存在しうる相談者の生活上の困難や課題に気づき、適切な支援を行うことが必要である。

福祉的支援が行われた法律問題は、「家事成年後見」、「家事相続」、「民事遺言」、「民事死後事務」及び「民事その他(会社法務)」であった。「家事成年後見」において福祉的支援が行われた相談がもっとも多く見られた結果は、第 2 章で示された、法律事務所では成年後見事案を中心に福祉的支援が行われているという調査結果と一致する。これは、法律相談では、相談者の判断能力の有無や程度の把握が求められる場面があり、そこが福祉的支援の必要性に気づく契機となっていることを示している。

一方で、「民事その他(会社法務)」における福祉的支援の事例は、法人が運営する福祉サービス事業において、高齢者や障害者などの利用者との間に生じた民事トラブルに関するものであった。これらの事案においては、問題解決において、福祉現場の理解や専門的知見を要する支援が必要とされていた点に特徴がある。

## (2) 法律相談に内在する福祉的支援ニーズの構造と背景

X 法律事務所で行った福祉的支援を行った法律相談 97 件の分析結果からは、法律相談に内在する福祉的支援ニーズの背景には、大きくわけて 3 つの課題が含まれていることがわかる。

1 つ目は、相談者の能力の課題である。相談者の平均年齢は 68.6 歳、中央値は 70.5 歳で、半数近くが 70 歳以上の高齢者である。また、相談者の 7 割近くに認知症または障害があり、4 割は法律問題を抱えていることすら認識できない状況であった。相談者自身の判断能力の有無や程度に課題があることが確認された。この相談者の能力に問題があることについては、相談の初期あるいは支援の途中で弁護士が気づき、福祉的支援の要請がなされていた。

2 つ目は、相談者の生活環境に起因する課題である。97 件中 22 件 (22.7%) の相談者が独居生活をしており、日常的な支援者の不在や社会的孤立が法律問題の背景にある可能性が示唆された。一方で、67 件 (69.1%) は家族と同居しているか、病院や施設で生活して

いるなど、形式的には身近に支援者がいる状況にあるにもかかわらず法律問題が発生していた。つまり、支援者がいるからといって十分な支援が行われているとは限らないことが示唆された。また、52件（53.6%）では、相談者本人ではなく、親族や福祉関係者が相談に訪れており、身近な支援者が相談者の法律問題に気づき、法律事務所への相談につながっていた。これらの結果からは、相談者の生活環境において、支援が行われていない場合と、行われていても不十分な場合があり、その結果、法律問題が生じているという、支援の欠如や不十分さという課題があることがわかった。

3つ目は、2つ目とも関連するが、必要な生活上の支援を受けている、あるいは受けられる環境にあるにも関わらず、法律問題が追加的・複合的に発生しているという構造そのものである。97件中73件（75.3%）では、すでに福祉機関との関わりが確認されており、相談者は一定の支援体制の中に位置づけられていた。また、59件（60.8%）では成年後見制度の利用があり、このうち18件（30.5%）は法的解決の一環として新たに制度利用を開始していたが、41件（69.5%）では、制度の利用がすでに開始された後に新たな法律問題が発生していた。このことから、制度利用は問題解決の手段である一方で、新たな法律問題の発生を防ぎきれものではないという制度の限界や運用上の課題があり、福祉的支援と法的支援の連携の重要性が示唆された。

これ以外の課題としては、家族がいても支援リソースとして機能していない場合があるという課題も示された。97件中70件（72.2%）で相談者に家族がいたが、これを「支援する家族」に限定するとその数は51件（52.6%）に減った。福祉的支援を要する相談においては、家族の有無ではなく、支援関係の実態に基づいた家族関係の確認が重要と言える。

### （3）福祉的支援の中核的担い手と具体的内容

一般的な法律事務所で福祉的支援を行うのは弁護士か事務員の場合が多い。X法律事務所では、社会福祉士の事務員が福祉的支援の中核的役割を果たしている。実際に、福祉的支援を行った法律相談97件中82件（84.5%）はこの福祉職が支援を担当しており、特に生活上の支援が必要であると判断された相談のすべてを担当していた。さらに、弁護士が当初は単独で法的支援を進めていた相談であっても、途中で福祉的支援が必要だと判断した相談も、すべて福祉職が担当していた。このことから、生活課題と法的課題が複雑に絡み合うような相談においては、福祉職による専門的支援が不可欠であるという認識が事務所内で共有されており、弁護士もこれらの相談の解決に向けて福祉職の専門性に期待し、協働して対応していると考えられる。

さらに注目すべきは、福祉職が事務員の立場で弁護士業務を補助する中で、福祉的支援ニーズに気がついた相談が9件（23.7%）あったことである。これは、福祉専門職が法的支援のプロセスに組み込まれることによって、生活上の課題の発見や支援の調整が可能になるという実践上の意義が示されたと言える。

そして、福祉的支援として実際に行われたことは、①アセスメント、②福祉的視点からの弁護士への助言、③制度利用に関する支援、④外部の福祉機関や福祉関係者との連携である。このうち①と②は福祉専門職であるからこそ可能な支援であり、③と④についても、

福祉専門職が行うことで法律事務を超えた福祉的支援としての性格を持つ。言い換えれば、同じ業務内容であっても、それを担う職種や職業倫理、支援に向けた意識によって、その業務が福祉的支援となるか、単に法律事務にとどまるかが大きく異なる。

## **2. 福祉的支援が必要な法律相談の類型と求められる支援**

### **(1) 類型化の基準となった4項目**

福祉的支援を行った法律相談 97 件を対象にクラスター分析を行った結果、相談の特徴に応じて4つの類型に分類できることがわかった。この分類の基準となったのが「後見制度の利用」「福祉機関の関与」「支援する家族」「本人の問題意識」の4項目である。これはいずれも、先に述べた福祉的支援を行った法律相談に含まれていた3つの主要な課題と関連する項目であり、この4項目を確認・把握することで、福祉的支援が必要な法律相談の特徴に応じた支援のあり方を確認できることがわかった。これは、法律事務所における司法福祉実践を体系的に示す上で貴重な知見だと言える。

### **(2) 類型ごとの特徴と求められる支援**

類型1は、法律問題の解決過程で新たな福祉的支援ニーズが顕在化するという特徴を持つ「福祉の必要性後出型」である。典型的な相談は、認知症や知的・精神・発達障害等により判断能力が低下した、低下し始めている、あるいは特定の場面で判断が著しく困難になる相談者について、金銭トラブルや相続、人権侵害といった法律問題が発生した場合である。すべての相談で成年後見制度の利用が見られたが、これは相談者の家族が利用している場合も含まれている。相談者には判断能力の低下が見られるものの、身近に支援者があり、彼らの支援を受けて法律相談に繋がることができている。つまり、相談の初期の段階で、相談者の判断能力に関する医学的診断や手帳の有無、支援者の有無、福祉との関わりについて確認することができれば、福祉的な配慮や支援の必要性に気がつくことができる。この類型では、相談者は相談時にすでに何らかの形で福祉サービスを利用している可能性が高いが、利用するサービスが対応していない部分（財産管理や権利擁護、家族の生活問題等）で法律問題が発生している。これは、法律問題をきっかけとして、生活上で新たな支援が必要であることが発見されたと言える。

よって、福祉的支援の担い手には、法律相談の過程で、法律問題が発生した経緯や原因を含む相談者の生活自体を福祉的視点でアセスメントする機会を持ち、それを適切に行う力が求められる。

類型2は、相談当初から福祉的支援ニーズが明確に認識される「福祉の必要性顕著型」である。典型的な相談は、手厚い支援がなければ生活がままならないほどに著しく判断能力が低下した相談者について、債務整理や相続、虐待といった法律問題が発生した場合である。類型1と同様に、法律問題の発生をきっかけに、今までの支援が不十分であったことが明らかとなったものであるが、類型2の場合は、相談者の多くは、施設生活をしており、法律問題が支援現場で発見されやすいという特徴がある。法律問題の解決においては、判断能力が著しく低下した相談者の解決に向けた希望や意思を確認するための丁寧な意思

決定支援が必要である。このため、福祉的支援の担い手には、法律問題とその解決の手順を理解した上で意思決定支援を行い、福祉関係者と連携する力が必要である。

類型3は、相談時には福祉的支援ニーズが表面化しておらず、法律問題のみに焦点を当てていては生活上の困難や課題を見逃しかねないという特徴を持つ「福祉の必要性潜在型」である。典型的な相談は、福祉の支援を受けていない、あるいは見守り程度の軽い支援を受けている相談者が、債務整理や相続、遺言作成、死後事務などの主に財産の管理や処分に関する相談を機に、介護や財産管理の支援が必要である、あるいは近い将来に必要なことが発見される場合である。相談者自身が支援の必要性や可能性を自覚していない場合や、身近に福祉関係者がいても課題が見過ごされている場合も含まれる。法律相談を契機として潜在的なニーズを掘り起こし、適切な支援を実施・調整することで、法律問題の実体的解決を図ることが可能となる。そのため福祉的支援の担い手には、法律相談の過程で相談者が抱える生活上の不便さや不安を敏感に察知し、潜在する福祉的支援ニーズを顕在化させる高度なアセスメント力が求められる。

類型4は、法的支援の過程で福祉専門職の知見が活用される「専門知見協働型」である。この類型には、福祉サービス事業を行う法人の運営上の法律問題と、後見事件（福祉的支援）が終了し相続手続（法的支援）に移行した相談が該当する。前者は、高齢や障害があるサービス利用者との間で生じたトラブル解決のために福祉現場の知識などの福祉的視点が求められ、後者は福祉的支援の延長線上で法律事務が必要な相談である。いずれの場合も、法律問題の解決あるいは法的手続きの過程で福祉の専門的知見からの助言やサポートというような協力が求められる。これは、法律事務所特有の支援ニーズと言えるであろう。

福祉的支援の担い手は、相談者の今後の事業の質や利用者の満足度を高めるような形で法的解決ができるよう、福祉的視点から弁護士に助言ができるような社会・地域福祉に関する幅広い知識や現在の法制度への理解が必要である。後見業務終了後に、被後見人等の財産や最期の意思を相続人に引き継ぐ作業においては、必ずしも福祉の専門性が必要なわけではないが、福祉的支援の延長線上で行う法律事務であり、いわば福祉的支援の終結の場面とも言える。

## 本章の結論

本章では、司法福祉が課題とする法律問題に伴う福祉的支援ニーズとその対応に注目し、民事司法における司法福祉の展開について検討するための基礎資料として、一般的な法律事務所における法律相談に内在する福祉的支援ニーズの内容を明らかにするために、筆者が勤務するX法律事務所に寄せられた過去2年間の相談事例を対象に分析を行った。

その結果、法律事務所の相談の中心は民事司法であり、相談全体の約25%、特に個人からの相談では41.5%という高い割合で福祉的支援が行われており、法律問題を抱える相談者は、一定の割合で、生活上の困難や課題を有しており、問題の実体的解決・緩和のためには、これらの困難や課題への対応が不可欠であることが明らかとなった。

本調査からは、法律相談に内在する福祉的支援ニーズの背景には、①相談者の能力の課

題、②相談者の生活環境に起因する課題、③福祉制度の限界や運用上の課題、という3つの主要な課題が含まれていることが明らかとなった。したがって、相談初期においてこれらの課題を体系的に確認する手順があれば、福祉的支援の必要性を早期に把握できる可能性が示唆される。

また、福祉的支援が行われた相談を分析した結果、「後見制度の利用」「福祉機関の関与」「支援する家族」「本人の問題意識」の4項目が、福祉的支援の必要性を判断する上での重要な指標となることがわかった。この4項目は、先述した3つの主要課題とも密接に関連している。これらの項目に基づき、相談内容を4つの類型（福祉の必要性「後出型」、顕著型）、潜在型及び「専門知見協働型」に分類することで、それぞれの特徴に応じた具体的な支援内容を体系的に示すことが可能となった。

本調査は、法律事務所における福祉的支援が、単なる法律事務の補完にとどまらず、弁護士が見過ごしがちな潜在的な生活上の困難や課題を発見し、専門的なアセスメントと支援を展開する、福祉職の専門性によって成り立っていることを実証するものである。本章で得られた知見は、法律事務所において司法福祉実践を体系的に展開するための基盤となる。次章では、法律相談の過程で福祉的支援の必要性を的確に把握し、適切に対応するための判断フローチャートの提案を行う。そのうえで、本章の分析で明らかになった類型ごとの相談において、具体的な司法福祉実践の方法について論じていく。

#### [注]

- 1) 「本人相談か代理相談か」法律相談は、問題を抱えた相談者本人が相談に来る場合と、本人が何らかの理由で相談に来ることができず、家族や支援者などが代理で相談に来る場合がある。そのため、相談にきた者が相談者本人であるか、相談者の代理の者であるかを確認し、代理相談の場合、その者が相談者本人からみてどういう立場の者かを確認し、氏名・年齢・性別も別途確認した。
- 2) 「法律問題の種類」本調査では、宮田（2022）を参考にしつつ、X法律事務所が相談を受けた法律問題を26種類に分類した。ひとつの相談に複数の法律問題が含まれる場合（民事相続と家事成年後見、民事債務整理と家事成年後見など）があるため、複数回答となっている。
- 3) 「法的解決の方法」法的解決の方法とは、実際に行った法的支援の内容のことである。本調査では、X法律事務所が使用する委任契約書に記載された7項目の「依頼内容」を「法的解決の方法」として設定した。ひとつの相談や依頼に複数の事件が含まれる場合があるため、複数回答となっている。

## 第4章 法律事務所における司法福祉実践の試行的展開

本章では、法律事務所における司法福祉実践について、第3章で提示した4つの類型ごとに具体的内容を検討していく。第1節では、法律相談において福祉的支援の必要性を的確に把握するための判断フローチャートを提示する。第2節では、事例研究の目的、方法及び分析方法を示し、それぞれの類型に該当する4事例を提示する。第3節では、事例研究の結果について述べる。

### 第1節 法律相談において福祉的支援の必要性を判断するフローチャートの策定

#### 1. 福祉的支援が必要な相談の典型的な特徴

法律相談に内在する福祉的支援の必要性について、弁護士が確認できる最も典型的な内容は、相談者が法律問題の解決において必要とされる程度の判断能力を持っていないことである。先章の調査では、福祉的支援を行った法律相談97件のうち、弁護士が相談の初期段階で福祉的支援の必要性を認識した相談は59件(60.8%)あり、これらの相談には、次の特徴が見られた。

- ①障害や認知症がある…42件(71.2%)
- ②障害や認知症等により法律問題を抱えている認識がない…34件(57.6%)
- ③本人以外の者が代理で法律相談に来ている…40件(67.8%)
- ④後見制度の利用が検討されている、あるいはすでに利用している…50件(84.7%)
- ⑤何らかの福祉サービスを利用している…49件(83.1%)

すなわち、相談の初期の段階でこれらの特徴を確認する手順があれば、弁護士は相談に内在する福祉的支援の必要性を早期に把握することが可能になる。さらに、これらの特徴は、クラスター分析による類型化の基準となった4項目(後見制度の利用、福祉機関の関与、支援する家族、本人の問題意識)のうち、「後見制度の利用」「福祉機関の関与」「本人の問題意識」の3項目と重なっている。

また、福祉的支援が行われる相談者の基本属性からは、高齢者が多いことと認知症や知的・精神の障害があることが示されており、これらの基本属性を確認することでも福祉的支援の必要性を把握することが可能である。

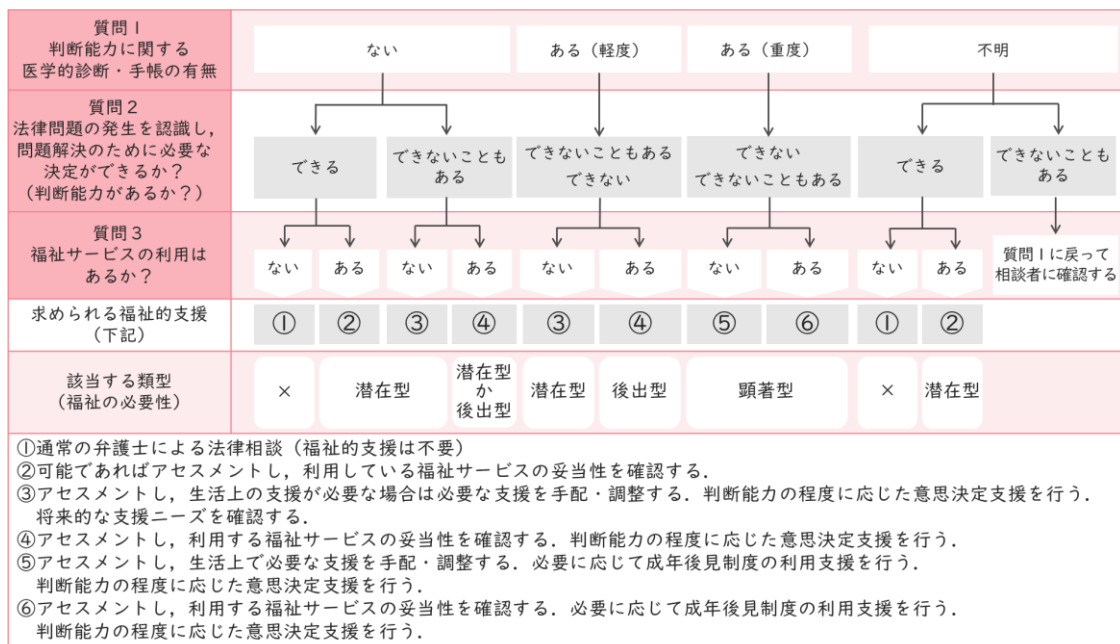
#### 2. 福祉的支援の必要性を判断するフローチャートの提示

相談初期の段階で、福祉的支援の必要性を確認する試みとして、先述の特徴を確認するための「福祉的支援の必要性を判断するフローチャート」(以下、「フローチャート」という)を作成した。当初作成したフローチャートには、質問1「医学的診断・手帳の有無」について、「不明」の場合が含まれていなかった。この理由は、福祉的支援では、アセスメントの初期の段階でこれらの情報を確認することが必須であるという認識があったからである。「不明」の流れがないフローチャートを弁護士に示し、法律相談の受付時にフローチャートに沿って福祉的支援の必要性を判断できるか検証してもらったところ、弁護士からは、法律相談受付時に、質問1「医学的診断・手帳の有無」の確認が困難な場合があると

の意見が示された。その理由は、紹介者あるいは相談者が自らこの情報を開示しない場合、法律相談を希望する相談者に対して、相談の初期の段階でこの質問を行うことは、弁護士として相談者と信頼関係を築く上で障害となりうるためであった。

そこで、当初のフローチャートを修正し、新たに医学的診断及び手帳の有無が確認できない「不明」の流れを加えて完成させたのが図表 4-1 のフローチャートである。医学的診断及び手帳の有無が不明な場合は、質問 2「法律問題の発生を認識し、問題解決のために必要な決定ができるか？（判断能力があるか?）」を確認し、医学的診断及び手帳の有無を確認する必要があると判断した場合に質問 1 に戻り、直接確認するという流れを加えた。

福祉相談においては、相談初期の段階で、医学的診断及び手帳の有無を含む相談者の心身の状況や生活の状況を確認することがアセスメントにおいて必要とされている。しかし、法律相談においては、これは必ずしも一般的ではなく、むしろ法律問題とは直接関係しないこれらの情報を聞くことによって、弁護士が本来聞きたい法律問題から話が逸れてしまったり、相談者に不信感を抱かせてしまうことを弁護士は危惧していることがわかった。ここに法律職と福祉職の支援において重視する視点の違いが示されており、連携においては双方がこの違いを理解することが必要である。



図表 4-1 福祉的支援の必要性を判断するフローチャート

(求められる福祉的支援)

- ① 通常の弁護士による法律相談（福祉的支援は不要）
- ② 可能であればアセスメントし、利用している福祉サービスの妥当性を確認する。
- ③ アセスメントし、生活上の支援が必要な場合は必要な支援を手配・調整する。判断能力の程度に応じた意思決定支援を行う。将来的な支援ニーズを確認する。

- ④ アセスメントし、利用する福祉サービスの妥当性を確認する。判断能力の程度に応じた意思決定支援を行う。
- ⑤ アセスメントし、生活上で必要な支援を手配・調整する。必要に応じて成年後見制度の利用支援を行う。判断能力の程度に応じた意思決定支援を行う。
- ⑥ アセスメントし、利用する福祉サービスの妥当性を確認する。必要に応じて成年後見制度の利用支援を行う。判断能力の程度に応じた意思決定支援を行う。

フローチャートに従って確認していくと、まず、福祉的支援が必要な相談かどうかかわかり、次に、必要な場合は、具体的にどのような支援が必要であるかがわかる。

①の場合は、福祉的支援の必要がないので、弁護士は通常法律相談を行うことになる。

②に該当するのは類型3（福祉の必要性潜在型）である。福祉サービスの利用があるため、特に類型3-2（福祉機関との関わりがある場合）に該当する相談の可能性はある。よって、アセスメントの機会を設け、法律相談の背景に生活上の困難や課題がないかを確認し、困難や課題が判明した場合は、相談者が現在利用する福祉サービスがそれらの対応に足りているかを確認することが求められる。支援が足りない場合は、必要な支援を手配・調整する。

③も、②と同様に類型3（福祉の必要性潜在型）に該当するが、③の場合は、一見すると福祉的支援が必要ない通常法律相談に見えるものの、実は生活上の困難や課題が潜在している相談が含まれる。このような場合、福祉職が法律事務を担当し、法的支援の過程で福祉的なアセスメントができれば、潜在する福祉的支援ニーズに気づくことが可能になる。相談者の判断能力の低下も見られるため、相談や支援において丁寧な説明や意思決定支援が必要である。

④は類型1（福祉の必要性後出型）または類型3（福祉の必要性潜在型）に該当する。相談者の判断能力の低下が見られるので、相談や支援において丁寧な説明や意思決定支援が必要である。福祉サービスを利用しているなかで法律問題が発生しているため、利用する福祉サービスだけでは支援が不十分な可能性があり、そのような場合は、必要な支援の手配や調整が求められる。

⑤は類型2（福祉の必要性顕著型）に該当する。相談者は判断能力の低下が著しく、生活上で手厚い支援が必要である可能性が高いのに福祉サービスの利用がない。このため、アセスメントで判明した生活上の課題に対して緊急的な対応が必要な可能性がある。法律問題の解決においても、相談者の意思を確認・推定するために専門的支援が必要であったり、成年後見制度の利用が必要な可能性が高い。

⑥も類型2（福祉の必要性顕著型）に該当する。⑤と同様に相談者の判断能力の低下が著しいが、こちらはすでに福祉サービスの利用があるため、生活上の課題への対応は⑤ほどに緊急性は高くないであろう。しかし、相談者の現状と利用する福祉サービスがマッチしているかの確認や、法律問題の解決における丁寧な意思決定支援と成年後見制度利用の検討が必要である。

## 第2節 司法福祉実践モデルの仮説的提示

### 1. 研究概要

#### (1) 目的

福祉的支援が必要な法律相談を一般的な法律事務所で扱うには、弁護士と社会福祉士の事務員（以下、単に「福祉職」という）がいかに連携し、どのような支援を展開すべきか、その実効的なモデルを提示することが求められる。そこで本研究では、福祉的支援が必要な相談事例を対象に、弁護士と福祉職が直面した課題とそれに対する支援プロセスを詳細に分析する。この作業を通じ、法律事務所における司法福祉実践の可能性を探求することを目的とする。

#### (2) 研究方法

##### 1) 調査手法の選択

研究目的を達成するために最適な方法はどのようなものであるかを考え、当初はアクションリサーチ<sup>1)</sup>の手法による調査を試みた。アクションリサーチは、人の生活が基盤にある場所を舞台に、実践的な知識を生み出すことや社会に変化をもたらすことを主な目的とした研究手法である（筒井編 2010）。本研究は、研究者であり法律事務所での福祉的支援の実践者でもある筆者が、法的支援を担う弁護士と対等な立場で協働して、法律相談における司法と福祉の連携上の課題を共有し、課題解決の方法の検討やそれに伴う実践と見直しを行うというミューチュアルアプローチに基づくアクションリサーチが適切な方法であると考えた。ちなみにこの方法では、①計画（課題を発見・分析し、解決のための方策（支援）を計画する）、②実行（計画した解決策（支援）の実行）、③解決策実行の過程と結果の評価、の3段階を発展的（スパイラル的）に繰り返すことを研究プロセスとしている（JST 社会技術研究開発センター・秋山編 2015）。しかし、実際の法律事務所の法律相談において、このような3段階を発展的に繰り返しながら問題解決に取り組むことは、現実的に困難であった。さらにアクションリサーチの研究プロセスに沿って実際の法律相談で行った支援について分析すると、かえって事例の文脈や全体性の把握が困難になり、効果的な支援方法や支援において注目すべき視点を浮き上がらせることができないことに気づいた。

以上のことから、本研究の目的を達成するための最適な方法として、ソーシャルワーク実践評価の方法である事例研究を選択することにした。ロバート K. イン（Yin 1994）によると、事例研究が適した研究手法であるのは、「『どのように』あるいは『なぜ』という問題が提示されている場合、研究者が事象をほとんど制御できない場合、そして現実の文脈における現在の現象に焦点がある場合」である。法律事務所の法律相談の現場で起こっている事象は研究者が制御できるものではない。また、本研究では、法律事務所の法律相談の現場で「どのように」「なぜ」その事象が起こり、「どのように」「なぜ」支援するのかという現在の現象に焦点を当てている。よって、本研究の分析を、事例研究によって行うことは妥当と考える。

## 2) 事例研究の対象（研究フィールドと研究参加者）

研究対象（研究フィールド）は、筆者の勤務先である X 法律事務所である。X 法律事務所は第 3 章で紹介した通り、地域住民（個人）や団体（法人等）から、刑事・民事・家事などの分野にとらわれることなく幅広い法律相談を受けている、いわゆる「一般的な」法律事務所である。ここを研究対象とし、実際に実践を重ねながら司法福祉の考え方を意識することで、本研究が目的とする民事司法における司法福祉実践の可能性を探究することができると考えた。

本研究の参加者は X 法律事務所の所長弁護士と、X 法律事務所に実際に相談に来た人たちである。この弁護士に研究の趣旨と目的、方法について説明したところ、事務所にて共に研究を行うことについて同意が得られた。相談者については、法律相談のしかるべきタイミングで、弁護士が共同研究者として研究の趣旨と目的、その方法について説明し、研究協力の依頼をすることになった。

なお、筆者は本研究が行われた X 法律事務所に勤務しながら、共同研究者である弁護士とともに事例研究の対象となった法律相談において支援を実施し、弁護士と相談者へのインタビュー、データ収集、分析を行った。

## 3) 事例研究の方法と全体の流れ

具体的な司法福祉実践を考えるにあたり、始めに 4 つの類型の特徴を踏まえながら、法律事務所では弁護士と福祉職がどのように連携・協働すれば司法福祉が重視する規範的解決と実体的解決を意識した内容にできるかについて仮説を立てた。次に、X 法律事務所に実際に寄せられる法律相談において、仮説に基づきながら支援を行った。弁護士が研究対象となる法律相談（4 類型に相当する相談）を選定し、相談者の同意を得た上で仮説に基づいた支援を実際に行った。弁護士とともに行った支援の内容を振り返って検証し、相談者にも受けた支援や弁護士と福祉職の協働の支援を行ったことについていかなる感想を抱いたかについてヒアリングを行った。

研究期間は 2024 年 4 月から 2025 年 7 月である。

## 2. 分析方法

4 つの類型に相当する事例を 1 例ずつ提示し、支援のプロセス（①相談受付、②法律相談、③支援、④支援終結）ごとに、司法福祉が重視する課題の規範的解決と実体的解決・緩和の視点から支援内容の検討を行った。その際、「仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点」を確認するとともに、「仮説にはない、新たに見いだされた着目点」に注目し、該当するエピソードを抽出して記述し、仮説で示した支援内容の精緻化を試みた。

なお、分析の信頼性を担保するために、研究者間で議論を重ねるとともに、司法福祉学の専門家からデータの解釈などのスーパーバイズを受け、修正を繰り返した。

## (1) 司法福祉実践の具体的な支援内容についての仮説

具体的な行動仮説について、筆者が協同研究者である弁護士と話し合い、①相談受付、②法律相談、③支援、④支援終結、の4つのプロセスに分けて考えてみた。その内容は以下のとおりである。

### 1) 全体の流れ

#### ①相談受付

電話で受付～事務所での初回相談まで

- ・ 弁護士：福祉的支援の必要性を判断（フローチャートの確認）。福祉的支援が必要な場合、福祉職が支援を開始するタイミングを判断する。可能な限り、初回の相談の最初から福祉職が同席できる環境を作る。
- ・ 福祉職：初回の相談までに、弁護士から相談受付時に把握した相談内容の説明を受け、相談までに資料や情報の準備等必要な準備を行う。

#### ②法律相談

初回相談～支援方針の決定

- ・ 弁護士：初回の法律相談は、通常法律相談を行う。相談者の様子や反応を見ながら、しかるべきタイミングで福祉職が相談に同席することを説明し、許可を得る。相談の前半で、法律問題の特定と全体像の把握、法的解決の方向性を確認する。依頼を受けるか判断する。
- ・ 福祉職：相談に同席する場合、弁護士が法律相談をしている間（相談の前半）は相談者の様子や会話の流れから、相談者の理解力や置かれた状況、支援の必要性等についてアセスメントする。法律相談が一段落した後（相談の後半）、相談者と会話してより深いアセスメントを行う。本人の生活状況や支援状況、家族や支援者との関係、どのような解決や生活を望んでいるか等を聞き取る。
- ・ 弁護士と福祉職：相談者の判断能力の程度を評価する。必要に応じて、相談者が依頼について意思決定できるように支援する。

#### ③支援

- ・ 弁護士と福祉職：アセスメント結果の共有  
相談後、アセスメント結果や判断能力の評価を共有し、互いの認識を確認する。明らかとなった課題について、解決の優先順位を検討する。法律問題の実体的解決に向けた支援の方法について検討する。

- ・ 弁護士と福祉職：支援の実施

支援内容と支援方法を共有し、役割分担を行う。相談者の判断能力の程度に応じた問題解決のための意思決定支援を行う。

- ・ 福祉職：法律事務と福祉的支援

支援する家族がいる場合、福祉職が窓口となって信頼関係を築く。相談者が生活上の支援が必要な場合、新たな支援を調整する。地域の福祉関係者との連携が必要な場合、主となり調整する。

#### ④支援の終結

- ・ 弁護士：法律問題が解決

- ・ 福祉職：必要な支援の調整を完了。相談者はその家族や福祉関係者と今後の連携体制を確認する。

#### 【弁護士が後見人となった場合】

- ・ 弁護士と福祉職：支援開始のきっかけとなった法律問題が解決した後も後見人としての支援が続く。後見人である弁護士と、その補助者である福祉職が、連携しながら後見業務を行なっていく。

- ・ 福祉職：生活支援は福祉職が中心となって行う。法的支援が必要な場面が生じたら、弁護士による支援を調整する。福祉職の支援における責任の所在を明確にする。

#### 2) 類型ごとの注意点

上記の行動仮説に基づいて支援を行うにあたり、類型ごとの特徴に応じた注意点として、以下の内容を意識した。

##### ・ 類型 1（福祉の必要性後出型）の場合

想定されるのは認知症や知的・精神の障害等により判断能力が低下した、あるいは低下し始めた相談者に法律問題が生じて、利用する福祉サービスの関係者等の紹介で相談を受けるといった形である。特に気に止めるべきは、すでに関わりのある福祉がなぜ、相談者の問題解決に機能していないのかという点である。

法律相談においては、法律問題の特定とともに、問題が生じるに至った経緯などの問題の背景を理解し、法律問題の解決が、その背景に存在する生活上の困難や課題の解決を促進するような支援が求められる。相談者や同伴者がいかなる解決や支援を望んでいるのかについて意向を表明できるような意思決定支援が必要である。

これまでに気づいていなかった新たな福祉的支援ニーズが発見され、支援が必要、あるいは将来必要になる可能性がある場合、支援が得られる機関を紹介するとともに、法律事務所としてどのような支援が可能であるかを検討して伝える（選択肢の提示）。相談者の判断能力の程度に応じた問題解決への意思決定支援が必要であるため、判断能力の見極めが重要である。支援の提供においては、法律相談に併せ、必要な福祉的支援がなされることに同意を得ることが必要である。

#### ・類型2（福祉の必要性顕著型）の場合

類型2では、著しく判断能力が低下した相談者の権利擁護を最優先し、既存の福祉支援チームと連携した支援が求められる。想定されるのは、新たに選任された後見人として法律事務所が既存の支援チームに加わるという形である。法的支援の専門家として、本人の権利擁護を中心に据えながら、支援チームのメンバー（福祉関係者や家族）と信頼関係を築きながら支援を行っていくことが重要である。

今、相談者が受けている支援に問題がある場合、福祉職は使える制度や行政サービスを調べ、支援の調整を主導するとともに、後見人という本人の代理人の立場でどのような支援ができるか（調整できるか）を弁護士とともに検討する。

特に類型2-1（支援する家族がない場合）では、後見人として対応すべき業務の範囲について、弁護士と福祉職で認識を統一しておくことが重要である。

後見業務の場合は、福祉職が主となって支援を行うが、法的支援が必要な場面が生じたら、迅速に弁護士の支援を調整する。家族や福祉関係者と役割分担について話し合うことが必要である。

#### ・類型3（福祉の必要性潜在型）の場合

想定されるのは、相談者は、法律問題が生じていることはわかっているが、自分に福祉的支援が必要であることに気づいていない、あるいは気づいているが認めたくない、という場合である。そのような相談者に対して、福祉的支援ニーズが発見された場合、それを誰にどう伝えるかが重要である。福祉的支援の必要性を伝えることで、相談者や家族等の同伴者が潜在的に抱える不安などが表面化する可能性がある。本類型では、生活上の課題への対応が法律問題の解決の阻害にならないように配慮しながら支援を展開することが求められる。

紹介者からの相談依頼の場合は、相談受付時にフローチャートの確認ができないため、法律相談の場で福祉的支援が必要であるかどうかを確認することが求められる。相談受付時にフローチャートの質問に関連しそうな事項（相談者が高齢である等）がわかれば、福祉職が弁護士の補助者として事務員の立場で相談に関わり、法律事務をしながらアセスメントを行うことで、福祉的支援ニーズの早期発見が可能になる。

将来的な支援の必要性が想定される場合も含め、支援が得られる機関を紹介するとともに、法律事務所としてどのような支援ができるかについて検討し選択肢を提示することが必要である。

#### ・類型4（専門知見協働型）の場合

想定されるのは福祉サービス事業を行う法人等からの、事業上で発生した法律問題、例えば利用者がケガをした等、福祉の現場に深く関わる相談を受ける形である。福祉職には、弁護士が利用者の心身の状況や福祉サービスの内容等の福祉の現場の実情を理解した上で適切な問題解決策を提示できるよう支援する役割が求められる。

本類型は法人からの相談であるため、フローチャートの確認対象外である。そのため、福祉職の支援が必要であるかどうか、必要な場合の支援のタイミングや方法（相談に同席して相談全体に関与するか、一部分への助言や情報提供か）は弁護士の判断に委ねられる。法律問題が発生した福祉現場の理解を助けるために福祉職による助言や支援が必要とされる場合が想定され、弁護士の求めに応じて福祉職は助言や情報提供を行うことになるが、必要に応じて、福祉職が相談者から直接聞き取りをする場合もある。

法律問題の解決が、その後の法人の事業をより良いものとするような、福祉現場の業務改善につながるような解決の方法を検討し、提案することが求められる。

### 3. データの収集

本事例研究の対象とした4事例の基礎情報をまとめたものが図表4-2である。

分析に用いたデータは次の3種類である。①筆者が日々、弁護士とともに支援を行った相談の内容や行った支援の内容についての記録である。そこには相談者の発言や様子、相談に関係する家族や支援者等の発言や様子が含まれている。②筆者と弁護士による意見交換の記録である。その他、筆者と弁護士は互いの気づきやアセスメント結果、及び支援の方法や内容について随時、意見交換を行っており、それらの記録である。③相談者の感想である。また、筆者は支援終了の際、行った支援について相談者に感想を聞いている。その記録もデータとして分析に用いた。

図表 4-2 事例研究の対象 4 事例の基礎情報

事例 番号	相談者			主な登場人物	事例の概要（該当類型）
	表記	性別	年齢		
1	A	女	74	息子（55） T（社協職員）	<b>類型 1「福祉の必要性後出型」</b> 相談者は知的障害のある子どもの成年後見人に就任している母親 A である。認知症を発症し、友人に連れられて後見人の交代について相談にきた。支援過程で、A が生活困窮により地域福祉の支援を受けていることが判明し、地域福祉と連携した世帯支援が必要になった事例
2	B	女	87	市の職員 次女（56） 次女らの代理人弁護士	<b>類型 2「福祉の必要性顕著型」</b> 弁護士が虐待された高齢女性 B の後見人に選任されて支援が始まった事例
3	C	女	51	亡叔父（死亡時 96） 妹（48） 母（82）	<b>類型 3「福祉の必要性潜在型」</b> 弁護士が補助人に選任されていた高齢男性が亡くなった。補助人には男性の姪の C も選任されており、複数補助人で補助業務を行っていた。C から高齢男性の遺言執行手続きについて相談があり、C の依頼を受けて、遺言執行代理業務（法的支援）を開始したところ、法的支援の過程で C と C の家族に生活上の課題があることがわかり、福祉的支援が必要になった事例
4	団体			D（70 代） （互助会運営委員会の代表者）	<b>類型 4「専門知見協働型」</b> 相談者は、障害者施設の入所者（自閉症のある人）で作る互助会である。入所者の高齢化に伴い、互助会の実質運営者である保護者も高齢となり、会活動が続ける上で様々な問題が出てきた。今後の会活動や互助会が管理する多額の会費収入の管理方法について相談にきた事例

### 第 3 節 事例分析を通じた実践モデルの精緻化

#### 1. 事例 1

法律問題の解決過程で福祉的支援ニーズが顕在化する「福祉の必要性後出型」（類型 1）に相当するケース

##### （1）事例の概要

相談者は知的障害のある子どもの成年後見人に就任している。認知症を発症したことに周囲が気づき、後見人の交代について相談にきたが、支援を開始した後に、相談者が生活困窮により地域福祉の支援を受けていることが判明したため、地域の福祉職と連携した世帯支援が必要になった。

### 1) 相談受付

弁護士の知人から電話があった。子どもが入所する障害者支援施設にて、母親の一人が認知症になったようなので、後見人の交代について相談にのってもらえないかという内容だった。

### 2) 法律相談

後日、知人を含む母親仲間（4名）とケアマネジャーに付き添われてA（70代）が相談にきた。自分も年をとったので長くは後見人ができないというのが主な内容だった。弁護士は、Aに新しい後見人を追加選任してもらい複数で後見業務を行うことを提案した。また、Aに万が一のことがあった場合への備えとして、遺言や民事信託等の準備が必要であることを説明した。福祉職は新しい後見人として弁護士や社会福祉士などの専門職や、知的障害者専門の法人後見センターなどがあること、これらに後見人としての立場は引き継ぎ、実際の支援を一緒に行っていくのがいいのではないかと提案した。

Aからは後見人交代手続きを進めることについて、承諾の意向が示された。弁護士はAが持参した息子の通帳を確認し、福祉職はその間にAの生活状況について聞き取りを行った。

### 3) 支援

#### ・アセスメント結果の共有

相談後、弁護士と福祉職は互いの認識を共有し、支援方針について話し合った。この時点では、Aの判断能力の程度は、法律問題を自力で解決するには不十分であるが、日常生活に必要な判断能力は維持しており、生活の一部で支援が必要であると評価した。そして、必要な支援を受けていないことがAの抱える生活上の課題だと判断した。

法律問題の全体像としては後見人の交代であり、家庭裁判所に問い合わせる情報収集する必要があることを確認した。福祉職からは、将来的にはAに介護等福祉サービスや後見制度の利用も必要になる可能性が高く、弁護士が息子の新しい後見人になる場合、Aの支援を法律事務所としてどこまで行うかについて検討する必要があることを指摘した。

家庭裁判所や地域包括支援センターへ聞き取りを行ったところ、Aがすでに福祉機関（社会福祉協議会や地域包括支援センター）から支援を受けていることが判明したため、法律事務所としては、Aからの依頼である息子の後見人交代の手続きについて、Aの支援者と連携して進めていくことを確認した。

#### ・支援の実施

##### ① 福祉関係者との連携

Aは年金生活者だが、金銭管理ができず困窮し、独居生活が困難になっていた。福祉職から社会福祉協議会のTに電話し、担当者会議の開催を依頼した。会議にはT、

地域包括支援センター、ケアマネジャー、弁護士及び福祉職が参加し、A の生活状況や支援状況について情報交換した。そして以下の事柄が判明した。

- ・ 5年前にAの亡夫が要介護状態となり、地域包括が支援を開始した。夫が亡くなった後はAの支援を続けている。AはIQが低く、発達障害の気がある。貸付や食糧支援をしている。いよいよ生活がままならなくなり、重層的支援へと繋いだ。最近も階段から落ちて前歯を折ったようだ。介護認定結果は要支援2であった。
- ・ お金がなく、息子の年金も使い込んでいる可能性があるが、息子の年金は施設へのタクシー代や医療費、息子のお菓子代に使っていると言っている。
- ・ 重層的支援は3ヶ月前から開始した。Aは息子を大切に思っている。福祉の支援を受けていることは友人には話したがらない。社協としては、どういうふうに支援を進めていけばいいか悩んでいる。
- ・ ケアマネジャーのところには、年金日から1か月くらい経つと頻繁に電話がかかってきて、お金を貸してほしいと言われる。生活は概ね自立しており、日常会話も成立し、金銭管理ができないことを除けば問題があるとは感じない。

話し合いの結果、Aの支援は社協が主体となり、息子の支援は法律事務所が主体となり、互いに密に連携しながら並行して支援を行なっていくことになった。

## ② Aへの法的支援（法律扶助と出張法律相談）

社協がAの生活支援及び後見等開始申立準備を、法律事務所が息子の後見人辞任・選任申立準備を、福祉職が連絡窓口となり連携して進めた。法テラスの法律扶助（出張法律相談）を利用しながら、息子の後見人辞任・選任申立について、弁護士から手続きの概略を説明し、福祉職が具体的な書類の内容や署名の方法を説明した。弁護士が息子の通帳を預かってよいか尋ねたがAは拒否した。Aが今後の息子の衣服の購入について質問し、弁護士は後見人による財産管理について説明した。弁護士が息子の新たな後見人に選任された。福祉職は息子の入所施設の寮長に電話してこれを伝えるとともに、息子の生活状況や利用料支払状況を確認し、今後の連絡窓口を福祉職が担当することを伝えた。

後日、福祉職がTとともにAを訪問し、弁護士が新しい後見人に選任されたことを報告した。Aは息子への想いを語り、購入した息子の衣服を福祉職に渡した。福祉職から息子の通帳を預かることを伝えると、Aは最初は拒否の姿勢を見せたが最終的に通帳を渡した。

福祉職の説明が終わると、Aの保佐開始申立準備が始まった。保佐人候補者となる法人後見センターがAの意思確認のために自宅に来たので、その面談に福祉職も同席した。Aは緊張して落ち着かない様子で、福祉職に「あなたにやってほしい」と言った。Tが法人後見センターについて説明した。Aは養護老人ホームへの入所を希望していると述べ、法人後見センターは、支援のために必要な代理権について説明した。Tに促され、Aは渋々と自分の通帳を見せたが、お金の管理に強い拒否を示した。

面談後、Aは福祉職に対して「(息子の)通帳は返しに来てね、終わったら返して」と繰り返し訴え、福祉職は「終わったら返します」と伝えて訪問を終えた。

### ③ Aからの電話への対応

Aから法律事務所に息子の通帳を返してほしいとの電話が連日入るようになり、可能な限り福祉職が対応した。様々な理由を付けて、通帳を返してほしいと訴えるAに対して、福祉職は、裁判所の決定なので通帳は後見人弁護士がお預かりする、まだ手続きが終わっていないので返すことはできない等と返答した。福祉職の説明に納得して電話を切っても、翌日には再び通帳の返却を求める電話が入った。息子の入所施設にも状況を報告したところ、施設にもAが通帳を弁護士に持っていかれたと連絡していたことがわかった。

### ④ 後見業務とAへの支援

Tからは、Aの認知症が進行しており、警察に窃盗を訴えて保護された（おそらく息子の通帳のこと）との報告があった。Aが何度も施設に電話をして通帳を返してほしいと訴えており、施設が困っているので対応してほしいと言われた。福祉職から寮長に電話したところ、Aの対応に限界がきて困っているとのことだった。

Aの保佐人に法人後見センターが選任された。Aは「自分の後見人を弁護士にやってもらいたい」「弁護士に会いたい」と繰り返し述べた。

Tから、施設が通帳について今後どのように対応したらいいか指示がほしいと言っているとの相談を受けたので、施設で預かっていた通帳は後見人に戻したので、もう施設では何も預かっていないとの対応をしていただくようお願いした。

## 4) 支援終結

相談から半年がすぎ、Tより、Aの養護老人ホームへの入所が決まり引っ越し予定との連絡があった。今後は法人後見センターが主体となってAの支援を行うことになる。法人後見センターからは、Aの保佐人に選任された旨の報告があった。

息子の新たな後見人が決まり、財産管理が正常化したこと、Aの保佐人が選任され、継続的な生活支援の環境が整ったこと、Aの保佐人との連携体制が整えられたことによって、Aへの支援は終結となった。今後、法律事務所では息子の後見人として、弁護士と福祉職が連携して支援を行っていく。

## (2) 司法福祉の視点に基づく事例内容の分析

本事例の特徴は、法律相談において、相談者が抱える深刻な生活上の困難や課題に対する気づきがなされず、支援の過程で、相談者がすでに手厚い福祉の支援を受けていることが判明したことである。これは、すでに支援を行っていた福祉の側も、相談者が抱える法律問題について、積極的な対応ができていなかったことを意味する。加えて、相談者は弁護士や法的支援に対して強い警戒心を示しており、さらに認知症の進行による精神的混乱

も重なっていたため、相談者の理解と納得を得ながら法的対応を進めることには大きな困難が伴った。

このような状況において、相談者が自らの問題を認識し、主体的な問題解決へと向かうためには、相談者の生活状況や感情面に配慮しつつ、丁寧な説明による理解の促進と法的支援に対する不信感の払拭が不可欠である。すなわち、司法（法律事務所）と福祉（地域の福祉機関）がそれぞれ独立して支援を行うのではなく、司法側において福祉的視点で弁護士による法的解決を補助しつつ、法律問題の背景にある相談者の生活状況や心情をアセスメントし、その内容を踏まえた問題解決が実施できれば、問題の実体的解決・緩和が可能になるであろう。

さらに本事例は、福祉機関においても困難ケースとして位置づけられており、支援担当者が支援に関する悩みや困難を抱えていたことも注目すべき点である。これらに対して法的視点からの助言や支援ができれば、福祉的支援の充実のみならず、相談者の生活の質の向上に資する課題解決につながる可能性が高いと考えられる。

### （３）分析結果に基づく支援仮説の精緻化

「福祉の必要性後出型」の場合、相談者が法律問題を自覚していても自らの抱える生活上の課題を率直に語るとは限らず、福祉的支援ニーズがすぐに表面化しない場合がある。福祉的支援の必要性に早期に気づくためには、フローチャートの質問3を相談の初期の段階で可能な限り確認することが重要である。

#### 1) 仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点

仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点に関連するエピソードは図表4-3の通りである。以下、検討を要する点の後に（ ）でエピソード番号を示す。

#### （法律相談の段階）

##### ・弁護士：相談者から福祉職が相談に同席することへの許可を得る（a-1）

本相談では、相談の冒頭で、弁護士から相談者に対して福祉職の紹介と同席についての説明が行われた。しかしAらは、法律相談に来たのになぜ福祉職が同席するのかについて、その理由がよくわかっていない様子が見られた。福祉職が初回の相談から同席する場合、多くの相談者はこのような反応を示す。福祉職は、それを実感しながら、例えば相談のなかで相談者に基本属性について質問をしたり、相談者がうまく説明できない部分を補足したり、相談者の語りに共感を示すなどの支援を行う。そうすると次第に、相談者が福祉職の存在を認め、福祉職に視線を向けるようになり、福祉職に向かって語るなどの態度の変化が現れてくる。相談の終わりには、「話しやすかった」「親身に聞いてくれた」などの感想を伝えられることもある。

法律相談に福祉職が同席する場合、弁護士から福祉職を紹介し、弁護士とともに相談者の問題解決を支援する者であり、福祉職の同席が相談者にとって利益になることを明確に説明し、相談者の理解を得ることが重要である。そして、相談の場で、実際

に福祉職の存在が法律相談の解決にプラスの影響をもたらすことを相談者に実感してもらうことができれば、効果的なアセスメントができ、その結果、法律問題の実体的解決に近づくことが想定される。

#### ・福祉職：相談者の理解や納得を確認（a-2）

相談者は複数の解決方法を提示され、将来必要になる手続きについて説明を受けた。しかし、判断能力が低下しているAは「わからない」と意思表示するのではなく、わかっていないような様子を見せる、あるいは説明の一部を切り取って不安を募らせる等の様子を見せた。もし相談者がこのような状況に陥っていることを確認したら、相談に同席する福祉職は、相談者の判断能力の程度に応じた意思決定支援を行い、相談者が主体的に問題解決に向かえるような支援が必要である。本相談では、初回の法律相談で事案の全体像を把握し、調査等準備をした上で、再度、相談者の意向を確認するための相談を行った。相談者の状態や相談の環境によっては、一度の相談ですべてを聞き出して支援方法を決めるのではなく、時間や環境を変えて相談を重ねる必要がある。

#### （支援の段階）

本相談は、法律問題の解決（息子への支援）よりも生活問題の解決（相談者の生活への支援）の緊急性が高いことがわかったため、地域の福祉関係者との密な連携が必要になり、福祉職の役割が大きくなった。弁護士と福祉職で緊急性（問題解決の優先順位）についての認識が一致していることで、相談者にとって適切なタイミングで必要な支援が行うことが可能になる。

#### ・弁護士と福祉職：アセスメント結果に基づいた支援方針の設定と解決の優先順位の検討（a-3）

相談者が深刻な生活課題を抱え、複数の福祉関係者が支援を行っているような場合、支援をするなかで次々と新たな事実が判明したり、新たな状況が発生したりするため、それらに応じて臨機応変に支援方針や問題解決の優先順位を修正する必要がある。関係者との連絡窓口を担う福祉職は、弁護士に報告・相談すべき内容を判断し、迅速に弁護士と連携することが求められる。

本相談では、支援開始時は、弁護士と福祉職は、通常法律相談と同様に、本人の意思に基づき問題解決を支援することを確認していたが、その後新たな事実が判明する中で、まずは支援者である福祉関係者の話を聞いて相談者が置かれた状況を詳しく確認する必要があると判断し、支援者だけの会議を開き、そこで支援方針の合意をした。法的支援は弁護士と相談者の一対一の関係性の中で行われるものであるが、福祉的支援の場合は、生活課題が複合的であればあるほど、関与する支援者の数も増え、各支援者による本人の認知機能や生活状況の評価を確認して連動した支援を行うため、本人が不在の場での支援者間の意見交換が必要な場面がある。これにより、本相

談では、相談者から息子への経済的虐待の可能性という新たな法律問題も確認され、生活問題と法律問題が複雑に絡み合う状況と、福祉と司法の連携による支援の必要性がより強く認識できたと言える。

・**弁護士と福祉職：多角的な視点で相談者の特性や判断能力の見極め (a-4)**

弁護士は、支援開始当初、相談者の認知機能や判断能力の程度の評価に困難を感じていた。認知症や障害の種類や程度によっては、会話自体は矛盾なく成立し、問題解決能力があると判断できてしまうこともある。多角的な視点から相談者の様子や会話の流れを確認し、他の支援者の意見も聞きながら総合的に判断能力の程度を評価することが重要である。本相談では、相談者の認知機能障害が進行過程にあったため、支援の途中で判断能力の評価を適宜見直す必要があった。弁護士と福祉職という異なる視点で判断能力を評価し、地域の福祉関係者とも密に連携することで、相談者の認知機能の変化とそれに伴う判断能力の変化を確認でき、それによって支援方法の見直しを迅速に行うことができた。また、本人の判断能力に応じた説明を工夫することで、相談者の安心感や納得を引き出すことができ、それが支援の受け入れにつながることも明らかになったので、支援において、相談者の認知機能や判断能力の程度を適切に見極めることが重要である。

・**福祉職：地域の福祉関係者との連携における法的手続に関する助言 (a-5, a-6)**

相談者が複雑で深刻な生活課題を持ち、生活全般に手厚い支援が必要な事例では、法律事務所が単体で支援を行うのは困難であり、地域の福祉関係者との連携が必要である。本相談は、福祉職が法律事務所の連携窓口となったことで、連携する福祉関係者が悩みや迷いを相談しやすい環境が作り出されたと言える。本相談でも、福祉関係者からたびたび法的手続きに関する相談が福祉職に寄せられており、法律事務所が法律問題の解決（息子への支援の充実）と福祉関係者への支援を行うことで、福祉関係者は安心して複合的な課題を抱える相談者（母親）への支援を行うことができ、それが世帯の抱える問題の総合的解決へとつながった。法律事務所の福祉職は、特に法的手続きに関連する場面で、支援者の支援を行える力が求められている。また、本相談のように、相談者に問題行動があったり、法律問題と生活問題が複雑に絡まり合っているような状況では、支援の過程で生じうるリスク（相談者等への金銭的損害、生命の危機、支援者の安全が守られない等）を想定し、万が一の場合に迅速に対応できるように関係者全員がリスクや対応方法を統一的に情報共有して連携できる環境を整備しておく必要がある。

・**福祉職：福祉職と事務員の立場の使い分け (a-7)**

本相談では、対応相手が裁判所や銀行である場合、福祉職は事務員の立場で業務を行っている。法律事務所の福祉職はまだ一般に認知されている存在ではないため、福祉職と単なる事務員の立場を使い分けることで、説明に要する手間を省くとともに、

弁護士の補助者という立場を活用することで円滑な業務進行を図っていた。これは、福祉職が事務員として雇用されているからできる立場の使い分けである。

#### **(支援終結の段階)**

##### **・弁護士と福祉職：相談者の家族の後見人として関わりが継続 (a-8)**

本相談における法律問題は、相談者が息子の後見業務を適切に行えず、経済的虐待が生じていることであった。この解決においては、経済的虐待を問題化したり、後見業務を母親である相談者から完全に切り離すのではなく、それらが生じる原因となった、認知機能の低下により金銭管理が困難になったという相談者の生活上の課題に対して必要な支援を行い、それらの支援者と連携しながら、法律事務所が息子の支援を行うことで、相談者が自らの生活に安心を感じ、息子が信頼できる人から適切な支援を受けて幸せに生活し続けられると信じられる形で法律問題の解決を図ることができた。今後は、福祉職が息子の後見業務を主体的に行なっていくことになるが、福祉職は、自らの支援状況を弁護士に報告し、法的支援が必要な場面を見極めて迅速に支援を求めることで支援上の責任を弁護士と分担し、安心して支援業務を行なっていくことができる。

図表 4-3 a. 仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点

支援プロセス	番号	エピソード
法律相談	1	今回、電話での情報から認知症の疑いが確認できたため、福祉職が最初から同席することになった。弁護士から A や同伴者らに対して「社会福祉士の事務職員がおり、成年後見業務などをサポートしてもらっている。事務職員自身も後見人を受任している。今日は同席してもらい一緒に話を聞く」と説明した。相談者らは「はあ」と何と言ったらよいかわからない様子を示した。
	2	A は弁護士や福祉職の提案によくわからないという反応を示した。弁護士の説明（息子が亡くなったら相続人がいなくなるので、息子の財産は国に行く）の一部（息子の財産は国に行く）を切り取って不安を募らせた。
支援	3	弁護士は、社協が母と息子の支援を一体でできるのであればすべてお願いしたほうがよいと考えるが、一方で、母による息子への経済的虐待があった場合は、弁護士による関与が必要だと述べた。この意見を踏まえ、法律事務所が息子の後見人受任とそれに関わる申立手続きを行い、A への支援は地域福祉（社協）に委ねるとの方向性を確認し、福祉職から T に担当者会議の開催を依頼した。
	4	弁護士から後見人による財産管理について説明するが、A はよく理解できていない様子であった。A の判断能力について、弁護士は認知症ではないと感じたが、福祉職は、表面的には話を合わせて会話は続くが、会話の内容を理解している確信は得られなかったこと、同じ質問を繰り返し、答えをすぐに忘れることも確認できたので、認知機能の低下があることを指摘した。
	5	T から A の後見等開始申立手続きについて相談を受けた。診断書に書かれた類型と実際に必要な類型が違うこと、適切な候補者、後見報酬の支払についての相談であり、福祉職から、診断書ではわからない生活上の課題や現実に必要な支援を申立書に丁寧に記載する必要性や成年後見制度利用支援事業の利用について助言した。
	6	福祉職と T と法人後見センターは、息子の通帳の返却を求めて混乱が生じる可能性を共有した。法人後見センターは A が財産管理の代理権を拒否していることを心配していたため、福祉職は、A の滞納などの金銭管理上の問題を申立書で丁寧に説明して裁判所に状況を理解してもらう必要があることを説明した。
	7	福祉職が事務職員として法テラスに弁護士の出張法律相談を申し込み、承認を得た。その他、福祉職が事務職員として銀行に状況を伝えた。
支援終結	8	相談者の抱える法律問題が解決し、生活問題への支援が調整されたことで本相談の支援は終結となるが、今後は、相談者の息子の後見人という立場で、福祉職が中心となり、息子への支援及び息子の家族としての相談者との関わりが続くことになった。

## 2) 新たに見いだされた着目点

仮説に基づいた支援において、新たに見いだされた着目点に関連するエピソードは図表 4-4 の通りである。以下、新たに見いだされた着目点の後に（ ）でエピソード番号を示す。

### (相談の段階)

#### ・弁護士と福祉職：相談者の尊厳尊重の視点 (b-1)

第三者が相談に同席する場合、客観的な意見が聞けるというメリットがある一方で、意図せず相談者を傷つけていたり、相談者が話したくない情報まで語ってしまったりする恐れがあることが明らかとなった。このように、相談者が第三者の発言によって

尊厳を傷つけられたと感じている様子を示したら、相談者本人にこれらの話を続けることについて意思を確認するなど、本人のプライバシーを保護するという明確な姿勢を示すことが重要である。そうすることで、相談者は法律相談や法的支援に対して安心や信頼を感じ、それが信頼関係の構築やその後の支援の円滑な受け入れにつながることを示された。ただし、第三者の発言が、本人や周囲の人の権利擁護や法律問題の解決において知っておくべき情報である場合は、相談者のプライバシーが守られる環境において、改めて相談者から話を聞くことが必要である。そのうえで問題の本質的な部分を理解するために、相談者自身が本音や希望を話しやすい環境で再度相談を実施することが必要である。

・ **弁護士と福祉職：弁護士と福祉職が把握しようとする情報の違いへの理解 (b-2)**

弁護士は相談者の氏名や年齢等の基本属性を確認しないままに法律相談を続けた。法律相談は1回の相談で支援が終わることも多いため、支援の継続（依頼の受諾）が決まるまで基本属性等の詳細な個人情報の確認は省略し、法律問題のみに焦点を当てた相談が展開される場合がある。もし福祉的支援が必要な相談であれば、相談者の基本的な生活状況をイメージできるような基本属性（年齢、障害や病気の有無、福祉サービスの利用、家族の有無等）が、福祉的支援ニーズを把握する上で重要な情報であることをあらかじめ弁護士と確認しあい、相談の初期の段階でこれらの情報を確認する。

**(支援の段階)**

・ **福祉職：地域の福祉関係者が感じる法律相談への敷居の高さ (b-3)**

相談者は当初、支援を受けている社協から、弁護士に自分のことを相談しないように言われていた。生活が困窮する相談者の弁護士費用の負担を心配しての発言だと思われるが、福祉関係者の弁護士費用を心配する一連の発言からは、地域の福祉関係者が法律事務所への相談について、特に金銭面から敷居の高さを感じていることが示された。これが、福祉側が積極的に法律問題への対応ができていなかった理由のひとつであったと考えられる。

福祉関係者がこのような心配を抱くことで、本来であれば迅速に法的支援につなげるべき利用者が、適切なタイミングで支援を受けられず被害が拡大する等の恐れが生じてしまう。法律事務所に対する敷居の高さがこのような状況を引き起こす可能性があることを重く受け止め、法律事務所の弁護士や福祉職は、法律扶助制度等、金銭的余裕のない人の法律相談へのアクセスについて、積極的に地域に示していかなければならない。

・ **弁護士と福祉職：地域の福祉関係者の支援方針を尊重 (b-4, b-5, b-6)**

法律問題を抱える相談者が生活全般に支援を必要とするような事例では、生活支援の主体を地域の福祉機関に委ね、この部分については彼らの支援方針を尊重し、法律

事務所は、福祉関係者から支援の要請があった場合に後方支援をすることで相談者の生活支援に参加することができる。

本相談では、法律事務所が生活支援に参加する場合、福祉関係者が法律事務所に遠慮して支援方針を決められない様子が見られた。弁護士は、このような状況に慣れているため、あらかじめ初期の段階で、弁護士の視点から支援の選択肢を示しつつも、生活に深く関わる支援については、地域福祉の主体性に委ねるとの考えを明確に示した。本相談では、相談者の生活上の支援は福祉関係者が主導したが、法的な側面や制度の狭間で問題が生じた際には、法律事務所が積極的に解決の方法を示した。この積極的な介入が支援者間の役割の明確化と信頼関係の構築を促進し、より円滑な連携につながった。このような支援も、法律事務所の福祉職の重要な役割である。

・福祉職：相談者の安心感が支援の受け入れにつながる (b-7, b-8)

本相談では、相談者は、法的支援を受けることに不安を感じて同じ質問を何度も繰り返す様子を見せていた。福祉職がこれらの不安に向き合い繰り返し説明することで相談者が安心を感じ、支援を受け入れるようになった様子が確認できた。度重なる相談者からの電話に対応することや、まめに相談者を訪問して心情に耳を傾けることは、多忙な弁護士には困難である。法的支援の場で、これらの対応に時間をかけられる存在（事務員や福祉職）がいることで、相談者との信頼関係が深まり、相談者の意向を反映した問題の解決・緩和が可能になる。

法的支援については、弁護士が、責任をもって問題解決を引き受ける、任せてほしいという言葉を用いながら説明を行い、相談者が決める、相談者から同意を得るという意思決定の場面では、福祉職が分かりやすい言葉で丁寧に説明し、相談者が自らの意向を表明できるように支援を行うことで、相談者の安心感を醸成し、それが支援の受け入れにつながっていた。福祉職は、相談者を励ましたり安心させたりする役割を担うことで、相談者との信頼関係が深まり、この結果、相談者がもっとも気に掛ける息子の支援を弁護士に安心して引き継げると感じてもらえることができ、問題の実体的解決・緩和が図られたといえる。

(支援終結の段階)

・福祉職：心理的サポート (b-9, b-10, b-11)

本相談の支援終結場面では、相談者から福祉職に対して、認知症の進行やこれからの生活に対する不安な気持ちが語られた。これに福祉職が丁寧に対応したことで相談者は将来に向けて前向きな気持ちになることができた。法律問題が解決した後も、相談者の生活は続いていく。支援終結の場面では、相談者が気持ちを整理し、その後の生活に前向きな気持ちで向き合えるような心理的サポートが必要である。問題の実体的解決・緩和においては、心理的サポートが重要な要素であることがわかった。

・弁護士と福祉職：法的支援への安心感の醸成 (b-12, b-13, b-14)

支援最終場面で、相談者が受けた支援を振り返り、それが今後の人生に資するものであったと感じることができれば、法的支援への満足が高まるとともに、これからも問題が生じた時には支援を受けられるという安心感を醸成することができる。今後も必要な時にはいつでも法的支援を受けられるということを相談者が実感できるような働きかけが必要である。このような法的支援への安心感を醸成することが最終の場面で求められている。

図表 4-4 b. 新たに見いだされた着目点

支援プロセス	番号	エピソード
法律相談	1	付添いのケアマネジャーが「短期記憶障害になった、薬をのんでいるんだよね」というと、A は嫌そうな表情を見せた。ケアマネジャーに言われ、A は渋々と「認知症の始まりで病院にかかっている」と恥ずかしそうに話した。自分の物忘れの話になると A は恥ずかしそうにする。
	2	弁護士は、名前や年齢などの基本属性を聞かずに相談を開始する。
支援	3	(社協が) 弁護士への依頼に費用がかかることを心配していたので、福祉職は、息子の後見人交代手続は、裁判所も事情を知っており緊急性は高くはないこと、手続自体は簡易であり法テラスを利用しながら弁護士費用はほぼ発生せずに申立支援が行えることを伝えた。
	4	(T から)「通帳は施設で管理しているが、裁判所から母親に渡してはダメとされているので渡せない」と対応することを施設と決めて対応してもらっている、事後報告で申し訳ないとの連絡が福祉職にあった。福祉職からは、A が納得しやすい説明で統一することでよいと伝えた。
	5	T より電話があり、A が何度も施設に電話をして通帳を返してほしいと訴えており、施設が困っているのに対応してほしいと言われ、福祉職から寮長に電話した。施設も A の対応に限界がきて困っているとのことなので、今後は、通帳は後見人の許可がないと渡せないから後見人に直接電話をするよう A に伝えることをお願いした。
	6	(T から福祉職に) 施設から今日も A がきたと報告を受けた。通帳について今後どのように対応したらいいか指示がほしいと言われたがどうしたらいいか、と聞かれ、施設で預かっていた通帳は後見人に戻したので、もう施設では何も預かっていないとの対応をしていただくようお願いした。
	7	息子の通帳を預かることを伝えると、A は最初は拒否の姿勢を見せた。T が諭すように説明し、福祉職が受領書を作成し、そこに「衣服・下着、靴などを購入するときは、弁護士に連絡をしてお金をもらう。施設面会時のタクシー代も、必ずレシートを保管し、お金と引き換えに弁護士に渡す」と記入して A に渡した。T がそれを壁に貼った。A は福祉職に対して信頼を示し始めた。「息子のことが頼めて安心した、自分の後見人や管理もあなたにやってもらいたい」「弁護士は男性だし、ぼんやりしていたけど、あなたはシャキシャキしていて好き、そういう人がいい」等と言った。息子の衣服の購入は、息子の好みもあるので自分がこれからもやりたい、との意思が示され、福祉職は賛成した。
	8	A は、帰りががる息子を連れて来られなかった、かわいそうと涙を流した。息子の通帳の管理について弁護士から説明し、福祉職は慰めの言葉や生活について話をした。

図表 4-4 b. 新たに見いだされた着目点（続き）

支援終結	9	福祉職が A の自宅を訪問したところ、A はパジャマのまま布団に座っていた。「認知症の始まりらしい、頭がおかしくなった、大丈夫かな」と涙を流された。近くのスーパーに財布を持たずに行き、カゴに入れた品物をそのまま持ち帰ろうとして店員に声をかけられたらしい。顔馴染みのスーパーだったので大丈夫だったが、こんなこと初めてだったと塞ぎ込む A に対し、福祉職は「仕方がない、年をとると誰でもそうなるし、早いか遅いかの問題だ」と言葉をかけた。
	10	A は「養老院に入るようになった。入った方がいいかな？」といい、福祉職から「一人で住んでおられると私も心配だし、A さん自身も不安に思うことがあるだろうから、近くに相談できる人が居る方がいいと思う。その意味で、施設は安心だと思う」と伝えた。
	11	前半は不安な様子を見せて息子や自分の将来への不安を述べて「どうしたらいいか」と繰り返し尋ねたが、繰り返すうちに次第に落ち着いて元気が出てきた。福祉職が言った言葉を「こうだから」と自分の言葉に置き換えて自分に言い聞かせるように話していた。
	12	A は「息子のことが心配だが、先生とあなたにお願いしたから安心だ。今は、通帳を施設に預けているが、あなたに管理してもらいたい。少ない年金だが、施設のお金を払って、息子のために使ってほしい」と述べた。福祉職から、「通帳のことは安心してほしい、責任を持って管理し、息子さんのために使う。19日に息子さんに会いに行った、ご挨拶をしたら、頭を下げて挨拶をしてくれた、昼食時間の前だったので、早く食事を食べたい様子を見せていた、お母さんを探すそぶりを見せていた」と伝えた。A はうれしそうにした後、涙を流された。
	13	今回の支援について「弁護士と私で支援を行なってきましたがどうでしたか。弁護士と私で何か違いはありましたか」と尋ねたところ、A は「先生にはこれまでお世話になったけど、これからはあなたにお世話になりたい。先生には特に話すことはない、あなたに直接電話をすればいいから、遠回りになるだけだから。先生の話はよくわからない。でも、先生にはお世話になった、息子の後見人になってくれた。困っていると言ったら、僕の名前を書けばいいと言ってくれた」と述べた。
	14	弁護士とともに息子の面会に行き、寮長や保護者の方々に挨拶したことを伝えたところ「先生も行ってくれたの？」と驚いた様子を見せた。そして、福祉職に対して「私はあなたのことが好きだ、しっかりしている。あなたに息子のことを頼みたい」と言った。福祉職からは A に対して、息子が安心して施設での生活が続けられるよう、A が老人ホームに入所した後も責任を持って支援を行っていくことを伝え、面会を終えた。

## 2. 事例 2

相談当初から福祉的支援ニーズが明確に認識される「福祉の必要性顕著型」（類型 2）に相当するケース

### （1）事例の概要

弁護士が、娘から虐待された高齢女性の後見人に選任されて、後見業務として支援を開始した。

## 1) 相談受付

弁護士会から、首長による後見開始審判申立ての後見人候補者として X 法律事務所の弁護士を推薦したいとの依頼を受けた。依頼書によると、子どもから身体的及び経済的虐待を受け、行政措置により施設に入所した重度認知症の高齢女性であり、財産管理と身上監護方法の決定が求められるという内容であった。

## 2) 事案の引継ぎ

審判の結果、後見人となることが確定した。市の福祉課の担当者 3 名が事案の引継ぎのために事務所に来た。弁護士は挨拶のち「社会福祉士が同席する」と言って福祉職を呼び、「実務的なことやってもらう、複数後見も一緒にやっており、福祉職自身も個人で後見を受任している」と紹介した。担当者らは同席に同意し、以下の説明をした。

- ・ 本人は自宅で倒れて動けなくなり救急搬送されたが、病院から通報を受けた行政は、虐待と判断し、措置にて特別養護老人ホームに入所させた。本人は要介護 5 の重度認知症で、見当識もなく家族のこともわからない。病院にいるときも施設にいるときも、ここでの生活はいい、会いたい人はいない、という。
- ・ 同居の次女が虐待者である。何度か警察沙汰にもなっていた。次女を含む親族 3 名が代理人弁護士をつけて、市に対して虐待認定の取消しと措置の解除、自宅に母を戻すことを求めている。市としては、虐待認定はしたが面会制限はしておらず（居場所を伝えていないだけ）、法的責任はないと考えている。代理人弁護士も訴訟はしないと云っている。
- ・ 行政は、経済的虐待がまだ続いていると考えている。虐待を認めず措置にも反対している家族は措置費（施設利用料）を一度も払っておらず、財産状況も不明である。次女が虐待を認めていない以上、居場所を教えると連れ去り等が起こる可能性があると考えている。将来的に次女が同居を諦めて施設での面会でよいと言ってくればよいが、現段階ではどうなるか分からず、親子関係再構築はどうしていきべきか検討中である。

後見人に選任された弁護士は、B との早期の面談を実施することを確認した。福祉課から引き継ぎを受けた後、弁護士が次女らの代理人弁護士に電話し、次女らが管理する B の財産の引き渡しを求めた。後日、代理人弁護士より、次女の了解が得られたとして通帳が届けられた。福祉職は施設の生活相談員に電話し、B との面談日時を設定した。

### 3) 支援

#### ・アセスメント結果の共有

次女の代理人から通帳の引渡しを受けた後、弁護士と福祉職は、市からの引き継ぎ時のそれぞれの見立てを共有し、今後の支援（後見業務）の進め方と役割分担について話し合いをした。

#### ・支援の実施

##### ① 市との連携

市との連絡窓口は福祉職が担った。次女から受け取った通帳の後見設定をして年金収入を管理できる状況を整え、Bの財産を調査し、生命保険を解約するなどして滞納していた措置費を支払った。後見人選任から4か月後に措置が終了し、契約での入所へと移行した。入所契約の際、特に親族との関わりにおいて、今後も市と施設と後見人が連携していくことを確認した。

##### ② 被後見人との面談

市から事案の引き継ぎを受けた1週間後に弁護士と福祉職が施設を訪ね、Bと面会した。健康状態は良好で、車いすを利用していた。会話はそれなりに成立するが、同席した相談員は、Bの受け答えはすべてでたらめで、家族のことも覚えていないと説明した。Bの様子を確認し、話を聴き、施設の懸念点を聞いて面談を終えた。

##### ③ 家族との関わり、家族関係の再構築

Bの家族には代理人弁護士が就いていることから、弁護士同士の交渉により、家族の意見を聞きながらBの財産の調査と整理を進めた。

後見人選任から半年過ぎた頃、代理人弁護士を介して家族からBへの手紙が届いた。弁護士は施設相談員に宛てて、Bが希望すれば渡して読んでもらうよう手紙を送った。翌日、施設相談員が代読してBに伝え、当時の様子を福祉職から代理人弁護士に回答した。

1週間後、代理人弁護士から、家族らの面会の要望が伝えられたため、福祉職から市に面会実現の協力（場所の提供等）が得られるか確認することになった。市からは虐待認定は継続しており、面会時の再発の危険性、本人の落ち着いた現状が悪化する可能性等を総合的に判断して面会の実施は認めないとの連絡があった。弁護士から代理人弁護士にこの回答を伝え、首長申立により後見が開始された事案の後見人として、行政の意見を尊重せざるを得ない立場であることを伝えた。

### 4) 支援終結

本事例では弁護士はBの後見人に選任されたため、虐待という法律問題が解決した後も後見業務としての支援が続く。本事例の支援が終結するのは、後見の終了要件が満たされた時である。

## **(2) 司法福祉の視点に基づく事例内容の分析**

本事例の特徴は、判断能力が著しく低下している本人に対し、家族による虐待という高齢者虐待防止法が絡む重大な問題が発生し、これまで本人と関わりのなかった弁護士が後見人に選任され、支援が開始した点にある。これは、弁護士が担当する後見事案の典型的な一例と言える。

本人が直面している法的問題が、民事と家事の両側面を併せ持つ家族による虐待である場合、司法によって形式的に問題を処理するだけでは、本質的な解決には至らない。生命及び財産権の保護を最優先としつつも、法的問題の背景にある本人の生活状況や価値観、家族との関係性等を丁寧にアセスメントし、本人の意思を可能な限り尊重・反映する対応が求められる。

特に、虐待の被害者と加害者が家族関係にあるという特殊性を踏まえると、単に法律を用いての解決にとどまらず、本人の意思の確認・推定を行いながら、加害者やその他の家族の状況や感情にも配慮した対応が重要である。こうした対応には、関係性の再構築や感情の回復を目的とする支援アプローチである「修復的司法」の視点を導入し、本人の将来的利益を見据えた解決を志向することが、問題の実体的解決・緩和につながる可能性が高い。

さらに、弁護士が後見人に選任された場合には、既存の支援ネットワークに新たなメンバーとして加わり、他の支援者と連携・協働しながら、チームアプローチによる支援を展開していく視点が重要となる。地域福祉との連携を通じて、個別支援の質の向上とともに、司法と福祉の協働による地域支援体制の強化も促進され、地域全体の支援力の向上につながることを期待される。

## **(3) 分析結果に基づく支援仮説の精緻化**

「福祉の必要性顕著型」の場合、支援を必要とする本人は重度の認知症や知的・精神の障害のため問題を抱えていることが認識できず、支援を求めることができない状態である。法律相談や事案の説明は第三者の評価をもとに行われるため、本人の意思を確認するために特別な支援が必要である。また、本人はすでに福祉の支援を受けている場合が多いため、本人の抱える問題解決において福祉関係者との連携が重要である。

### **1) 仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点**

仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点に関連するエピソードは図表4-5の通りである。以下、検討を要する点の後に（ ）でエピソード番号を示す。

### **(事案の引継ぎの段階)**

本事例は、法律相談を起点として支援を開始したのではなく、裁判所による選任によって後見人としての支援が開始したものである。よって、法律相談ではなく、関係者から事案の引き継ぎを受けの中で、法律問題と生活問題の特定と問題解決の優先順位の把握が必要であった。

・ **弁護士：緊急性の高い法律問題の特定 (a-1)**

・ **福祉職：生活問題の特定と法律事務(a-2)**

弁護士と福祉職は、一緒に市からの説明を受ける中で、弁護士は主に財産管理を中心とした法律問題に焦点を当てたアセスメントを行い、福祉職は施設生活と家族との関係性に焦点を当てたアセスメントを行った。福祉職は、法律事務所の事務員として財産管理面の事務手続を行うとともに、福祉職として入所施設との連絡調整を行った。弁護士と福祉職は、各自が緊急の対応が必要と判断した業務を迅速に行っていたが、これは、互いの専門性を信頼することで、自ずと役割分担ができ、必要な業務を行うことができたといえる。また、福祉職は、弁護士の補助者としての事務員の立場と社会福祉士の立場を使い分けることで、事務作業を伴う福祉的支援を円滑に行っていた。

**(支援の段階)**

本事例のような虐待事案では、本人の権利擁護や更なる被害を防ぐために、リスクとして想定されることを十分に検討する必要がある。本事例では、本人が家族から経済的虐待も受けている可能性があるため、万が一の被害を最小限に食い止めるために、早期に財産状況やお金の流れの確認が必要であると判断した。法律問題の解決が優先される場合は、福祉職は弁護士の補助者として法的支援をサポートしながら、どのような福祉的支援ニーズがあるかをアセスメントしていくことになる。

・ **弁護士と福祉職：問題解決の優先順位と役割分担の検討 (a-3)**

推薦による後見事案の場合、本人との関係性がない中で弁護士が後見人に選任されて支援が開始する。本事例では、本人が虐待という深刻で緊急性の高い法律問題を抱えていることから、弁護士は法律問題に関連した問いかけをすることから問題解決能力や解決に向けた本人の意思を確認しようとし、福祉職は法律問題にとらわれることなく、本人の生活や関心事について質問し、本人の特性や生活能力を把握しようとしていた。弁護士と福祉職が互いの専門性に応じたアセスメントをすることで、本人の特性や能力を多角的に評価することができるといえる。

・ **弁護士と福祉職：支援方針について密な意見交換 (a-4)**

家族からの虐待という複雑な問題を抱える本人の支援に対しては、弁護士も福祉職も専門職としての自らの見立てや支援が適切であるかについて迷いや不安を感じていた。そのため、お互いに自らの見立てや懸念について繰り返し意見交換し、支援方針の決定のための密な連携を行った。なかでも経済的虐待の解決においては、被害回復という民事的側面から本人の権利擁護を考えると同時に、被害者である母親と加害者である子どもの家族関係の再構築を意識しながら問題解決を図ろうとする葛藤を弁護士と福祉職は共有した。そして、問題解決に向けては、まずは論点が明確な財産調査という法律問題から家族との交渉を開始し、この交渉の過程で家族の状況や考え

を把握した上で、本人の生活や人生に深く関わる課題について家族と話し合いを行い、問題の規範的解決と実体的解決を図っていくという支援方針を定めた。

弁護士と福祉職は、問題解決や支援において何を重視し、本人の意思を反映した解決の方法について意見が一致していることが重要であり、そのためには、互いがどのような判断のもと支援を行なっているかについて知る必要がある。

#### ・福祉職：支援者の悩みや不安の把握 (a-5)

「福祉の必要性顕著型」の特徴は、すでにある本人の支援チームに法律事務所が後見人として新たに加入することである。しかし、本事例の支援チームは、措置権者である行政とその決定に従う入所施設というある種の上下関係が伴っており、両者の間では対等な意見交換が見られなかった。後見業務においては、本人の最も身近で生活支援を担う支援者（入所施設）が、支援においてどのような懸念や考えを持っているのかを把握し、それらに配慮することで、チームアプローチによる支援の質が向上し、効果的な問題解決につながることを期待できる。

#### （支援終結の段階）

#### ・福祉職：後見業務における責任の範囲の明確化 (a-6)

本事例の法律問題は、本人が家族から身体的・経済的虐待を受けていることであった。本人の生命が保護され、落ち着いた生活環境が整備され、本人の財産を本人のために適切に管理・使用できる状況になったことで、法律問題については解決した。しかし、弁護士は本人の後見人に就任しているため、法律問題が解決した後も後見人としての支援は継続する。よって、本事例においては支援終結の場面はない。

今後は、弁護士と福祉職は、関係性の再構築や感情の回復を目的とする支援アプローチである「修復的司法」の視点（家族関係の再構築）を踏まえながら、協働により後見業務を行っていくことになる。特に入所施設と連携しながら本人の生活上の支援を行なっていく場面では、福祉職が中心となって支援を行うことになる。後見人である弁護士を代理して福祉職が支援を行う場合、福祉職は支援の方針や内容を弁護士に報告や確認をすることで、自らの責任の範囲を明確にし、安心して業務を行える環境を整えることが重要である。

図表 4-5 a. 仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点

支援プロセス	番号	エピソード
(法律相談) 事案の引継ぎ	1	市より、B が措置に至った経緯と虐待者である子どもらとの紛争、被後見人 B の財産状況が不明であるとの説明を受け、子どもらの代理人弁護士にすぐに連絡を取った。
	2	福祉課からの今後の郵送物はすべて後見人宛に送付先を変更してもらうよう依頼し、それ以外の郵送物については、福祉職が事務員として各窓口で送付先変更の手続きを取るようになった。また、福祉職が施設に連絡し、B との早期の面談を調整し、施設が希望する場合は福祉課にも同席頂くようお願いした。
支援	3	次女から引き継いだ通帳のお金の動きを確認して収支の状況を把握すると共に、名寄せの取得等不動産の調査を福祉職が行う。弁護士は、子どもらの代理人弁護士に連絡をして、預金以外の財産について尋ねるとともに不動産の権利証の引渡しを交渉する。
	4	市から措置終了の提案を受けた後に、弁護士と福祉職で措置終了の是非について話し合いをした。福祉職は家族との関わりにおいて市によるサポートが必要であると述べ、これに対して弁護士は、家族との面会実施と措置終了は別の問題であり、虐待認定がされたような場合は（子どもが認めていなくても）家族に必ずしも本人の居所を教える必要はなく、それは措置とは別に考えればよい、との法的見解を示した。
	5	措置終了を受け、施設と入所契約を締結した。福祉職から、施設の場所を家族に伝えることと医療同意について施設の考えを尋ねた。施設の場所を家族に伝えることについては、伝えた後のトラブルを心配していた。医療同意については、今は B の健康状態に問題はないが、万一の場合、施設で看取りを行ってもよいか、延命措置についてはどうしたらいいか教えてほしいとの意向が示された。
支援終結	6	本事例は成年後見業務であり、被後見人の判断能力が回復するか、被後見人がお亡くなりになるまで支援の終結はない。今後も、弁護士と福祉職が協力して後見業務を行っていくことになるが、身体的・経済的虐待という法律問題が解決した後は、生活支援を中心とした後見業務が行われることになるが、その中で、家族関係の修復をどう図っていくかが残された大きな課題である。

## 2) 新たに見いだされた着目点

仮説に基づいた支援において、新たに見いだされた着目点に関連するエピソードは図表 4-6 の通りである。以下、新たに見いだされた着目点の後に ( ) でエピソード番号を示す。

### (支援の段階)

#### ・弁護士と福祉職：修復的司法の視点 (b-1)

本事例では、虐待という緊急性の高い法律問題があり、その解決が最優先されたことから、支援開始当初は、弁護士の支援方針に基づいて法的支援を中心とした支援が行われた。このため、福祉職は事務員として弁護士を補助する役割の比重が大きかった。一方で、法律問題が家族による虐待という家族関係から生じる問題であったために、本人の生活において家族関係をどの程度重視するかという生活者の視点から問題を捉えることが必要であった。

行政からは、虐待再発のリスクを重視して親子の面会を制限するという方針が示されたが、弁護士と福祉職は、本人の今後の人生を考え、何らかの形で親子の面会を実施したいと考えていた。万が一の本人の生命と安全へのリスクを危惧する行政、後見人としての権限と義務を重視する弁護士、本人の生命と安全に配慮した面会の方法を考えたいと提案する福祉職の三者の意見は一致せず、結果として、弁護士は行政に判断を委ねることを決め、家族関係の修復に向けた支援に至ることはできなかった。

措置権者である行政と後見人は、本人を支援するという役割は同じであっても、所属や立場によって、法的な義務や責任の範囲が異なることを意識した上で、問題解決に向けた連携を行うことが重要である。弁護士と福祉職は、後見人という同一の立場にあることから、義務と責任を共有しながら連携して支援が行えるという強みがあることがわかった。

行政処分が行われるような重大な法律問題を伴う生活支援の場面では、法的判断が優先され、生活者の視点での問題解決は後回しになる。現時点では、親子の面会の実現は困難であるが、行政との話し合いの中では、子どもらが虐待（あるいは不適切行為）を認めるなどの面会実現のための条件が示されていた。今後は、これらの条件を面会に至るまでのステップとして示すなどして、家族関係の修復について検討を続けていくことが、問題の実体的解決・緩和につながる支援になると考えられる。

図表 4-6 b. 新たに見いだされた着目点

支援プロセス	番号	エピソード
支援	1	<p>代理人弁護士から子どもらから B への手紙を預かった。施設職員に代読してもらったところ、B は「手紙を代読している内から『もう 1 年たったんだね』『寂しいね』『会いたいね』と何度も仰っておりました。読み終えてからは『私にはよくわからんけど良くしてくれた。会いたいね』『私が我慢すればいいのに』と仰っておりました」という反応であった。ただし B の感想の言葉は、手紙に書かれた娘の言葉の繰り返し(オウム返し)であり、手紙を読んだ日以降に娘たちの話をするのではなく、手紙の内容を理解していたかはわからない状況であった。</p> <p>子どもらの代理人弁護士に B の様子を回答した後、弁護士と福祉職で今後の支援方針について話し合いをした。虐待認定された母親と子ども達との面会について、後見人がそれを実施する義務があるのかと懸念を示した。福祉職は、後見人は、B が望めば実現する義務があると思う、今回も、B が望むのであれば、面会を実施すべきであるし、家族関係の修復はしてあげたい。時間は有限だし、虐待はあったが、子どもたちが母親に思いを寄せていることは事実である。このままの状態はあまりにかわいそうだと思う、と答えた。</p> <p>弁護士は子どもらが虐待を認めるのであれば、市の支援を受けて面会を実施したい、必要であれば後見人も立会おうと述べた。福祉職は、少なくとも母親に対し不適切な行為をしたことを認めることは、関係修復において必要だと思う、と述べた。</p> <p>福祉職から市に手紙を受けたことから面会希望までの経緯と後見人の考えを伝え、市の協力が受けられないか尋ねた。後日、施設にも意見を聞いた上で、市からは強い虐待を認定しているものの虐待者はそれを認めておらず、居場所を知られる危険性は避けるべきであり、必要であれば再度の措置や面会制限も検討するとの回答があった。</p>

### 3. 事例3

実体的解決のためには潜在する福祉的支援ニーズを掘り起こす必要がある「福祉の必要性潜在型」（類型3）に相当するケース

#### （1）【事例の概要】

弁護士が補助人に選任されていた高齢男性が亡くなった。補助人には男性の姪のCも選任されており、弁護士と姪が協力して補助業務を行っていた。男性は生前に公正証書遺言を作成しており、Cが遺言執行者に指定されていた。弁護士は、Cの依頼を受けて、遺言執行代理業務を行うことになった。その業務の過程でCに精神疾患があることとCの母親が認知症であることが分かり、CとCの母親への支援が必要になった。

#### 1) 相談受付

Cは、弁護士とともに叔父の補助人に選任されていた。被補助人が亡くなり補助業務終了手続きをするなかで、Cから、被補助人が生前に作成した公正証書遺言の遺言執行者として、執行業務について弁護士に相談があった。弁護士と福祉職はこの遺言の作成も支援しており、男性が認知症を発症してからは複数補助人として、弁護士が男性の財産管理を、Cが生活支援を行い、その連携窓口を福祉職が担っていた。弁護士はCの依頼を受け、Cの代理人として遺言執行業務を行うことになった。後日、改めて弁護士とCが委任契約を結ぶことになった。

#### 2) 法律相談（福祉職への電話相談）

相談受付から1週間ほど経った頃、Cの妹から福祉職に電話があった。Cが酒を飲んで転倒し、頭を強く打ち緊急入院したとのことであった。妹は、Cのこれまでの生活状況や母親との関係性について話し、姉の入院を機に、姉の生活の立て直しと母の在宅介護福祉サービスの利用を開始する予定だと述べた。

この電話から1週間後、妹から福祉職に「相談がある」と電話がかかってきた。自分や母親の後見人を弁護士にお願いしたいとの内容であった。妹は、Cがアルコール依存症の診断を受け、母親も軽度認知症と診断され、これから家族をどう支えていけばいいか悩んでいた。

#### 3) 支援

##### ・アセスメント結果の共有

妹からの電話を受け、弁護士と福祉職で支援の進め方について話し合いをした。

##### ・支援の実施

##### ① Cからの電話連絡

退院したCから福祉職に、依頼の進捗状況を尋ねる電話があった。来週Cの妹がCの委任状を届けにくるので、それを受け取り次第手続きを開始する予定であることを伝えた。

## ② 家族との面談

福祉職が家族と面談した。妹からCの委任状を受け取り、Cの療養状況について報告を受けた。妹が母親の生活状況について説明し、母親は生活で困っていることやCへの思いを語った。その後、妹から、母親の財産管理を法律事務所に支援してほしいとの希望が示された。福祉職は、ホームロイヤーや後見制度利用など、財産管理の支援の選択肢について説明したうえで、家族間で話し合うことを提案した。後日、Cと面談し、Cは福祉職に生活状況と妹や母親との関係性について語った。

## ③ 家族の抱える課題への支援

Cとの面談の後、妹から福祉職に、姉は回復しつつあるが、精神疾患が治ったわけではないので、今後、姉から連絡があった場合は自分に知らせてほしいとの要望があった。C自身の生活の立て直しは進んでおらず、Cと母親が喧嘩になっているため、今後はCに何か作業が必要な場合は、事前に妹に連絡がほしいとの内容であった。母親からも福祉職に電話があり、Cとの関わりの難しさが語られ、手続きなどは妹に連絡してほしいとの依頼があった。

## 4) 支援終了

遺言執行手続きが終わった。弁護士が代理で行った手続きの内容と遺産総額の説明を聞くために、Cと母親と妹が法律事務所に来た。福祉職が説明し、残された手続きとして税理士による相続税申告があり、これについても引き続き支援を行っていくことを伝えた。

Cからは、今後は新たに母親の財産管理について法律事務所に支援をお願いしたいとの意向が示された。今後は、母親に対して、法律事務所としてどのような支援が可能であるかについて、母親の意向を前提として具体的に話し合いを行っていくこととなった。

## (2) 司法福祉の視点に基づく事例内容の分析

本事例の特徴は、弁護士と福祉職が補助業務を通じて継続的に相談者と関わっていたにもかかわらず、相談者の抱える生活上の課題について当初は認識できなかった点にある。これは、法律事務所の通常の間わりのなかでは相談者の抱える生活上の課題は可視化されにくく、法律問題の解決とともに生活上の課題の解決が問題の実体的解決・緩和につながるとしても、その存在が見過ごされている可能性があることを示唆している。

加えて、相談者自身が課題を自覚していない、あるいは他者に知られたくないと考えている場合には、課題の顕在化は一層困難となる。こうした状況においては、弁護士や福祉

職が微細な変化や兆候を感じ取り、それを手掛かりに、福祉的アセスメントにつなげることが重要となる。こうしたアプローチを通じて、相談者が自身の支援ニーズを認識し、主体的に問題解決と向き合うことができれば、本人や家族の生活環境の改善につながる可能性がある。

特に、法律問題という比較的表面化しやすい問題への対応プロセスにおいて、相談者の生活そのものに目を向け、丁寧に関わる場面を持つことで、潜在的な生活上の課題を発見する契機となりうる。このような支援の在り方は、相談者との信頼関係の構築を促進し、今後の支援受容や円滑な支援提供にもつながりうる点で、実践上の意義は大きいと言える。

### **(3) 分析結果に基づく支援仮説の精緻化**

「福祉の必要性潜在型」の場合、相談者が自らの抱える生活上の課題や支援の必要性を自覚していない場合がある。相談者の福祉的支援ニーズに気がつくためには、法律相談の際、福祉職が事務を担うなど、福祉的視点でのアセスメントができる機会を設けておくことが重要となる。

#### **1) 仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点**

仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点に関連するエピソードは図表4-7の通りである。以下、検討を要する点の後に（）でエピソード番号を示す。

#### **(相談受付の段階)**

##### **・弁護士：補助人業務の延長で福祉職に法律事務を依頼 (a-1)**

本相談は、後見（補助）事案から相続手続（遺言執行）へと移行した事例である。補助業務自体も財産管理が中心であり、福祉職は財産管理と親族補助人である相談者との連絡窓口を担っていたが、その業務は弁護士の補助者としての法律事務に偏っていた。当初は、福祉職は事務員として法律事務を行い、福祉的支援は必要ない事案だと認識していた（当初は、後見業務から相続手続きに移行する「専門知見協働型」に該当するケースと考えていた）。しかし、遺言執行手続きをする中で、相談者とその母親に生活上の課題があることが、福祉職のアセスメントからではなく、相談者の妹からの連絡で判明した。本相談では、長い付き合いのある相談者であっても、相談者の生活上の課題が表面化せず、福祉職であっても支援の必要性に気づけない場合があることがわかった。福祉職は、相談者に精神疾患があることを知った後に、補助業務において相談者との連携で連絡の取りにくさや業務の遅さなどの課題を感じていたことを思い出し、その原因が精神疾患であったことに気づいた。業務上のやりにくさや違和感の背景に心身の不調や生活上の課題が存在する可能性を念頭に置き、必要に応じてその背景を知るための踏み込んだアセスメントを行えるようにしておくことが重要である。

### (法律相談の段階)

#### ・福祉職：相談ができるという安心感の醸成が福祉的支援ニーズの掘り起こしにつながる (a-2)

本相談は遺言執行の依頼であるが、依頼を受ける前から相談者である C とは被相続人の補助人を共同受任するなかで信頼関係を築いてきた。この間、妹が被相続人の支援に関わることはなく、C の事故によって初めて妹と関わることになった。最初の電話では、妹は、C の転倒事故について言葉を濁し、はっきりと説明しない様子が見られた。そして、自分が突然電話をかけたことについて、叔父の遺産に関心をもって電話をしてきたと思われることを心配していた。このような妹の警戒心を感じた福祉職は、妹からの電話で C に精神上的の問題がある可能性に気がついたことを伝え、妹のことは C から聞いており、叔父の死後事務を C と協力してやっており、継続的に関わりがあったことを知っていることと伝えて安心感を醸成する支援を行った。その結果、妹は次第に心を開き、自らの話や家族間の関係性について話すようになった。そしてその後の電話で C のアルコール依存症について語り、最終的に支援依頼へとつながったものである。

「福祉の必要性潜在型」の場合、相談者自身が生活上の課題や支援の必要性を自覚しておらず、相談者以外の家族や支援者から相談が寄せられる場合がある。本相談では、妹は、家族の抱える生活上の問題を誰にも相談できない悩みを抱えており、法律問題をきっかけに法律事務所に相談することができた。ようやく事情を理解する人に相談できたという安心感が、新たな支援の依頼へとつながったと考えられる。問題に気づいた第三者が安心して相談できるよう、一見すると法律問題と直接的な関係性をもたない話であっても、その語りを受容的かつ共感的な態度で傾聴する姿勢を示すことが大切といえる。

### (支援の段階)

本相談では、相談者とその家族が複合的な課題を抱えていることが明らかとなり、相談者とその家族との間で、それぞれの思いや意向に配慮して支援を行うという難しさがあった。

#### ・弁護士と福祉職：問題解決の優先順位と関係者の立場の確認 (a-3)

弁護士は、生活課題への対応によって法律問題の解決が先送りされることを懸念し、早めに法的支援を開始できるように準備を進めることを福祉職に指示した。特に家族間の関係性や感情的な側面に関わるような課題がある場合、それらに対応することで必要な法律問題の解決を先送りすることがないように、弁護士と福祉職で状況や支援方針について話し合うことが重要である。

・福祉職：法律事務のなかで福祉的アセスメントを行う意義（a-4, a-5）

本相談では、福祉職が事務員であることから、弁護士の補助者として法律事務を行うなかで福祉的なアセスメントが行われた。福祉職が法的支援に関する知識を有することから、法的支援と福祉的支援を切れ目なく行われる状況が実現でき、このような状況であるからこそ、相談者や家族が法的支援を受けるなかで生活上の困難や課題について話をすることができたと思われる。

妹は、福祉職と何度か電話で話をした後に、ほかの法律事務所の事務員とは何かが違うと感じ、Cの抱える問題を伝え、母親の支援を依頼したと述べている。これは、妹が、福祉職の受容的・共感的な傾聴によって、家族の生活上の困難を理解してくれたと感じて支援を求めたと考えられ、ここに事務員が福祉職である意義が示されたと言える。福祉職が法律事務を行うなかで福祉職としての専門性を発揮することで、生活上や家族間の問題を抱える相談者は、それらを口にしやすくなり、その結果、複合的な課題が明らかとなり、それらに対する必要な支援につながりやすくなることが示された。

・福祉職：支援の立ち位置の確認（a-6, a-7）

法律問題と生活課題が複合し、複数の当事者がいる相談においては、法律事務所の福祉職は、支援の立ち位置について葛藤を感じる恐れがある。特に、一方が課題や支援の必要性を自覚していない場合や、双方の間で争いがある場合などは、当事者の関係性や共有する情報、どちらにどのような説明をするか等、当事者の尊厳を踏まえた配慮が必要である。本相談で福祉職は、弁護士に助言を受けながら、妹の相談に対応するなかで、妹との会話が意図しない形でCに伝わることで家族間の争いが悪化したり、Cが疎外感を感じることで法律問題の解決に支障が出ることがないように注意しながら支援を行っていた。このような支援は福祉職にとっては不安で緊張を強いられるものであり、弁護士から支援上で意識すべき責任やリスク回避の方法について法的助言を受けることで安心して支援が行えていた。

（支援終結の段階）

本相談では、まず法律問題の相談者に福祉的支援ニーズが潜在していたことがわかり、それに引き出されるように相談者の母親も問題を抱えており、支援が必要であることが明らかとなった。

・福祉職：安心感と納得感が新たな支援へとつながる（a-8）

相談者の抱えていた法律問題（遺言執行）は解決した。今後は、法律事務所としては、相談者の母親への支援を行うことになる。かつ、母親への支援を通じて、相談者本人への間接的な支援も可能になる。相談者に対する法的支援の終結場面では、法的解決がどのように行われ、いかなる結果になったかを関係者全員で確認し合った。相談者の法律相談は母親にとっては兄弟の死と向き合う時間でもあり、このような確認

が、相談者らが支援終結に対する安心と納得を得るために重要であったといえる。また、家族全員が揃うなかで福祉職が説明を行ったことで、福祉職の存在が、家族間の話し合いにおいて効果的に機能することを家族が実感し、それが今後の新たな支援依頼へとつながっていた。

図表 4-7 a. 仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点

支援プロセス	番号	エピソード
相談受付	1	Cは看護師であり、不定期な勤務による連絡の取りにくさや業務の遅さはあったが、判断能力に疑いを感じることはなく、通常法律相談として遺言執行代理業務の依頼を受けた。
法律相談	2	福祉職は、補助人業務の中で感じていたCと母親の緊張関係、Cの業務の遅さや連絡の取れにくさについて、性格や忙しさのせいではない別の問題があった可能性に、妹の話聞いて初めて気がついた。妹は「私も一人暮らしをしており、訪問看護師として運転の機会も多い。交通事故など自分に万が一のことがあった時に、母や姉に負担をかけたくない。自分にも後見人を立てた方がよいのではないか。自分を支援してくれる人がほしい」「姉はアルコール依存症と言われたが、本人に自覚はない。姉に負担をかけることはできない。母も介護サービスを増やそうとしているところだ」と述べた。福祉職は、母親は後見制度を利用できる可能性があるが、妹は対象外であること、選択肢として、法律事務所との委任契約（ホームロイヤー）、身元保証事業者の支援を受ける、行政や社協の制度を利用する、等があることを説明した。
支援	3	弁護士は、家族間の話には個人的感情のバイアスがかかっている場合があるため、中立的立場で話を聞くことを意識することを助言し、福祉職に「早めに遺言執行者のCから遺言執行手続きの委任状をもらっておくように」と指示をした。福祉職はその日のうちに死後事務手続きに必要な戸籍と一緒に妹に委任状を郵送し、Cの署名を依頼し、署名した委任状とCの印鑑登録証明を面談の時に持ってきてもらうようお願いした。
	4	母親は「Cには、まだ長い人生をしっかりと生きていってもらいたくて、家から出て行ってもらった。家にいて、Cと話そうとしても、目と耳はテレビに向いており、ちゃんと話をしてくれなくてイライラする」と述べた。妹は「特にお金の管理の部分を法律事務所に支援していただきたい。姉も私も独身で、いずれは助け合って生きていきたいと思っているので、お金のことでめめたくない。母にはお金を自分のために使ってほしいと言っているが、使わない。福祉職からも言ってほしい」と語った。福祉職は金銭管理の方法を説明しながら母親に対して「たくさん残しても相続税で取られるだけだし、なるべく自分で使っていきましょう」と話した。
	5	妹は「福祉職と話して、明らかに何かが違うと思った。私も後見人をしている弁護士事務所に訪問看護の営業に行くことがあるが、ほかの事務員とは全然違う。こういう人がいるとは知らなかった。こういう弁護士事務所だと思っていたけど、福祉職と話して、ここにお願ひしたいと思うようになった」と述べた。
	6	福祉職は、Cと妹の間でどのように対応すべきか迷いを感じ、弁護士に相談した。弁護士は「このケースは、遺産の相続人は母親だから、まず母親の意向をしっかりと確認すべきである。また、遺言執行者はCであるので、まずは遺言執行手続きを完了させて、その後のことは家族で話し合ってもらおう」と助言した。福祉職は、Cと妹のどちらかに肩入れすることなく、母親の意向を確認してそれを軸にCと妹への支援を行うという立ち位置を確認した。
	7	Cは、妹のことは悪く言わないが、「勝手に決めてやってくれている。心配してくれていることはわかるが、私だってできるのに」との思いがある。妹は、姉のことを心配し、姉に相談しながらと言いつつも、姉の言動を信用していない様子が見られる。福祉職は、双方に対してできる限り中立の立場で同じ内容を説明することに難しさを感じ、一歩間違えれば、双方に不信感を抱かれる恐れがある不安を弁護士に相談した。弁護士は「自分がなぜ双方に対してそのような支援や説明をするのかが説明ができればよい。このケースでは、遺言執行者はCだけど相続人は母親であり、母親に必要な情報が確実に伝わるように、双方に同じ内容を伝えている、という説明でよい。全部伝えるのではなく、手続きに関わる必要な情報を伝えればよい」と助言した。
支援終結	8	妹より、3人で母の今後について話し合い、叔父のように金銭管理をお願いする方向で合意しましたので、どういったことができるか追々教えてください、と連絡があった。

## 2) 新たに見いだされた着目点

仮説に基づいた支援において、新たに見いだされた着目点に関連するエピソードは図表 4-8 の通りである。以下、新たに見いだされた着目点の後に ( ) でエピソード番号を示す。

### (相談の段階)

#### ・福祉職：重層化する課題に気づき、どの課題にいかなる支援が必要かを判断 (b-1)

本相談では、法律問題（遺言執行）の解決の過程で、依存症の相談者に支援が必要であることがわかり、加えて母親も認知症で生活上の支援が必要であったことがわかり、さらに妹も家族の複合的な課題に負担を感じている、という複数の課題が層になっていることが明らかになった。ひとつの問題が表面化することで、相談者あるいはその家族の抱える別の課題が表に引き出され、相談者とその家族が抱える複合的な課題への対応が必要になる場合があることが新たな着目点として示された。法律事務所として、すべての課題に具体的な支援を行うことは困難である。相談者の生活環境や家族の支援力を確認しつつ、個々の課題について、制度や地域福祉の活用を助言しながら、法律事務所としてはどの課題に対して継続的な支援を行うべきかを見極めることが重要である。

### (支援の段階)

#### ・福祉職：家族や環境への働きかけと倫理的葛藤 (b-2, b-3, b-4, b-5)

本相談のように、複数の家族メンバーが相談に関与する場合、支援を行う者は、福祉的支援ニーズの把握や支援計画の策定において、中立的な立場で、可能な範囲で家族間の話し合いを促し、家族内の誤解や争いが生じないように配慮することが求められる。特に、解決を優先すべき法律問題があるような場合は、家族間の関係性がその解決の障害にならないように注意しなければならない。

一方で、相談者自身が課題を認識していない、あるいは支援を拒否している状況であっても、家族や支援者といった周囲の関係性へ間接的に働きかけることで、結果として本人が自らの課題に向き合う契機が形成され、実体的解決につながる可能性が示唆された。

本事例では、相談者の家族にとっては法律問題よりも後から判明した生活課題のほうが生活に与える影響が深刻であった。そのため、彼らの抱える複合的な生活課題への対応が優先されることで、法律問題への対応が後回しになる可能性があった。福祉職は、法律事務所が事務員に期待する法律事務の遂行と、福祉職としての職業倫理の間で葛藤を感じる可能性がある。このような場合は、弁護士と福祉職は互いの認識を共有し、問題解決の優先順位や支援の進め方について妥協点や新たな解決策を考えていくことが重要といえる。

(支援終結の段階)

・福祉職：今後の支援に活かすための事後評価 (b-3)

本相談では、相談者やその妹と個別に対応する中で、福祉職は自らの立ち位置について思い悩む場面が多くあった。法的支援の終結場面で、家族全員が互いの反応を見ながら、全員にとって納得できる形で問題解決が図られたことを確認できたことは、相談者を含む関係者全員の支援に対する納得や満足につながるものであったと言える。そしてそれは、新たな形で家族に対する支援を開始する上でも支援への安心感を醸成したという点で意味があった。

加えて、福祉職にとっても、関係者全員が支援に満足する様子を見て、自らが行なってきた支援が家族間の葛藤を生むものではなかったことを実感し、支援が適切なものであったことを確認して安心することができた。終結の場面では、支援を行なってきた弁護士や福祉職が自らの支援について事後評価することができれば、その後の支援の質の向上につながることを期待できる。

図表 4-8 b. 新たに見いだされた着目点

支援プロセス	番号	エピソード
法律相談	1	妹曰く、「母も『今回を機に改めてほしい、家には帰ってくるな』と言っている。状況的にはやっと（母と姉を）分離できて、母も介護の支援を受ける気になったので帰らない方がよいと思うが、姉は心のどこかでまた実家に戻れると思っていて、ホテルから母のところに行って『落ち着くまでいさせてほしい』と泣いて頼んだそう。母は私たち姉妹のことを思って、やれる範囲で一人で頑張ると言っている。どうしたらいいかわからなくて困っている。ウィークリーアパートを、姉の了解がないまま私が契約してもよいか」とのことであった。
支援	2	福祉職との面談で、母親は「目と耳に障害があり、ペースメーカーも入っている。今は話し相手がいないことが一番困っている」「Cには、長い人生をしっかりと生きていってもらいたい。家において、Cと話そうとしても、目と耳はテレビに向いており、ちゃんと話をしてくれなくてイライラする」と述べた。 妹は「母は貯金がそれなりにあり、今回も大きなお金を相続することになった。特にお金の管理の部分を法律事務所に支援していただきたい。私ができなくはないが、私がやることで、Cとの間に争いが生じるかもしれないことがいやだ。Cも私も独身で、いずれは助け合って生きていきたいと思っているので、お金のことでめたたくない。財産管理はいろいろ難しく面倒くさいということもある」「母は書類の管理も難しくなってきた。私が月1回訪問して確認したりしているが、どこまでできるかもわからない」と述べた。
	3	福祉職は、Cと妹の間でどのように対応すべきか迷いを感じ、弁護士に相談した。弁護士は「このケースは、遺産の相続人は母親だから、まず母親の意向をしっかりと確認すべきである。また、遺言執行者はCであるので、まずは遺言執行手続きを完了させて、その後のことは家族で話し合ってもらおう」と助言した。福祉職は、Cと妹のどちらかに肩入れすることなく、母親の意向を確認してそれを軸にCと妹への支援を行うという立ち位置を確認した。
	4	Cは、妹のことは悪く言わないが、「勝手に決めてやってくれている。心配してくれていることはわかるが、私だってできるのに」との思いがある。妹は、姉のことを心配し、姉に相談しながらと言いつつも、姉の言動を信用していない様子が見られる。福祉職は、双方に対してできる限り中立の立場で同じ内容を説明することに難しさを感じ、一步間違えれば、双方に不信感を抱かれる恐れがある不安を弁護士に相談した。弁護士は「自分がなぜ双方に対してそのような支援や説明をするのが説明ができればよい。このケースでは、遺言執行者はCだけど相続人は母親であり、母親に必要な情報が確実に伝わるように、双方に同じ内容を伝えている、という説明でよい。全部伝えるのではなく、手続きに関わる必要な情報を伝えればよい」と助言した。
	5	福祉職からは、母親への支援については、ホームロイヤー、後見制度利用、問題が生じた時に相談を受けて支援などいろいろな方法があるので、どういう部分の支援を希望するかを示して頂ければそれをふまえて検討していくことになることを伝え、母親への支援について、Cの誤解や家族間の争いを防ぐためにも、具体的な支援を決める前に家族で話し合いをしていただくことを提案した。
	支援終結	6

## 4. 事例4

法的支援の過程で福祉専門職の知見が活用される「専門知見協働型」(類型4)に相当するケース

### (1) 事例の概要

障害者施設の入所者(自閉症のある人)で作る互助会がある。入所者の高齢化に伴い、互助会の実質運営者である保護者も高齢となり、会活動が続ける上で様々な問題が出てきた。互助会がこれまでに徴収した会費が貯まっており、これらのお金の管理方法も含め、今後の会の運営について相談に来た。

#### 1) 相談受付

かつての相談者であるDから、相談したいことがあると電話があり弁護士に取り次いだ。Dは、障害者入所施設の入所者で構成された互助会の運営委員(保護者)であり、今後の運営に関する相談であった。

#### 2) 法律相談

障害者支援施設入所者で構成される互助会の運営委員(保護者)5名(全員70代の女性)が相談にきた。福祉職は初回の法律相談に同席した。弁護士は相談者らに「社会福祉士の事務員がおり、成年後見業務などをサポートしてもらっている。事務員自身も後見人を受任している。今日は同席させてもらい、一緒に話を聞くと説明した。相談者らは法律事務所に福祉職がいることに驚いた様子を見せていた。

互助会運営委員代表者であるDが話し始めた。相談は今後の互助会の運営をどうしていったらいいか、という内容であった。

もともとは保護者が保護者を組織し、子どもたちの施設生活の充実を目的に保護者から会費を徴収して支援活動を行ってきた。保護者が高齢になり、亡くなる人も増えてきたので、「互助会」に名称変更し、入所者本人が会員となり、月1万円の会費を入所者本人の口座から徴収している。会費は、入所者の予防接種代や傷害保険料、おやつ代や行事代、施設への援助金(食材購入費や車両購入費など)に充ててきた。

しかし、新しい入所者の保護者から高額な会費や互助会の存在意義について疑義が呈されるようになり、従来からの入所者の保護者との間で意見の対立が見られるようになった。Dらは、一部保護者による一方的な会費の支払い停止の法的有効性と、今後の互助会の運営方針について弁護士の助言を求めた。

#### 3) 支援

##### ・アセスメント結果の共有

相談終了後、弁護士と福祉職で、互助会の活動意義や法律事務所として提供可能な支援の範囲について協議し、会則の具体的な見直しが必要であるという認識を共有し

た。弁護士は、活動内容と意義、加入・脱退の条件などを明確にする目的で、互助会会則の改正をDに提案することを決めた。

#### ・支援の実施

##### ① 再度の法律相談

初回相談から4か月後、Dから福祉職に電話があり、施設と話し合った結果、会則の改正を弁護士に依頼したいとのことで、再度の法律相談を設定した。互助会の保護者3名が来所し、福祉職は相談の冒頭から同席した。

弁護士が会則の修正に向けて、法的整理を行うために、Dらに対して必要な聞き取りや事実関係の確認を行った。聞き取りが終わったあと、弁護士が相談室を離れた際、Dらから福祉職に、弁護士への相談に至った思いが語られた。福祉職はこれを弁護士に伝え、その思いが修正内容に反映された。

相談の最後に、Dらより弁護士と福祉職に対して、互助会運営委員会の相談役になってほしいとの申し入れがあり、弁護士と福祉職は受諾した。

##### ② 会則の修正

弁護士が会則の修正作業を行い、福祉職が修正した会則案をDにメールで送って意見を聞いた。2か月程度で互助会運営委員会会則が完成した。1か月後の互助会運営委員会総会にて新たな会則が施行されることとなり、総会への弁護士と福祉職の出席を求められた。

#### 4) 支援終結

弁護士と福祉職が互助会運営委員会総会に出席し、新たな会則が施行された。会則には、相談役として弁護士と福祉職の氏名が記載されていた。

### (2) 司法福祉の視点に基づく事例内容の分析

「専門知見協働型」で典型的なのは、福祉サービス事業者等からの、利用者が事故にあう、暴力事件が起こる、利用者家族から苦情を受ける、等の福祉現場で生じたトラブルに関する相談である。本事例も、一見すると団体における資金管理や運営方針に関する通常の法律相談であるが、問題の背景には、団体構成員が施設入所の知的障害者である、彼らの高齢化とともに、実質的に団体の運営を担う保護者の高齢化も進んでいるといった知的障害者特有の課題があった。このような背景を理解するためには、障害福祉の現状や支援現場に関する知識が必要であり、福祉専門職による知見が重要な役割を果たす。本事例では、福祉職が相談に同席し、司法と福祉の両視点から相談を聞いたことで、これらの背景への弁護士の理解が進み、相談の根底に知的障害者の親亡き後問題<sup>2)</sup>があり、これをふまえた解決が必要であるとの理解に達した。この理解がなければ、弁護士の提案は、相談者の主訴である一部保護者による会費支払い停止の法的有効性の判断と会費収入の確保に主

眼を置いた、形式的な運営方法の提案にとどまっていた可能性がある。しかし、本事例においては、福祉職による協働を通じて問題の実体的解決に向けた支援を行うことができた。

さらに、本事例の相談者は法律相談自体に不慣れであり、弁護士との面談では萎縮し、十分に自身の思いや疑問を表出できない傾向が見られた。このような場合、法的支援のプロセスで受容的・共感的傾聴といった福祉的支援が行われることで、単なる法律問題の解決にとどまらず、法律問題が生じた環境上あるいは構造的な課題が明らかになる可能性がある。これらの法律問題の背景にある課題への働きかけができるような問題解決ができれば、法律問題の解決とともに、問題に関わる人の生活や団体活動の質の向上に寄与するような支援が実現できる。

### **(3) 分析結果に基づく支援仮説の精緻化**

「専門知見協働型」に該当する事例においては、相談内容が福祉の現場に深く関わるものであるため、福祉職には、弁護士が福祉現場の実情や当事者の生活状況等について基礎的理解を形成し、適切かつ効果的な解決策を提示できるよう支援する役割が求められる。すなわち、福祉職は法律相談において、相談者に対する支援にとどまらず、弁護士に対してもその専門的知見に基づき助言や情報提供を行い、相談・支援の質的向上に寄与する立場となる。

#### **1) 仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点**

仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点に関連するエピソードは図表4-9の通りである。以下、検討を要する点の後に（ ）でエピソード番号を示す。

#### **(法律相談の段階)**

本相談は、団体からの相談であり、福祉的支援の必要性を判断するフローチャートの確認対象外であった。しかし、相談受付時に相談内容が高齢や障害など福祉の課題が含まれることがわかったため、弁護士は福祉職の関与が必要であると判断した。団体からの相談であっても、相談受付時にフローチャートの質問に関連する事実（相談者の年齢、福祉サービスの利用に関わる、障害の有無等）が確認できれば、福祉職による支援が必要と判断することができる。本相談では、上記の事実があることによって、福祉職が初回の法律相談時から同席して支援を開始することができた。

#### **・ 弁護士と福祉職：法律問題の特定と問題が生じた状況への理解、安心感の醸成 (a-1)**

本相談では、弁護士は通常法律相談を行い、福祉職は相談に同席して相談全体に関わった。相談者は法律相談という状況に緊張しており、かつ、障害者支援施設の互助会という特殊な団体の仕組みについて説明しなければならず、相談者と弁護士の間で円滑なコミュニケーションが行われず、弁護士が法律問題の特定や全体像の把握ができにくい状況が生じた。このような状況では、福祉職には、相談者らがうまく説明

できないことを不安に思わないように共感を示しながら、弁護士の理解を促進する補足的な説明を加えるなど、双方の相互理解を促す仲介的役割が求められる。福祉職がこのような役割を果たすことで、弁護士は相談内容の背景を深く理解することができた。この理解を通じて、弁護士は、相談者らが認識している個別の問題の背景に、根本的な原因として法律問題（互助会の法的根拠が曖昧）が潜んでいることを構造的に捉えることができた。

弁護士が相談者に論点を明確にするよう求めることは、通常法律相談ではよく見られる場面である。しかし、多くの場合、これは相談者をさらに緊張させ、萎縮させる。法律問題に焦点化した説明を求めることで、相談者が問題を抱えるに至った経緯やそれまでに感じた思いは省略されてしまい、相談者が問題と認識すること以外の潜在する課題に気づく可能性が失われてしまうことになる。これは問題の実体的解決・緩和から遠ざかるものである。これを防ぐためには、福祉職には、法律相談の中で、相談者が制限なく語るができる場面を作るとともに、その上で、弁護士が法律問題の所在と解決の道筋を確認できるような支援を行うことが求められる。

#### ・福祉職：相談者への情報提供（a-2）

福祉職は、相談者の語る情報を整理するだけでなく、相談者が認識する課題について、他の障害者支援施設ではどのような対応がなされているのかについて情報提供を行い、解決方法の選択肢を提示した。福祉職が専門性を発揮することによって、相談者は問題解決のための新たな視点を得ることができるとともに、弁護士が法律問題の特定と全体像の理解の助けになることが示された。

#### （支援の段階）

法律相談では、相談者が問題だと認識していることと、それが生じた背景について明らかになったが、法律事務所としていかなる支援が可能であるかについてまでを法律相談の場で提示することができなかった。相談終了後、弁護士と福祉職がそれぞれの専門的視点から相談内容の認識を共有し、何のために問題解決が必要かを再確認した。この協働的な視点共有を通じて、相談者が認識する問題の解決方法にとどまらず、相談者が認識していない、様々な問題が生じる根本的問題（団体の法的根拠が曖昧である）に対する解決方法を見いだすことができた。

このように司法と福祉が問題を多面的に捉え、認識を共有することにより、相談者が抱える根本的な問題に気づき、それに対する実効性のある解決策を提示することが可能になる。

#### ・福祉職：相談者と弁護士の双方への支援（a-3）

相談者から、提示された解決方法を依頼したいとの連絡があり、再度の法律相談が行われた。2回目の法律相談にも福祉職が同席し、相談の前半では弁護士が通常法律相談を行い、福祉職は、初回相談と同様に、相談者らの様子を確認しながら、相談

者と弁護士の相互理解を促進させるための支援を行った。このような支援を行うことで、相談者の法律相談に対する安心感や信頼感が醸成されることが示された。

・福祉職：安心感や信頼が相談者の本音を引き出す（a-4, a-5）

相談者から、弁護士に対してではなく、福祉職に対して今回の依頼に関する本音（自分が亡くなった後の子どもの生活の心配）が語られたことは注目すべき点である。これは、福祉職による共感や受容的な姿勢が、相談者の本音を引き出し、弁護士には伝えにくい感情的な側面を吐露しやすい環境を構築したためと考えられる。この本音が明らかになったことで、問題の実体的解決・緩和につながるような支援（本音を反映した会則の改正と、弁護士と福祉職が互助会の相談役に就任して支援を継続する）が実現できた。

また、福祉職が相談者との連絡窓口を担う中で、相談者から率直な不安や懸念が多数語られた。福祉職は、これらに丁寧に対応しつつ、弁護士の法的判断と提案が実効性を高めるよう、相談者の真のニーズや懸念事項を専門的知見に基づいて整理し、弁護士にフィードバックすることが求められる。

（支援終結の段階）

・弁護士と福祉職：地域で新たな役割を担う（a-6）

本相談の法律問題は、障害者支援施設の入所者で構成する互助会が、法的根拠を持ち適切に運営されるための方法を見つけることにあった。この法律問題の根底には、互助会構成員である子どもたちの将来の幸せな暮らしを願う母親の思いが存在していた。

弁護士と福祉職は、この母親の思いを実現するための問題解決として、時代に合わせて会則を改正しただけでなく、残された課題の検討を続けるために、互助会の相談役という新たな立場で支援を継続することになった。これにより、本事例の依頼自体は終結するが、専門職が地域における継続的な支援機能の一端を担うという、発展的な形で終結したと言える。

図表 4-9 a. 仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点

支援プロセス	番号	エピソード
法律相談	1	弁護士は、D に対して「(これから) どうしたいの? 何を求めているの?」と聞くが、D らは明確に答えることができない。福祉職が「それは困りますよね」等と共感を示しつつ、D らの説明を 2 つの質問 (①口座名義人である入所者本人の了解がないまま保護者からの依頼だけで金融機関が互助会費の自動振替を停止したことに法的な問題はないか、②互助会を退会しても、互助会費から支払うおやつ、イベント、食材や車両の購入の恩恵を受けており、会員と非会員の金銭的負担の不公平を是正する方法はないか) に整理した。
	2	福祉職は、他の施設では、互助会費や保護者会費の徴収をやめて、すべて実費として施設が入所者に請求したり、入所者の施設小遣い (施設の管理する小口現金) から支払われているケースがあることを弁護士と D らに対して説明した。
支援	3	法律相談では、福祉職は、相談者らが弁護士の説明を理解しているかを確認しながら、理解が不足していると感じた際に、弁護士と相談者らの双方に質問をするなどして相互理解を促す支援を行った。
	4	弁護士が席を外し、福祉職と D らだけになったところで、D らから法律相談に至った思いが語られた。「保護者である自分たちがいなくなった後も、支障なく互助会を運営していける形に簡素化していきたい。子ども (入所者) の兄弟には頼れない。今は互助会運営委員会総会に参加する保護者もほとんどおらず、委任状を集めてなんとか総会が成立している。今後は入所者の後見人にも運営に参加してもらいたいと思っている」これまでにこのような話が出ることはなかった。
	5	D から福祉職に対して、互助会会員と非会員間の費用負担と受ける恩恵の不公平を放置することでさらに脱会者が増えることへの心配が繰り返し語られた。また、会則で使われる法律用語の難しさや平易な言葉への置き換えなどについても相談がなされ、福祉職から弁護士に言い換えの提案をした。
支援終結	6	総会で、弁護士と福祉職は互助会運営委員会の相談役に就任することを受諾した。

## 2) 新たに見いだされた着目点

仮説に基づいた支援において、新たに見いだされた着目点に関連するエピソードは図表 4-10 の通りである。以下、新たに見いだされた着目点の後に ( ) でエピソード番号を示す。

### (支援の段階)

#### ・福祉職：法的支援の内容を理解することで、適切な支援が行える (b-1)

「専門知見協働型」では、法律問題の解決において、福祉職が専門知見を提供し、相談者の置かれた状況やニーズに適した実効性のある提案をすることが可能になる。

また、福祉職は、弁護士の行う法的な判断や提案の意図を深く理解することで、相談者との連絡窓口の役割を担う際に、双方の相互理解や意思疎通を促進させることができる。この役割は、法的解決を相談者の抱える課題の実体的解決・緩和へと結びつける上で不可欠である。

### (支援終結の段階)

#### ・福祉職：法律相談に至った背景が問題解決に反映されたという安心感の醸成 (b-2)

法律相談への支援終結の場面で、相談者からは、相談者の本音（母としての思い）を問題解決に反映させることができたことと、今後も支援を継続して得られることへの安心感が語られた。この「安心感」は、受けた支援に対するものだけではなく、今後も必要な時にはいつでも支援を求めることができるという安心感も含まれている。

#### ・福祉職：新たな支援への期待 (b-3)

支援の終結場面で、相談者からは安心感とともに今後への期待が語られた。特に福祉職が支援に関わることで、法律問題の解決にとどまらず、子どもの施設生活面に関して福祉的な助言がもらえることを喜んでおり、子どもたちの生活の質向上に向けた福祉職の支援への期待が示された。

図表 4-10 b. 新たに見いだされた着目点

支援プロセス	番号	エピソード
支援	1	弁護士から福祉職に対して、互助会の会員は入所者本人だが、会員は判断能力が不十分であり、総会で議決を取ることができないため、会費の使途等は保護者を構成員とする互助会運営委員会が決めているが、そこに会員が会費を支払う整合性がとれず、互助会のあり方に法的根拠がつけにくく、会則で定める難しさがあることが語られた。
支援終結	2	Dからは、福祉職が弁護士とともに支援を行ったことで、Dらが子どもの将来について不安に思っていることを互助会の今後の運営に反映させることができ、また、相談役として継続的に弁護士と福祉職の双方から支援を得られることができるようになったことへの感謝が述べられた。
	3	特に福祉職には定期的に施設に来てもらい、入所者の生活状況を見てもらい、互助会のより良い運営に協力いただきたいとの意見が示された。

## 本章の結論

本章では、まず、法律相談において福祉的支援の必要性と求められる支援を把握するためのフローチャートを作成した。このフローチャートは、法律相談で福祉的支援の必要性をスクリーニングする有効なツールとして機能しうることから、本研究における主要な知見のひとつとなった。

次に、4つの類型（福祉の必要性が後出型・顕著型・潜在型、専門知見協働型）の特徴を踏まえた上で、法律事務所で弁護士と福祉職がどのように連携・協働すれば司法福祉が重視する規範的解決と実体的解決を意識した支援ができるかについて仮説を立てた。

そして、このフローチャートを実際の法律相談に適用し、福祉的支援が必要であり、かつ先述の4類型に該当する相談を抽出した。抽出した4事例に対して仮説に基づいた支援を行い、その支援内容を司法福祉の視点から分析し、仮説の精緻化を図った。その結果、類型ごとに相談の特徴や支援において重視すべき点に違いがあることが明らかとなった。

後出型では、相談者が法的支援を受容し主体的に問題解決に向かえるよう、生活状況や感情面に配慮した支援が求められる。顕著型では、生命の安全と生活の安定のため、本人の生活を支える福祉関係者と連携しながら支援を行うことが求められる。潜在型では、弁護士や福祉職が感じ取る微細な違和感を確実に福祉的アセスメントに結びつけることが、潜在する福祉的支援ニーズに気づく上で重要である。専門知見協働型では、相談内容が福祉の現場に深く関わるものであるため、福祉職は、弁護士が福祉現場の実情を理解し効果的な解決策を提示できるよう支援する役割が求められる。

一方で、複数の類型に共通して見られた支援の要素として、①課題の階層化と解決の優先順位づけ、②相談者との信頼関係の構築、③将来に対する安心感の醸成、などが見いだされた。この発見は、司法福祉実践の展開方法を類型ごとに個別に整理するのではなく、各類型の特徴を注意喚起すべき点として捉えつつ、それらを横断的に統合した包括的な実践モデルを示すことの重要性を示唆している。次章では、法律事務所における司法福祉実践の意義を考察した上で、本研究の到達点として、本章で明らかとなった知見を反映した「法律事務所における司法福祉実践マニュアル」の提示を試みる。

#### [注]

- 1) アクションリサーチを体系づけて提唱したのはクルト・レヴィン (Kurt Lewin) である (Lewin 1948)。レヴィンは、米国の少数集団の抱える雇用・偏見・教育の問題や、産業における労働者集団の問題に関心を持ち、出来事が生起している「場」全体をシステムとして捉え、人間の行動は、個人だけでなく、集団内の関係性によっても大きく影響を受けるとして、「場」における集団相互関係を改善することで現実の課題を解決する試みに研究課題を見いだした (Lewin 1948)。1980 年頃には、米国を中心に、医療や看護といった「臨床の場」でも、研究者と協力しながら、実践者である医師や看護師などが、対象者である患者などと向き合う場でのアクションリサーチが手掛けられるようになった。

アクションリサーチの展開方法は、哲学的基盤、問題の定義、共同研究の焦点、理論構築、生成された知識の種類の見点からを①テクニカルアプローチ、②ミューチュアルアプローチ、③エンハンスメントアプローチの3つに分類できる (Holter and Schwartz 1993)。テクニカルアプローチとは、研究者があらかじめ仮説を設定し、実践の場で仮説を検証する意味合いが強い。ミューチュアルアプローチは、研究者と実践者が対等な立場で研究に参加し、問題の特定、実践計画の作成、実施、評価の全課程において、互いの了解による意思決定をしながら研究プロセスをともにするものである。エンハンスメントアプローチとは、研究者が実践者に対して、問題の根柢にある価値観や規範、葛藤に対する問いかけを積極的に行い、実践者の意識を高めるアプローチである。

- 2) 障害児者の「親亡き後」の問題については、これまでも多くの研究者によって論じられてきた。障害児の親は子どもの出生後、比較的早期の段階より「親亡き後」への不安を抱えることが知られており、たとえ子どもが就労し、現在の状態を「とてもよい」と認識する親であっても、「自分が亡き後について常に思いをはせ」、「わが子が自分の力で

生きていけるように、決して終わることのない努力」を続けているといった調査結果なども報告されている（東村 2012：151）。

親が抱える「親亡き後」の漠然とした不安は、①親によって全面的に支えられてきた本人の日常生活上の細やかな支援がなくなることに対する不安、②本人の自立（自律）した将来生活が描けないことに対する不安、③本人の財産管理や人権等、権利擁護に対する不安 の3つに整理されており、具体的な困り事ではない漠然とした不安を相談できる相談先がなく、本人の権利を守る法的な仕組みとして成年後見制度があるが、どのような後見人が選ばれるかという不安と共に、本人の障害特性を理解した上で望む人生の実現をサポートしてもらえるかという不安があることが報告されている（川向 2015：37-38）。

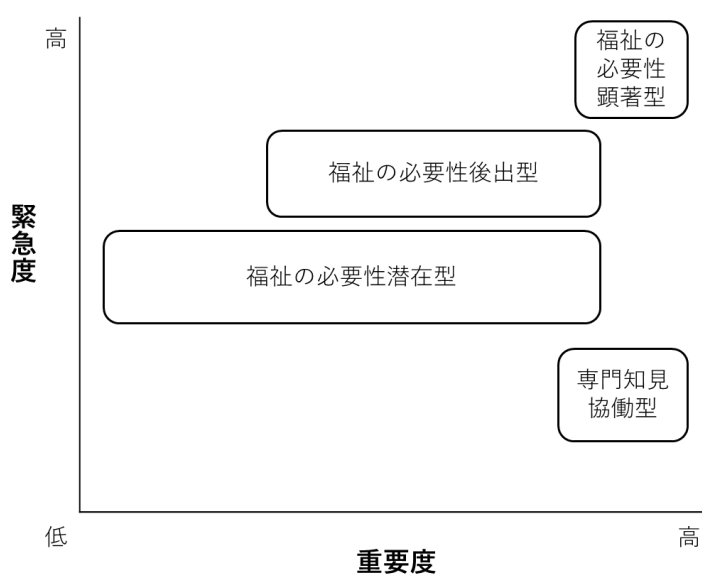
## 第5章 試論—民事司法における司法福祉の展開に向けて—

本章では、研究成果に基づき、民事司法における司法福祉の展開に向けた試論を述べる。第1節において、民事司法の中核を担う法律事務所における司法福祉実践の意義と、実践に必要な要素について考察する。第2節では、これまでの分析結果を集約し、法律事務所における司法福祉の実践モデルとして「法律事務所における司法福祉実践マニュアル」を提示する。

### 第1節 法律事務所における司法福祉実践の意義と実践に必要な要素

#### 1. 司法福祉実践の意義と実践に必要な要素

法律事務所は市民にとって最も身近な法的支援の場であり、市民が生活のなかで遭遇する法律問題の解決を求めてやってくる。本研究では、これらの問題には福祉的支援ニーズが含まれている場合があり、その背景には、①相談者の能力の課題、②相談者の生活環境に起因する問題、③法制度の限界や運用上の課題、という3つの主要な課題があることが確認できた。そして、これらの課題を含む法律相談は、「福祉の必要性後出型」「福祉の必要性顕著型」「福祉の必要性潜在型」「専門知見協働型」の4類型に分類できることが明らかとなった。事例研究に基づくと、これら4類型は、福祉的支援の緊急度と重要度によって図表5-1のように整理することができる。



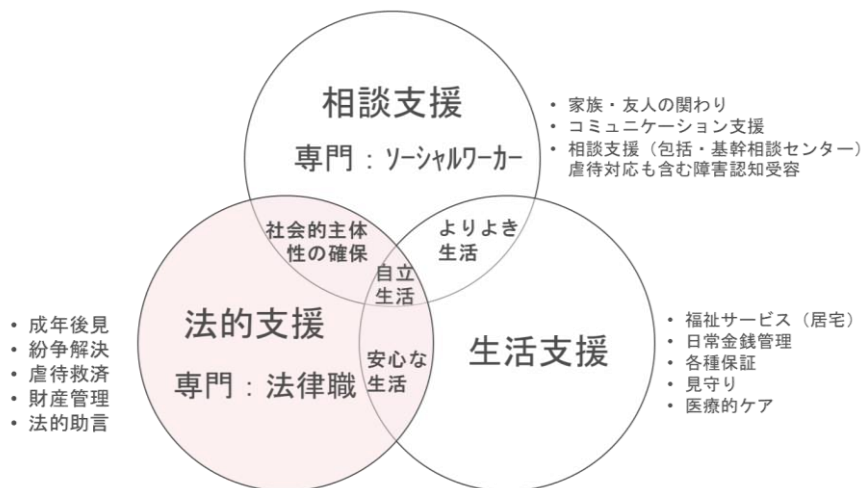
図表 5-1 福祉的支援の緊急度と重要度による類型の位置づけ

一般の法律事務所でも弁護士あるいは事務員によって福祉的支援が行われていることは第2章で示した通りであり、これらの相談は、福祉的支援の必要性が比較的わかりやすく、すでに生活上で必要な福祉的支援が行われている「福祉の必要性顕著型」や「福祉の必要性後出型」が多いと言える。しかし、「福祉の必要性潜在型」や「専門知見協働型」への対

応は不十分である。本研究では、これらの潜在型や専門知見協働型は相談者が抱える問題の実体的解決・緩和の点から言えば福祉的支援が重要であり、それらに対応するために、法律事務所において司法福祉実践が必要であるとの結論に至った。

人が社会で自立（自律）した生活を続けるためには、図表 5-2 で示すような「生活支援」「相談支援」「法的支援」の3つの支援が必要である（佐藤 2018：26）。このうち法律事務所で行われるのは「法的支援」である。しかし、福祉的支援ニーズを内包する法律相談を抱える相談者は、「法的支援」とともに「相談支援」や「生活支援」を必要とする可能性が高い。このような相談者に対して、法的支援とともに、相談支援を行い、生活支援を調整することが、法律事務所における福祉的支援である。このような支援を行うためには、弁護士と協働する福祉職の存在が不可欠である。

< 3つの輪 > ※いずれの支援も専門職と非専門職の関与がある。

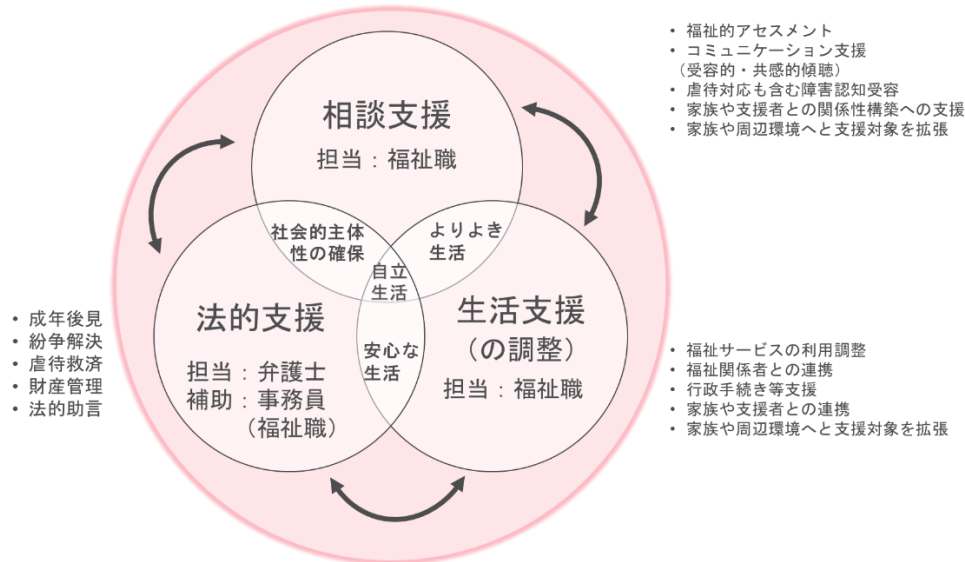


図表 5-2 支援の3つの輪 佐藤（2018）より引用

しかし、これらの支援を弁護士と福祉職が個別的・分断的に行うのであれば、それは法律問題と生活問題を分離して対応する通常の司法と福祉の支援に過ぎず、司法福祉実践とはならない。重要なのは、これら3つの支援を相互に影響を及ぼし合う形で一体的に展開し（図表 5-3 の黒い矢印）、相談者が抱える生活問題に対応しながら、支援の契機となった法律問題の解決を図ることである。そうすることで、規範的解決と実体的解決が可能となり、初めて司法福祉実践が成立する。この点が、弁護士と福祉職の緊密な協働が求められる理由である。

福祉職が法律相談に同席して相談支援を行い、弁護士による法的支援と連携して生活支援の調整を行うことで3つの支援の間で相互作用が生まれ、それは支援の質を高めるものとなる。また、3つの支援を一体で行うことで、相談者・弁護士・福祉職の3者間でも多様な相互作用が生まれる。つまり、支援において生み出される相互作用こそが、司法福祉

実践の実現のために必要な要素である。これらの相互作用が、相談者が問題解決に主体的に参画する状況を育むとともに、「法制度の限界や運用上の課題」に対して、現行の法制度の枠を超えた柔軟な解決策を生み出すなど、実効的な支援を展開するための要素となると考える。



図表 5-3 法律事務所における司法福祉実践

佐藤 (2018) をもとに筆者作成

## 2. 司法福祉実践の担い手に求められる力—違和感を捉える—

第3章の調査では、相談開始時には弁護士が福祉的支援の必要性に気づかず、通常の法的支援を行う途中で支援の必要性に気づいた相談が97件中38件(39.2%)あった。この中には、福祉職が法律事務を行う中で隠れた福祉的支援ニーズに気づいた相談が9件あったが、これは、書類作成のために相談者から生活状況等の聞き取りをする中で、相談者の発言の少なさや記憶の曖昧さに「違和感」を覚えて認知症の可能性を察知したり、相談者からの頻回な入電から家庭内の異変に気づいたりしていた。すなわち、感じ取った「違和感」を福祉の知識や経験と照らし合わせて(アセスメントして)、福祉的支援が必要であると判断して支援を開始していたのである。

事例研究でも、フローチャートを用いても福祉的支援の必要性を識別できない場合や、該当する類型についても、支援過程で判定が変わる場合があることが示唆された。すなわち、支援ニーズの把握には一定の不確実性が伴っており、この理由としては、人の判断能力がその日の精神的・身体的状態や相談環境といった多様な要因によって影響を受けやすいことが挙げられる。また、相談者自身が自らの生活上の課題や支援の必要性に気づいていない場合や、知られたい・認めたくないといった心理的抵抗を抱えている場合には、支援ニーズの表面化は一層困難となる。このような場合に重要な指標となるのが、対人援助職が直観的に抱く「違和感」である。相談や支援のなかで支援者が感じる「何かがおかしい」「いつもと違う」「うまく進まない」というような「違和感」を、判断材料の一部と

して見逃すことなく捉え、丁寧に掘り下げる力が重要になる。

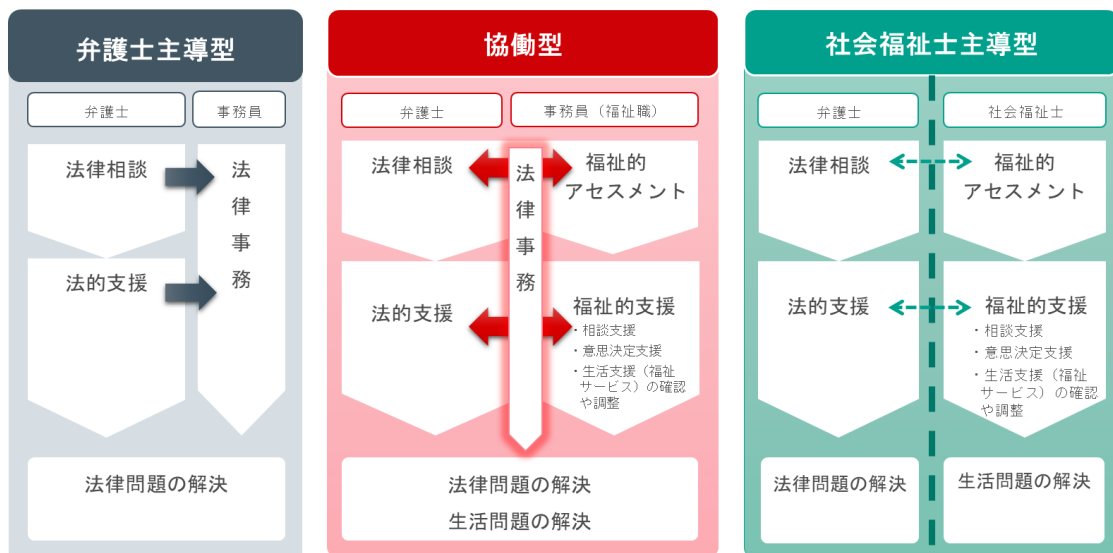
弁護士は、法律問題の解決に必要なとされる判断能力の判定という点に限定し、違和感に注意を向けるという。違和感を感じ取った際は、必要な支援（説明を繰り返す、紙に書いて渡す、家族の支援を求める、後見制度を利用する等）を行う。しかし、それが法律問題の解決を超えたところの違和感（生活上の困難や課題への気づき）であり、権利侵害に繋がらうる深刻なものではない場合、相談者の生き方や趣味嗜好と受け止め、弁護士として対応しない場合もあると述べる。

福祉職も、事例3では、法律事務をする中で感じていた相談者に対する違和感を、福祉的アセスメントに繋がられていなかった。

つまり、法律事務所の司法福祉実践では、弁護士は相談者の判断能力などから違和感を察知し、それを福祉的支援ニーズの早期発見と福祉職による支援へと確実につなげる力が必要である。そして福祉職には、それらの違和感を専門的なアセスメントにつなげる専門知見に加え、弁護士と対等な立場で専門性を発揮するための民事司法に関する知識や理解が不可欠である。これはすなわち、民事司法領域という特殊な環境における、独自の司法福祉実践能力を確立する必要があることを意味する。

### 3. 司法福祉の実践主体としての福祉職の存在意義

法律事務所での司法福祉を実践するには、弁護士と協働する弁護士以外の存在が必要であり、福祉職である事務員が弁護士と協働する場合に最も効果的な支援が行えることがわかった（図表5-4）。



図表5-4 法律事務所における司法福祉実践に向けた協働のあり方

弁護士主導型では通常法律相談が行われ、生活問題の解決は弁護士の力量に応じて法的支援の延長線上で行われる。社会福祉士主導型の場合は、法的支援と福祉的支援が別個に行われており、司法福祉実践というよりも司法と福祉の実践であり、法律相談で行われ

る支援は弁護士主導型と大きな違いはない。これらの通常の法律相談では、相談者が自覚的に訴える現在の問題に焦点を当て、支援者の指導のもとに短期間で問題解決を図るというリード (Reid, W.) とエプシュタイン (Epstein, L.) による「課題中心アプローチ」に基づく支援が行われる。

一方、協働型であれば、事務員が法律事務によって司法と福祉の隔たりを埋めることで司法福祉実践が可能になる。福祉職でもある事務員が、法律問題が生じた原因や背景を相談者とともに分析・整理しながら、感情面への配慮と認知的な理解の両面から支援を行うことで、支援プロセス全体を通じて相談者が主体的に問題解決に取り組み、その経験を通して自己効力感を回復していくというパールマン (Perlman, H.) の「問題解決アプローチ」へと発展する。

この理解を踏まえ、福祉職が司法福祉の実践主体になる意義について、エンパワメント・アプローチの視点から考察する。

生活問題が生じる背景には、個人と社会システムとの間のパワーの不均衡があり、この状態が続くことで個人がパワーレス状態となり、より一層問題解決が困難となる (和気 2005 : 205)。エンパワメント・アプローチでは、支援者が、当事者と対等でバランスの取れた関係性を築きながら、当事者が自らの力を回復し、知識やスキルを習得して問題解決できるように支援する (和気 2005 : 205)。

法律事務所における支援とは、弁護士が相談者の抱える法律問題を特定し、法的知見に基づいてその合理的解決を主導するものであり、相談者はその結果を受動的に受け取る。法律相談では、相談者の欠点や落ち度に焦点が集中し、相談者が本来持っているはずの強み (ストレングス) や可能性に対して十分なアセスメントが行われない傾向がある。弁護士は解決方法の選択肢を相談者に示してその意思を確認するが、相談者が権利侵害を受けた被害者である場合や、判断能力が低下した状態である場合には、選択肢の提示が形式的なものになり、自らの力で問題解決できた実感でいる状態に回復するのが難しく、問題が解決した後もパワーレスな状態が続く場合もある。法律問題の解決の過程で、福祉職が、相談者のストレングスや価値、可能性に焦点を当てたアセスメントを行い、自らの意思のもとで問題が解決できた実感でいるような支援を行うことができれば、法律問題の解決をきっかけに相談者が自らの尊厳と主体的に生きる力を取り戻すことができるであろう。

事例研究からは、福祉職が受容的・共感的な姿勢で相談者の話を聞くことで、相談者が自ら語り出す様子が多く見られた。エンパワメント・アプローチでは、すべての人が困難な状況において潜在的な能力と可能性を持っている、と同時に、誰もがパワーレスネス (無力化) に陥る危険性を持つ、という2点が前提になっている (和気 2005 : 211)。これは民法における意思自治の原則と、それに対する一定の制限 (判断能力が不十分な場合の制約) との関係に共通する側面がある。

相談者と、それを取り巻く抑圧的な環境 (家族や支援者との関係や、それを許している社会システムの構造) の相互作用に働きかけることで、相談者がパワーレスな状況から脱却し、主体的に人生を歩んでいけるような支援が可能になる。事例研究では、家族等の周辺環境を単なる解決の「資源」としてではなく、時に「支援を要する対象」として捉え直

すことの重要性が示唆された。たとえ相談者への直接的支援が困難、限定的な局面であっても、環境への働きかけを通じて、結果として相談者の問題の実体的解決を実現しうるのである。

このような支援を行えることが、法律問題の解決における福祉職の存在意義であり、福祉職には、このような意識で支援を行うことが求められる。事例研究では、支援終結場面で福祉職による心理的・環境的サポートを受けた相談者が安心感を語り、自ら動き出す様子が見られたが、これはこの意義を示すものであったと言えよう。

#### 4. 福祉職が抱える倫理的葛藤の意味

第2章では、このような高度で複雑な支援を担うことになる協働型の福祉職が、法律事務と福祉的支援の両方を担うことで業務過多となり、他の事務員の無理解や非協力的な態度に傷つき孤独を感じる可能性があることを示した。また、理想とする支援を弁護士に止められる倫理的葛藤などの困難を抱える可能性もある。これらに対して司法福祉に基づく専門知識と技術を学び、法律事務所におけるソーシャルワーク独自の専門性を身につけ、支援過程や気づきを振り返るスーパービジョンの機会や自らの実践を共有できるような仲間との交流の場を持つことが必要であることが示唆された。

事例研究でも、福祉職は様々な役割を引き受けながら支援を行うなかで、支援の立ち位置に悩み、倫理的葛藤を感じる場面が見られた。事例2では、虐待というシビアな法律問題の解決における家族関係の再構築（修復的司法）を支援計画や支援目標に設定できなかったという福祉職の倫理的葛藤が示された。事例3では、法律事務所の事務員としての法的支援を優先的に進めなければならない立場と、福祉職が自らの役割に伴う支援を行うことのはざまに倫理的葛藤を感じる様子が示されていた。法律事務所の福祉職が多様な役割を担うに伴う課題への対応が必要である。

司法領域で活動するソーシャルワーカーが直面する倫理的葛藤については、これまで多くの先行研究において論じられてきた。法律事務所は、法律事務を業とする専門機関であり、法に基づく問題解決を基本原則として機能している。そのため、法律問題と生活問題が複合する相談で、法的解決を視野に入れながら、柔軟な支援を試みようとする際には、法律事務所が期待する問題解決のあり方との間に摩擦や葛藤が生じる可能性が高い。法律事務所における司法福祉実践とは、まさにそのような既存の法的解決や法的支援のあり方を超えた問題の実体的解決・緩和を志向する営みであり、その実践において摩擦や葛藤を経験することは、むしろ自然な現象といえる。重要なのは、そうした摩擦や葛藤を単なる困難としてではなく、司法と福祉という異なる論理が交錯する局面で生じる不可避のものとして認識し、両者が対話を通じて妥協点や新たな解決策を模索していくことである。このプロセスこそが司法福祉実践の本質であり、法律問題の解決を当事者の生活の質向上につなげていく実践的意義があると考えられる。司法福祉実践を担う者は、摩擦や葛藤を回避しようとするのではなく、それらを司法福祉実践が機能している兆しとして前向きに捉え、問題の実体的解決・緩和に向けた支援を展開していくことが求められる。そのためには、法制度に働きかけ、専門性と柔軟性をもって支援を展開していく力量が、実践者には求め

られている。

## 第2節 法律事務所における司法福祉実践マニュアルの提示

第4章の事例研究で明らかになった「仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点」と「新たに見いだされた着目点」をまとめたものが図表5-5である。本節では、これらの類型ごとの特徴と求められる支援を統合し、第4章で示した仮説を修正する。そして、その結果を法律事務所における司法福祉の実践モデルとして体系化し、「法律事務所における司法福祉実践マニュアル」を提示する（図表5-6）。ここでは、法律相談の各支援プロセスで意識すべき視点を順に確認する。

図表 5-5 事例ごとの分析結果のまとめ

	事例 1	事例 2	事例 3	事例 4
相談 受付	仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点			
			弁護士: 補助人業務の延長で福祉職に法律事務を依頼	
	新たに見いだされた着目点			
法律 相談	仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点			
	<b>弁護士:</b> 相談者から福祉職が相談に同席することへの許可を得る <b>福祉職:</b> 相談者の理解や納得を確認	<b>弁護士:</b> 緊急性の高い法律問題の特定 <b>福祉職:</b> 生活問題の特定と法律事務	<b>福祉職:</b> 相談ができるという安心感の醸成が福祉的支援ニーズの掘り起こしにつながる	<b>弁護士と福祉職:</b> 法律問題の特定と問題が生じた状況への理解, 安心感の醸成 <b>福祉職:</b> 相談者への情報提供
	新たに見いだされた着目点			
	<b>弁護士と福祉職:</b> ①相談者の尊厳尊重の視点 ②弁護士と福祉職が把握しようとする情報の違いへの理解		<b>福祉職:</b> 重層化する課題に気づき, どの課題にどのような支援が必要かを判断	
支援	仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点			
	<b>弁護士と福祉職:</b> ①アセスメント結果に基づいた支援方針の設定と解決の優先順位の検討 ②多角的な視点で相談者の特性や判断能力の見極め <b>福祉職:</b> ①地域の福祉関係者との連携における法的手続に関する助言 ②福祉職と事務員の立場の使い分け	<b>弁護士と福祉職:</b> ①問題解決の優先順位と役割分担の検討 ②支援方針について密な意見交換 <b>福祉職:</b> 支援者の悩みや不安の把握	<b>弁護士と福祉職:</b> 問題解決の優先順位と関係者の立場の確認 <b>福祉職:</b> ①法律事務のなかで福祉的アセスメントを行う意義 ②支援の立ち位置の確認	<b>福祉職:</b> ①相談者と弁護士の双方への支援 ②安心感や信頼が相談者の本音を引き出す
	新たに見いだされた着目点			
	<b>福祉職:</b> ①地域の福祉関係者が感じる法律相談への敷居の高さ ②相談者の安心感が支援の受け入れにつながる <b>弁護士と福祉職:</b> 地域の福祉関係者の支援方針を尊重	<b>弁護士と福祉職:</b> 修復的司法の視点	<b>福祉職:</b> 家族や環境への働きかけと倫理的葛藤	<b>福祉職:</b> 法的支援の内容を理解することで, 適切な支援が行える
支援 終結	仮説に基づいた支援で検討の必要性が見いだされた点			
	<b>弁護士と福祉職:</b> 相談者の家族の後見人として関わりが継続	<b>福祉職:</b> 後見業務における責任の範囲の明確化	<b>福祉職:</b> 安心感と納得感が新たな支援へとつながる	<b>弁護士と福祉職:</b> 地域で新たな役割を担う
	新たに見いだされた着目点			
	<b>福祉職:</b> 心理的サポート <b>弁護士と福祉職:</b> 法的支援への安心感の醸成		<b>福祉職:</b> 今後の支援に活かすための事後評価	<b>福祉職:</b> ①法律相談に至った背景が問題解決に反映されたという安心感の醸成 ②新たな支援への期待

図表 5-6 法律事務所における司法福祉実践マニュアル

<p><b>【相談受付】電話受付～初回相談まで</b></p> <p><b>弁護士：福祉的支援の必要性を判断（判断フローチャートの確認）</b>                      └ 福祉的支援が必要な場合、支援開始のタイミングを判断（初回相談から福祉職の同席が望ましい）</p> <p><b>福祉職：弁護士から事前に相談内容等を聞き、資料等の準備</b></p>		<p>福祉的支援の必要性がなくても、福祉職が法律事務を担当すれば、潜在的な福祉課題に気づく可能性がある</p>
<p><b>【法律相談】初回相談～支援方針の決定まで</b></p> <p><b>弁護士：通常法律相談を行う</b>                      └ 最初：福祉職が同席する場合は、相談者に紹介・説明して承諾を得る                      └ 前半：法律問題の特定・整理、法的解決の方向性を確認                      └ 後半：依頼受任の可否判断</p> <p><b>福祉職（同席時）：福祉的アセスメントを行う</b>                      └ 前半：相談者の理解力・状況を観察（観察によるアセスメント）                      └ 後半：生活状況・福祉サービスの利用状況、家族や支援者との関係性、希望等の聞き取り（対話によるアセスメント）</p> <p><b>弁護士と福祉職：判断能力の評価、意思決定支援の必要性の検討</b>  <b>【確認のポイント】</b>                      ①法律問題の発生や結果に関する説明を理解できるか                      ②説明された情報を記憶できるか                      ③提案された選択肢を比較検討できるか                      ④選択した結果を他者に伝えられるか</p>		<p><b>違和感を見逃さない</b></p> <p>弁護士と福祉職の両方が支援者であり、相談者の利益となることを説明する</p> <p>・受容的・共感的傾聴により、相談者の安心や信頼が醸成され、関係性が深まる                      ・弁護士と福祉職の視点の違いを意識する                      ・課題が重層化している場合あり</p> <p>・家族や支援者の支援力も相談者の判断能力の一部と考える                      ・第三者が相談に同席する場合、相談者の尊厳への配慮が必要</p>
<p><b>【支援】</b></p> <p><b>弁護士と福祉職：アセスメント結果の共有</b>                      └ 法律問題・福祉課題を整理し、解決の優先順位を確認                      └ 司法・福祉の両視点で支援方針の合意</p> <p><b>弁護士と福祉職：支援の実施</b>                      └ 役割分担しながら連携（地域関係機関との連携）                      └ 判断能力に応じた意思決定支援</p> <p><b>福祉職：法律事務と福祉的支援</b>                      └ 必要に応じて生活支援・関係機関との連携                      └ 利用している福祉サービスの妥当性の確認（不足の調整）                      └ 支援する家族がいる場合、窓口となって信頼関係を築く                      └ 相談者の家族や周辺環境に支援の対象を拡張させる</p>		<p><b>違和感を見逃さない</b></p> <p>必要に応じて適切な福祉機関等を紹介して支援をつなぐ</p> <p>・地域福祉の支援方針を尊重する                      ・地域住民にとっては法律事務所は敷居が高い                      ・家族関係/機能のアセスメント</p> <p>・法的知識・法的思考への理解                      ・事務員との立場の使い分け                      ・エンパワメント・アプローチ                      ・支援対象の再定義                      ・修復的司法の視点                      ・倫理的葛藤への対応</p>
<p><b>【支援終結】</b></p> <p><b>弁護士：法律問題の解決</b></p> <p><b>福祉職：必要な支援の調整完了、今後の連携体制の確認</b></p> <p><b>弁護士と福祉職：地域に支援を引き継ぐ</b></p> <p><b>弁護士が後見人となった場合：</b>                      └ 弁護士が法的支援、福祉職が生活支援を継続                      └ 弁護士と福祉職は、業務の範囲や支援方針、責任の範囲について合意する（報告や監督の頻度や方法も）</p>		<p>・心理的サポート、ストレングスへの気づきを促す                      ・法的支援と将来への安心感の醸成</p> <p>・相談者への支援を途切れさせない                      ・地域との連携強化                      ・支援の質向上に向けた事後評価</p>

## 1. 相談受付の段階

### ①フローチャートの確認

相談受付時に図表 5-7 で示す福祉的支援の必要性を判断するフローチャート（以下、「フローチャート」という）を確認することで、事例 3 を除き、福祉的支援の必要性が確認でき、初回の法律相談から福祉職が支援を開始することができた。事例 4 は団体からの相談であり、本来であればフローチャート確認の対象外であったが、相談受付時にフローチャートの 3 つの質問に関連する事実（高齢、福祉サービスの利用に関わる、障害がある）が確認できたため、福祉職の相談同席が必要であると判断された。フローチャートを確認することで、福祉的支援の必要性と該当する類型の特定が可能となり、具体的な支援内容を確認することができる。

また、相談受付時に福祉的支援の必要がないと判断しても、福祉職が事務員として弁護士を補助することで、潜在する福祉的支援ニーズが明らかになる場合もある。事例 3 は、後見業務から相続（遺言執行）に移行した事案（専門知見協働型）であり、福祉職は後見業務の延長線上で事務員として法的手続きを開始したが、手続きを行う中で、相談者やその家族が抱える生活上の困難や課題が明らかになり、「福祉の必要性潜在型」として支援が開始された。事務員が福祉職であることの効果が示されたと言える。

質問 1 判断能力に関する 医学的診断・手帳の有無	ない	ある（軽度）	ある（重度）	不明
質問 2 法律問題の発生を認識し、 問題解決のために必要な 決定ができるか？ (判断能力があるか？)	できる できないこともある	できないこともある できない	できない できないこともある	できる できないこともある
質問 3 福祉サービスの利用は あるか？	ない ある	ない ある	ない ある	ない ある 質問 1 に戻って 相談者に確認する
求められる福祉的支援 (下記)	① ②	③ ④	③ ④	⑤ ⑥ ① ②
該当する類型 (福祉の必要性)	×	潜在型	潜在型 か 後出型	潜在型 後出型
①通常の弁護士による法律相談（福祉的支援は不要） ②可能であればアセスメントし、利用している福祉サービスの妥当性を確認する。 ③アセスメントし、生活上の支援が必要な場合は必要な支援を手配・調整する。判断能力の程度に応じた意思決定支援を行う。 将来的な支援ニーズを確認する。 ④アセスメントし、利用する福祉サービスの妥当性を確認する。判断能力の程度に応じた意思決定支援を行う。 ⑤アセスメントし、生活上で必要な支援を手配・調整する。必要に応じて成年後見制度の利用支援を行う。 判断能力の程度に応じた意思決定支援を行う。 ⑥アセスメントし、利用する福祉サービスの妥当性を確認する。必要に応じて成年後見制度の利用支援を行う。 判断能力の程度に応じた意思決定支援を行う。				

図表 5-7 福祉的支援の必要性を判断するフローチャート

## 2. 法律相談の段階

### ① 信頼関係の構築

全ての事例において、福祉職は初回の法律相談から相談に同席してアセスメントを行っていた。事例 1 と事例 4 では、相談者が法律相談への福祉職の同席に戸惑う様子が見られたが、事例 1 では相談の途中から相談者が福祉職の存在を許容し、相談の最後には「話し

やすかった」「親身に聞いてくれた」などの感想が示された。事例4でも、その後の支援過程で相談者から福祉職に対する信頼が高まる様子が見られた。

対人援助は人と人との関係性の中で行われるものであり、この「関係性」とは、「支援者と当事者間の相互作用の状態や質」を意味する（大谷 2012）。法律相談においても弁護士と相談者の関係性が問題解決において重要であることは明らかである。しかし、弁護士という、高度な専門性を有し、難関な国家試験を通過した者のみに許される専門職を前にして、相談者が彼らの専門性とは直接関係しない生活上の漠然とした不安や悩みを打ち明けることは心理的に困難な場合も少なくない。また、弁護士にとっても、自らの専門領域を超えた問題に対しては、十分な対応手段を持ち合わせておらず、適切な解決策を提示することが困難であるため、そのような相談を受けること自体が負担となりうる。

このような状況で、福祉職が法律相談に同席して受容的・共感的な姿勢で傾聴しながら弁護士と相談者のコミュニケーションの円滑化を支援することで、相談者の法律相談に対する安心感が醸成されて信頼関係が深まり、問題が生じた背景を踏まえた相談内容の理解や、そこに潜在する福祉的支援ニーズへの気づきにつながる。事例3では、相談者の家族が、福祉職との会話で安心感を高め、それが相談者とその家族に潜在する福祉的支援ニーズの掘り起こしへとつながっていた。事例4でも福祉職が相談者と弁護士のコミュニケーションを補助することで相談者の安心感が高まり、その結果、弁護士は、相談の背景を理解して、相談者の主訴として現れた課題の根底にある真の問題に気づくことができていた。

## ② 判断能力の見極めと意思決定支援

福祉的支援が必要な法律相談に含まれる課題のひとつに、相談者の能力の課題があることは第3章で述べた通りである。人に適切な自己決定能力や意思が備わっているかどうかを他者が客観的かつ明確に判断することは極めて困難であるが、支援者は当事者の意思や能力の有無を「推定」して支援を行わざるをえない（佐藤 2023：67）。事例1では、福祉職は、相談者が弁護士の説明を理解できていないような様子や、説明の一部を切り取って誤解する様子を見せたことに気づいた一方で、弁護士は、支援の場面でも相談者の判断能力の程度を測りかねていた。この点について、X法律事務所の弁護士は、相談者の身近にソーシャルワーカーやケアマネジャー等の専門的な支援職、成年後見人あるいは信頼できる家族等の意思決定支援者がいる場合、丁寧な説明や相談者の意思決定支援は、弁護士自ら行うのではなく、これらの支援者に頼ることも多いと補足する。

コミュニケーションは、言語、言語の派生的要素（声の大きさ、テンポ、トーン、声色等）、非言語（表情、しぐさ、顔色、服装等）の3要素で構成され、メッセージには言語以外の要素が7割を占めるとも言われている（小西 2018）。法律相談をする弁護士の傍らで、福祉職が、弁護士と相談者のコミュニケーションの様子を観察し、特に言語以外の要素から相談者の判断能力の有無や程度を見極めることで、相談者の判断能力を多面的に評価することができる。意思決定能力は①理解する力、②認識する力、③論理的に考える力、④選択を表明する力、の4つの要素で構成されていると言われており（Grisso, et al. 1998）、法律相談においてもこれを参考に、①法律問題の発生や結果に関する説明を理解できるか、

②説明された情報を記憶できるか、③提案された選択肢を比較検討できるか、④選択した結果を他者に伝えられるか、という視点で判断能力を評価することが有効である。X法律事務所の弁護士は、これらの確認に加え、相談者の身近にいる家族や福祉関係者等の支援体制を、相談者の判断能力を補完する要素として評価すると述べる。すなわち、相談者単独の意思決定能力だけでなく、支援環境を含めた総合的な視点から判断能力を捉える必要性を指摘している。この視点に立つと、福祉職が相談に同席し、専門的な意思決定支援を行うことで、相談者の問題解決能力や自己決定能力が、実質的に向上する可能性が示唆される。

### ③ 弁護士と福祉職の視点の違い

弁護士と福祉職では相談の場面で意識的に確認する情報に違いがある。事例1では、弁護士は相談者の氏名や年齢等の基本属性を確認しないまま法律相談を続け、福祉職はこれらの情報が必要だと感じて確認の機会を模索していた。事例2では、弁護士が本人の財産状況の把握を重視したのに対し、福祉職は施設生活や家族との関係性といった社会的背景の把握を重視していた。

こうした視点の違いは、判断能力の見極めとも関連する。非言語的コミュニケーションの理解には、相談者の障害や疾病を知ることが不可欠であり、これらを理解することで相談者との効果的なコミュニケーションの方法（文字や図で示す、相談の時間帯を選ぶ、質問への回答を選択肢で示す等）を選択でき（小西 2018）、その結果、相談者の抱える法律問題やその背景への理解を深めることができる。特に判断能力の低下した人の能力や意思の程度は、その人の置かれた環境や生活状況に影響を受けることを踏まえると、相談者の年齢や健康状態に加え、相談者を取り巻く環境（家庭や家族の状況、福祉サービスの利用等）をアセスメントすることは、法律問題の背景を理解し、適切な解決策や支援方針を立てる上で極めて重要である。

一方で、弁護士は、法律問題とは直接関係しない相談者の基本属性や生活環境について尋ねることで、本来聞きたい法律問題から話が逸れてしまったり、相談者の不信感を招いたりするおそれを危惧する。弁護士が、丁寧な説明や意思決定支援を自ら行うのではなく、相談者の身近な支援者に委ねる傾向があるのは、弁護士として法的支援に集中するためとも解釈できる。このような課題を克服するためには、弁護士とは立場や視点の異なる福祉職が相談に同席し、生活状況や支援環境に関する情報収集を担うことが有効である。これにより、弁護士は本来期待される専門職としての職責に専念しつつ、福祉職が得た情報を通じて、法律問題とその背景への理解を深め、問題の実体的解決・緩和に資する解決策を考えることができる。弁護士においても、事務員の聞き取りを積極的に活用することで、依頼者も弁護士に伝えたいことを気兼ねなく伝えられ、依頼者の弁護士に対する満足度を高め、弁護士も能率よく依頼者に関する多くの情報に接することができると認識されている（塩梅・中野 2025）。

さらに、福祉職が事務員である場合、福祉職は弁護士の補助者としての事務員の視点も備えており、事例2のような虐待という緊急性・深刻性の高い法律問題を扱う場合には、

事務員としての業務に従事し、そのなかでアセスメントを行うという高度な役割調整を行っていた。

#### ④ 相談者の尊厳の尊重

日本国憲法は個人の尊厳を規定する（第13条）。国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）のソーシャルワーク職のグローバル定義では、人間の内在的価値と尊厳の尊重はソーシャルワークの大原則とされ、日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）の倫理綱領の前文にも「すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する」とある。対人援助では個人の尊厳の尊重が最優先されるべきことは言うまでもない。

事例1では、相談に同席した知人が語る相談者の情報によって、相談者が尊厳を傷つけられたと感じる様子が示唆された。一方で、知人によって提供されたこれらの情報が相談者の抱える法律問題の根本的要因を知る上で重要なものであったことも事実である。

大谷（2020）は、ソーシャルワークにおける個人の尊厳の尊重は普遍的な価値であり、ワーカーとクライアントの関係性が尊厳を尊重した支援には不可欠だと考えられてきた一方で、専門職が「問題」と認識したことが問題視され、クライアント本人が見ている世界、そこから表出される主訴よりも、専門職が見立てたニーズが、真に解決すべき課題だとされるという矛盾を指摘する。

事例3でも、福祉職は、相談者の家族から相談者の精神疾患について知らされ、これらの情報を知った後の支援の立ち位置について悩む様子が示されていた。たとえ家族からであっても、もたらされる情報が相談者にとっては知られたいくない情報である可能性もあり、相談者の尊厳への配慮を意識することが重要である。

法律相談では、特に第三者が相談に同席する場合は、相談者の尊厳への配慮が必要であり、相談者の尊厳が損なわれたと感じる場面が生じたときは、相談者の尊厳を守る姿勢を明確に示し、尊厳が守られる環境で改めて必要な情報を収集することが求められる。

### 3. 支援の段階

#### ① 問題解決の優先順位

支援の段階では、明らかとなった法律問題や生活上の課題を細分化し、解決の優先順位が検討されていた。法律相談には、現在進行形の権利侵害が発生しているケースや、除斥期間や消滅時効といった時間的制約が課されるケースも含まれるため、法律問題の解決が優先される傾向にある。

複数の課題が同時に存在する相談においては、それぞれの課題の「緊急性」と「重要性」の評価が不可欠となる。タスクの優先順位を「緊急性」と「重要性」の2軸で分類する手法があるが（Covey 1989）、これは、課題を「緊急かつ重要」「緊急ではないが重要」「緊急だが重要ではない」「緊急でも重要でもない」の四象限に整理し、適切な対応順序を判断する助けとなる。さらに、課題の重要性を評価する際には、マズローの欲求階層説が客観的かつ根本的な指標として機能しうる。A. H. マズローは、人間の欲求を、生理的欲求、安全の欲求、社会的欲求、承認欲求、自己実現欲求の5段階に分類し、下位の欲求が充足さ

れることによって初めて、上位の欲求に意識が向くとした（Maslow 1970）。たとえば、身体的安全や住居の確保といった「安全の欲求」が満たされない状態では、相談者が承認欲求や自己実現といった高次の欲求に向かうことは困難である。法律相談の現場でも、相談者が自らの権利問題に主体的に取り組むためには、まずは生活基盤の安定が前提となる。

事例1では、支援の場面で、法律相談ではわからなかった事実として、相談者が深刻な生活問題を抱え、すでに福祉の支援を受けていることがわかり、緊急ではないが重要な法律問題の解決よりも、緊急かつ重要な生活問題（生活基盤を整える）への対応を優先すべきとの判断がなされた。その後、相談者が息子に対して、緊急かつ重要な経済的虐待をしている可能性も浮上し、優先順位の見直しとそれに伴う支援方針の見直しが重ねられた。

事例2では、法律相談（事案の引き継ぎ）の段階で、虐待という緊急かつ重要な法律問題が確認できたため、弁護士の指示のもと法的支援（生命と財産の保護）を優先して行い、福祉職は事務員としその補助を担った。しかし、親族による虐待という家庭内紛争でもあったことから、被害回復という民事的側面から本人の権利擁護を考えると同時に、家事的側面から家族関係の修復への支援が必要であったが、これは「緊急ではないが重要」な課題として、段階的に取り組むべき対象となった。

事例3は遺言執行という法律問題が予めわかっており、その手続きの過程で相談者とその家族の生活上の課題が判明したものである。新たに判明した生活上の課題によって法律問題の解決が先送りされる可能性があり、弁護士は、法律事務所の使命である法律問題の解決を優先させるとの判断をした。しかし相談者の家族にとってはむしろ生活上の課題の方が生活に直結する切実な課題であり、その心情に配慮しながら法律事務を優先せざるを得ないことに福祉職は難しさと葛藤を感じていた。

事例4では弁護士と福祉職が意見交換することで、相談者の主訴としての問題と、それが生じた原因としての問題が別にあることがわかり、重要度の高い原因としての問題への対応を解決策として示すことを支援方針として定めた。

事例からも明らかなように、法律問題と生活上の課題が重層的に存在する相談においては、各課題を丁寧に分析・細分化した上で、マズローの欲求階層に基づく段階的なニーズ把握と、緊急度・重要度に基づく優先順位の評価を組み合わせることが、解決に向けた実践的手法として求められる。このプロセスにおいては、弁護士と福祉職が専門知見を共有し、表面的な法的・制度的問題だけでなく、生活全体に深く関与することが求められる。課題によっては、法律事務所で対応するのではなく、地域の福祉機関等に支援をつなぐことが適切な場合もあり、課題解決への道筋を示すことも福祉職の重要な役割である。

## ② 役割分担

問題解決の優先順位とそれに伴う支援方針への合意に基づき、弁護士は法的支援を、福祉職は法律事務と福祉的支援を行う。支援プロセスの中で新たに判明する事実や発生する状況、あるいは相談者の病状の進行による判断能力の有無や程度の変化などに応じて、適宜、優先順位や支援方針の見直しが必要である。

4つの事例を俯瞰すると、弁護士が法律専門職としての役割に比較的固定的に位置づけ

られている一方で、福祉職は、事務員と福祉職の二つの立場を使い分けながら、法的手続きを補助する者、相談者の相談相手や環境調整者、相談者家族や地域の福祉関係者の相談相手や連絡窓口、新たな資源の開発者といった多様な役割を担っていることがわかる。支援者による支援が展開すると、新たな役割が生まれ、果たすべき支援者の役割が増えていくが、これらの役割の選択や開発においては、①既存の役割規範を相対化して選ぶ場合と、②新たな役割を開発・追加する場合がある（小西 2018）。法律事務所の福祉職にもこれらの役割形成過程があることがわかった。福祉職は、多様な役割を担うなかで、自己のアセスメントに頼るだけではなく、事務所外の複数の関係者から相談者の状況や置かれた環境について情報収集し、それを問題解決に活かしていた。ここに、法律事務所における福祉職の存在意義が示されている。

福祉職は様々な役割を担いながら、相談者やその家族・支援者との信頼関係を深め、支援に対する彼らの安心感や納得感を醸成し、それが不信感の払拭と支援の受け入れ（事例 1）や家族・支援者との円滑な連携（事例 2, 3）、相談者の希望や本音の聞き取り（事例 4）につながっていた。福祉職が、弁護士との協働において、単なる事務員のように受動的な役割にとどまるのではなく、支援の必要性に応じて自らの役割を提案し、実行する存在として位置づけられるならば、法律事務所における福祉職の専門性と自律性を印象付けることができ、それは法律事務所における福祉職の職域形成につながると考えられる。

他方、事例 3 では、福祉職の役割に伴い倫理的葛藤を抱える可能性があることが示唆されている。司法福祉実践において福祉職が感じる倫理的葛藤への対応については前節で述べた通りである。

### ③ 福祉職に求められる法的知識と法的思考への理解

法律事務所で支援を行う上で、福祉職にも法的知識や法的思考への理解が不可欠である。事例 1 や事例 2 では弁護士の補助者としての事務員の立場で裁判所や銀行と交渉することで円滑な業務遂行を図っていた。事例 1 では、法的支援を受けることに不安を感じる相談者に対して、福祉職が法的手続きについて繰り返し丁寧に説明することで相談者の安心感が醸成され、支援の受け入れにつながっていた。事例 3 でも福祉職が事務員として法的手続きを補助したことで福祉的支援ニーズの掘り起こしにつながっていた。事例 4 では福祉職が弁護士の意図する法的解決を理解したうえで、相談者の疑問や希望を捉えてそれを法的解決に反映させる支援を行っていた。

法律事務所で司法福祉を実践するには、ソーシャルワークの価値や知識や技術だけでなく、法的知識や法的思考を備えた者が弁護士と協働することが必要である。

一方で、弁護士以外の事務職員の非弁行為に対する懸念も指摘されており、司法福祉実践を進める上では、この点に対する慎重な配慮が求められる。非弁行為に対する懸念を払拭するためには、具体的には①事務職員が、弁護士の立てた事件処理の方針やそれが依頼者にどのように伝わっているのかを理解する能力を有し、実際に理解していること、②弁護士が事務職員と絶えず密接に意思疎通を図ること、③意思疎通に基づき、事務職員が担う業務の細部に至るまで弁護士がただちに具体的な指示を出すか、直接依頼者と連絡を取

れることが必要である（塩梅・中野 2025）。司法福祉実践の実効性を高めるためには、福祉職がその専門性を維持しつつも、法律実務に対する理解と責任ある関与が可能な職能形成を行うことが重要である。

#### ④ 地域社会との連携

福祉的支援ニーズを伴う法律相談では、相談者がすでに福祉サービスを利用していたり、支援過程で外部機関との連携や福祉サービスの利用調整を行うことが多くある。実際に、4つの事例の全てで相談者は何らかの形で地域福祉との関わりが確認された。事例1の相談者は認知症が急激に進行する段階にあり、事例2の本人は重度の認知症にあることから、生活全般にわたる継続的な支援が不可欠であり、法律問題の解決においても地域の支援者との連携が必要であった。

地域の福祉専門職との連携を円滑に進めることは、法律事務所の福祉職の重要な役割である。この連携は、法律問題が生じた相談者の生活環境や日常の様子に関する情報を得る重要な機会であると同時に、地域福祉関係者との相互理解を深める貴重な機会となる。事例からも、福祉職が法律事務所と地域福祉の間の専門的な橋渡しを担うことで、関係機関の距離が近づく様子が確認できた。事例1では、社協の職員が弁護士には気軽に聞きにくい法的手続きや支援上の不安や悩みを福祉職に相談する様子が見られた。特に、費用面から弁護士への相談に障壁を感じるという司法アクセスの問題に対しては、連携の中核となる福祉職を配置することが極めて効果的であると言えるだろう。このような地域の福祉関係者からの支援要請に適切に対応するためにも、福祉職には一定の法的知識が求められる。

法律事務所では、相談者の抱える生活上の課題に対して事務所内のみで完結する支援を行うことが困難な場合が多い。このような場合に、専門機関を紹介することで解決の道筋を示すことも、福祉的支援ニーズを伴う法律相談において法律事務所が行うべき重要な任務である。相談者の抱える法律問題の実体的解決を図るためには、個別的な支援にとどまるのではなく、相談者が所属する社会や集団の支援者と連携して多角的な支援を行うことが不可欠となる。

#### ⑤ 家族関係のアセスメントと多層的支援（修復的視点と支援対象の再定義）

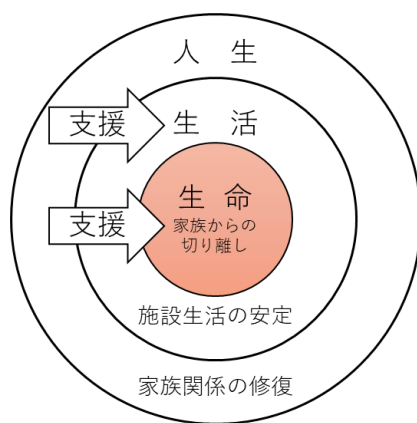
社会福祉の領域では、民事司法と連携して対応すべき財産被害や人権侵害が、単なる「家庭内の問題」として対応され、法的な権利擁護が後回しにされてきたという構造的課題があることは第1章で述べた通りである。このような背景のもと、第3章の福祉的支援を行った法律相談の類型化においても「支援する家族の有無」が重要な指標となった。分析した4事例すべてにおいて、家族機能の不全（将来的な欠如を含む）や過度な依存といった家族基盤の脆弱性が確認され、それが生活基盤の不安定要因となっていた。すなわち、家族との関係性は依然として個人の人生に多大な影響を及ぼしている。しかし、個人の問題を家族機能という「私的な資源」のみに委ねてきた結果、虐待や介護殺人といった悲劇的な悪循環が生み出された側面も否定できない。したがって、支援の場面では、家族を単なる「解決の担い手」と見なすのではなく、家族が抱える負担や潜在的なリスクを考慮した

上で、どの程度まで支援の主体として位置づけるべきかについて、慎重に検討する視点が不可欠である。

ライフを扱う対人支援職は、生命・生活・人生というライフの三層構造のどのレベルにおいて生じた局面であるかを判断しながら支援を行うことが求められる（田中 2013）。これを事例 2 に当てはめると図表 5-8 のようになる。事例 2 では、家族から虐待を受けた本人の「生命」の安全と「生活」の安定を優先した結果、家族機能の活用は選択されず、家族関係の修復も検討されなかった。本事例で注目点として見いだされた関係性の再構築や感情の回復を目的とする支援アプローチである「修復的司法」は、本事例においては「人生」の局面に対する支援であり、それは「生命」や「生活」と比べると優先度が低いものであった。事例 3 においては、家族の関係性への介入が法律問題の解決の阻害要因にならないように注意しながらも、関係性の維持・改善のための家族間の話し合いを提案する支援を行った。

法律問題の解決においても、どの局面で生じた問題であるかを見極めた上で、解決の優先順位や支援方針を立てることが重要である。「生命」や「生活」の安定が支援の不可欠な前提であることを認識した上で、事例によっては「人生」（関係性の修復）へのアプローチが、結果として生命や生活の安定を強固にする鍵となる場合もある。支援者はこれらを切り離された階層としてではなく、相互に影響し合う動的な関係として捉える必要がある。

また、事例 3 では、相談者本人への直接的支援が困難、あるいはそれだけでは不十分な場合であっても、家族を「支援を担う資源」としてではなく、「支援を要する対象」と捉え直すことで、結果的に相談者の問題の実体的解決に貢献しうることが示唆された。すなわち、民事司法においては、支援の対象を相談者本人に限定するのではなく、その家族や周辺環境へと拡張することで、問題の実体的解決を実現しうることが明らかとなった。



図表 5-8 事例 2 におけるライフの三層構造の価値のせめぎあい

田中（2013：13）をもとに筆者作成

#### 4. 支援終結の段階

##### ① 心理的サポートと安心感の醸成

3つの事例の相談者が、法的支援そのものへの安心感だけでなく、今後も継続的な支援が得られるという見通しに対する安心感を語った点は、特筆に値する。事例1では、相談者自らが抱えていた法律問題が解決したことよりも、息子の将来を信頼できる人に託せたことへの安心感が語られた。事例3でも法律問題が解決したことだけでなく、相談者の家族への継続的な支援への安心感が示されていた。事例4でも親亡き後の子どもへの心配を反映させた問題解決ができたことと継続的な支援への安心感と期待が語られた。これらの事例からは、相談者は、抱えていた法律問題が解決したことだけではなく、法律問題として表面化した相談者が抱える課題や将来への不安が、法律問題と連動する形で解消されたことに対して安心感を抱いていたことが読み取れる。すなわち、司法福祉の支援を受けたことにより、相談者が将来に対して肯定的な見通しを持つことが可能になり、その見通しの獲得が「安心感」として表出したと考えられる。

先述の通り、通常法律相談では、「課題中心アプローチ」に基づく支援が行われる。これに対して、法律相談で「問題解決アプローチ」に基づく司法福祉実践を行うことで、相談者が主体的に問題解決に取り組み、その経験を通して自己効力感を回復していくことが可能になる。そして、終結の段階で、相談者やその関係者との今後の連携体制を具体的に示すことは、相談者にとって、困難に直面した際にアクセス可能な支援の手段を明確に獲得したことを意味する。このような支援資源の可視化と利用可能性の確保は、相談者の持つストレングスの一つとして機能し、今後の問題解決能力を支える重要な要素となる。福祉職は、終結段階において相談者の安心感を醸成するとともに、相談者自身が自己のストレングスを再認識できるような心理的サポートを提供することで、支援の過程で育まれた自己効力感の回復と相まって、相談者が主体的に人生を歩むための力を育む契機となる。

##### ② 事後評価と地域との連携

支援終結の場面は、支援者自身も自らの支援を振り返り、その内容を評価する機会でもある。事例3では、福祉職は支援の立ち位置に悩みながら支援を行っていたが、終結の場面で相談者が支援への納得や安心感を表した様子を見て、適切に支援が行えたことが確認できた。支援とは、支援者と対象者の相互作用を通じて展開されるものである。終結の場面では、法的支援によって得られた成果という客観的事実に加え、相談者とのやりとりを通じて、弁護士や福祉職が自らの支援内容を振り返って評価することができれば、その後の支援の質を向上させるための手がかりを得ることができるであろう。

事例2は、支援は終結せずに弁護士の後見人としての活動が継続するため、福祉職は弁護士の補助者として後見業務を担っていくことになる。このように弁護士の代理で支援を行っていく場合、弁護士と福祉職は業務の範囲や支援方針、責任の範囲について合意しておく必要がある。合意することで、福祉職は安心して業務を行うことができるとともに、弁護士も安心して福祉職に支援を任せられることができる。この合意には、福祉職から弁護士への報告や弁護士による業務監督の頻度や方法についても含めることが必要であろう。

事例4では、法律問題の解決に伴い、弁護士と福祉職は、相談者の団体で相談役に就任することになった。法律事務所の職員が地域で活動することで、法律事務所と地域のつながりや今後の連携の円滑化が促進されるだけでなく、地域住民の法律事務所に対する敷居の高さを和らげ、地域における司法アクセス問題の解決につながる可能性がある。

福祉的支援ニーズを伴う法律問題の解決では、支援の段階で地域社会や外部機関との連携や協働が重要であるが、支援終結段階で、相談者への支援を地域へどう引き継いでいくかも重要な視点である。法律事務所による支援を継続するよりも、地域福祉の支援体制に引き継ぐ場合が多いと言える。相談者への支援を途切れさせることなく地域に繋いでいくことが法律事務所の司法福祉実践の重要な機能である。

## 本章の結論

本章では、これまでの研究成果に基づき、民事司法における司法福祉の展開に向けた試論を述べた。具体的には、民事司法の中核を担う法律事務所における司法福祉実践の意義と、その実践で求められる要素について考察した。

まず、法律事務所における司法福祉実践の意義として、大きく2点挙げられることが明らかとなった。それは、①従来の課題中心アプローチに基づく法律相談を、問題解決アプローチへと発展させることができる、②従来の法律相談では対応不十分であった「福祉の必要性潜在型」と「専門知見協働型」の相談者に対して、福祉職との協働による支援を可能とする、である。

また、このような司法福祉実践を成立させるには、「法的支援」「相談支援」「生活支援」という3つの支援を一体的に展開し、各支援間および弁護士・福祉職・相談者の三者間に多様な相互作用を生み出すことが不可欠である。

続いて、司法福祉実践における福祉職の存在意義について検討した。その結果、福祉職が弁護士と協働することで、法律相談において問題解決アプローチに基づく支援が可能となり、さらに福祉職がその専門性を発揮することでエンパワメント・アプローチが実現され、相談者がパワーレスな状況から脱却し、主体的な生き方を取り戻す契機となることが明らかとなった。

さらに本研究では、福祉職の存在意義として「家族関係のアセスメントを通じた支援対象の再定義」という重要な側面を見いだした。民事司法の現場においては、家族は往々として解決の「資源」としてのみ期待されるか、あるいは「私的な問題」として等閑視されてきた。しかし、福祉職による支援によって、家族を単なる支援の担い手と見なすのではなく、時には家族そのものを「支援を要する対象」として捉え直し、支援の射程を相談者本人から家族や周辺環境へと拡張することで、問題の実体的解決を実現しうることが示唆された。

もっとも、こうした複雑で多層的な支援を行う福祉職は、司法と福祉のはざままで倫理的葛藤に直面する可能性が高い。しかしそれは、両者の異なる論理が交錯する実践現場において避けられない課題であり、むしろ、そのような状況において対話と相互調整を通じて

妥協点や新たな解決策を見いだしていくプロセスこそが、司法福祉実践の本質的意義であると考えられる。

最後に、これらの理論的・実践的考察を踏まえ、第4章で明らかとなった福祉的支援が必要な法律相談の4類型ごとの特徴や求められる支援方法を統合し、「法律事務所における司法福祉実践マニュアル」を提示した。このマニュアルは、司法福祉実践を体系的に示すものであり、法律事務所における司法福祉の実践モデルを提示するという本研究の目的を達成するものであるとともに、本研究の主要な成果である。

## 終章 本研究の結論、意義と限界

本章では、はじめに本研究の結論を示し、研究の意義と限界について確認する。そして、今後の研究課題について展望する。

### 第1節 本研究の結論

本研究では、司法福祉が課題とする法律問題に伴う福祉的支援ニーズとそれらへの対応に注目し、民事司法の中核を担う法律事務所が取り扱う法律相談に内在する福祉的支援ニーズの内容を明らかにし、規範的解決と実体的解決に向けた司法福祉実践の可能性について検討した。研究を通じて、民事司法における司法福祉実践に関する研究の発展に資する基礎的なデータを示すことができたと考える。本研究において、特に強調したい知見は以下の4点である。

#### 1. 日本の司法福祉研究における民事司法の位置づけを明らかにした

国内外の文献研究を通じて、人々が日常生活で直面する民事的な法律問題の解決の働きである民事司法は、司法福祉実践が対象とする「心身の障害や生活上の困難・課題に起因する法律問題の解決の場面」と重なっており、司法福祉の実践領域に含まれることを明示した。また、民事司法が対象とする日常生活で起こる法律問題は、社会福祉が対象とする生活問題の一部であり、生活問題を解決するという目的においては、社会福祉と民事司法の営みは共通しており、民事司法と社会福祉は親和性が高いと言えることを明らかにした。これにより、人々の抱える生活問題や社会問題の実体的解決・緩和を目指して、民事司法における司法福祉実践の可能性を探求することの必要性が浮き彫りとなった。

#### 2. 法律事務所における福祉的支援の実態、特徴、課題を示した

本研究では、愛知県内の限られた法律事務所という対象範囲を限定した調査ではあったが、調査により、弁護士による法律事務を主たる業務とする法律事務所でも、成年後見を中心に、民事案件においても福祉的支援が行われている実態を明らかにした。また、福祉的支援を行う法律事務所の体制として、①弁護士が中心となり対応し、事務員は弁護士の補助をする「弁護士主導型」、②弁護士と社会福祉の知識を有する事務員が協働して対応する「協働型」、③社会福祉士が中心となって対応する「社会福祉士主導型」の3形態があることがわかった。これらの支援体制の違いに基づいて法律事務所における福祉的支援の現状を整理できたことは、司法福祉実践の可能性を探求する上で重要な知見である。

さらに、これらの形態ごとの特徴と課題を明らかにし、それぞれに必要なとされるスキルと課題の解決方法を検討した。その結果、福祉職が弁護士の身近で、事務員という立場から福祉的支援を行う「協働型」の場合、法的支援と福祉的支援の一体性が増し、相談者の問題の実体的解決・緩和に寄与する可能性が示唆された。

法律事務所における福祉的支援は、法的決着を要する問題に対して、その決着の効果を最大化する（規範的解決と実体的解決）ために行われるものであり、そのためには、司法

と離れて業務を行うのではなく、司法と福祉双方の視点を備えた「一体の支援」を展開していく力が求められる。

一方で、法律事務と福祉的支援の両方を担う事務員の立場の福祉職は、業務負担の増大や職場内での孤立、弁護士との価値観の相違に起因する倫理的葛藤を抱えやすいという課題も浮き彫りとなった。

### 3. 法律相談に含まれる福祉的支援ニーズの内容と求められる支援を明示した

本研究は、法律事務所の法律相談における福祉的支援ニーズの内在性と司法福祉実践の必要性を実証的に明らかにした。調査対象とした法律事務所の相談事例を分析した結果、法律相談全体の約4分の1という高い割合で福祉的支援が行われていることが明らかとなった。この事実は、表面化した法律問題の背景に、相談者の生活上の困難や課題が潜在している場合があることを示唆している。これにより、従来の法的解決にとどまらない、福祉的視点を取り入れた司法福祉実践の必要性が基礎的なデータに基づき証明された。

さらに、福祉的支援を行った法律相談には、①相談者の能力の課題、②相談者の生活環境に起因する課題、③法制度の限界・運用上の課題、という3つの主要な課題が内在していることを明らかにし、これらの相談の類型化を試みた。その結果、「後見制度の利用」「福祉機関の関与」「支援する家族」「本人の問題意識」の4項目が、福祉的支援の要否を判断する重要な指針であり、これらは先述の3つの主要な課題とも関連していることがわかった。この4項目に基づき、次の4類型に整理することができた。それは、①法律問題の解決過程で新たな福祉的支援ニーズが顕在化する「福祉の必要性後出型」、②相談当初から福祉的支援ニーズが明確に認識される「福祉の必要性顕著型」、③実体的解決のためには潜在する福祉的支援ニーズを掘り起こす必要がある「福祉の必要性潜在型」、④法的支援の過程で福祉専門職の知見が活用される「専門知見協働型」である。

これらの類型ごとに、相談者が直面する課題の性質や、求められる支援が異なることを示した。この知見は、法律相談における福祉的支援においては、相談者の特性や課題の性質に応じた多様な支援アプローチが求められることを論証するものである。

### 4. 法律相談における福祉的支援の必要性を可視化するフローチャートと司法福祉実践マニュアルを提示した

福祉的支援を必要とする法律相談に内在する課題を体系的に整理し、それを可視化する「判断フローチャート」を作成した。このツールを活用することで、相談の初期段階において、福祉的支援の要否、支援の方向性および相談の類型を早期に把握することが可能になる。また、福祉的支援ニーズを伴う法律相談において、司法（弁護士）と福祉（福祉職）が具体的にどう連携し、いかなる支援を行えばよいかについて、法律相談のプロセス（相談受付、法律相談、支援、支援終結）における4類型（福祉の必要性が後出型・顕著型・潜在型と専門知見協働型）ごとの特徴を統合的に整理した「司法福祉実践マニュアル」を提示した。これらは、法律事務所における司法福祉実践を実質化するための具体的な実践モデルを提示したものである。

以上の研究成果は、学術的・実践的に重要な知見であり、法律事務所における司法福祉実践の具体的方策を検討するための重要な基礎データを提供するとともに、民事司法における司法と福祉の連携を強化するための方向性を示すものである。また、法曹界および社会福祉分野の双方にとって、今後の制度設計や実務改善に資する示唆を与えるものとも考えられる。

## 第2節 本研究の意義

本研究では民事司法の中核である法律事務所における相談内容や支援内容の調査・分析を行い、民事司法における司法福祉実践の可能性について多角的に考察を重ねてきた。そこから導き出される本研究の意義は以下の4点と考える。

### 1. 民事司法が司法福祉の重要な実践領域であることを理論的に確認し、その特有の意義を明らかにした

本研究は、司法福祉が課題とする法律問題に伴う福祉的支援ニーズとそれらへの具体的対応に注目し、民事司法における司法福祉実践の可能性を探究することを目的とした。日本の司法福祉研究においては、民事司法が理論上その対象領域に含まれるとされてきたものの、実践的な関心は刑事司法領域に偏重しており、家事に関する研究の蓄積は一定あるものの、それ以外の民事司法を対象とする研究はほとんど進展してこなかった。

本研究は、このような状況を踏まえ、民事司法に焦点を当て、国内外の文献研究を通じて、家事以外の部分も含め、民事司法が司法福祉の実践領域として位置づけられるべきことを理論的に確認した。さらに、民事司法の中核的实践現場である法律事務所において実施した実証的調査により、法律相談に内在する福祉的支援ニーズの内容を明らかにするとともに、これらの相談に対して法的支援と福祉的支援を一体で提供し、問題の実体的解決を図る必要性を示した。

以上の成果を通じて、民事司法が司法福祉の重要な実践領域であることを理論・実証の両面から明確にし、我が国における司法福祉研究の深化に寄与することができた点に本研究の大きな意義がある。

また、第1章第1節でも述べた通り、刑事司法における司法福祉実践は、本人の更生と社会復帰を目的とする司法手続上の制約、並びに問題解決のプロセスが司法判断に強く規定されるという制度的性質から、司法と福祉の連携の実現にとどまり、問題の実体的解決にまで至らない傾向が強いと言える。これに対し、民事司法においては、当事者の生活再建や主体性の回復という目標に向けて、より多角的かつ柔軟な支援を展開しうる余地があることが明らかとなった。

特に、第4章の事例分析からは、本人への直接的支援が困難、あるいは不十分な場合であっても、本人を取り巻く家族や周囲の人々に対する支援を通じて、結果的に本人の抱える問題の実体的解決を実現しうるということが強く示唆された。すなわち、支援の対象を「問題

を抱えた本人」に限定するのではなく、「その家族や周囲の人（サービス事業者を含む）」へと拡張し得る点こそが、民事司法における司法福祉実践の特徴であり、独自の知見である。

このことは、問題解決に際して本人のみを対象とするのではなく、本人を取り巻く環境（家族や地域など）への働きかけが、法律問題を含む本人の抱える問題の実体的解決に不可欠であるという司法福祉の基本理念を、民事司法領域において実践的に具現化しうることを示している。この「支援対象の拡張」という新たな知見は、刑事司法を中心とした従来研究には見られなかった民事司法特有の意義であり、本研究の学術的価値を一層高めるものと言える。

## 2. 法律事務所における司法福祉実践に必要な要素を明らかにした

本研究は、法律事務所における司法福祉実践では、単なる「法的支援」にとどまらず、「相談支援」及び「生活支援」と合わせた3つの支援を一体的に展開する必要があることを明らかにした。これを実現するには、弁護士と福祉職が分担的に連携するのではなく、相互作用する「三位一体型の支援」体制が不可欠である。このような支援を行うことで、相談者・弁護士・福祉職間にも多様な相互作用が生まれ、これは、相談者の主体的な問題解決や法制度の限界を超えた柔軟な支援を実現するための重要な要素であると論じた。

また、弁護士や福祉職が相談者との関わりの中で直観的に抱く「違和感」は、潜在する福祉的支援ニーズの発見と適切な支援につながる重要な手がかりであり、これを見逃さずに掘り下げる力が求められる。司法福祉実践においては、弁護士は福祉的支援の必要性に気づき福祉職と連携する力を持ち、福祉職は違和感を的確に支援へと昇華させる専門性と民事司法の理解が必要である。これらの力が司法福祉実践の基盤となる。司法福祉実践の基盤となる要素を明らかにしたことは、法律事務所における司法福祉実践を普及させる上で大きな意義がある。

しかし、これらの実践において中核的役割を担う福祉職は、法律事務と福祉的支援の双方を求められるなかで、業務負担の増大や職場内での孤立、弁護士との価値観の相違に起因する倫理的葛藤を抱えやすいことが明らかとなった。本研究は、こうした葛藤が司法と福祉という異なる論理体系が交差する現場において不可避であるとともに、現場での対話や試行錯誤を通じて新たな支援の方法を模索する実践の核心であることを示した。

このような葛藤を単なる困難や失敗としてではなく、司法福祉実践が機能している証として肯定的に捉え直す視点の重要性を示した点に、本研究の意義がある。福祉職には、法制度の枠組みに働きかけつつ、専門性と柔軟性を兼ね備えた支援を展開する司法福祉実践能力が求められる。本研究は、福祉職が倫理的葛藤を通じて専門性を深化させ、司法と福祉をつなぐ実践者として成長していく過程に意義を見だし、今後の司法福祉実践の発展に資する基盤的知見を提示したものである。

### **3. 福祉職の存在が、法律事務所における司法福祉実践を問題解決アプローチからエンパワメント・アプローチへと発展させる可能性を明らかにした**

本研究は、法律事務所の司法福祉実践において、弁護士と協働する福祉職（福祉専門性を有する事務員）の存在が、法的支援と福祉的支援を統合し、司法福祉実践を実現する上で重要な役割を果たすことを明らかにした。

協働型の支援体制では、福祉職が法律問題の背景にある生活上の課題や感情的側面に配慮しながら、相談者が自己の力で問題を解決する経験を支援する。このプロセスは、従来の「課題中心アプローチ」に基づく法的支援を、「問題解決アプローチ」へと発展させるものである。

さらに、福祉職による支援は、相談者の強み（ストレングス）や可能性を引き出すエンパワメント・アプローチを体現するものであり、パワーレスな状態にある相談者が尊厳を回復し、主体的に生きる力を取り戻す過程を促進する。法律問題の解決が、単なる権利回復にとどまらず、相談者の生活の質の向上や自立（自律）支援へとつながる点に、司法福祉実践における福祉職の存在意義が見いだされる。

本研究は、福祉職による専門的支援が、法律事務所における司法福祉実践を、問題解決アプローチから更にエンパワメント・アプローチへと発展させる可能性を実証的に明らかにした点において、実践的かつ理論的意義を有する。

### **4. 法律事務所における司法福祉の実践モデルを提示した**

本研究の到達点として、法律事務所における司法福祉実践を実質化するための具体的な実践マニュアルを提示した。このマニュアルは、以下の実践的意義を持つ。

①相談受付段階では、相談者の抱える生活上の課題を早期に察知し、福祉的支援の要否と求められる支援を予見的に検討する体制の構築。

②法律相談段階では、弁護士と福祉職の役割を明確化し、両者がそれぞれの専門性を活かして協働することで、相談者との信頼関係の構築と問題の本質的な理解を促進する。

③支援段階では、司法と福祉という多角的な視点から課題を評価し、協働することで、相談者が主体的に問題解決に取り組む問題解決アプローチが可能となる。この支援プロセスは、エンパワメント・アプローチに基づき、相談者が自己の尊厳を回復し、主体的に生きる力を取り戻す契機となる。また、支援の対象を相談者本人のみならず、その家族や周辺環境へと拡張することで、問題の実体的解決を図る手法を提示した。

④支援終結段階では、継続的支援への橋渡しや自己効力感の回復を図る支援を展開でき、相談者がその後の人生を自律的に歩む契機になる実践が行える。

これらの成果は、法律事務所における司法福祉実践の質的担保に資するとともに、民事司法における司法福祉の可能性を実質化したものである。

### 第3節 本研究の限界

本研究は、民事司法の中核的実践現場である法律事務所に寄せられる法律相談に内在する福祉的支援ニーズに着目し、司法と福祉がどう連携し、いかなる支援を行えば、問題の実体的解決・緩和を実現できるかを検討してきた。その成果として、法律相談における福祉的支援の必要性を可視化するための実践ツールである「判断フローチャート」と、具体的な司法福祉の実践モデルとしての「法律事務所における司法福祉実践マニュアル」を提示した。

一方で、本研究には、将来的な研究の深化に向けた以下の学術的及び実践的限界が残されている。

第一は実践的検証の限界である。提示したマニュアルは、実際の法律相談での本格的な運用に至っておらず、有効性が十分に検証されたとは言えない。また、フローチャートについても、事例研究では活用したものの、法律事務所の通常業務における汎用性や実用性の検証は、今後の課題として残されている。

第二は、理論的・政策的議論の限界である。相談の4類型ごとの特徴を踏まえた、実践を担う弁護士や社会福祉士等の専門職に求められる具体的な実践能力や、それらを体系的に習得するための育成方策や研修プログラム、政策的支援のあり方について、十分な理論的・政策的な議論を展開するには至らなかった。これは、司法福祉実践の持続的な発展に向けた重要な実践的・政策的課題である。

第三は、研究デザイン上の制約（選択バイアス）である。本研究で用いたデータは、調査対象としたX法律事務所の所長弁護士が福祉に高い理解を示しているというポジティブな選択バイアスを含んでいる。このポジティブなバイアスを前提とすれば、本研究が示す「福祉的支援ニーズが含まれる法律相談の割合」や「司法福祉実践の可能性と実践の程度」は、福祉への理解が必ずしも高くない全国の平均的な法律事務所の実態と比較して、過大評価となっている可能性が高いと結論づけられる。

ただし、このバイアスは、法律事務所という場において司法福祉実践に関する研究を行うための必要条件であったと認識している。所長弁護士の福祉に対する理解がなければ、そもそも本研究で研究対象である「司法福祉実践」自体が成立し得なかった可能性が高い。むしろ、このバイアスを伴う研究結果は、法律事務所において司法福祉を実践するためには、所長弁護士の福祉に対する積極的な理解が不可欠な要素であることを実証的に裏付ける重要な知見の一つであると位置づけられる。

これらの限界と考察を踏まえ、今後は、まず、フローチャートやマニュアルを実際の法律相談で運用し、その実践的な検証を進めることが不可欠である。検証を通じて有効性を確認し、内容を継続的に改善していくことで、司法福祉実践のあり方を追求していくことが必要である。

さらに、この実証結果を踏まえ、現場で実践を担う者がいかにして専門的能力を習得していくかという課題に対し、他機関との連携や多職種協働を視野に入れた専門職育成プログラムの策定を検討していくことが、今後の実践的・政策的な貢献として求められる。

#### 第4節 今後の研究課題

本研究の成果を踏まえ、民事司法における司法福祉実践の持続的な発展と普及に資する今後の研究課題として、以下の三点を挙げる。

第一に、本研究の到達点として提示した「法律事務所における司法福祉実践マニュアル」および「判断フローチャート」を実際の法律相談に適用し、その有効性や課題を実証的に検証することである。こうした実践を重ね、実践マニュアルやフローチャートを継続的に改善していくことは、法律事務所における司法福祉実践の定着・普及に向けた重要な一歩となる。

第二に、司法福祉実践の意義を法曹界に広く理解してもらい、判断フローチャートやマニュアルを多くの法律事務所に普及させ、標準的な業務プロセスとして確立することである。そのためには、弁護士向けの研修プログラムの開発や、実践事例を共有する学際的な場の構築など、さらなる研究と実践的な取り組みが求められる。これらの取り組みは、司法福祉実践を一部の福祉に理解のある法律事務所限定せず、法曹界全体の標準的プロセスとして位置づけるために不可欠である。

第三に、司法福祉実践を担う福祉職の養成と職域確立に関する検討である。本研究は、法律事務所における福祉職の重要性を示すと同時に、業務過多や職務上の孤立、司法と福祉という異なる専門性に基づく倫理的葛藤など、協働型の福祉職が直面する困難も明らかにした。筆者の実務経験からは、こうした課題は、福祉職としての専門性を確立し、職務範囲を明確化するとともに、専門職として能動的なマネジメント意識を持つことで克服しうると考える。今後は、福祉的支援ニーズを含む法律相談の類型ごとの特徴に対応した民事司法特有の実践能力を明確化し、法律事務と福祉的支援を統合的に担う人材の養成プログラムを設計する必要がある。あわせて、法律事務所の福祉職が、単なる事務員のように受動的な役割にとどまるのではなく、支援の必要性に応じて自らの役割を提案し、実行する存在として位置づけられるための職域確立に向けた政策的研究を進めることが重要な課題である。

## 謝辞

本研究の締めくくりにあたり、博士課程の全過程を通じ、多くの皆様から温かいご指導とご支援を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

まず、指導教員である湯原悦子教授に、心より深く感謝申し上げます。研究計画の立案から手法の選定、分析の細部に至るまで、先生との対話は、迷走する私の思考を解きほぐし、研究を深化させる貴重な導きとなりました。学術的なご指導はもちろんのこと、公私にわたる様々な悩みに寄り添っていただき、論文提出直前まで思い悩む私を、忍耐強く支え続けてくださったことは、感謝してもしきれません。司法福祉に対する揺るぎない信念に基づいたご示唆はもとより、研究者として、また一人の人間としての真摯な姿勢に、多くを学ばせていただきました。多大なご心配とご負担をおかけしたことをお詫び申し上げるとともに、先生の門下で学べた幸せを噛み締め、改めて深謝申し上げます。

副指導教員の斉藤雅茂教授には、研究計画の段階から調査手法に関する精緻なご指導を賜るとともに、論文題目の決定に際し示唆に富むご助言をいただきました。先生の深く温かなご指導により、調査結果を適切にまとめるとともに、本研究の核心を突く題目を冠することができました。心より感謝申し上げます。山田壮志郎教授には、本研究の核心である民事司法と社会福祉の関係性について、本質を突くご助言を賜りました。また、民事司法における司法福祉実践の独自の意義に関するご示唆は、私にとって大きな気づきとなりました。先生のご指導により、研究の焦点が明確になるとともに考察をさらに深めることができ、本研究の学術的意義を見いだすに至りました。誠にありがとうございました。

本研究においては、数多くの皆様のご協力により、実証的な調査を実施することができました。アンケート調査にご協力くださった弁護士の皆様、法律事務所事務員の皆様、また、インタビュー調査を快くお引き受けくださった法律事務所事務員および社会福祉士の皆様には、お忙しい中ご協力いただき、心より感謝申し上げます。とりわけ、本研究の中心的な調査であった事例研究においては、ご協力くださった皆様のおかげで、研究の目的を達成し、論文としてまとめることができました。研究参加者の皆様から、支援への感謝のお言葉だけでなく、研究への励ましのお言葉を頂戴したことは、研究をまとめていく上で大きな支えとなりました。重ねて御礼申し上げます。

最後に、在職中の進学に深いご理解とご配慮を賜り、データの使用許可や研究フィールドのご提供、さらに研究協力者として本研究にご参画いただき、法律専門職として数多くのご助言と励ましをくださった弁護士の熊田均先生に、心より深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

## 文献

- 安達智子 (1998) 「セールス職者の職務満足感－共分散構造分析を用いた因果モデルの検討－」『心理学研究』69 (3), 223-228.
- 赤羽忠之 (1980) 「少年非行と家庭裁判所の福祉実践」『法社会学』1980 (32), 103-11.
- 塩梅修・中野俊之 (2025) 「法律事務職員の“非弁”懸念を払しょくするために」『自由と正義』76 (8), 27-30.
- 新井誠・赤沼康弘・大貫正男編 (2014) 『成年後見制度 法の理論と実務 第2版』有斐閣.
- 有馬明恵 (2021) 『内容分析の方法 [第2版]』株式会社ナカニシヤ出版.
- Barker R. L. (2003) The social work dictionary (5th Edition), National Association of Social Workers.
- Barker R. L. and Branson D. M. (2000) Forensic Social Work: Legal Aspects of Professional Practice (Second Edition), The Haworth Press.
- Buchanan S. Nooe R. M. (2017) Defining Social Work within Holistic Public Defense: Challenges and Implications for Practice, Social Work, 62, 333-339.
- 千葉県社会福祉士会・千葉県弁護士会編 (2018) 『刑事司法ソーシャルワークの実務 本人の更生支援に向けた福祉と司法の協働』日本加除出版.
- Covey, S. R. (1989) The Seven Habits of Highly Effective People, Franklin Covey Co. (= 2020, フランクリン・コヴィー・ジャパン訳『完訳7つの習慣(普及版)』株式会社FCE, キングベアー出版.)
- Department of Health (2016) Forensic Mental Health Social Work: Capabilities Framework ([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/569389/Forensic\\_SW\\_Capabilities.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/569389/Forensic_SW_Capabilities.pdf), 2026.1.3).
- 藤本哲也・生島浩・辰野文理編 (2016) 『やわらかアカデミズム・<わかる>シリーズ よくわかる更生保護』ミネルヴァ書房.
- 藤原正範 (2006) 「司法福祉学の本質と対象領域に関する考察」『鈴鹿医療科学大学紀要』(13), 73-84.
- 藤原正範 (2017) 「第14章 司法福祉の方法・技術－司法福祉実践とは何か」日本司法福祉学会編『改訂新版 司法福祉』生活書院, 200-219.
- 藤原正範 (2024) 「山口司法福祉論の原点を探る」(2024.9.8 日本福祉学会第24回全国大会第5分科会配布資料 [武蔵野大学]).
- 藤原正範・古川隆司編 (2013) 『司法福祉－罪を犯した人への支援の理論と実践』法律文化社.
- 古川孝順 (2004) 『社会福祉学の方法 アイデンティティの探求』有斐閣.
- Grisso, T. and Appelbaum, P. S. (1998) Assessing Competence to Consent to Treatment: A Guide for Physicians and Other Health Professionals, Oxford University Press. (= 2000, 北村總子・北村俊則訳『治療に同意する能力を測定する 医療・看護・介護・福祉のためのガイドライン』日本評論社.)
- 羽生香織 (2024) 「第5章民法」永野仁美・大橋真由美・笠原千枝・ほか『ソーシャルワーカーのための法学入門－経理用語の担い手となるために』有斐閣, 153-196.
- 濱野亮 (2016) 「司法ソーシャルワークによる総合的支援」『立教法学』93, 155-194.

- 原田和明 (2018) 「第 12 章 対人援助職における刑事手続への関与のあり方」 刑事立法研究会編 『「司法と福祉の連携」の展開と課題』 現代人分社, 235-250.
- 東村知子 (2012) 「母親が語る障害のある人々の就労と自立—語りの形式とずれの分析」 『質的心理学研究』 11 (1), 136-155.
- 樋口耕一 (2020) 『社会調査のための軽量テキスト分析 [第 2 版] 内容分析の継承と発展を目指して』 株式会社ナカニシヤ出版.
- 平林 剛 (2020) 「第 1 章 債務整理と福祉的支援 01 はじめに」 弁護士とソーシャルワーカーの協働を考える会編 『福祉的アプローチで取り組む弁護士実務—依頼者のための債務整理と生活再建—』 第一法規, 2-8.
- 廣井いずみ (2009) 「被害者の司法参加により加害少年の面接は変わるのか」 『司法福祉学研究』 9, 45-56.
- 廣井亮一 (2004) 「I 司法福祉の基礎概念 1 司法福祉の特質」 村尾泰弘・廣井亮一編 『やわらかアカデミズム・<わかる>シリーズ よくわかる司法福祉』 ミネルヴァ書房, 2-3.
- 廣井亮一 (2007) 『司法臨床の方法』 金剛出版.
- 廣井亮一 (2012) 『司法臨床入門 (第 2 班) 家裁調査官のアプローチ』 日本評論社.
- 廣井亮一編 (2015) 『家裁調査官が見た現代の非行と家族 司法臨床の現場から』 創元社.
- 廣井亮一・中川利彦・児島達美・ほか (2019) 『心理職・援助職のための法と臨床—家族・学校・職場を支える基礎知識』 有斐閣.
- 日詰梨恵・逸村裕 (2010) 「CiNii 収録率から見たわが国の学術情報電子化の現状: 人文学 4 領域を対象に」 『中部図書館情報学会誌』 50, 19-36.
- Holter, I. M. and Schwartz-Barcott, D. (1993) Action research: what is it? How has it been used and how can it be used in nursing?, *Journal of Advanced Nursing*, 18, 298-304.
- 法務省 (2010) 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定の施行の状況に関する報告」  
(<http://www.moj.go.jp/content/000057972.pdf>, 2026.1.3).
- 法務省 (2011) 「更生保護を支える人々」  
([http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_hogo04.html#02](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo04.html#02), 2026.1.3).
- 法務省 (2017) 「薬物乱用対策推進地方本部全国会議配布資料 資料 5 (4/4)」  
([https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/iyakuhin/yakubutsura\\_nyou\\_taisaku/kaigi/zenkoku\\_h29/dl/s5-4.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakubutsura_nyou_taisaku/kaigi/zenkoku_h29/dl/s5-4.pdf), 2026.1.3).
- 法務省 (2020) 「全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧」  
([http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_kyousei16-03.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-03.html), 2026.1.3).
- 法務省保護局 (2013) 「社会復帰調整官パンフレット」  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000590183.pdf>, 2026.1.3).
- 法務省保護局観察課 (2016) 「保護観察における多機能連携」 『更生保護』 67 (9), 6-15.
- 法務省矯正局 (2006) 「監獄法から刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律へ」  
(<http://www.moj.go.jp/content/000057393.pdf>, 2026.1.3).
- 法令用語研究会編 (2012) 『有斐閣法律用語辞典 第 4 版』 有斐閣.

- Hughes D. S. and O'Neal B. C. (1983) A Survey of Current Forensic Social Work, Social Work, 32, 393-394.
- 一番ヶ瀬康子 (1994) 『一番ヶ瀬康子社会福祉著作集第一巻 社会福祉とは何か』労働旬報社.
- 一番ヶ瀬康子 (2007) 『新・社会福祉とは何か [第3版] -現代の社会福祉 I』ミネルヴァ書房.
- 一番ヶ瀬康子・大友信勝・日本社会事業学校連盟編 (1998) 『戦後社会福祉教育の五十年』ミネルヴァ書房.
- 一番ヶ瀬康子・高島進・高田真治・ほか編 (1999) 『講座 戦後社会福祉の総括と21世紀への展望1 総括と展望』ドメス出版.
- 飯田邦男 (2010) 「家裁の調査面接における『事実をとらえていく技術』」『司法福祉学研究』10, 74-93.
- 池田恵利子 (2019) 「3 実務における身上保護(身上監護)の考え方」『実践 成年後見』79, 26-32.
- 今村祥一 (2013) 「司法・矯正・保護機関における対応と処遇の実際-家庭裁判所の調査と審判の実際-」加藤博史・水藤昌彦編『司法福祉を学ぶ 総合的支援による人間回復への途』ミネルヴァ書房, 140-145.
- 稲村厚 (2016) 「民事司法における法律専門職と福祉分野の連携-発達障害事例からの考察」『司法福祉学研究』16, 35-48.
- 稲吉江美 (2017) 「3 (2) 司法ソーシャルワークの観点からみた法テラス利用の実情と課題 ~非法曹の副所長としての視点から~」『実践 成年後見』67, 30-39.
- 井上博道 (2001) 『裁かれる少年たち-少年審判と「改正」少年法-』大月書店.
- 岩間伸之 (2007) 「高齢者の尊厳と権利擁護-『積極的権利擁護』の推進に向けて-」『実践 成年後見』20, 4-11.
- 岩間伸之 (2011) 「成年後見制度と社会福祉-その接点から新たな可能性を探る」『大原社会問題研究所雑誌』627, 19-29.
- 岩田正美・田端光美・古川孝順編 (2013) 『一番ヶ瀬社会福祉論の再検討-生活権保障の視点とその広がり』ミネルヴァ書房.
- 伊豆丸剛史 (2014) 「刑事司法と福祉の連携に関する現状と課題について-長崎県地域生活定着センターの"実践"から見えてきたもの-」『犯罪社会学研究』39, 24-36.
- 神野潔・岡田順太・横大道聡編 (2022) 『法学概説』弘文堂.
- JST 社会技術研究開発センター・秋山弘子編 (2015) 『高齢者会のアクションリサーチ 新たなコミュニティ創りをめざして』東京大学出版会.
- 垣内佐智子 (2020) 「社会復帰調整官の専門性についての一考察-精神保健福祉士資格を有する社会復帰調整官の視座から-」『更生保護学研究』16, 3-14.
- 神垣一規・田中裕子・佐藤将太 (2024) 「支援を希望しない受刑者に対する理解と対応-刑務所に勤務する福祉職への調査を通して-」『関西国際大学研究紀要』25, 19-31.
- 上山泰 (2019) 「2 現行法における身上保護の内容と考え方」『実践 成年後見』79, 15-25.

- 加藤博史・水藤昌彦 (2013)『司法福祉を学ぶー総合的支援による人間回復への途ー』ミネルヴァ書房.
- 加藤幸雄 (2007)「9 司法と福祉 3 司法福祉の分野」仲村優一・一番ヶ瀬康子・右田紀久恵監修『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規出版, 1104-1107.
- 加藤幸雄 (2017)「第 1 章 司法福祉とは」日本司法福祉学会編『改訂新版 司法福祉』生活書院, 9-20.
- 加藤幸雄・野田正人・赤羽忠之編 (1994)『司法福祉の焦点ー少年司法分野を中心としてー』ミネルヴァ書房.
- 川向雅弘 (2015)「『親亡き後』の障害者の生活支援に関する考察ー横浜市障害者貢献的支援制度を手がかりにー」『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』13, 33-46.
- 川村匡由編 (2011)『シリーズ・21 世紀の社会福祉 18 司法福祉論ー更生保護と権利擁護・成年後見ー』ミネルヴァ書房.
- 河野喬・井川純一・道下整・ほか (2020)「地域生活定着支援センター従事者の労働環境ー離職意図, バーンアウト及び主観的報酬の関係に着目して」『司法福祉学研究』20, 12-29.
- 川廷宗之・藏野ともみ編 (2011)『現代の社会福祉士養成シリーズ 相談援助の理論と方法 I』久美.
- 木下大生 (2018)「第 6 章 司法と福祉の連携による福祉の司法化のリスクファクターとその影響に関する検討」刑事立法研究会編『「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人分社, 115-135.
- 孝橋正一 (2009)『全訂 社会事業の基本問題』ミネルヴァ書房.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2023)「日本の将来推計人口 令和 5 年推計ー令和 3 (2021) ~52 (2070) 年ー附:参考推計 令和 53 (2071) ~102 (2120) 年」([https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023\\_ReportALLc.pdf](https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_ReportALLc.pdf), 2026.1.3).
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2024)「日本の世帯数の将来推計 (全国推計) (令和 6 (2024) 年推計)ー令和 2 (2020) ~32 (2050) 年ー」([https://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2024/hprj2024\\_gaiyo\\_20240412.pdf](https://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2024/hprj2024_gaiyo_20240412.pdf), 2026.1.3).
- 小西加保留 (2018)「第 5 章意思決定支援の構造を知るための「事例研究」ーソーシャルワークの視点から 1 コミュニケーションによる信頼関係の構築」日本福祉大学権利擁護研究センター監修『権利擁護がわかる意思決定支援 法と福祉の協働』ミネルヴァ書房, 115-120.
- 厚生労働省 (2009)「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001501923.pdf>, 2026.1.3).
- 厚生労働省社会・援護局 (2008)「社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令等の関係政令及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令の制定について」(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei04.pdf>, 2026.1.3).
- 厚生労働省社会・援護局 (2025)「『地域強制社会のあり方検討会議』中間とりまとめ」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001499082.pdf>, 2026.1.3).

- 久保紘章・副田あけみ編 (2005)『ソーシャルワークの実践モデル 心理社会的アプローチからナラティブまで』川島書店.
- 熊田均 (2017)「高齢者・障害者法制の変遷と現状－弁護士のかかわり－」(2017.6.27 愛知県弁護士会研修会配布資料).
- 熊上崇 (2017)「矯正施設から対処した障害を持つ人への地域生活定着支援」『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』5, 19-36.
- 桑原洋子 (1999)「仏教司法福祉論構築に向けての試論」桑原洋子編『仏教司法福祉実践試論－現代家族の危機に応える－』信山社, 3-19.
- 桑原行恵 (2016)「刑務所から地域へ－刑務所を終の棲家にしたために－」『刑政』127 (11), 32-40.
- Lewin, Kurt, K. (1948) Resolving Social Conflicts: Selected Papers on Group Dynamics, New York: Harper. (=1977, 末永俊郎訳『社会的葛藤の解決－グループ・ダイナミックス論文集』東京創元社.)
- 正木恵子 (2008)「福祉的なケアを必要とする人を支えていくためのネットワークについて」『司法福祉学研究』4, 16-23.
- Maschi T. and Leibowitz G. S. eds. (2018) Forensic Social Work: Psychosocial and Legal Issues Across Diverse Populations and Settings (Second Edition), Springer Publishing Company.
- Maslow, A. H. (1970) Motivation and Personality, Second Edition, Harper & Row. (=1987, 小口忠彦訳『改訂新版 人間性の心理学－モチベーションとパーソナリティ－』産業能率大学出版部.)
- 松村祥子 (2013)「第4章 社会福祉の生活理論」岩田正美・田端光美・古川孝順編『一番ヶ瀬社会福祉論の再検討－生活権保障の視点とその広がり』ミネルヴァ書房, 85-96.
- 松永美弥 (2018)「刑務所内の福祉支援の現状と課題」『社会福祉研究』131, 38-57.
- McLeod D. A., Natale A. P. and Mapson K. W. eds. (2024) Handbook of Forensic Social Work: Theory, Policy, and Fields of Practice, Oxford University Press.
- 三澤孝夫 (2009)「精神保健参与員の役割はいかにあるべきか－医療観察法における審判の変遷と精神保健参与員の役割について (特集 心神喪失者等医療観察法の改正をめぐって)－ (人的資源)」『臨床精神医学』38 (5), 687-691.
- 宮田千佳子 (2022)「法律事務所における社会福祉実践の現状と担い手の専門性に関する研究」日本福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻 2021 年度修士論文.
- 宮田千佳子 (2024)「法律事務所における社会福祉業務の現状と課題－愛知県内の法律事務所へのアンケート調査から－」『中部社会福祉学研究』15, 57-67.
- 宮田千佳子 (2025)「司法福祉研究の動向に関する研究－民事司法の位置づけに焦点を当てて－」『社会福祉学』66 (2), 1-16.
- 水藤昌彦 (2016)「近年の刑事司法と福祉の連携にみるリスクとセキュリティー福祉機関が「司法化」するメカニズム－」『犯罪社会学研究』41, 47-61.
- 水藤昌彦 (2024)「知的障害のある犯罪行為者の社会復帰の現状と課題－地域生活定着支援センターの活動を中心に」『法律時報』96 (3), 36-40.

- 水藤昌彦 (2025) 「第 1 章 司法福祉の概念・定義と領域」日本司法福祉学会編『司法福祉 全面改訂版』生活書院, 25-44.
- 毛利真弓 (2024) 「動的保安に占める心理および社会福祉専門職の役割」『社会福祉研究』 151, 53-62.
- 森長秀編 (2017) 『社会福祉士シリーズ 20 更生保護制度 (第 3 版)』弘文堂.
- 森優一 (2018) 「法テラスにおける福祉との連携の取り組みと今後の展望－地域連携のネットワークへの参画をめざして」『月刊福祉』 101 (8), 34-37.
- 森久智江 (2018) 「第 24 章 地域生活定着支援センターの課題と今後」刑事立法研究会編『「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人分社, 479-500.
- Mullen, P. E. (2000) Forensic mental health, *British Journal of Psychiatry*, 176, 307-311.
- 村尾泰弘・廣井亮一編 (2004) 『やわらかアカデミズム・<わかる>シリーズ よくわかる 司法福祉』ミネルヴァ書房.
- 村山勇輔 (2015) 『司法ソーシャルワーク』と権利擁護』『臨床法務研究』 15, 89-106.
- 長野裕明 (2022) 「福祉的支援の現場から～宮崎刑務所福祉士カンファレンス～」『刑政』 133 (5), 124-130.
- 永野仁美・大橋真由美・笠原千枝・ほか (2024) 『ソーシャルワーカーのための法学入門－権利擁護の担い手となるために』有斐閣.
- 内閣府 (2021) 「令和 7 年版高齢社会白書」([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf_index.html), 2026.1.3).
- 中村秀郷 (2015) 「第 8 章 更生保護の現場から」伊藤富士江編『司法福祉入門 第 2 版 <増補>－非行・犯罪への対応と被害者支援』ぎょうせい, 237-273.
- 中村秀郷 (2018a) 「保護観察官が犯罪者処遇ソーシャルワーク実践で直面する心理的ストレス－保護観察所の保護観察官へのインタビュー調査から－」『社会福祉学』 59 (2), 52-65.
- 中村秀郷 (2018b) 「罪を犯した高齢者・障がい者のソーシャルワーク実践で直面する困難性－地域生活定着支援センター職員へのインタビュー調査から」『司法福祉学研究』 18, 79-95.
- 中村秀郷 (2019) 「保護観察官がソーシャルワークで直面する困難性への対処プロセスに関する一考察－保護観察所の保護観察官へのインタビュー調査から－」『社会福祉学』 60 (1), 75-88.
- 中村秀郷 (2020a) 「司法精神保健福祉領域のソーシャルワークで直面する困難性－心神喪失者等医療観察制度における社会復帰調整官へのインタビュー調査から－」『社会福祉学』 60 (4), 68-81.
- 中村秀郷 (2020b) 「罪を犯した高齢者・障がい者ソーシャルワークで直面する困難性対処に関する研究－地域生活定着支援センター職員へのインタビュー調査から」『司法福祉学研究』 20, 60-61.
- 中村秀郷 (2021a) 「矯正施設における高齢者・障がい者ソーシャルワークで直面する困難性－刑事施設, 少年院のソーシャルワーカーへのインタビュー調査から－」『人間福祉学会誌』 20 (1), 1-9.

- 中村秀郷 (2021b) 「司法精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの困難性対処に関する一考察－社会復帰調整官が医療観察制度のソーシャルワークで直面する困難性への対処プロセス－」『更生保護学研究』19, 14-25.
- 日本社会福祉士会 (2009) 「刑余者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動の可能性についての基礎的研究事業報告書」  
(<https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/documents/2008/keiyo.pdf>, 2026.1.3).
- 日本司法福祉学会編 (2017) 『改訂新版 司法福祉』生活書院.
- 日本司法支援センター法テラス(2025) 「公式ホームページ」  
(<https://www.houterasu.or.jp/index.html>, 2026.1.3).
- 二宮利治 (2015) 『日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究』平成 26 年度 総括・分担研究報告書, 九州大学大学院医学研究院附属総合コホートセンター.
- 西尾史恵 (2015) 「岡山大学法科大学院修士生 (後見専従弁護士) からの実務報告」『臨床法務研究』15, 81-88.
- 野田正人 (1994) 「第 3 編 司法福祉の実務的諸課題 第 1 章 家庭裁判所における調査と援助」加藤幸雄・野田正人・赤羽忠之編『司法福祉の焦点－少年司法分野を中心として－』ミネルヴァ書房, 182-199.
- 野田正人 (2004) 「IX 司法福祉の課題と展望 3 司法福祉の課題」村尾泰弘・廣井亮一編『やわらかアカデミズム・<わかる>シリーズ よくわかる司法福祉』ミネルヴァ書房, 212-213.
- 野田正人 (2017) 「第 13 章 司法福祉の担い手」日本司法福祉学会編『改訂新版 司法福祉』生活書院, 190-199.
- 小賀野晶一 (2021) 「1 成年後見人に求められる資質～民法の規定と後見事務ガイドラインを踏まえて～」『実践 成年後見』92, 14-22.
- 大口善徳・高木美智代・田村憲久・ほか (2016) 『ハンドブック 成年後見 2 法－成年後見制度利用促進法, 民法及び家事事件手続法改正法の解説－』創英社/三省堂書店.
- 岡村重夫 (1983) 『社会福祉原論』全国社会福祉協議会.
- 太田晃弘 (2013) 「司法ソーシャルワークとは何か」『法律のひろば』66 (3), 21-26.
- 大谷京子 (2012) 『ソーシャルワーク関係 ソーシャルワーカーと精神障害当事者』相川書房.
- 大谷京子 (2020) 「春季大会シンポジウム ソーシャルワークの価値再考－『個人の尊厳』の根拠をどこに求めるか－」『社会福祉学』60 (4), 96-99.
- 大塚桃子 (2022) 「矯正施設を出所した障害者に対するソーシャルワーク実践の展開－地域生活定着支援センター職員へのインタビュー調査から－」『社会福祉学』63, 41-55.
- 朴姫淑 (2018) 「第 13 章 刑務所におけるソーシャルワークの制約と可能性 社会福祉士及び精神保健福祉士の経験から」刑事立法研究会編『「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人分社, 251-268.
- Riffe Daniel (2013) Analyzing Media Messages: Using Quantitative Content Analysis in Research, Routledge Communication. (=2018, 日野愛郎監訳『内容分析の進め方－メディア・メッセージを読み解く』勁草書房.)

- Roberts A. R. and Brownell P. (1999) A Century of Forensic Social Work: Bridging the Past to the Present, *Social Work*, 44, 359-369.
- 最高裁判所 (2025) 「成年後見関係事件の概況－令和 6 年 1 月～12 月－」  
(<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/20250313koukengaikyou-r6.pdf>, 2026.1.3).
- 齋藤知子 (2015) 「裁判記録等を用いた児童虐待死の事例検討について」『司法福祉学研究』15, 61-82.
- 坂野剛崇 (2009) 「家庭裁判所調査官補の実習過程の分析」『司法福祉学研究』9, 27-44.
- 真田是 (1982) 「I 現代社会と社会福祉」真田是編『現代日本の社会福祉』法律文化社, 3-35.
- 佐藤伸隆 (2017) 「司法専門職と福祉専門職をはじめ異なる専門職の連携, 協働を実現するための要素－岡山における権利擁護支援ネットワーク形成過程をもとに－」『新見公立大学紀要』38, 103-115.
- 佐藤彰一 (2018) 「第 2 章 権利擁護とは何か 意思決定支援とは何か」日本福祉大学権利擁護研究センター監修『権利擁護がわかる意思決定支援 法と福祉の協働』ミネルヴァ書房, 1-40.
- 佐藤彰一 (2023) 「当事者の意見表明と意思決定の課題」『人間福祉学研究』16 (1), 63-78.
- 佐藤園美 (2006) 「触法精神障害者の地域処遇－『社会復帰調整官』の役割についての一考察－」『長野大学紀要』27 (4), 6-16.
- 瀬川晃 (1987) 「保護観察官制度の現実と問題点」『同志社法學』39, 357-388.
- 社会福祉士養成講座編集委員会編 (2017) 『新・社会福祉士養成講座 20 更生保護制度第 4 版』中央法規出版.
- 島谷綾郁 (2019) 「刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題とあるべき姿についての研究」『敬心・研究ジャーナル』3 (1), 125-134.
- 篠崎ひかる (2020) 「刑事司法システムの対象となった高齢者の地域生活を見据えた支援の展開と課題－支援者へのインタビュー調査から－」『社会福祉学』16 (3), 87-100.
- 副田あけみ (2005) 「第 8 章 ジェネラリスト・アプローチ」久保紘章・副田あけみ編『ソーシャルワークの実践モデル 心理社会的アプローチからナラティブまで』川島書店, 135-157.
- 総務省統計局 (2021) 「令和 2 年国勢調査 人口等基本集計結果 結果の概要」  
([https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/outline\\_01.pdf](https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/outline_01.pdf), 2026.1.3).
- 総務省統計局 (2025) 「人口推計－2025 年 (令和 7 年) 8 月報」  
(<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/202508.pdf>, 2026.1.3).
- 鈴木啓文 (2017) 「2 法テラスの実績と今後の展開」『実践 成年後見』67, 14-23.
- 田畑賢太 (2016) 「刑事施設における特別調整等の福祉的支援の現状について」『刑政』127 (11), 12-20.
- 田部宏行 (2011) 「成年被後見人等の多問題生活に対するソーシャルワーカーと司法書士の共同支援－成年後見計画等の検討を通して」『司法福祉学研究』11, 23-38.
- 田中千枝子 (2013) 『保健医療ソーシャルワーク論』勁草書房.

- 田中成明 (2023) 『法学入門〔第3版〕』有斐閣.
- 田中結香・望月宗一郎・渡邊隆文・ほか (2018) 「司法ソーシャルワーク推進に向けた地域包括支援センター職員と弁護士・司法書士の連携に対する認識」『健康科学大学紀要』14, 5-15.
- 戸井宏紀 (2024) 「刑事司法におけるソーシャルワーカー」『法律時報』96 (3), 11-15.
- 筒井真優美編 (2010) 『研究と実践をつなぐ アクションリサーチ入門 看護の新たなステージへ』ライフサポート社.
- 鵜飼マリ子 (2024) 「医療刑務所における福祉専門職の役割と連携の実際－社会に視点を置くことの重要性－」『社会福祉研究』151, 44-52.
- 浦崎寛泰 (2020) 「第1章 債務整理と福祉的支援 05 弁護士とソーシャルワーカーの協働の実践事例～「風テラス」の現場から」弁護士とソーシャルワーカーの協働を考える会編『福祉的アプローチで取り組む弁護士実務－依頼者のための債務整理と生活再建－』第一法規, 30-40.
- 我妻榮 (2023) 『民法 第11版』勁草書房.
- 若狭広直 (2010) 「刑事施設におけるソーシャルワークの可能性について」『司法福祉学研究』10, 169-185.
- 和気純子 (2005) 「第11章 エンパワメント・アプローチ」久保絃章・副田あけみ編『ソーシャルワークの実践モデル』川島書店, 205-226.
- 鷺野明美 (2018) 「矯正におけるソーシャルワークの現状と課題～矯正の福祉職に対するアンケート調査の結果から～」『刑政』129 (8), 12-23.
- 鷺野明美 (2020) 『刑事政策におけるソーシャルワークの有効性－高齢者犯罪への対応に関する日独比較研究』中央経済社.
- 鷺野明美・渡邊隆文・中村秀郷 (2020) 「保護観察所におけるソーシャルワークの現状と課題」『司法福祉学研究』20, 30-41.
- 山口幸男 (1994) 「第1編 司法福祉の展開 第1章 司法福祉の発展」加藤幸雄・野田正人・赤羽忠之編『司法福祉の焦点－少年司法分野を中心として－』ミネルヴァ書房, 2-17.
- 山口幸男 (2005) 『司法福祉論 増補版』ミネルヴァ書房.
- 山野目章夫編 (2018) 『新注釈民法 (1)』有斐閣.
- Yin, Robert K. (1994) Case Study Research: Design and Methods, Second Edition, Sage Publications. (=2011, 近藤公彦訳『新装版 ケース・スタディの方法 第2版』千倉書房.)
- 吉田富二雄編 (2001) 『心理測定尺度集Ⅱ 人間と社会のつながりをとらえる＜対人関係・価値観＞』サイエンス社.
- 吉田研一郎 (2014) 「更生保護法施行前後における保護観察実務の動向と今後の展望－成人の保護観察を中心に－」『犯罪社会学研究』39, 7-23.
- 湯原悦子 (2016) 「司法福祉学会大会における研究内容の変遷」『日本司法福祉学会第17回大会 (こうべ大会) 抄録集』[甲南大学].
- 湯原悦子 (2017) 「第11章 権利擁護, 家事事件と司法福祉」日本司法福祉学会編『改訂新版 司法福祉』生活書院, 160-172.

湯原悦子（2017）『介護殺人の予防－介護者支援の視点から－』クレス出版.

湯原悦子・平野隆之・上田晴男・ほか（2013）「第6分科会 権利擁護の領域における司法福祉実践」『司法福祉学研究』13, 221-228.

## 付録

(付録1 調査①の質問紙の様式)

### アンケート調査票①

貴方が所属されている事務所についてお尋ねします。  
以下の質問について、あてはまる方にチェックを入れてください。

令和 年 月 日

事務所名

御回答者名

#### 【質問】

「貴事務所では、社会福祉業務※を行っていますか？」

【回答】(該当するほうの□にチェックを入れてください。)

はい → 裏ページの質問にご回答ください

いいえ → これでアンケートは終了となります。

※ 本アンケートでは、社会福祉業務について、「児童、母子、心身障害者、高齢者など、社会生活を送る上で配慮を必要とする人々を対象に行う福祉や医療に関する支援業務」とお考えください。

#### 回答送付先

本紙を FAX (熊田法律事務所) : 052-961-8624 までご送付いただくか  
同封の返信用封筒 (切手不要) にてご返送ください。

ご協力ありがとうございました。

**質問** 貴事務所では、以下の事件において、社会福祉業務を行っていますか？  
 その場合、事務員が関与されていますか？  
 「はい」の場合は、□にチェックを入れてください。

番号	事件の種類	社会福祉業務を 行っている	事務員が 関与している	
1	民事事件	債務整理・破産	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2		遺言、死後事務、生前贈与	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3		民事信託	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4		その他 (具体的にお書きください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	家事事件	結婚、離婚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6		相続	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7		親権（停止、喪失を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8		虐待（高齢者・障害者）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9		虐待（子ども）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10		成年後見	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11		未成年後見	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12		その他 (具体的にお書きください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	刑事事件	成人事件	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14		少年事件	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15		その他 (具体的にお書きください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	ホームロイヤー、その他 (具体的にお書きください)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

ご協力ありがとうございました。

(付録2 調査②の質問紙の様式)

アンケート調査票②

【アンケートの趣旨】

本アンケートは、法律事務所で働く事務員または福祉専門職が、どのような社会福祉業務（本アンケートでは、社会福祉業務について、「児童、母子、心身障害者、高齢者など、社会生活を送る上で配慮を必要とする人々を対象に行う福祉や医療に関する支援業務」とお考えください）に携わり、業務に取り組む中で自身のアイデンティティや専門性をどのように捉えているのかを明らかにする目的で行います。この趣旨をご理解頂き、率直にありのままのお考えをご回答ください。

質問はQ1～Q7まであります。

ご記入頂きましたら、4月16日までにFAX（052-961-8624）か同封の返信用封筒（切手不要）にてご送付くださいますようお願いいたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

事務所名	
お名前	
連絡先（メールアドレス）	
記入日	

Q1.あなたご自身のことについてお聞きします。該当するものに✓(チェック)あるいは記入をお願いします。

1 性別 該当するものの□に✓(チェック)を入れてください。

- ①男性  
 ②女性  
 ③その他

2 年齢

( ) 歳

3 最終学歴 該当するものの□に✓(チェック)を入れてご記入ください。

- ①高校 ( ) 科  
 ②専門学校 ( ) 科  
 ③短大 ( ) 学部 ( ) 科  
 ④大学 ( ) 学部 ( ) 科  
 ⑤大学院 ( ) 科 ( ) 専攻  
 ⑥その他 ( )

4 取得資格 該当するものの□に✓(チェック)を入れてください。

- ①社会福祉士  
 ②精神保健福祉士  
 ③その他 ( )  
 ④なし

5 あなたは今の仕事に就く以前に医療・福祉・介護の分野での経歴はありますか。

該当するものの□に✓(チェック)を入れてご記入ください。

- ①ある 職種 ( ) 経験年数 ( ) 年  
 ②ない

**Q2.あなたの現在の就労状況についてお聞きします。該当するものにチェックあるいは記入をお願いします。**

1 現在の就労形態を教えてください。

該当するものの□に✓(チェック)を入れてください。

- ①正規職員
- ②非正規職員
- ③派遣職員

2 現在の就労先での就労年数を教えてください。

該当するものの□に✓(チェック)を入れてください。

- ①1年未満
- ②1～3年未満
- ③3～5年未満
- ④5～10年未満
- ⑤10年以上

3 法律事務所事務員としての経験年数を教えてください。

該当するものの□に✓(チェック)を入れてください。

- ①1年未満
- ②1～3年未満
- ③3～5年未満
- ④5～10年未満
- ⑤10年以上

4 現在の法律事務所に所属する弁護士の人数を教えてください。

(                      ) 人

5 現在の法律事務所で働いている事務員の人数を教えてください。

(                      ) 人

Q3.あなたの仕事についてお聞きします。以下のあてはまる数字に○をつけてください。

(「1.やっている、2.まあまあやっている、3.あまりやらない、4.やらない」のいずれかを選択)

番号	事件の種類	あなたが行う、あるいは関与している内容	あてはまる数字に○をつけてください			
			1	2	3	4
1	民事事件 債務整理 破産	本人の財産管理の方法を一緒に考える	1	2	3	4
2		本人の生活再建	1	2	3	4
3		本人の住まいの確保	1	2	3	4
4		本人の就労支援	1	2	3	4
5		本人の福祉制度・サービス利用手続き	1	2	3	4
6		本人の生活の相談にのったり支援する	1	2	3	4
7	遺言 死後事務 生前贈与	本人の希望の聞き取り	1	2	3	4
8		本人の終末期の過ごし方、葬儀・埋葬の方法、身の回りの品の整理・処分の方法の聞き取り	1	2	3	4
9		本人のエンディングノートの作成	1	2	3	4
10		本人の任意後見制度利用支援	1	2	3	4
11		本人の生活の相談にのったり支援する	1	2	3	4
12	民事信託	本人や家族の意向の聞き取り	1	2	3	4
13		成年後見制度や任意後見制度の利用支援	1	2	3	4
14		信託設計に関連した身上監護の方法の聞き取りや福祉制度/サービスの利用手続き	1	2	3	4
15		本人や家族の終末期の過ごし方、葬儀・埋葬の方法、身の回りの品の整理・処分の方法について聞き取り	1	2	3	4
16		本人のエンディングノートの作成	1	2	3	4
17		本人の生活の相談にのったり支援する	1	2	3	4
	その他、行っている業務があれば、具体的にお書きください。					

18	家事事件	結婚 離婚	本人や家族の支援	生活上の相談	1	2	3	4		
19				住まいの確保	1	2	3	4		
20				就労	1	2	3	4		
21				福祉制度/サービス利用手続	1	2	3	4		
22	相続		相続人やその家族の福祉制度/サービス利用手続	1	2	3	4			
23			相続人やその家族の生活の相談に乗ったり支援する	1	2	3	4			
24	親権		本人と子どもの生活の場を整える	1	2	3	4			
25			本人や子どもの生活の相談にのったり支援する	1	2	3	4			
26	虐待（高齢者・障害者）		関係機関との連携	1	2	3	4			
27			福祉制度/サービスの利用手続	1	2	3	4			
28	虐待（子ども）		関係機関との連携	1	2	3	4			
29			福祉制度/サービスの利用手続	1	2	3	4			
30	成年後見		本人やその家族等への制度の説明	1	2	3	4			
31			本人やその家族の意向や状況の聞き取り、申立書の作成	1	2	3	4			
32			公正証書の作成	1	2	3	4			
33			申立時の受理面接への同席	1	2	3	4			
34			後見等事務（財産管理）	1	2	3	4			
35			後見等事務（身上監護）	1	2	3	4			
36			被後見人等に定期的に面会する	1	2	3	4			
37			被後見人等の住まいの確保	1	2	3	4			
38			被後見人等の通院や入院の手続きや対応	1	2	3	4			
39			被後見人等の福祉制度/サービスの利用手続	1	2	3	4			
40			被後見人等の自宅の維持・管理	1	2	3	4			
41			被後見人等の家族や福祉関係者等と定期的に会って話し合う	1	2	3	4			
42			被後見人等の家族や福祉関係者等に、定期的に電話で状況確認をする	1	2	3	4			
43			被後見人等のケース検討会議への出席	1	2	3	4			
44			定期報告書の作成	1	2	3	4			
45			被後見人等の死後の諸手続	1	2	3	4			
46			未成年後見		本人や関係者等への制度の説明	1	2	3	4	
47					本人や関係者等の意向や状況の聞き取り、申立書の作成	1	2	3	4	
48					後見等事務（財産管理）	1	2	3	4	
49					後見等事務（養育）	1	2	3	4	
50	未成年である子等に定期的に面会する	1			2	3	4			
51	未成年である子等の学校、進路に冠する相談にのる	1			2	3	4			
52	未成年である子等の住まいの確保	1			2	3	4			
53	未成年である子等の通院や入院の手続きや対応	1			2	3	4			
54	未成年である子等の福祉制度/サービスの利用手続	1			2	3	4			
55	未成年である子等の自宅の維持・管理	1			2	3	4			
56	未成年である子や福祉関係者等と定期的に会って話し合う	1			2	3	4			
57	未成年である子や福祉関係者等に、定期的に電話で状況確認をする	1			2	3	4			
58	未成年である子のケース検討会議への出席	1			2	3	4			
59	定期報告書の作成	1			2	3	4			
60	被後見人等の死後の諸手続	1			2	3	4			
	その他、行っている業務があれば、具体的にお書きください。									

61	刑事事件	成人	不起訴、減刑となるための更生支援計画の作成 ※更生支援計画とは、被疑者・被告人となった障害のある方の障害特性を踏まえた上で、その方が同じ行為を繰り返さないために望ましいと考えられる生活環境や関係性、必要な支援内容について具体的に提案するもの	1	2	3	4	
62			犯罪被害者や家族の支援	住まいの確保	1	2	3	4
63				就労	1	2	3	4
64				福祉制度/サービス利用手続	1	2	3	4
65				その他	1	2	3	4
66			犯罪加害者や家族の支援	住まいの確保	1	2	3	4
67				就労	1	2	3	4
68				福祉制度/サービス利用手続	1	2	3	4
69				その他	1	2	3	4
70			犯罪が生じる要因に働きかけ、克服に向けた支援		1	2	3	4
71	少年	非行・犯罪少年の支援	福祉制度/サービス利用手続	1	2	3	4	
72			住まいの確保	1	2	3	4	
73			進学・学校	1	2	3	4	
74			就労	1	2	3	4	
75			友人関係	1	2	3	4	
76		親（保護者）の支援	悩み相談	1	2	3	4	
77			福祉制度/サービス利用手続	1	2	3	4	
78			住まいの確保	1	2	3	4	
79			就労	1	2	3	4	
80			犯罪が生じる要因に働きかけ、克服に向けた支援を行う		1	2	3	4
	その他、行っている業務があれば、具体的にお書きください。							
81	ホームロイヤー	本人の希望の聞き取り		1	2	3	4	
82		本人の終末期の過ごし方、葬儀・埋葬の方法、身の回りの品の整理・処分の方法について聞き取り		1	2	3	4	
83		本人のエンディングノートの作成		1	2	3	4	
84		本人の成年後見制度や任意後見制度の利用手続き		1	2	3	4	
85		本人の福祉制度/サービス利用手続き		1	2	3	4	
86		本人の生活の相談にのったり支援する		1	2	3	4	
		その他、行っている業務があれば、具体的にお書きください。						

Q4. 以下の文章を読んで、あなたの気持ちに最も近いものの□に✓(チェック)をいれてください。

「自分は、この法律事務所社会福祉業務を担っている」

①そう思う  ②ややそう思う  ③あまりそう思わない  ④そう思わない

→①②③④のどちらかにチェックをつけた方はQ5、Q6、Q7にご回答をお願いします。

③あまりそう思わない、④そう思わないのどちらかにチェックをつけた方はQ7のみご回答をお願いします。

Q5. Q4で①②のどちらかにチェックをした方にお聞きます。

以下に、一般的な社会福祉業務のプロセスについて記載しております。

以下の項目について、「はい」の時は□をクリックして✓(チェック)をいれてください。

番号	内 容	実際に行っているもの	自分が行う業務として重要だと感じているもの	
1	インテーク (相談受付時)	傾聴（五感を使いながら依頼者の話を聴き、観察し、理解しようとする）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2		共感（依頼者の感情に寄り添うこと）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3		受容（依頼者の良い面も悪い面もありのまま受け止め、それを理解しようとする）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4		信頼関係の構築	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5		相談内容の整理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6		相談内容の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7		スクリーニング（事務所での支援の対象となるか否かの判断）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8		事務所の支援機能の説明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9		支援継続の意思確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10		他機関を紹介	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11		他機関との連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12		プライバシーへの配慮	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13		緊急性の判断	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14		アウトリーチ（地域での行事や会議に参加）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	アセスメント (集めた情報を整理・分析し、問題の本質や改善策の方向性を決める)	情報収集	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16		情報の整理・分析	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17		記録する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18		家族関係図や社会関係図の作成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19		観察する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20		ストレングス（強さや長所、能力や可能性）に着目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21		自己決定を促す	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22		支援の最終目的の設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23		達成すべき課題の設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24		説明と同意（インフォームドコンセント）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

15	アセスメント (集めた情報を整理・分析し、問題の本質や改善策の方向性を決める)	情報収集	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16		情報の整理・分析	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17		記録する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18		家族関係図や社会関係図の作成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19		観察する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20		ストレングス（強さや長所、能力や可能性）に着目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21		自己決定を促す	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22		支援の最終目的の設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23		達成すべき課題の設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	説明と同意（インフォームドコンセント）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25	プランニング (支援計画)	依頼者との共同作業(ともに考え決める)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26		解決すべき問題の見極め	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27		優先順位の決定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28		長期・短期の援助目標の設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29		5W1H（いつ、どこで、誰が、どれを、どのように）を決定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30		関係者間の調整・コミュニケーション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31		関係者、関係機関との協力ネットワークづくり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	関係者間で共通理解をもつ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
33	インターベンション (支援の実施・介入)	機関や関係者との連絡調整（ケアマネジメント）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34		依頼者とのかかわり（定期面談等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35		エンパワメント（弱った依頼者が本来もつ様々な力を引き出し、取り戻させること）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36		提案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37		福祉関係機関との連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38		緊急介入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39		社会資源（支援する上で、活用される機関や施設、資金や物資、法律や制度、支援者の知識等の総称）の開拓	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40		行政への働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
41		依頼者の家族や親族への働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
42		権利擁護（アドボカシー）（依頼者の権利を保障するために組織や制度の改善・検討を周囲に働きかけていくこと）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
43		各種手続きの代行や申請支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
44		ケース検討会議の開催、参加	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
45	記録する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
46	モニタリング (経過観察)	支援過程での新たな困難や問題の発見	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
47		問題解決の状況の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
48		新たに利用すべき社会資源（人・機関）の情報収集	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
49		自身の支援のふりかえりや評価	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50	エバリュエーション (支援の終結・評価)	問題の解決状況の評価	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
51		依頼者に支援の終了の提案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
52		今後の利用できる機関や支援の確認、情報提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
53		支援終了にあたっての事務手続き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
54		再依頼の方法の説明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
55	アフターケア	支援終了後も定期的に状況を聞く	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
56		関係者に見守りや声かけをする	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
57		継続的な相談相手になる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q6. 以下の項目について、あなたの考えに一致する数字に○をつけてください。

(「1.そう思う、2.ややそう思う、3.あまりそう思わない、4.そう思わない」のいずれかを選択)

番号	内 容	あてはまる数字に ○をつけてください			
		1	2	3	4
1	自分の役割が不明確	1	2	3	4
2	自分の業務範囲が不明確(事務員としての補助業務と福祉職としての社会福祉業務等)	1	2	3	4
3	自分の知識や経験が不足している	1	2	3	4
4	自分の専門性がよくわからない	1	2	3	4
5	自分の行う社会福祉業務に自信が持てない(これでよいのか不安を感じる)	1	2	3	4
6	自分の行う社会福祉業務に弁護士の理解が不足している	1	2	3	4
7	自分の行う社会福祉業務に弁護士の協力が不足している	1	2	3	4
8	自分の行う社会福祉業務に対して他の事務員の理解が不足している	1	2	3	4
9	社会福祉業務を行う際に、なんらかの制限がある	1	2	3	4
10	社会福祉業務を行う際に、思うとおりにできないことがある	1	2	3	4
11	時間が足りない、業務量が多い	1	2	3	4
12	困ったときに相談できる人がいない	1	2	3	4
13	わからないときに教えてくれる人がいない	1	2	3	4
14	自分の役割や業務について、周囲の認知度が低い	1	2	3	4
15	自分の役割や業務について、周囲の理解が不足している	1	2	3	4
16	勤務先において、自分と同じ役割や業務を担う人員が不足している	1	2	3	4
17	福祉専門職としてやりたい社会福祉業務ができない	1	2	3	4
18	本人が必要とする支援ができない	1	2	3	4
19	犯罪やトラブルを未然に防ぐ支援が十分にできていない	1	2	3	4

Q7. あなたが仕事全般についてもっている意識についてお聞きします。項目を読んで、あなた自身にあてはまるものを【選択①】と【選択②】の各選択肢からあてはまる数字に○をつけてください。  
【選択①】と【選択②】にはそれぞれ次のような選択肢があります。

【選択①】  $\xrightarrow{\text{(ので 又は けれども)}}$  【選択②】

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1. そう思う           | 1. 私としては満足できる     |
| 2. どちらかといえばそう思う   | 2. 私としてはまあまあ満足できる |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 3. 私としてはやや不満足である  |
| 4. そう思わない         | 4. 私としては不満足である    |

番号	項目	選択①				選択②				
		1	2	3	4	1	2	3	4	
(1)	職務内容	私は今の仕事に興味をもっている	1	2	3	4	1	2	3	4
(2)		私は仕事を通じて全体として成長した	1	2	3	4	1	2	3	4
(3)		私はこの職場に勤めていることを誇らしく思う	1	2	3	4	1	2	3	4
(4)		今の仕事は私に適している	1	2	3	4	1	2	3	4
(5)		社外の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている	1	2	3	4	1	2	3	4
(6)		私の仕事は「やりがいのある仕事をした」という感じが得られる	1	2	3	4	1	2	3	4
(7)		私は職場のみんなに認められている	1	2	3	4	1	2	3	4
(8)		私はこの職場にいて、着実な人生設計がたてられる	1	2	3	4	1	2	3	4
(1)	職場環境	私の職場ではみんなの意見や要望がとりあげられている	1	2	3	4	1	2	3	4
(2)		私の職場では、昇進や昇格は公平に行われる	1	2	3	4	1	2	3	4
(3)		私の職場では各部門の協力体制がうまくできている	1	2	3	4	1	2	3	4
(4)		私の職場の上司は上司として仕事にあかるい	1	2	3	4	1	2	3	4
(5)		私の職場では、休憩時間は自分の思うように利用することができる	1	2	3	4	1	2	3	4
(6)		私の職場はみんなの福利厚生に努力している	1	2	3	4	1	2	3	4
(7)		私の職場では事業計画や職場の発展の様子を従業員に知らせてくれる	1	2	3	4	1	2	3	4
(8)		残業もふくめて今の労働時間は適当だと思う	1	2	3	4	1	2	3	4

(1)	給与	私の給料だけでどうやら暮らせる	1	2	3	4	1	2	3	4
(2)		私の仕事の成果と給与は釣り合いがとれている	1	2	3	4	1	2	3	4
(3)		私の給与は私の年齢、地位にふさわしい	1	2	3	4	1	2	3	4
(4)		私の生活に必要なものを確保するために現在の収入は足りている	1	2	3	4	1	2	3	4
(5)		私の給与は私が会社にする貢献に見合っている	1	2	3	4	1	2	3	4
(6)		私の給与は同僚と比べてみて公平である	1	2	3	4	1	2	3	4
(1)	人間関係	私と依頼者との間には信頼関係が成り立っている	1	2	3	4	1	2	3	4
(2)		私と私の上司（弁護士）の間には適切な距離がたもたれている	1	2	3	4	1	2	3	4
(3)		私の上司（弁護士）は仕事以外の個人的な事で相談にのってくれる	1	2	3	4	1	2	3	4
(4)		私の職場の人間関係はよい	1	2	3	4	1	2	3	4
(5)		私の同僚は仕事以外の個人的な事で相談にのってくれる	1	2	3	4	1	2	3	4
(6)		私の職場のチームワークはよい	1	2	3	4	1	2	3	4
(7)		私は、私のする仕事について依頼者から感謝されている	1	2	3	4	1	2	3	4
(8)		私と同僚の間には適切な距離が保たれている	1	2	3	4	1	2	3	4
(9)		私の上司（弁護士）は、仕事における指導監督ぶりが適切である	1	2	3	4	1	2	3	4
(10)		私の同僚は仕事のうえで協力的である	1	2	3	4	1	2	3	4

全体を通してのご意見がありましたら自由にご記入ください。

**回答送付先**

本回答書は、FAX（052-961-8624）または同封の返信用封筒（切手不要）にてご送付ください。

お忙しいところ、ご協力誠にありがとうございました。

(付録3 各事件項目へのコメント)

	事件の種類	コメント	
1	民事事件	債務整理・破産	
2		遺言, 死後事務 生前贈与	
3		民事信託	
4		その他	
5	家事事件	結婚, 離婚	
6		相続	
7		親権	
8		虐待	
9		虐待 (子ども)	
10		成年後見	
11		未成年後見	
12		その他	
13		刑事事件	成人事件
14			少年事件
15	その他		
16	ホームロイヤー, その他		